



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

神奈川県
当事者目線の障害福祉推進条例
～ともに生きる社会を目指して～
に基づく基本計画

2024 年度 ～ 2029 年度
(令和6年度～令和11年度)

2024 年3月

はじめに



神奈川県では、これまで「かながわ障がい者計画」及び「神奈川県障がい福祉計画」という2つの計画を策定し、障害者に関する福祉や保健・医療、雇用、教育などの様々な分野の施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

こうした中で、2016（平成28）年7月に県立障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、19名の命が奪われるという大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないように、同年10月、県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、ともに生きる社会の実現を目指す県政の基本的な理念としました。

そして、津久井やまゆり園の再生を進める中で、私自身、障害当事者の皆様との対話を重ね、当事者の心の声に耳を傾け、お互いの心が輝く「当事者目線の障害福祉」が重要であるとの考えに至りました。そこで、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を2022（令和4）年10月に公布し、2023（令和5）年4月に施行しました。

この条例では、当事者目線の障害福祉の推進を図ることで、障害当事者のみならず誰もが喜びを実感できる地域共生社会を、県民が一体となり、実現することを目標にしています。

このたび、条例の理念を具現化するため、当事者目線の障害福祉を推進するために必要な具体的な施策を盛り込むとともに、「かながわ障がい者計画」及び「神奈川県障がい福祉計画」を包含し、神奈川県の障害福祉に関する様々な施策を網羅した唯一の新たな計画として、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」を策定しました。

計画の策定に当たっては、障害当事者の方を含め、多くの皆様から貴重なご意見をお寄せいただきました。深く感謝申し上げますとともに、策定にご尽力いただきました県議会、神奈川県障害者施策審議会及び障害当事者部会の委員の皆様にご改めて御礼申し上げます。

今後、この計画に基づき、障害当事者の方々をはじめ、県民の皆様や、障害福祉に係る関係団体、市町村と協働・連携しながら、障害の種別や程度に関わらず、誰もがその人らしい生活を送ることができる、「いのち輝く地域共生社会」の実現に向けて取り組んでまいります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2024（令和6）年3月

神奈川県知事 黒岩祐治

計画の読み方

本計画は、「総論」・「各論」・「資料」の3つで構成しています。

☛ 総論：1ページから32ページ

県が目指す「地域共生社会」の実現に向けて、施策をどのように推進していくのか、その考え方や理念的な内容を記載しています。

「地域共生社会」とは

「ともに生きる社会かながわ憲章」とは

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」とは 等

⇒ このような県の障害福祉全般について知りたい方は、「総論」をお読みください。

☛ 各論：33ページから220ページ

県が行う各施策の「目標」、「現状と課題」、「取組みの方向性」、「数値目標」を記載しています。

条例や憲章をどのように実現させていくのか？

今は何が課題で、県は何に取り組んでいるのか？

⇒ このような疑問がある方は、目次を参考に、該当する「各論」をお読みください。

☛ 資料：221ページから

数値目標値やサービスの見込量等の一覧のほか、憲章及び条例等の全文、計画策定の主な経過、専門用語の説明などを、参考として掲載しています。

次の内容については、別資料等の確認もしくはお問い合わせください。

▶ 「実際に使えるサービスや制度（しくみ）そのものを知りたい」

⇒ 県の制度案内のウェブサイトをご覧ください。（冊子等でも作成しています）

「障がい児者のための制度案内」（県ウェブサイト）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/f4038/index.html>

※ 市町村ごとの制度案内は、各市町村ウェブサイトをご覧ください。



▶ 「県の実施している障害者に関する事業のもっと具体的な内容を知りたい」

⇒ 各論の「取組みの方向性」に記載されている担当所属か、障害福祉課の計画の担当にお問い合わせください。事業の担当におつなぎします。

法律等の省略表記について

本計画では、以下の文言について、省略し記載しています。

1. 「条例」

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」

2. 「憲章」

「ともに生きる社会かながわ憲章」

3. 「障害者権利条約」

「障害者の権利に関する条約」

4. 「基本指針」

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

5. 「障害者虐待防止法」

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

6. 「障害者差別解消法」

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

7. 「障害者総合支援法」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

8. 「バリアフリー法」

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

9. 「読書バリアフリー法」

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」

10. 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

11. 「障害者優先調達推進法」

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」

12. 「障害者雇用促進法」

「障害者の雇用の促進等に関する法律」

13. 「サービス見込量」

「指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み」

※ 各法律の改正、「一部を改正する法律」は、法律名に「改正」を付けて記載しています。

目 次

はじめに

計画の読み方、法律等の省略表記について

<総論>	1
1. 神奈川県が障害福祉を目指すもの ～計画策定の経緯～	2
+ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例	3
～ともに生きる社会を目指して～	
2. 神奈川県が目指す社会 ～いのち輝く地域共生社会～	4
+ とともに生きる社会かながわ憲章	5
3. 当事者目線の障害福祉とは	6
+ 支援者目線と当事者目線の違いの一例	7
+ 当事者目線の障害福祉の実践 ～県立施設における支援～	8
+ 当事者目線の障害福祉に基づく地域づくりの推進	10
4. 条例に基づく基本計画とは	12
(1) 計画の策定により目指すもの	12
(2) 策定のポイント	13
(3) 計画の位置づけ	14
(4) 計画の期間	16
(5) 計画の役割	16
(6) 障害者施策審議会及び障害当事者部会の役割	16
(7) 計画の進行管理	17
5. 神奈川県の圏域・区域の考え方	20
6. 国と国際連合（国連）の動向	21
+ 障害の考え方 ～医学モデルから社会モデルへ～	22
+ SDGsを踏まえた地域共生社会の実現に向けて	23
7. 神奈川県の障害福祉を取り巻く状況	24
(1) 人口構成	24
(2) 障害に係る手帳所持等の状況	24
(3) その他、障害等の状況	28
(4) 各年度の障害者支援施設等の必要入所定員総数	30
(5) 県立施設のあり方	32

<各論>	33
1. 各論の読み方（凡例）	34
2. 各論の構成	36
3. 分野別施策の方向性	37
I <u>すべての人のいのちを大切にする取組み</u>	39
1. すべての人の権利を守るしくみづくり	39
(1) 権利擁護の推進、虐待の防止	40
(2) 障害を理由とする差別の解消	46
(3) 意思決定支援の推進	50
2. ともに生きる社会を支える人づくり	55
(1) 障害福祉を支える人材の確保・育成	56
(2) 保健・医療を支える人材の確保・育成	64
II <u>誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み</u>	69
3. 安心して暮らせる地域づくり	69
(1) 相談支援体制の構築	70
(2) 地域生活移行支援等の充実	76
4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり	83
(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上	84
(2) 地域における支援体制の整備	92
(3) 保健・医療施策の推進	98
(4) 障害のある子どもへの支援の充実	112
(5) 障害当事者やその家族等への支援の充実	122
(6) 支援者に向けた取組みの推進	126
III <u>障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み</u>	131
5. 社会参加を促進するための環境づくり	131
(1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進	132

(2) 意思疎通支援の充実	138
(3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上	144
(4) デジタル等先端技術を活用した支援の充実	152
(5) 防災及び災害発生時の体制整備	156
(6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実	160
6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり	165
(1) 就労支援の充実	166
(2) 障害者雇用の促進	172
 IV 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み	 179
7. ともに生きるための意識づくり	179
(1) 当事者目線の障害福祉の理念の普及啓発	180
(2) 障害の理解と差別解消の促進	184
(3) 障害者主体の活動等の促進	190
8. ともに育つための教育の振興	195
(1) 教育環境の整備	196
(2) インクルーシブ教育の推進	202
9. ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興	207
(1) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進	208
(2) スポーツ活動等の取組みの推進	214
 おわりに	 218
今後の課題と展望	218
計画策定に当たって寄せられた意見の一部	219

<資料>	221
1. 数値目標、活動指標	222
(1) 県独自の目標	222
(2) 厚生労働省の基本指針に基づく成果目標	226
(3) 厚生労働省の基本指針に基づく活動指標	228
2. 県の地域生活支援事業の見込量	230
3. 障害福祉サービスの見込量	234
4. 障害保健福祉圏域ごとの目標値等	239
(1) 2026年度の成果目標	239
(2) 指定障害福祉サービス等の見込量	240
(3) 指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児 入所支援の見込量	249
5. 神奈川県内における障害者支援施設等の一覧	252
6. 計画策定の主な経過	256
7. 障害福祉に係る法整備等の歴史	260
+ 障害福祉施策に関する主な法律等	260
+ 県における障害福祉施策に関する条例等	264
8. とともに生きる社会かながわ憲章	265
9. 当事者目線の障がい福祉実現宣言	266
10. 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～とともに生きる社会を目指して～ （全文）	268
11. 障害者等の支援マーク	275
12. 用語の説明	280

<本計画に位置付けている他の計画についての記載>

- | | |
|--|-----|
| 1. 難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画
「聴覚障害児支援の中核機能」 | 116 |
| 2. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画
「読書バリアフリーの推進」 | 149 |

<コラム>

I すべての人のいのちを大切にする取組み

1. すべての人の権利を守るしくみづくり

- | | |
|--|----|
|  (1) 障害者の権利擁護と虐待防止 | 45 |
|  (2) 令和6年4月1日から、事業者も合理的配慮の提供が義務化されます! | 49 |
|  (3) 意思決定支援を推進する取組み | 53 |

2. とともに生きる社会を支える人づくり

- | | |
|---|----|
|  (1) 障害福祉を支える人材育成・人材確保 | 63 |
|  (2) 障害者の歯科診療を支える取組み | 67 |

II 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

3. 安心して暮らせる地域づくり

- | | |
|---|----|
|  (1) 身近な地域の相談支援体制 | 75 |
|  (2) 施設と地域をつなげる取組み | 82 |

4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

- | | |
|---|-----|
|  (1) 障害福祉サービスの紹介 | 91 |
|  (2) 自立支援協議会とは | 97 |
|  (3) 精神障害者が安心して暮らせる地域づくり | 109 |
|  高次脳機能障害に関する支援 | 110 |
|  障害者の心を支える取組み | 111 |
|  (4) 医療的ケア児を支える取組み | 121 |
|  (5) 家族を支える「ケアラー」への支援 | 125 |
|  (6) 障害者を支える支援者への支援 | 129 |

Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み

5. 社会参加を促進するための環境づくり

-  (1) バリアフリー街づくりについて 137
-  (2) 手話の普及に関する取組み 142
-  電話リレーサービスとは 143
-  (3) 誰もが受け取れる神奈川県広報 151
-  (4) メタバースで生きづらさを改善できるか？ 155
-  (5) 誰一人取り残さない防災を目指して 159
-  (6) 障害者の消費者トラブルを防ぐために 164

6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

-  (1) 障害者の工賃向上を目指して～共同受注窓口の紹介～ 171
-  (2) 分身ロボットを活用し、新たな就労の形を発信！ 177

Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

7. ともに生きるための意識づくり

-  (1) 当事者目線の障害福祉を広げるために 182
-  インクルーシブビーチクリーン with 鎌倉海藻パーク 183
-  (2) 差別解消を地域で推進する取組み 189
-  (3) 障害当事者部会の設置 193
-  障害当事者の経験を生かす取組み 194

8. ともに育つための教育の振興

-  (1) 障害児を支える学校教育の取組み 201
-  (2) ともに育ち、ともに学ぶための取組み 206

9. ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興

-  (1) 文化芸術活動のサポート 212
-  ともいきアートサポート事業 213
-  (2) かながわパラスポーツの推進 217

「障害」の表記について

これまで県では、「障害」という言葉について、害という漢字の否定的なイメージを考慮し、障害者の人権をより尊重するという観点から、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合や、機関・団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で「障がい」と記載してきました。

この計画では、県の行政文書管理規程に基づき策定された「条例」の基本計画としての位置づけのほか、改めて障害当事者や有識者の方々との議論を重ねた結果として、障害という言葉をも、「体や心の状態により、不利益が生じている“個人”を指す言葉」ではなく、「社会にある様々な障壁（バリア）そのものを指し示す表現」として整理することとし、この害の字の表記については、漢字で「障害」と表記しています。

「障害当事者」に関する表記について

「障害者本人」に当たる言葉として、この計画では主に「障害当事者」という表記をしています。同じ意味を持つ言葉として、「障害者自身」や「障害者本人」などの表現が、国や他の自治体が作成する各種計画等において使用されていますが、この計画が条例に基づく計画であることから、条例にならい、主にこの言葉を用いています。

「障害の有無」に関する表記について

「障害の有無に関わらず、すべての人が…」という表現については、あらゆる人は等しく平等であり、同時に誰でも心身の状態は常に変化するもので、社会が生む障壁により、常に制限を受ける可能性があることから、「障害がある、障害がない」と、時点をもって二分する表現（有無）は極力避け、「障害の程度や状態に関わらず…」という表記をしています。

一方で、この計画に記載している障害福祉に係る施策は、県民全体に向けた広域の施策のほか、現時点でも、なんらかの制限を受けている方々に対する個別の施策も含まれていることから、一部で「障害のある方」といった表記をしています。

※参考

専門用語については、巻末の資料「用語の説明」にまとめています。

総論

Ⅰ．神奈川県障害福祉が目指すもの ～計画策定の経緯～

本県では、1984（昭和59）年3月に策定した「障害福祉長期行動計画」以降、福祉、保健・医療、教育、雇用など様々な分野における障害者に関する施策の基本となる計画を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

そうした中、2016（平成28）年7月26日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生し、障害者やその家族のみならず、多くの県民に言いようもない衝撃と不安を与えました。

このような事件が二度と繰り返されないよう、県では同年10月に、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、これをともに生きる社会の実現を目指す県政の基本的な理念としました。

この過程において、障害者との対話を重ねながら、利用者に対するより良い支援のあり方を模索していくなかで、これまで県が行ってきた支援は、利用者の安全を優先するという理由で、管理的で支援者目線の支援となってしまうことや、本人の意思を尊重し、本人が望む支援を行うためには、まずは当事者本人の目線に立たなくてはならないことに改めて気付きました。

そして、障害者一人ひとりの心の声に耳を傾け、支援者や周りの人が工夫をしながら支援をすることが、障害者のみならず障害者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが、お互いの心が輝く「当事者目線の障害福祉」であるとの考えに至りました。

そこで、2021（令和3）年11月、「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信し、これまでの障害福祉のあり方を見直し、当事者目線の障害福祉に転換することを誓うとともに、2022（令和4）年10月に、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を制定し、2023（令和5）年4月1日に施行しました。

県では、障害者を含むすべての県民と障害に携わる事業者、行政等が互いに連携し一体となりながら、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けた取組みを進めるため、この条例で作成を定めた当計画に基づき、施策の更なる推進に取り組めます。

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～

県は「ともに生きる社会かながわ」を形作っていくためには、当事者目線の障害福祉の理念や目的、責務等を市町村や事業者、県民と共有することが必要であり、県議会の議決を得る条例が最も効果的であると考えました。

そして、2022（令和4）年9月7日『令和4年神奈川県議会第3回定例会』に条例案を提出しました。同年10月14日に県議会本会議において全会一致により可決、成立、同月21日に公布し、2023（令和5）年4月1日に施行としました。

なお、条例の題名は「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」ですが、当事者目線の障害福祉を推進し、もって地域共生社会を目指すという条例の趣旨を県民に分かりやすく伝えるため、条例の周知啓発を行う際には、必ず、副題として「～ともに生きる社会を目指して～」を付すこととしています。



条例の基本理念（大切にすること）

- ・ 個人として尊重されること
- ・ 障害者が自己決定できるようにすること
- ・ 障害者が、希望する場所で、自分らしく暮らせること
- ・ 障害者の可能性を大切にすること
- ・ 障害者だけでなく、周りの人たちも喜びを感じられること
- ・ すべての県民で地域共生社会を実現すること

県ウェブサイト（条例の詳細）はこちらから 

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/tojisya-jourei/top.html>



※ 「憲章」や「条例」等の全文については、資料の265ページ以降に掲載しています。

2. 神奈川県が目指す社会 ～いのち輝く地域共生社会～

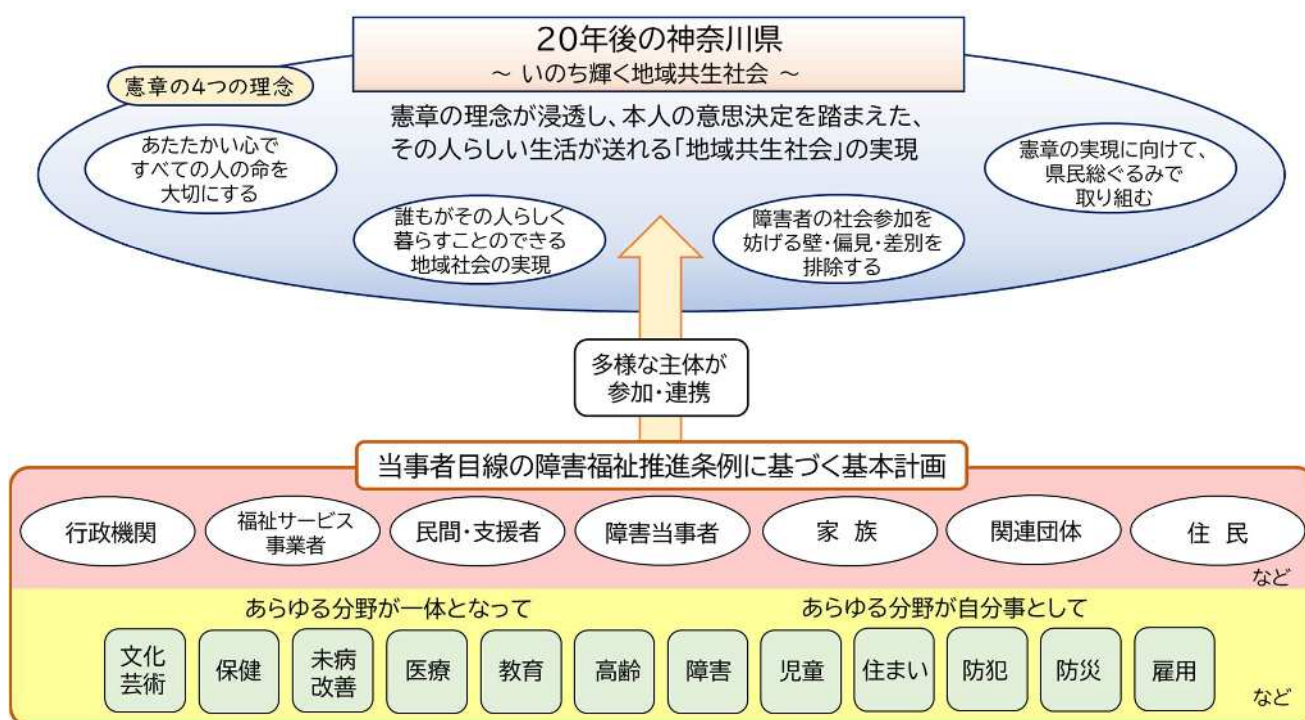
県では、当事者目線の障害福祉を推進することで行き着く先は、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念が当たり前になるほど浸透し、本人の意思決定を踏まえた、その人らしい生活を送ることができる“いのち輝く地域共生社会”であると考えています。

これは障害者のみならず、地域社会を構成するすべての人々が、障害者の地域生活について理解を深め、県や市町村、県民等が相互に連携をしながら、障害者の差別の解消や権利擁護、障害者の自立や社会参加の支援のための施策等に、当事者の目線に立って取り組んでいくものです。

また、支え支えられる関係を越えたすべての人が受け入れられ、「誰もが、いのちを輝かせて暮らすことのできる社会」であり、憲章の理念の実現を目指すものです。

なお、誰もが自分の生活や生き方を自己選択・自己決定し、それぞれの幸福の形を追求しながら、自分らしく輝きながら暮らすためには、乳幼児期から成人・高齢期にいたるまで、ライフステージに応じた切れ目ない支援を通して、一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことが必要です。あわせて、時代と共に変化する行政のあり方・役割を模索していくことも必要とされています。

《 あらゆる分野が一体的に、憲章の理念が浸透した地域共生社会を目指すイメージ図 》



これまでの我が国の社会保障制度は、歴史的に憲法第25条の「生存権保障」に根拠を置いた給付を中心とした制度・施策であり、現代社会が抱える孤立や孤独といった「社会的排除」などに対応しづらい一面を有していましたが、憲法第13条の「幸福追求権」をこれまで以上にしっかりと意識し、誰もが人格的に自律し、主体的に自らの生き方を追求していくことを可能にするための制度や施策へ転換していく必要があるとの考えが広がってきています。

また、これまでの一方向的な支援機関としての行政の役割から転換し、様々な福祉的活動を行っている民間事業者やNPO等の活動主体とも連携をしながら、誰もがその人らしく暮らすことが出来るよう、新たな地域社会のシステムを構築していくことが重要です。

県では、団塊ジュニア世代が高齢者となり、新たな医療・福祉の体制が求められているおよそ20年後（2040年頃）を、「いのち輝く地域共生社会」の実現目標とし、県民一人ひとりがこの目標を自分事として理解し、実現に向けて取り組める神奈川県を目指します。

ともに生きる社会かながわ憲章

平成28年7月26日、県立の障害者支援施設『津久井やまゆり園』において、19名の命が奪われるという大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないよう、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現を目指し、平成28年10月14日、神奈川県議会とともに定めた憲章です。

《 かながわ憲章の理念 》

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます



3. 当事者目線の障害福祉とは

ここでは、県施策の重要な基本理念「当事者目線の障害福祉」について説明します。

当事者目線の支援

県は、2020（令和2）年7月に、附属機関である『神奈川県障害者施策審議会』の部会として、『障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会』を設置し、県立施設の支援内容の検証のほか、利用者目線の支援の考え方について整理しました。利用者目線という言葉は、もともとは入所施設の利用者という趣旨で用いられてきた経緯がありますが、県は将来の施策の広がりを踏まえて、「利用者目線」から「当事者目線」という文言を使用することとしました。

この考えの下、県の障害福祉のあるべき姿を展望し、その実現に向け議論を行うため、2021（令和3）年6月に、『当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会』を設置し、当事者目線の支援を、「障害当事者に直接に関わる支援者が本人に寄り添い、支援者側の目線からではなく本人の目線に立ち、本人の望みや願いについて、意思の表出が難しい重度の障害者にあっては意思決定支援を行い、心の声に耳を傾けて、しっかりと汲み取り、本人の可能性を最大限引き出せるよう、工夫をしながらお互いの心が輝く支援を行うこと」と整理しました。

当事者目線の障害福祉

「当事者目線の支援」は、直接的な支援の関係性について表現した言葉ですが、直接的支援だけではなく、本人の望みや願いに寄り添い、本人らしい暮らしを実現するための様々な公的サービスや、地域の社会資源との関わりも含むものを「当事者目線の障害福祉」と捉え、2022（令和4）年3月、同委員会にて次のように整理しました。

障害福祉サービス事業者や行政機関など、制度に基づいた支援を行う者のほか、インフォーマル（制度に基づかない）な支援や互助活動に取り組む団体、ボランティア等が障害者を直接に支援する者と連携して、それぞれが主体的に障害者本人の望みや願いに寄り添い、障害当事者の目線に立った施策を展開するとともに、地域の社会資源の整備を進めていくことにより、障害者本人が望むその人らしい暮らしを実現していく取り組み

なお、当条例の第2条第2項では、「当事者目線の障害福祉」とは、障害者に関わる誰もが障害者一人ひとりの立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される障害者の福祉をいう。と、定義しています。

《 支援者目線と当事者目線の違いの一例 》

当事者の目線が不在になる「支援者目線」

買い物の場面



《 解説 》

- ▶ 視覚障害の女性が、支援者とともに服を買いに来た場面です。
- ▶ 店員は、支援者に向かって「彼女は何色の服がお好きですか?」と尋ね、支援者が「彼女は〇〇色が好きです」と答えています。
- ▶ 店員は、視覚障害の女性に対して、「色は分からないかな?」「何色と聞かれても困るかな?」「嫌な思いをさせてしまうかな?」と悩み、女性ではなく、支援者に聞いてしまいますが、女性は、「色は見えないけど自分で選びたい、自分に聞いてほしい」と思っています。
- ▶ この場面では、当事者の目線が不在といえます。

当事者本人が中心となる「当事者目線」



《 解説 》

- ▶ 店員が視覚障害の女性に向かって「何色の服がお好きですか」と尋ね、女性が「私は〇〇色が好きです」と答えている場面です。
- ▶ ここでは、店員は「まずは本人に聞いてみよう...本人の気持ち大切に」と考え、支援者も、「まず本人の気持ち大切に。難しそうなら手伝おう。」と見守っています。
- ▶ この場面では、当事者の目線で店員と支援者が女性に対応しています。

《 当事者目線の障害福祉の実践 ～県立施設における支援～ 》

障害者支援施設では、地域生活への移行が一定程度進む一方で、入所者の重度障害者の割合が高く、入所期間が長期化しています。とりわけ、県立施設では、入所者の4割以上の方は、入所期間が20年を超え、また、入所者の生活が施設内で完結するなど、地域との交流が少なくなっている現状があります。

そこで、当計画では、今後の障害者支援施設は住まいの場を提供するだけでなく、本人の意思に応じて地域生活への移行に向けた支援を一層進めるとともに、地域生活の体験を増やすため、地域の事業所や自治体等の地域コミュニティとの連携を求めていくこととしました。

県立施設は、いわゆる「通過型施設」として、地域生活が困難となった障害者を一時的に受け入れ、様々な経験を通して、本人が望む暮らしを確認しながら、再び地域で暮らしていけるよう、率先して地域生活移行に取り組むこととしています。

（県立施設での実践を支えるための県の取組）

県は、県立施設での実践を推進するため、地域で生活する障害当事者に、すべての県立施設の支援現場を直接見ていただき、気づいた問題点や改善点について、職員と意見交換を行う巡回事業を実施しています。さらに、身体拘束ゼロを目指すために、身体拘束の実施状況を県のホームページに掲載するなど、県立施設における利用者支援の見える化を進めています。

また、人材育成の取組みとしては、当事者目線に立った先駆的な支援や特色ある支援を行っている民間事業所に県立施設の職員を派遣する研修を実施するほか、県立施設の職員を対象に、若手、中堅、管理職といった階層別研修や、福祉・看護・心理職といった、多職種で事例検討を行っています。

（指定管理施設や県直営のさがみ緑風園における取組）

2023（令和5）年4月に条例が施行され、県立の指定管理施設は、本人が望む生活を実現するため、前例にとらわれず、当事者目線の支援に取り組んでいます。

具体的には、通過型施設として、園外での日中活動やグループホーム等の体験利用を通じて、地域生活に向けた取組みを進めるとともに、移行後も地域での生活状況を確認し、必要な場合には生活の場を訪問したり、短期入所で受け入れるなど、地域生活が維持できるよう支援していきます。

さらに、県直営の「さがみ緑風園」では、病院や介護保険施設等との役割分担から、入所者のライフステージに合わせた暮らしの場への地域生活移行を進めています。

(県立中井やまゆり園における実践)

虐待を含む複数の不適切な支援が明らかとなった『中井やまゆり園』では、2022(令和4)年4月から配置した民間の支援改善アドバイザーによる指導を受けながら、リサイクルの仕事として請け負った手帳の解体作業や、秦野駅前の活動拠点を起点とした花壇の整備や公園の清掃など、様々な日中活動を提供しています。あわせて、入所者が民間の生活介護やグループホーム等を体験し、地域生活がイメージできるよう支援するとともに、トイレ改修等、生活環境を整備しています。



秦野駅前の活動拠点「らっかせい」を起点に、周辺の公園清掃を行っている様子。他にも花壇の手入れなど、地域に根差した活動を行っている。

2023(令和5)年5月には、県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクトチームにより、改革の指針となる「県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プログラム」が提言され、これを受けて、県と園は同年7月に「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン ～一人ひとりの人生を支援する～」を策定しました。

園は、「障害当事者が街の中で当たり前に暮らせる地域共生社会を目指す」などのアクションプランの基本理念の下、近隣の農家からお借りした農地で野菜を作ったり、ボランティアと一緒に地元の果樹園の手伝いをしたり、近隣の企業による地域の清掃活動に参加するなど、園外での取組みを充実させています。

今後は、地域の様々な企業や団体、地域住民が参加するネットワークづくりを進め、こうした方々との交流を深めながら、障害当事者が地域社会で活躍できるしくみを作っていきたいと考えています。加えて今後は、成果のあった取組みを、映像等を活用し、他の県立施設や民間施設にも広め、当事者目線の障害福祉を県全体で実践できるよう取り組んでいきます。

* なお、神奈川県ホームページに、詳細を掲載していますので、あわせてご覧ください。
また、「県立施設のあり方」や「県立障害者施設の方向性ビジョン」については、32ページに記載しています。

「県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プログラム」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/prs/r2268440.html>



「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン

～一人ひとりの人生を支援する～

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/prs/r13856475.html>



《 当事者目線の障害福祉に基づく地域づくりの推進 》

当事者目線の障害福祉を実践するに当たっては、前のページで、その取組みの一例を記載しましたが、障害当事者の方々が、自らの希望に基づき地域社会で生活を送れるよう、地域生活への移行に向けた支援の取組みを推進することが必要です。

あわせて、地域共生社会の実現に向けて、地域社会に生きる一人ひとりが、お互いの違いを認め合い、誰もが同じ社会の中で暮らす隣人として、ともに生き、支え合うことと、この意識を地域が一体となって高め、広めていくことが重要です。

このことは、「誰も排除しない、誰も差別されない社会を目指す」という国の基本的な考え方や、「誰一人取り残さない」という SDGs の理念とも重なるものであり、地域づくりの重要なポイントです。

また、このような考え方の下で地域づくりを推進するためには、地域の課題を、地域住民や障害当事者、関係機関などが一緒になって受け止め、解決に向けて取り組むような体制の整備が必要です。

各市町村、障害保健福祉圏域及び県には、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域の支援体制の整備を進めていく役割を持つ自立支援協議会が設置されています。この自立支援協議会において、それぞれの地域の実態に合った医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加などが確保される体制整備を進めるとともに、地域社会の様々な資源をつなぎ、それぞれの課題を整理するしくみを構築し、有効に機能させていくことが重要です。

さらには、これまで以上に障害当事者の声があらゆる施策に反映されるよう、施策を審議する場への障害当事者の参加や、主体的な当事者活動を推進することが重要です。障害当事者それぞれが本来持っている力を発揮しながら、主体的に地域とつながり、生活を送れる体制づくりが求められています。

地域生活移行とは

障害者支援施設等の入所者が施設を出て、生活の場を自宅や共同生活援助（グループホーム）、福祉ホーム、公営住宅といった一般住宅等へ移ること。

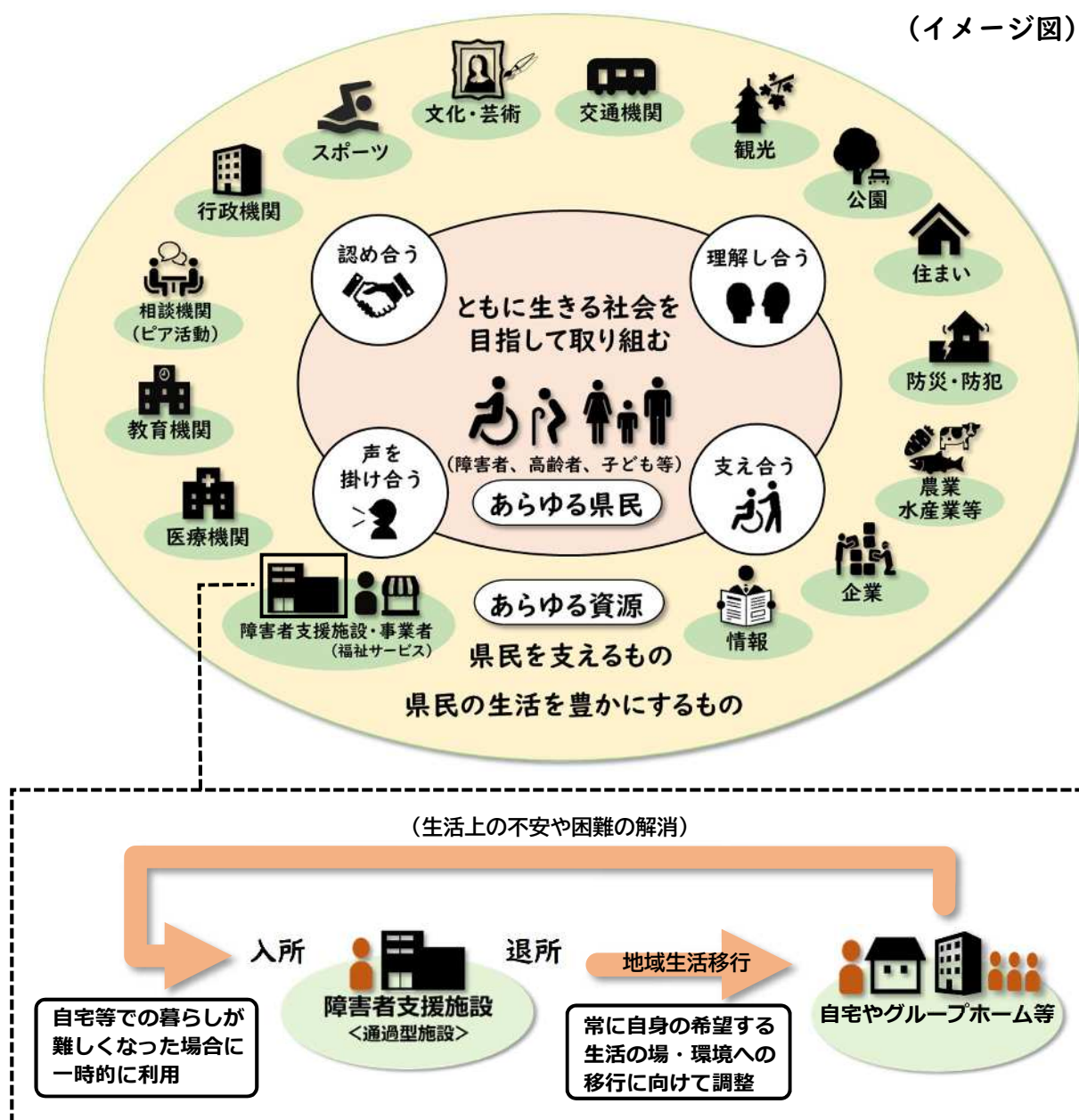
あわせて、居所を移すことだけではなく、日中は地域で活動し、居場所を作るとともに、仲間とのつながりを感じられるなど、社会の一員として地域の人々と自然なふれあいを持てる暮らしを取り戻していくこと。

県民総ぐるみで地域共生社会を作る

地域共生社会の実現のためには、福祉や医療、教育などといった県民の生活を支える様々な機関や、安心して暮らせる住まい、みんなが利用できる公園、文化芸術やスポーツ等の余暇活動など、暮らしに必要な環境の整備が推進されることに加え、地域に暮らすあらゆる県民が総ぐるみで、ともに生きる社会を目指して取り組むことが重要です。

県民一人ひとりが、互いに「認め合う」、「理解し合う」、「支え合う」、「声を掛け合う」こと等を意識し、行動につなげるとともに、地域全体でこの意識を高め、広めていくことにより、あらゆる県民が暮らしやすくなった社会が、地域共生社会であると考えます。

(イメージ図)



なお、この地域共生社会では、障害者支援施設を、地域社会を形作る一つの資源として明確に位置づけるとともに、これを利用する人々についても、常に地域社会の中にあるものと整理しています。

4. 条例に基づく基本計画とは

(1) 計画の策定により目指すもの

「障害者基本法」の第1条(目的)では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが掲げられています。

本計画では、この考え方に沿って、

生涯を通じて、すべての県民一人ひとりの人生を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して、その人らしく暮らすことができるいのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すこと

を基本理念・目標とします。

「一人ひとりの人生を大切にする」ということは、障害者を特別視するのではなく、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現できるように環境が整えられ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとした「ノーマライゼーション」の思想を根底に、自分の生活や生き方を自己選択・自己決定し、それぞれの幸福を追求しながら「その人らしく暮らす」ことを意味します。

また、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加などが包括的に確保された地域包括ケアシステムの推進とあわせて、障害者が単にどの障害種別に該当するかだけでなく、性別や年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、日常生活で直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」に着目することが重要です。

あわせて、必要な人に必要な支援が行き届き、誰も取り残されることがないような支援を展開する必要があります。

県では、この計画を障害当事者の参加を通じて、ともに策定することで、こうした取り組みを推進していきます。

同時に、この計画が様々な立場の声を反映しながら、「真の共生」を目指すための歩みのひとつとして、「ともに考え、ともに成長していく計画」となることを目指します。

(2) 策定のポイント

当計画は、以下①～⑧の8つのポイントを押さえ策定しています。

① いのち輝く地域共生社会の実現

誰もがその人らしく暮らすことができる、いのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すための計画としています。

② 条例の理念の具現化

以下6つの条例の理念を計画に盛り込んでいます。

- ・ 個人として尊重されること
- ・ 障害者が自己決定できるようにすること
- ・ 障害者が希望する場所で、自分らしく暮らせること
- ・ 障害者の可能性を大切にすること
- ・ 障害者だけでなく、周りの人たちも幸せを感じられること
- ・ すべての県民で地域共生社会を実現すること

③ 当事者目線の徹底

福祉分野のみならず、あらゆる分野が一体となり、自分事として、当事者目線に立って考えた施策を基に計画を策定しています。

その際、審議会への参加や、様々な形態で当事者意見を聴取し、反映しています。

④ すべての障害とライフステージを意識

身体・知的・精神などの各障害について、格差なく、網羅的に策定しています。

また、子どもから高齢まで、一生涯を通じた施策、取組みを記載しています。

⑤ 一人ひとりの幸福を追求する観点の充実

一人ひとりの人生を大切に、その人らしく暮らせる社会をつくることを目標とした計画としています。

⑥ 障害者の社会参加の推進

障害者は「支援される対象」としてではなく、「主体的に自ら考え活動できる」しくみを整備するための計画としています。

⑦ 多様な主体と行政の連携

行政は、支援機関としての役割に加え、民間事業者やNPO、障害当事者・家族、地域住民などをつなぐ「新たな地域づくりのプラットフォーム」としての役割を担います。

⑧ 当事者目線の障害福祉の具体的な実践イメージを盛り込む

県立施設における改革において実践されている具体的な取組みを盛り込んだ計画としています。

(3) 計画の位置付け

本計画は、条例第8条において定めた、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定することとしている基本的な計画であり、次の①～③3つの既存の計画のほか、④～⑥の3つの計画の性格も包含することで、県の障害福祉に関する計画を一本化したものとなっています。

①障害者計画

- ・ 障害者基本法の第11条第2項に基づく障害者施策の最も基本的な計画
- ・ 内閣府の障害者基本計画を基本として策定
(前計画は2019年度～2023年度の「かながわ障がい者計画」)

②障害福祉計画、③障害児福祉計画

- ・ 障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく障害福祉サービスに関する実施計画
- ・ 厚生労働省の基本指針(市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針)に即して策定
(前計画は、2021年度～2023年度の「第6期神奈川県障がい福祉計画」)

④障害者による文化芸術活動の推進に関する計画

- ・ 障害者文化芸術活動推進法第8条第1項に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画

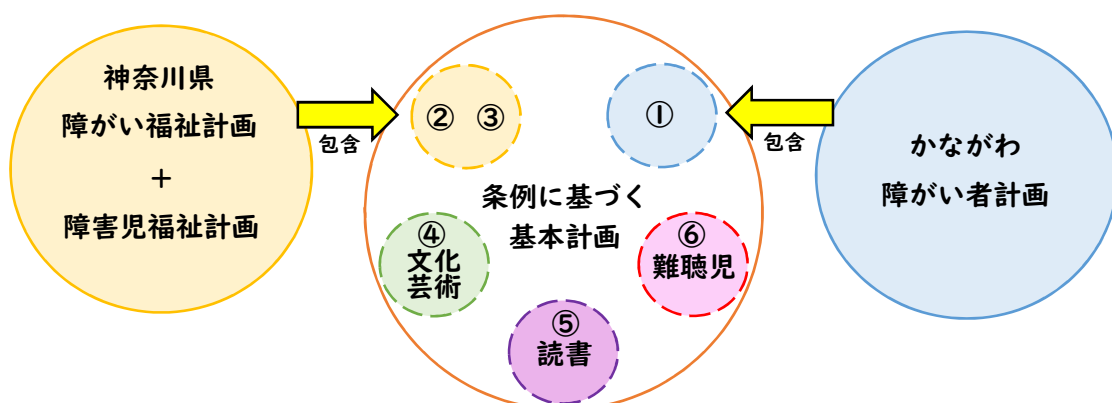
⑤視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画

- ・ 読書バリアフリー法の第8条第1項に基づく計画

⑥難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画

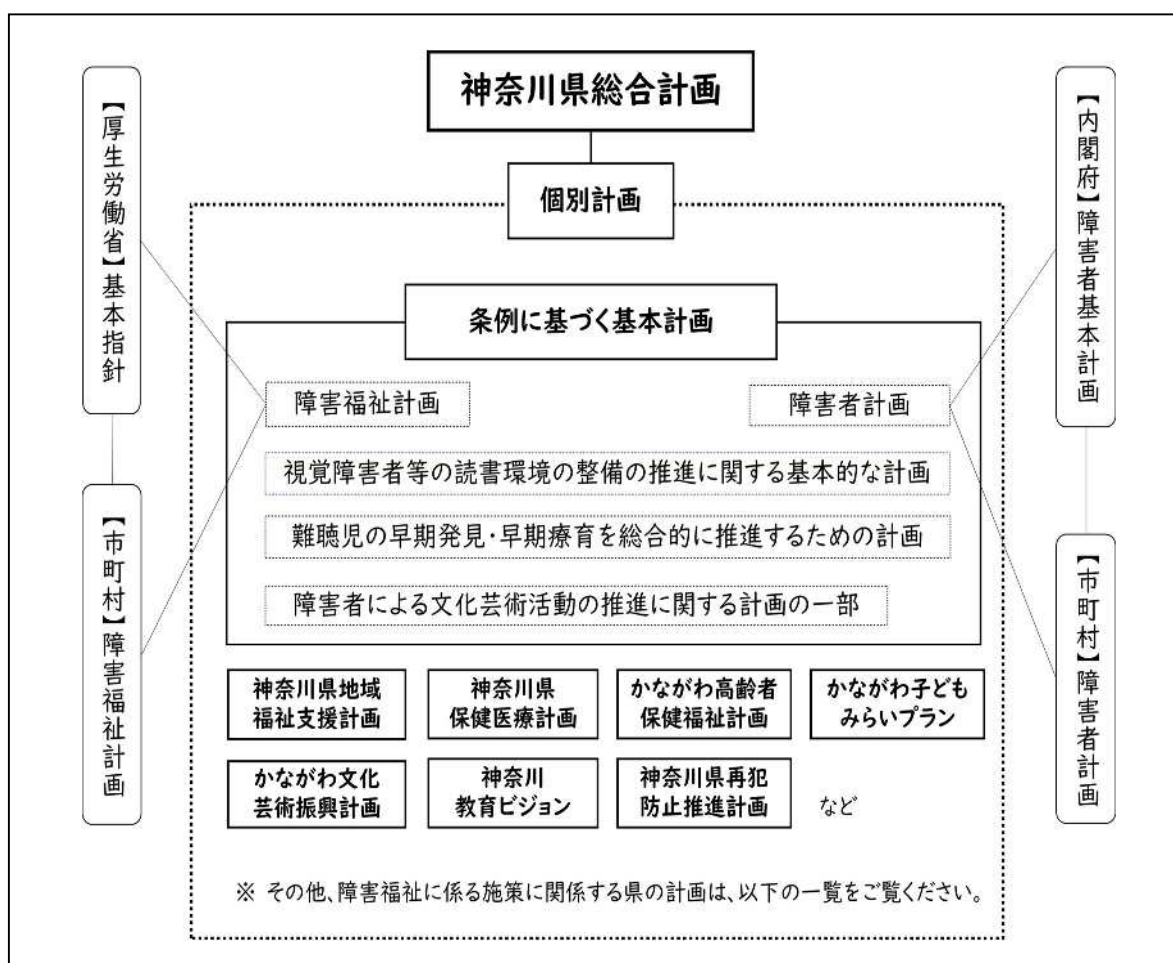
- ・ 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく計画

(関係する計画を一体的に策定し、一本化するイメージ図)



あわせて、本県の総合計画「新かながわグランドデザイン」を補完する個別計画としても位置付け、市町村が取り組む地域福祉への支援に関する事項を一体的に定めている「神奈川県地域福祉支援計画」や、精神疾患や難病など障害福祉に関係する内容も含めた総合的な保健医療施策を示す「神奈川県保健医療計画」のほか、障害福祉に関連する本県の他の計画と連携し、整合性を測りながら策定しています。

【各計画との関係イメージ】



《障害福祉に係る施策に関する県の計画》 (順不同)

- | | |
|---|--|
| ☐ 神奈川県地域福祉支援計画 | ☐ 神奈川県保健医療計画 |
| ☐ かながわ健康プラン 21 | ☐ かながわ自殺対策計画 |
| ☐ かながわ高齢者保健福祉計画 | ☐ 神奈川県高齢者居住安定確保計画 |
| ☐ かながわ子どもみらいプラン | ☐ かながわ教育ビジョン |
| ☐ 神奈川県子どもの貧困対策推進計画 | ☐ 神奈川県再犯防止推進計画 |
| ☐ 神奈川県スポーツ推進計画 | ☐ かながわ文化芸術振興計画 |

など

(4) 計画の期間

2024(令和6)年度から2029(令和11)年度までの6年間とします。

ただし、3年ごとに改定される厚生労働省の基本指針の内容等を反映させるため、計画期間の中間である令和9年度に、数値目標を中心に見直しを実施します。

		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
(所管)	(計画)	(見直し)											
内閣府	障害者基本計画	第4次計画					第5次計画				第6次計画		
	障害福祉計画 基本指針	第5期計画 基本指針			第6期計画 基本指針		第7期計画 基本指針			第8期計画 基本指針			
厚生 労働省	障害児福祉計画 基本指針	第1期計画 基本指針			第2期計画 基本指針		第3期計画 基本指針			第4期計画 基本指針			
神奈川 県	障害者計画	かながわ障がい者計画											
	障害福祉計画	第5期 神奈川県障害福祉計画 (第1期障害児福祉計画)				第6期 神奈川県障がい福祉計画 (第2期障がい児福祉計画)							
	障害児福祉計画												
	条例に基づく 基本計画												
		神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～ に基づく基本計画											

(5) 計画の役割

一般的に計画は、法律や条例により策定することが定められており、施策を計画的に推進する役割や、法律や条例に明記された業務の円滑な実施に資する役割があります。

本計画も、県が障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を計画的に推進していく役割や、市町村の障害福祉計画等の達成に資するための役割などがあります。

そのほか、次のような役割があると考えます。

- ▶ 県が目指す「地域共生社会」の実現に向けた考え方や理念を県民に伝える役割
- ▶ 県が行う各障害者施策の「現状と課題」「取組みの方向性」を県民に伝える役割
- ▶ 計画策定過程や策定後に県民から多くの意見を聞き、現状や課題を再確認し、今後の施策に生かしていく役割

(6) 障害者施策審議会及び障害当事者部会の役割

県では、障害者に関する県の施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の実施状況を監視するとともに、計画の策定・改訂、計画の進行管理等について調査・審議する役割を持つ、『神奈川県障害者施策審議会』を設置しています。

また、この審議会の下に、様々な障害当事者の意見を幅広く聞く場として、『神奈川県障害当事者部会』を設置しています。

※ なお、審議の内容や開催時期等については、資料の257ページに記載しています。

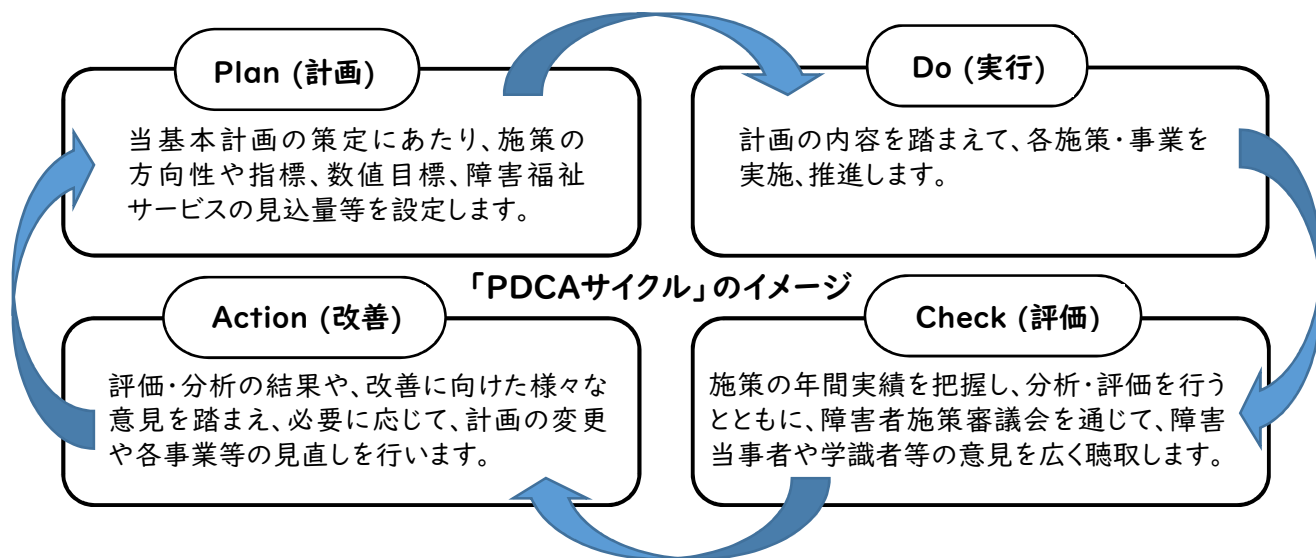
(7) 計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクルにより、効率的かつ効果的に行われることが重要です。各論にまとめている県が行う各施策や目標値について、年度毎に実績を把握し、分析・評価を行い、神奈川県障害者施策審議会に報告して意見を聴取します。

その上で、必要に応じて計画の変更、事業の見直し等の措置を講じ、計画の着実な進行管理を行います。また、計画策定時には想定し得なかった事態等が生じた場合等にも、柔軟に施策を展開できるよう図ります。

このPDCAサイクルを適切に回しながら、より実効性のある計画となるよう、行政、福祉サービス事業者、支援者、障害当事者、家族など、あらゆる主体が一体となって計画自体を育てていくことが必要であると考えます。

なお、計画は総合的に評価を行います。指標や数値目標等を参考にしつつ、神奈川県障害者施策審議会では内容を絞って審議するなど、評価方法についても検討を行い、適切な進行管理に努めます。



かながわ障がい者計画(2019年度から2023年度)の進行管理について

かながわ障がい者計画(2019年度から2023年度)では、年度毎に県による「一次評価」及び神奈川県障害者施策審議会の意見を反映した「最終評価」の二段階で点検評価を実施し、その結果や意見を踏まえて、各施策・事業を推進してきました。

本計画では、これらの進行管理を踏まえた内容を、各論の「現状と課題」として整理し、「取組みの方向性」につなげています。

「かながわ障がい者計画の点検・評価」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/keikaku/shakeikakutennkennhyouka.html>



ともに考え、ともに成長していく計画に向けて

みんなで考え、悩み、育てる計画にしていいため、例えば次の内容を新たに試みています。

▶ 「各論」の「各小柱」への意見掲載

直接意見を掲載することで計画を読みやすくする目的のほか、障害当事者、家族、支援者など様々な意見を掲載することで、互いに「認め合う」「理解し合う」ことの意識を高める試みとして、本計画から新たに取り入れています。

▶ 「各論」の「おわりに ～今後の課題と展望～」への意見掲載

検討を続けていく必要がある意見を掲載することで、貴重な意見を埋もれさせないという目的のほか、各施策の分析・評価だけでなく、実際に寄せられた意見も継続して議論し、計画自体を育てていく試みとして、本計画から新たに取り入れています。

このほか、障害当事者が参画する会議体で、計画をどのように実行していくかを継続して議論していくことなどによって、この計画をみんなで育てていきたいと考えています。

【指標】

本計画の達成度を象徴的に表す数値であり、この数値が目標に近づくにつれて、県が目指す「誰もがいのちを輝かせて暮らすことのできる地域共生社会」の実現に近づいていると考えられます。

県では、県が実施する意識調査「県民ニーズ調査」の「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合」の2023年度実績値を約3%上回ることを目指し、本計画の指標として設定します。

また、障害当事者の目線に立った新たな指標が必要であると考え、障害当事者部会等で出された「普段の生活に不自由がないと思える割合」や「生活のしづらさに関する指標」等の指標案について、今後も更に議論を進め、速やかに設定していくこととします。

把握する状況	現状値	目標値
障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合(※)	92.4% (2023年度)	95% (2027年度)
障害当事者の目線に立った新たな指標(検討中)	現時点では 未設定	現時点では 未設定

(※) 新かながわグランドデザインの指標と同一であるため、2027年度までの目標値を設定しています。

【数値目標等】

- ▶ 各計画を一体的に策定しているため、数値目標は主に次の5つに分類されます。
- ▶ 各論の各小柱に数値目標として設定し、資料に一覧を掲載しています。

① 県独自の目標 （一覧：222ページ～）

実施した施策の進捗状況や達成状況の度合いを測るための目標値です。本計画は、基本指針で数値目標が定められている障害福祉計画を包含していますが、条例に基づく基本計画であることから、県独自の目標を設定しています。

（例）処遇改善加算の届出をする施設の割合、憲章の認知度 等

② 厚生労働省の基本指針に基づく成果目標 （一覧：226ページ～）

基本指針に即して設定する目標です。

（例）地域生活移行者数、一般就労移行者数 等

③ 厚生労働省の基本指針に基づく活動指標 （一覧：228ページ～）

基本指針に即して設定する指標です。

（例）地域生活支援拠点数、ペアレントメンターの人数 等

④ 障害福祉サービスの見込量 （一覧：234ページ～）

基本指針に即して、指定障害福祉サービスや指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込みを設定しています。市町村障害福祉計画の障害福祉サービス見込量を集計して設定しています。

各障害福祉サービス等の詳細については、一覧とあわせて資料にまとめています。

（例）訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、指定計画相談支援 等

⑤ 県の地域生活支援事業の見込量 （一覧：230ページ～）

基本指針に即して、成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、各地域生活支援事業の見込量を設定しています。

地域生活支援事業の詳細については、一覧とあわせて資料にまとめています。

（例）障害者虐待防止・権利擁護研修の修了者数 等

障害福祉サービスと地域生活支援事業

サービスは、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。市町村の地域生活支援事業は各市町村障害福祉計画で確認することができます。

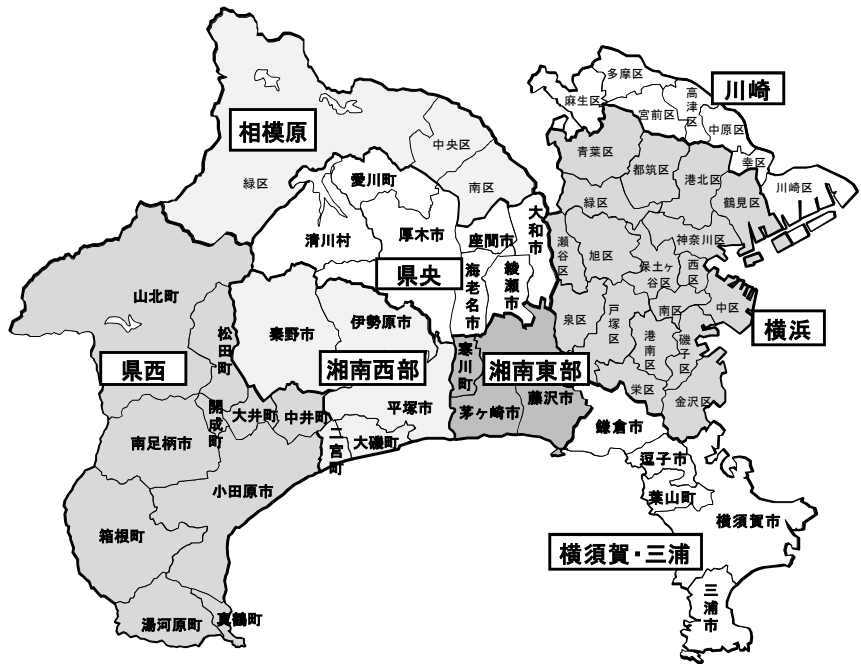
5. 神奈川県圏域・区域の考え方

国、県及び障害福祉サービス等の実施主体である市町村がそれぞれの役割を分担するだけでなく、障害者の地域生活を支えるため、保健・医療と福祉等の多分野を含め重層的な支援体制を構築することが重要です。

このため、県では、様々な障害福祉に係る取組において、「二次保健医療圏」を基本として県内を8つの区域に分けた「障害保健福祉圏域」を定めると共に、ネットワークを充実させ、圏域レベルでの支援を強化していきます。

なお、児童福祉法に基づく指定障害児入所支援については、実施主体が県、政令市及び児童相談所設置市であることから、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市と、それ以外の県所管域の5つの区域としています。

神奈川県の障害保健福祉圏域 ※2024(令和6)年4月1日現在



圏域	市町村
横 浜	横浜市
川 崎	川崎市
相 模 原	相模原市
横 須 賀・三 浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘 南 東 部	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘 南 西 部	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県 央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県 西	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

6. 国と国際連合（国連）の動向

《国の動向》

障害福祉施策に関する経過として、2005（平成17）年に発達障害者支援法が、2006（平成18）年には障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）、改正教育基本法、バリアフリー法が施行され、障害児者の福祉や教育、建築物等のバリアフリー化の総合的な施策の推進が図られました。

また、2006（平成18）年には、国連が採択した障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、2011（平成23）年に改正された障害者基本法において、障害者の定義が見直されるとともに、障害者権利条約の障害者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。

さらに2013（平成25）年には、障害者基本法の基本原則を具体化した障害者差別解消法が制定され、翌2014（平成26）年1月には、障害者権利条約が批准されました。この障害者差別解消法は、2021（令和3）年5月に改正され、これまで努力義務とされていた事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されるなど、大きな変化がありました。

この他、障害者虐待防止法や障害者優先調達推進法、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等が施行されるなど、障害者施策に関係する数多くの法律が制定されています。

《国際連合（国連）の動向 ～障害者権利条約（CRPD）と勧告～》

2006（平成18）年に国連により採択された「障害者権利条約」は、障害者の権利を実現するために国がすべきことを定めた、障害者の人権や基本的自由を守るための国際的な条約です。この条約を批准した国にはその条約を守ることが求められており、日本もこれに含まれます。日本の法律は、原則として条約の内容に即したものであることが求められていますが、条約が求める水準に十分達しているとはいえない法制度もあり、その改善が課題とされています。

2022（令和4）年8月、国連におかれた「障害者権利委員会」により、日本の条約の実施状況について審査が実施され、同年9月には、権利委員会から日本政府へ勧告（総括所見）が出されました。日本政府に対しては、分離教育の中止や、精神科への強制入院を可能にしている法律の廃止など、いくつかの重要な課題が指摘されました。

「Nothing about us , without us（私たち抜きに私たちのことを決めないで）」という合言葉の下に策定された権利条約の根幹とも言える理念を、国及び県が一体となって推進していくことが、国際的にも求められています。

《 障害の考え方 ～医学モデルから社会モデルへ～ 》

障害者が社会的に不利になる原因がどこに起因しているかの考え方として、大きく2つの考え方があります。

ひとつめは「医学モデル」という考え方で、「障害は、障害者個人の心身の機能に問題がある」として、障害を個人的な問題として捉える考え方です。

ふたつめは「社会モデル」という考え方で、「障害は、社会（モノ、環境、人的環境等）が生み出す障壁に問題がある」として、障害を社会的な問題として捉える考え方です。

なお、障害者にとって、日常生活を送る上で様々な困りごとや不利益となる社会的な障壁（バリア）」は、次の4つに分類されています。

①物理的障壁

道路や建物、住宅、駅などにおいて物理的に生じる障壁

②制度の障壁

教育や就労、地域で自立生活を送る上で、制度上の制約により生じる障壁

③文化・情報の障壁

音声情報や文字情報など、必要な情報が提供されていないことで生じる障壁

④心の障壁

差別や偏見、障害に対する無理解により生じる障壁

県が目指す「地域共生社会」の実現に向けては、この「社会モデル」の考えを基に、社会的な障壁のないしくみづくりや意識づくりの推進が重要であると考えています。

【社会モデルで考えるバリアフリーの一例】

車いすを使用している方がいます。

【階段】 段差があると、 車いすでは 進めません。 段差が原因で 障害が生じます。 	【スロープ】 段差が解消され、 車いすでも 進めました。 段差が、障害では 無くなります。 	この事例の車いすの 方は何も変わってはいません。 周囲の環境が変わり 障害が解消されました。 
---	---	---

さらに、国連の障害者権利委員会の総括所見では、そもそも障害者を“保護や福祉の対象”という前提で捉えるのではなく、障害の有無や程度・状態に関わらず、一人ひとりを入権の主体として捉える『人権モデル』という考え方の必要性が指摘されています。

この考え方は、今後の地域共生社会を目指す上で、大変重要な考え方です。

《 SDGs を踏まえた地域共生社会の実現に向けて 》

持続可能で多様性があり、誰も排除しない社会を実現するとする持続的な開発目標（SDGs）の考え方は、今日、社会経済の発展のための普遍的な考え方として広く知られるようになりました。

SDGs には、障害に関連する目標も設定されており、SDGs 先進自治体を掲げる当県においては、ポスト SDGs の議論に資する提案を行っていくことも視野に、当事者目線の障害福祉の取組みを SDGs の考えと関連させていくことが重要です。

そのための大事な視点としては、効率性や生産性を優先する既存の価値観を変えていくという視点、例えば、現代アートを席卷する障害者アートのように、「障害が新たなイノベーションを生み出す」という視点です。

多様性が重要視されている今日、こうした視点が、誰も排除しない社会の構築という SDGs の大目標の具体化にもつながっていくものと考えられます。

県では、本計画の推進を通じて、教育・就労・まちづくりなど、施策の推進を図り、共生社会の実現に向け、障害者が自分らしく、安全・安心に暮らせる神奈川県の実現を目指します。

《SDGs（持続可能な開発目標） Sustainable Development Goals とは》

2015（平成27）年9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標。Sustainable Development Goals の略称（エス・ディー・ジーズ）17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っています。



7. 神奈川県 の 障害福祉 を取り巻く状況

(1) 人口構成

県内の人口は、2019(令和元)年1月1日時点で9,181,625人であり、2020(令和2)年には一時期9,237,337人まで増加しましたが、その後は徐々に減少しており、2023(令和5)年1月1日時点には9,227,901人となっています。

今後も減少を続け、2030年には、およそ9,138,000人となる見込みになっています。

【神奈川県の人口】

(単位:人)

	2019年 (令和元) 1月1日	2020年 (令和2) 1月1日	2023年 (令和5) 1月1日(倍数:2019.1.1との比較)		2030年 (推計値) (※2)
県内人口 (※1)	9,181,625	9,237,337	9,227,901	0.99倍	9,138,000

※1 県内人口:神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」から抜粋

※2 県政策局が実施した2030年10月1日時点の将来人口の推計値(中位推計)

(2) 障害に係る手帳所持等の状況

2023(令和5)年3月31日現在で、本県における身体障害者手帳交付者数、知的障害児者把握数及び精神障害者保健福祉手帳交付者数の合計(以下「障害者数」といいます。)は、約45万9千人です。

内訳は2023(令和5)年3月31日現在の数値で、

身体障害者(手帳交付者数):265,527人

知的障害児者(把握者数):84,668人

精神障害者(手帳交付者数):107,828人

(※3)

7年前の2015(平成27)年3月31日時点の障害者数の約40万6千人との比較では、およそ5万2千人増えました。

なお、2023(令和5)年1月1日現在の県内人口千人当たりでみると、

身体障害者数が28人、知的障害児者数が9人、精神障害者数が11人となり、複数の手帳を併せ持つ人もいますが、県民の5%が何らかの障害を有していることになります。

【障害者数の推移】

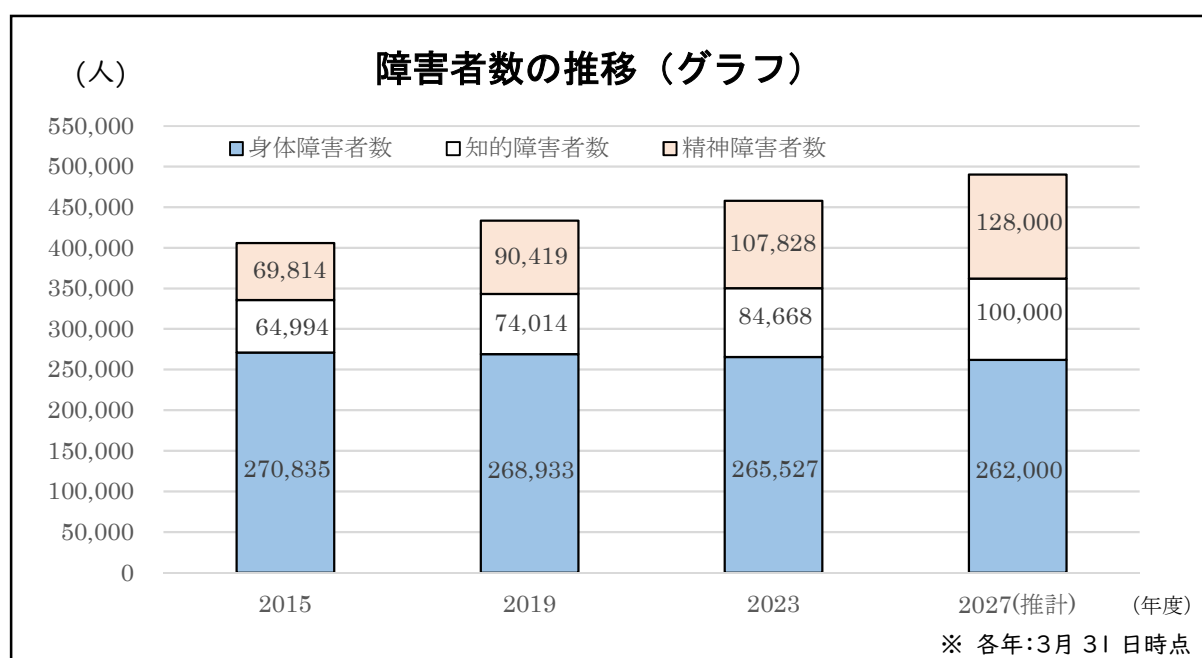
	2015 年 (平成27) 3月31日	2019年 (令和元) 3月31日	2023 年 (令和5) 3月31日	2027 年 (令和9) 3月31日 (推計値)(※4)
身体障害者数 (※3)	270,835人	268,933人	265,527人	約26万2千人
知的障害者数 (※3)	64,994人	74,014人	84,668人	約10万人
精神障害者数 (※3)	69,814人	90,419人	107,828人	約12万8千人
合計	405,643 人	433,366人	458,023 人	約49万人

※3 身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数(障害福祉課調べ)

- ・身体障害者数は、県内で発行した身体障害者手帳の交付者数
- ・知的障害者数は、他県で発行された療育手帳等も有効としているため、把握者数
- ・精神障害者数は、県内で発行した精神障害者保健福祉手帳の交付者数

※4 2027(令和9)年3月31日(推計値)：

2019(令和元)年3月31日から2023(令和5)年3月31日までの4年間の県内人口に占める障害者の比率の伸率から2027(令和9)年の障害者の比率を推計し、2027(令和9)年の県内人口推計値に乗じて算出しています。



【身体障害者手帳交付者数（障害別）】

※数値は2023（令和5）年3月31日現在

	合計	視覚障害	聴覚・平行 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害
合計	265,527 人	18,002 人	25,462 人	3,278 人	124,117 人	94,668 人
者	260,289 人	17,793 人	24,751 人	3,255 人	120,763 人	93,727 人
児	5,238 人	209 人	711 人	23 人	3,354 人	941 人

※「者」は18歳以上、「児」は18歳未満

【身体障害者手帳交付者数（等級別）】

※数値は2023（令和5）年3月31日現在

	合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
合計	265,527 人	95,921 人	40,914 人	37,559 人	62,598 人	12,764 人	15,771 人
者	260,289 人	93,762 人	39,775 人	36,625 人	62,074 人	12,593 人	15,460 人
児	5,238 人	2,159 人	1,139 人	934 人	524 人	171 人	311 人

※「者」は18歳以上、「児」は18歳未満

【知的障害児者把握数】

※数値は2023（令和5）年3月31日現在

	合計	重度	中度	軽度
合計	84,668 人	28,141 人	18,377 人	38,150 人
者	55,710 人	21,798 人	14,039 人	19,873 人
児	28,958 人	6,343 人	4,338 人	18,277 人

※「者」は18歳以上、「児」は18歳未満

【精神障害者保健福祉手帳交付者数】

※数値は2023（令和5）年3月31日現在

	合計	1級	2級	3級
合計	107,828 人	10,380 人	63,952 人	33,496 人

なお、上記以外の県が把握する各障害に係る数値については、
県ウェブサイト「神奈川県福祉統計」に掲載しています。



《 「障害」の定義と、本計画での取り扱い 》

国の障害者基本法において「障害者」は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義されています。

本計画が対象とする「障害者」は、障害者基本法の定義と同様としていますが、あわせて「発達障害」や「難病」についても、これらが起因する障害があることを踏まえ、当計画では障害として捉えています。

なお、代表的な3つの障害（身体・知的・精神）における個別の定義は以下のとおりであり、その他の障害（重症心身障害や発達障害、高次脳機能障害等）については、次頁以降、各障害の状況を示したグラフ部分に記載しています。

【定義】

▶ 身体障害（者）

身体障害者福祉法により、「身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から、身体障害者手帳の交付を受けたもの」と定義されています。

身体上の障害は、「四肢（両手両足）に不自由があったり、視覚や聴覚に制限があったりするなど、身体機能に何らかの障害を有する状態」を指します。

▶ 知的障害（者）

我が国において、「知的障害」に対する定義はいまだに未確立であり、知的障害者福祉法においても、知的障害に対する定義が設けられてはいませんが、一般的には、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の支援を必要とする状態にあるもの」とされています。

▶ 精神障害（者）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、その他の精神疾患を有する者」と定義されています。

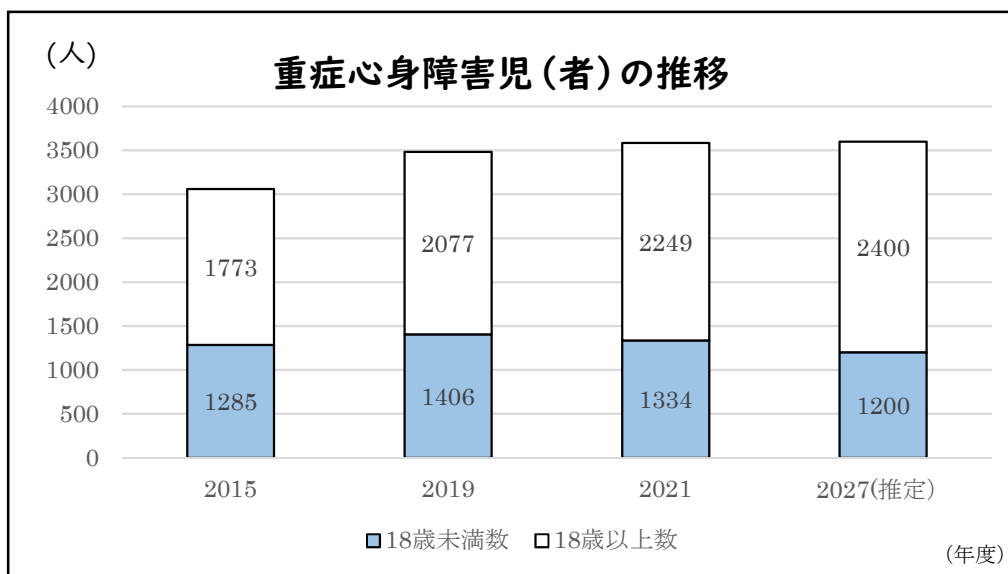
障害は、これまで上記の主な3種類に分類され、施策が推進されてきましたが、重複している場合も少なくなく、障害を包括的に捉え、支援を考える必要があります。

(3) その他、障害等の状況

【重症心身障害】

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児、成人した人を重症心身障害者としています。

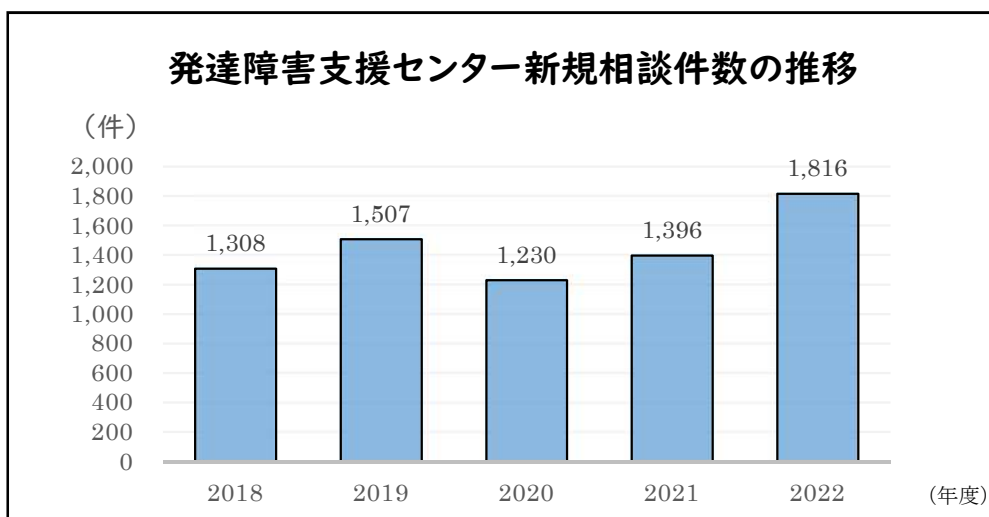
なお、これは医学的診断名ではなく、児童福祉法上の定義です。



【発達障害】

発達障害者支援法によると、発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものとされています。

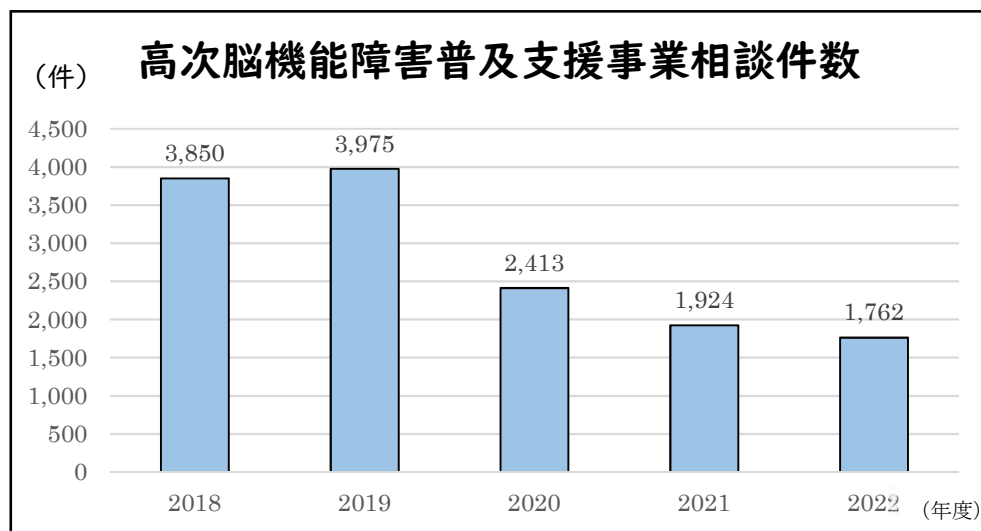
障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多く、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。



【高次脳機能障害】

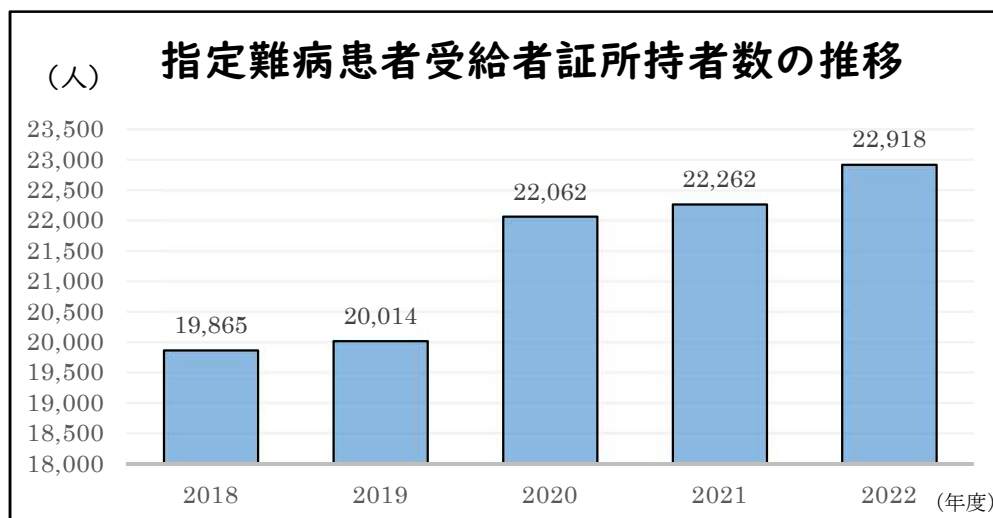
高次脳機能障害は、交通事故や病気などをきっかけとして脳の機能が著しく障害を受けることにより、記憶障害や集中力の低下、遂行機能障害など、さまざまな症状を引き起こしている状態です。生活をする上で欠かせない能力が障害を受けることから、日常生活に多大な障壁を与えることがあります。

受傷等による身体的な後遺症が無い場合、外見からはわかりにくく、障害の内容や程度も様々であることから、人数や状態等、実態の把握が難しい障害のひとつです。



【難病等】

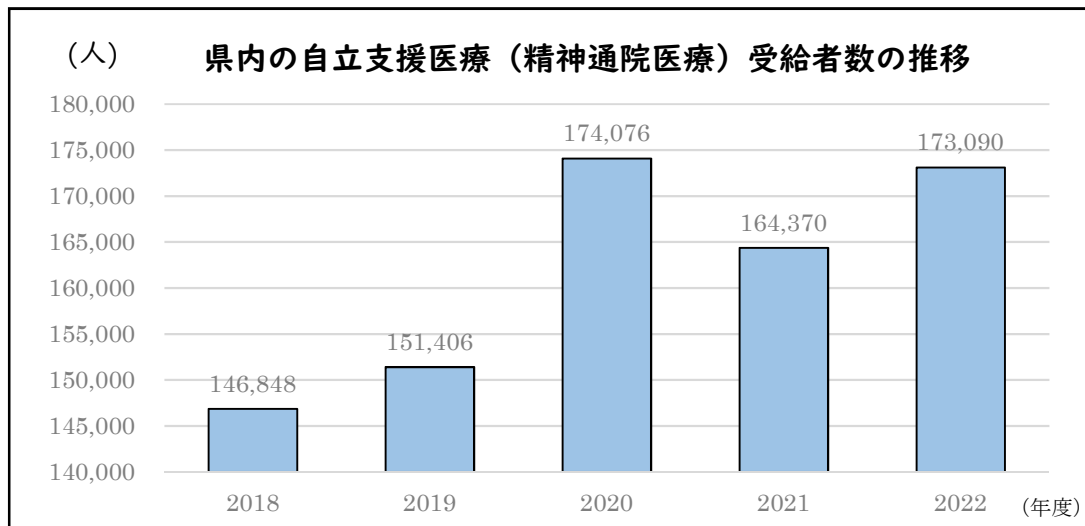
発病の原因が不明であり、未だ治療方法が確立しておらず、長期療養を必要とする、いわゆる「難病」のうち、原因究明や治療方法の解明等を目的として、厚生労働省が定めた338疾患を対象に、医療費の給付を行っています。県内の指定難病患者受給証の所持者は2023(令和5)年3月末現在で、約23万人となっています。



※ 1人で複数の疾患持つ受給者は、両疾患で1とカウントしているため、数値≠受給者数

【自立支援医療（精神通院医療）】

自立支援医療費（精神通院医療）の受給者数については、2018（平成30）年度が146,848人であったのに対し、2022（令和4）年度は173,090人であり、17.9%増加しています。



※ 2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、受給者証の申請手続きをせずに受給者証の満了日を1年間延長とした件数も含まれるため、認定件数が一時的に急増しています。

（４）各年度の障害者支援施設等の必要入所定員総数

【障害者支援施設】

2026（令和8）年度までの各年度における県内の障害者支援施設の必要入所定員総数は、2023（令和5）年度末時点の各施設の定員から、主に県立施設の定員減を考慮し、次のとおり設定しますが、後述のとおり県内市町村との議論が継続中であるため、計画期間中に必要入所定員総数を変更する可能性があるものとして整理します。

なお、施設入所支援のサービス見込量については、施設の所在地が県内か県外かを問わず、県内の市町村が支給決定を行う者の数を推計していますが、ここでは、指定権者が障害者総合支援法第38条第1項の規定に基づいて指定する県内の施設の入所定員総数を示しています。また、18歳以上の福祉型障害児入所施設入所者（継続入所者）は、除いて設定しています。

年 度	2023年度 （令和5）	2024年度 （令和6）	2025年度 （令和7）	2026年度 （令和8）
必要入所定員総数	4,809 人	4,781 人	4,781 人	4,781 人

※ 『県立さがみ緑風園』については、入所の実態を踏まえ、定員を令和6年度に28名削減することを予定しているため、2023年度：4,809人から4,781人に減らし設定しています。

県は、施設入所者の地域生活への移行を推進するとともに、入所定員が100人を超える県立施設では小規模化を図っています。その結果、県全体の入所定員は2013（平成25）年度は5,150人でしたが2023（令和5）年度には4,809人に減少しています。

国の指針では、福祉施設の入所者について、地域生活への移行を進め、施設入所者を削減するとしていることから、県は障害福祉計画において入所者数の削減目標を掲げ、その達成に向けて、2012（平成24）年に、いわゆる「総量規制」として、施設の新規指定や入所定員の増には同意しない旨の通知を、県内各市町村に発出しています。

行動障害が激しくなるなど、やむを得ない理由により、地域での生活が困難になり、一時的に施設を利用しなければならない方がいることから、こうした方々の受け入れ先の確保について、全県において定員の空きを有効に活用する方策を、政令市や中核市とともに検討しています。

なお、国際連合（国連）は、2022（令和4）年9月、日本に対し、障害者が地域で暮らす権利を保障して、施設入所を終わらせるために迅速な措置をとることなどの、脱施設化を勧告しています。

【障害児入所施設等】

2026（令和8）年度までの各年度における県内の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数については、継続入所者のうち障害福祉サービス等へ移行する人数や今後の定員の見込み等を考慮し、次のとおり設定します。

なお、ここでは、指定権者が児童福祉法第24条の9第1項の規定に基づいて指定する県内の指定障害児入所施設及び厚生労働大臣が指定する指定発達支援医療機関の入所定員総数を示しています。

また、指定医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の定員総数には、一体的に運営される指定療養介護事業所の定員数を含めています。

年 度	2023年度 （令和5）	2024年度 （令和6）	2025年度 （令和7）	2026年度 （令和8）
必要入所定員総数	1,614人	1,614人	1,614人	1,614人
うち福祉型	602人	602人	602人	602人
うち医療型及び発達支援医療機関	1,012人	1,012人	1,012人	1,012人

※ 障害者支援施設等の一覧は資料（252ページ）に掲載しています。

(5) 県立施設のあり方

これまでの県立施設は、「民間施設では対応が難しい障害者の受入」という役割を担ってきましたが、こうした役割を位置付けたことで、結果として、施設の利用者に対して、「地域では生活できない障害者」というレッテルを貼ることになり、地域生活への移行は進まないどころか、施設に利用者が滞留することとなりました。利用者をはじめ、施設、職員は地域から孤立することになり、さらには、施設運営の指針となる理念や、障害者支援に当たる職員の人材育成ビジョンもなく、短期間での人事異動の中で、技術や知見が積み上がりませんでした。

また、管理的、閉鎖的な支援に陥りやすいという構造的な課題がある大規模施設において、極めて重度な障害者を支援したため、利用者の安全安心という理由により長時間の居室施設等が行われていました。

県立中井やまゆり園では、こうした問題を改善するため、民間の支援改善アドバイザーの力も借りながら、当事者目線の支援の実践に取り組み、その中で、これまで居室の片隅に無表情でうずくまっていた利用者が、今では他の利用者の車椅子を押し、日中活動に参加して笑顔を見せるなど、良い変化が起きはじめています。

しかし、こうした変化がなぜ起きているのかを、学術的、体系的に説明するまでに至っていません。

重度障害者の地域生活移行は、県立・民間ともに進んでおらず、入所施設が終の棲家となっているという現状があり、条例の目指す当事者目線の障害福祉を実現するためには、県立施設に限らず、すべての入所施設が当事者目線の支援を実践し、どんな障害があっても、その人が望む暮らしを実現できることを示していく必要があります。

そのためには、科学的根拠に基づいた当事者目線の支援を確立し、その先駆的な支援をすべての入所施設等に広めるとともに、成果を生かして人材育成を図ることが必要です。しかし、福祉に関する科学的な研究や人材育成は、採算性が低いため、民間施設で実施することは困難で、現在は現場での経験の積み上げによる支援が中心となっています。

こうした現状と課題を踏まえ、今後の県立施設は当事者目線の支援を確立するための「福祉科学研究」と「人材育成」へと役割を転換し、施設をフィールドとして、当事者目線の先駆的な支援と重度障害者の地域生活移行というテーマで研究を進め、科学的根拠に基づく支援を確立し、それを実践できる専門人材を育成する拠点となることにより、県の政策実施機関として、率先して当事者目線の支援のモデルを示していきます。

「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/cnt/f537189/kenritsu-vision.html>

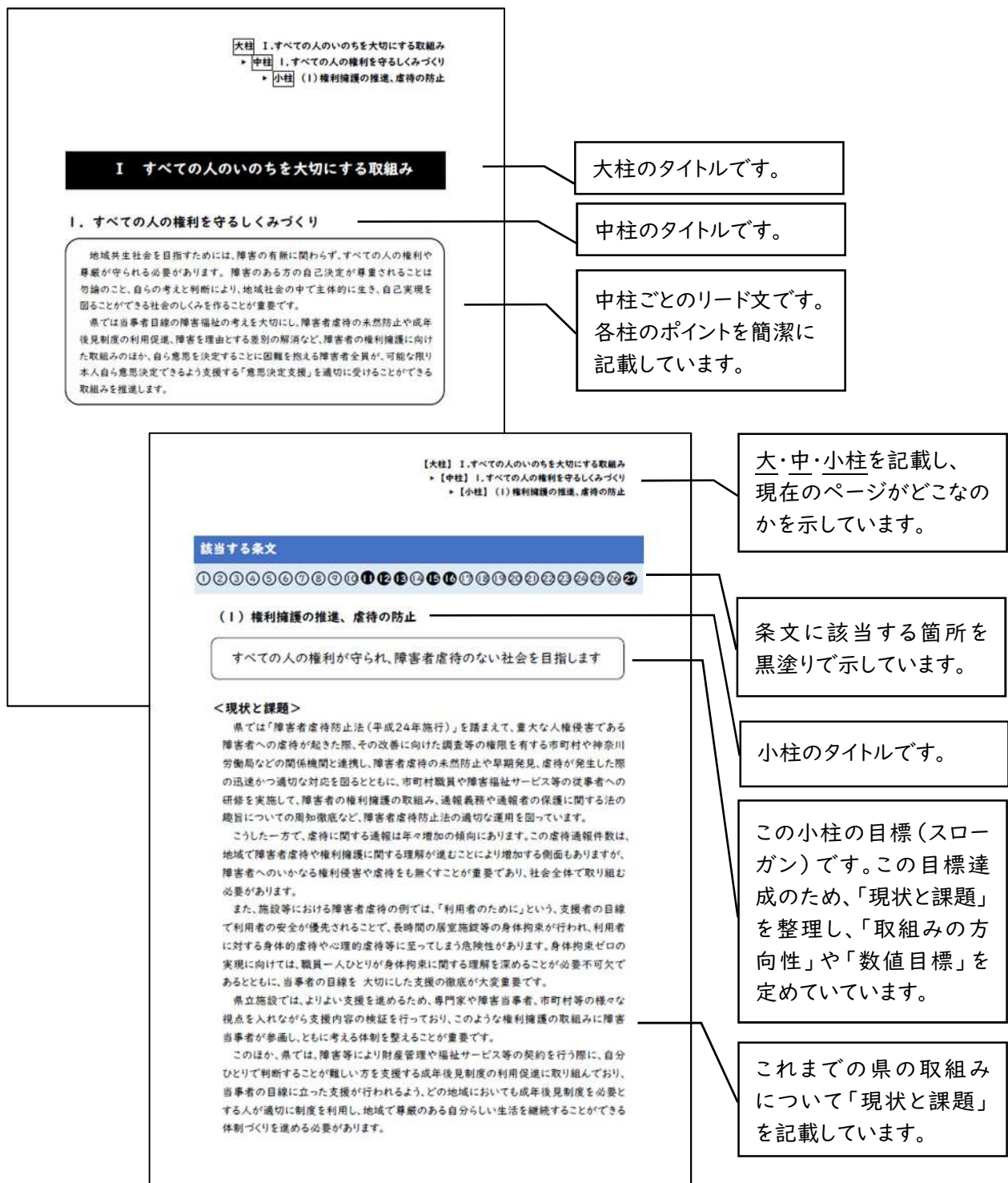


各論

1. 各論の読み方（凡例）

各論は、県の様々な取組みの現状や抱える課題とあわせて、今後、県がどのような取組みを、どのような具体的な目標を立て進めていくのかを記載しています。

また、各論は、「目標」、「現状と課題」、「寄せられた意見」、「取組みの方向性」、「数値目標」の5つで構成をしており、ここでは、各論の読み方について、ご説明をします。



「現状と課題」に関する実績値等を参考として掲載しています。

＜取組みの方向性＞は項目ごとに、番号+小見出し+担当課+取組内容で構成しています。
番号は、すべて4桁であり、例えば「1101」であれば、
中柱番号:1+小柱番号:1+小柱毎の連番:01=1101としています。

【大柱】 1.すべての人のいのちを大切にす取組み
・【中柱】 1.すべての人の権利を守るしくみづくり
・【小柱】 (1)権利擁護の推進、虐待の防止

通報・届出・相談件数の推移

区 分	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度
看護者による虐待	175件	221件	197件	420件	751件
障害者福祉施設従事者等による虐待	121件	133件	171件	160件	352件
使用者による虐待	73件	72件	72件	39件	53件

注1 虐待防止子どもみらい局調べ。
注2 使用者による障がい者虐待については、市町村及び県で通報等を受け付けた件数と労働局において虐待等の疑いを見出し県に連絡があった件数を集計

障害者虐待件数、人数の推移

区 分	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度
看護者による虐待	100件 101人	97件 98人	80件 80人	124件 124人	136件 136人
障害者福祉施設従事者等による虐待	25件 25人	32件 42人	44件 55人	40件 53人	77件 127人
使用者による虐待	21件 21人	16件 16人	20件 20人	3件 3人	5件 6人

注1 虐待防止子どもみらい局調べ。
注2 市町村や県への通報等のうち虐待の事実が認められた件数を計上

障害者虐待の内容(2022(R4)年度:重複計上)

区 分	看護者による虐待		障害者福祉施設従事者等による虐待		使用者による虐待	
	件数	割合 ^(注)	件数	割合 ^(注)	件数	割合 ^(注)
身体的虐待	88件	46.3%	42件	38.5%	1件	12.5%
性的虐待	5件	2.6%	11件	10.1%	0件	0.0%
その他	57件	30.0%	40件	36.7%	1件	12.5%
合計	18件	9.5%	11件	10.1%	1件	12.5%
合計	22件	11.6%	5件	4.6%	5件	62.5%

子どもみらい局調べ。(割合:件数/虐待件数)

【大柱】 1.すべての人のいのちを大切にす取組み
・【中柱】 1.すべての人の権利を守るしくみづくり
・【小柱】 (1)権利擁護の推進、虐待の防止

計画策定にあたって寄せられた意見の一部

- 当事者** 障害があっても人から大切にされたい。
暴言や暴力でいうことを聞かせないでほしい。
- 家族** 施設の障害者虐待を防止するためには、職員だけでなく、その管理者にも、しっかりと虐待の理解を深める取組を進めてほしい。
- 支援者** 障害者権利擁護の研究や、それを具体化していくような部門を、当事者に参画してもらいながら出来ないか。

＜取組みの方向性＞

1101 障害者虐待防止への取組み

(障害福祉課)

障害者虐待防止法について、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待の一義的な通報先である市町村や、障害者の雇用主となる使用者による虐待に対する指導権限を持つ神奈川県労働局等の関係機関と連携した、障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応を図ります。

あわせて、障害福祉サービス等の従事者への研修を実施し、障害者の権利擁護の取組み、通報義務や通報者の保護に関する法律の趣旨について、周知徹底を図ること、障害者虐待防止法の適切な運用を図ります。

1102 精神科病院における障害者虐待防止への取組み

(がん・疾病対策課)

精神保健福祉法の改正に伴い、精神科病院内における精神障害者への虐待が発生した際の通報窓口を県及び政令市に設置します。

また、必要に応じ精神科病院への立入等の適切な対応を行い、精神障害者の権利擁護を図ります。

1103 精神科

精神科病院
長同意による

【大柱】 1.すべての人のいのちを大切にす取組み
・【中柱】 1.すべての人の権利を守るしくみづくり
・【小柱】 (1)権利擁護の推進、虐待の防止

1107 身体拘束ゼロの実現に向けた取組み

(障害サービス課)

県立障害者支援施設における利用者支援の「見える化」を図るため、身体拘束の実施状況を県のホームページに公表しています。
また、県のホームページに県立施設における身体拘束廃止に向けた取組みを掲載することにより、民間施設を含めた県全体の身体拘束ゼロを目指す。

＜数値目標＞

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
虐待に関する弁護士による法的な助言件数	5件 (2022年度)	18件 (2029年度)

【県の地域生活支援事業の見込値】

把握する状況	現状値	見込値
【障害者虐待防止対策事業:1101】 権利擁護センター実施の障害者虐待防止・権利擁護研修の累計修了者数 ※毎年120人を見込む	1,130人 (2013～2022年度)	1,610人 (2013～2026年度)
【入居者訪問支援事業:1103】 入居者訪問支援員の訪問回数	—	95回 (2026年度)

計画を策定するにあたって、県に寄せられた障害当事者やその家族、支援者等からの実際の声を掲載しています。
この声を大切に施策を進めていきます。

各取組みを所管する所属名を記載しています。

取組みを推進していく上で、県が把握していく数値です。
これらの数値を目標に置き、目標達成の度合いを評価していきます。
なお、数値には、県が独自に定めるもののほか、国の指針によって定められているもの等があります。
(これらの数値は、「資料」に一覧にして掲載しています)

2. 各論の構成

障害者が自分の生活や生き方を自己選択・自己決定し、自分らしく暮らすためには、乳幼児期から成人・高齢期に至るまで、障害者のライフステージに応じた切れ目ない支援を実現するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を妨げるあらゆる壁を排除し、障害への理解が県民に浸透していくことが重要です。

一生涯を通じて、誰もが住み慣れた地域で安心して安全に、自分らしく暮らすことができるように、「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本方針とし、「ともに生きる社会かながわ憲章」の4つの柱に沿って、以下のとおり9つの施策を位置づけて計画を推進します。

一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします

I すべての人のいのちを大切にする取組み

1. すべての人の権利を守るしくみづくり
2. とともに生きる社会を支える人づくり

一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します

II 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

3. 安心して暮らせる地域づくり
4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

一 私たちは、障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します

III 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み

5. 社会参加を促進するための環境づくり
6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

一 私たちは、この憲章（地域共生社会）の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

IV 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

7. とともに生きるための意識づくり
8. とともに育つための教育の振興
9. とともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興

※ なお、当計画では「憲章の実現」を「地域共生社会の実現」に読み替えています。

※ 9つの分野別施策の内容については、それぞれ次のとおりです。

3. 分野別施策の方向性

I すべての人のいのちを大切にする取組み

1. すべての人の権利を守るしくみづくり

国連の「障害者の権利に関する条約」に掲げられているとおり、障害者の自己決定が尊重され、障害者が自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ることができるよう、障害者虐待の未然防止や障害を理由とする差別の解消、成年後見制度の利用促進等により、障害者の権利擁護を進めます。

2. とともに生きる社会を支える人づくり

「ひとりひとりの人生を大切にする」という基本理念の下、ともに生きる社会の実現に向け、個々の障害特性等に配慮し、障害当事者の目線に立った支援ができる福祉、保健、医療分野の人材の確保と育成などに取り組みます。

II 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

3. 安心して暮らせる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、本人の意思決定を基本とするため、意思決定支援の取組みを進めるとともに、多様な地域生活の場を選択できる社会資源を整備するなど、地域生活への移行に向けた支援に取り組みます。

あわせて、相談支援体制の構築を図ります。

4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅サービスの充実や、重度障害者の受入れが可能なグループホーム等の整備を図ります。

また、医療的ケア児等に対する支援体制や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた、福祉、医療、教育等の各分野の連携促進に努めます。

Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み

5. 社会参加を促進するための環境づくり

障害者権利条約では、「障害」は、主に障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁によって作られているという捉え方をしています。

社会的障壁の排除を進め、障害者に配慮したまちづくりや、障害特性に応じた意思疎通支援、防災・防犯対策等の推進、行政機関等における配慮を充実させることにより、ハード、ソフト両面にわたるバリアフリー化を推進し、障害者が社会参加しやすい環境とともに作り出すことを目指します。

6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

働くことは自立した生活を支える基本のひとつであり、一人ひとりの可能性を伸ばすことや生きがいにつながります。障害者がライフステージに応じて、その人らしい働き方を選択できるよう、福祉的就労とともに、一般就労への支援の充実に取り組みます。

Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

7. ともに生きるための意識づくり

障害及び障害者に対する県民の理解を促進し、障害を理由とする差別が解消され、障害の程度や状態に関わらず、誰もがともに暮らす「地域共生社会の実現」という憲章の理念が当たり前に普及するよう、県民総ぐるみで意識づくりに向けた取組みを推進します。

8. ともに育つための教育の振興

すべての子どもができるだけ同じ場でともに学び、ともに育つことで相互理解を深め、個性を尊重し支え合う力や協働する力を育む、インクルーシブ教育等の推進を図ります。

9. ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興

障害者が、地域の一員として、文化芸術やスポーツを通じて余暇活動を充実させ、その人らしく生活を楽しめるよう、文化芸術活動やスポーツ等に触れる機会の提供、充実を図ります。

I すべての人のいのちを大切にする取組み

1. すべての人の権利を守るしくみづくり

地域共生社会を目指すためには、障害の種別や状態に関わらず、すべての人の権利や尊厳が守られる必要があります。障害のある方の自己決定が尊重されることは勿論のこと、自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ることができる社会のしくみを作ることが重要です。

県では当事者目線の障害福祉の考えを大切にし、障害者虐待の未然防止や成年後見制度の利用促進、障害を理由とする差別の解消など、障害者の権利擁護に向けた取組みのほか、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者全員が、可能な限り本人自ら意思決定できるよう支援する「意思決定支援」を適切に受けることができる取組みを推進します。

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(Ⅰ) 権利擁護の推進、虐待の防止

すべての人の権利が守られ、障害者虐待のない社会を目指します

<現状と課題>

県では「障害者虐待防止法（平成24年施行）」を踏まえて、重大な人権侵害である障害者への虐待が起きた際、その改善に向けた調査等の権限を有する市町村や神奈川労働局などの関係機関と連携し、障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した際の迅速かつ適切な対応を図るとともに、市町村職員や障害福祉サービス等の従事者への研修を実施して、障害者の権利擁護の取組み、通報義務や通報者の保護に関する法の趣旨についての周知徹底など、障害者虐待防止法の適切な運用を図っています。

こうした一方で、障害者虐待に関する通報件数は年々増加の傾向にあります。この虐待通報件数は、地域で障害者虐待や権利擁護に関する理解が進むことにより増加する側面もありますが、障害者へのいかなる権利侵害や虐待をも無くすることが重要であり、社会全体で取り組む必要があります。

また、施設や病院等における障害者虐待の例では、「利用者のために」という、支援者の目線で利用者の安全が優先されることで、長時間の居室施錠等の身体拘束が行われ、利用者に対する身体的虐待や心理的虐待等に至ってしまう危険性があります。身体拘束ゼロの実現に向けては、職員一人ひとりが身体拘束に関する理解を深めることが必要不可欠であるとともに、当事者の目線を大切にした支援の徹底が大変重要です。

県立施設では、よりよい支援を進めるため、専門家や障害当事者、市町村等の様々な視点を入れながら支援内容の検証を行っており、このような権利擁護の取組みに障害当事者が参画し、ともに考える体制を整えることが重要です。

このほか、県では、障害等により財産管理や福祉サービス等の契約を行う際に、自分ひとりで判断することが難しい方を支援する成年後見制度の利用促進に取り組んでおり、当事者の目線に立った支援が行われるよう、どの地域においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用し、地域で尊厳のある自分らしい生活を継続することができる体制づくりを進める必要があります。

【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み

▶ 【中柱】Ⅰ. すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 【小柱】(Ⅰ) 権利擁護の推進、虐待の防止

通報・届出・相談件数の推移

区 分	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度
養護者による虐待	175件	221件	197件	420件	751件
障害者福祉施設従事者等による虐待	121件	133件	171件	160件	352件
使用者による虐待	73件	72件	72件	39件	53件

注1 県福祉子どもみらい局調べ。

2 使用者による障害者虐待については、市町村及び県で通報等を受け付けた件数と労働局において虐待等の疑いを発見し県に連絡があった件数を集計

障害者虐待件数、人数の推移

区 分	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度
養護者による虐待	100件 101人	97件 98人	80件 80人	124件 124人	136件 136人
障害者福祉施設従事者等による虐待	25件 25人	32件 42人	44件 55人	40件 53人	77件 127人
使用者による虐待	21件 21人	16件 16人	20件 20人	3件 3人	5件 6人

注1 県福祉子どもみらい局調べ。

2 市町村や県への通報等のうち虐待の事実が認められた件数を計上

障害者虐待の内容(2022(R4)年度:重複計上)

区 分	養護者による虐待		障害者福祉施設従事者等による虐待		使用者による虐待	
		割合(注)		割合(注)		割合(注)
身体的虐待	88件	46.3%	42件	38.5%	1件	12.5%
性的虐待	5件	2.6%	11件	10.1%	0件	0.0%
心理的虐待	57件	30.0%	40件	36.7%	1件	12.5%
放棄・放置(初・レト)	18件	9.5%	11件	10.1%	1件	12.5%
経済的虐待	22件	11.6%	5件	4.6%	5件	62.5%

注 県福祉子どもみらい局調べ。(割合:件数/虐待件数)

【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み

▶ 【中柱】Ⅰ. すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 【小柱】(Ⅰ) 権利擁護の推進、虐待の防止

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

障害があっても人から大切にされたい。
暴言や暴力でいうことを聞かせないでほしい。



家族

施設の障害者虐待を防止するためには、職員だけでなく、
その管理者にも、しっかりと虐待の理解を深める取組みを進めてほしい。



支援者

障害者権利擁護の研究や、それを具体化していくような部門を、
当事者に参画してもらいながら出来ないか。

<取組みの方向性>

Ⅰ 101 障害者虐待防止への取組み

(障害福祉課)

障害者虐待防止法に基づき、県では『神奈川県障害者権利擁護センター』を中心に、障害者虐待の一義的な通報先である市町村や、障害者の雇用主となる使用者による虐待に対しての指導権限を持つ神奈川労働局等の関係機関と連携した、障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した際の迅速かつ適切な対応を図ります。

また、障害者の権利擁護に関する県民理解を推進するため、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害福祉サービス等の従事者への研修を実施し、障害者の権利擁護の取組みや通報義務や通報者の保護に関する法律の趣旨について、周知徹底を図ることで、障害者虐待防止法の適切な運用を図ります。

Ⅰ 102 精神科病院における障害者虐待防止への取組み

(がん・疾病対策課)

精神保健福祉法の改正に伴い、精神科病院内における精神障害者への虐待が発生した際の通報窓口を県及び政令市に設置します。

また、必要に応じ精神科病院への立入等の適切な対応を行い、精神障害者の権利擁護を図ります。

Ⅰ 103 精神科病院に入院している精神障害者の権利擁護

(がん・疾病対策課)

精神科病院に入院している患者が安心して過ごせる環境を整えるとともに、市町

【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み

▶ 【中柱】Ⅰ. すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 【小柱】(Ⅰ) 権利擁護の推進、虐待の防止

村長同意により医療保護入院した入院患者等の孤独感の低減や自尊心の向上を図るため、入院者の不安や気持ちを傾聴する訪問支援員の養成と精神科病院への派遣を行います。

Ⅰ104 成年後見制度の利用促進 【再掲：Ⅰ303】 (地域福祉課)

成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要経費の助成とともに、かながわ成年後見推進センターを設置し、市町村社会福祉協議会の法人後見受任の促進や市町村職員及び法人後見担当者研修の実施等、利用しやすい制度づくりに取り組みます。

また、どの地域においても必要な人が成年後見制度を適切に利用できるよう、市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関の整備等に対して、家庭裁判所、専門職団体等の関係機関と連携して支援します。

さらに、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、本人の自己決定権を尊重するとともに、本人の特性に応じた意思決定支援の浸透を進めるため、成年後見人等を対象に意思決定支援研修を実施し、条例の理念及び意思決定支援を踏まえた後見事務の理解促進を図ります。

Ⅰ105 福祉サービスの利用援助における権利擁護の取組み (地域福祉課)

障害等により、一人では日常生活に不安のある方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスを利用する際の手続きや日常的な金銭管理等の支援を行う「福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）」や福祉サービスへの苦情相談に対応する『かながわ福祉サービス運営適正化委員会』を支援する等、実施主体の神奈川県社会福祉協議会と連携して障害者の権利擁護を図ります。

Ⅰ106 障害当事者の参画による権利擁護の取組み (障害福祉課)

障害福祉に係る地域ごとの課題を共有し、当事者の目線で地域のサービス基盤の整備を推進するため、県内の障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営み、安心して豊かに過ごすことができるよう、『障害者自立支援協議会』を設置し、質の高い相談支援体制の整備等を促進します。

また、地域において障害者差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障害者差別解消に関する様々な課題について協議することを役割として設置している『障害者差別解消支援地域協議会』等について、障害当事者の参画を支援する等、障害者の権利擁護のための取組みを推進します。

【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み

▶ 【中柱】Ⅰ. すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 【小柱】(Ⅰ) 権利擁護の推進、虐待の防止

Ⅱ07 身体拘束ゼロの実現に向けた取組み

(障害サービス課)

県立障害者支援施設における利用者支援の「見える化」を図るため、身体拘束の実施状況を県のホームページに公表しています。

また、県のホームページに県立施設における身体拘束廃止に向けた取組みを掲載することにより、民間施設を含めた県全体の身体拘束ゼロを目指します。

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
虐待に関する弁護士による法的な助言件数	5件 (2022年度)	18件 (2029年度)

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
【障害者虐待防止対策事業：Ⅱ01】 権利擁護センター実施の障害者虐待防止・権利擁護研修の累計(2013年度から)修了者数 ※毎年度120人を見込む	1,130人 (2013~2022年度)	1,610人 (2013~2026年度)
【入院者訪問支援事業：Ⅱ03】 入院者訪問支援員の訪問回数	—	95回 (2026年度)

コラム

障害者の権利擁護と虐待防止

神奈川県では、令和5年4月1日に神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～を施行しました。

この条例の第11条では、障害のある人の権利を守ること、第12条では、障害を理由とする差別や虐待などの禁止を定めています。

しかし、障害当事者が必要な障害福祉サービスを利用する中で障害者福祉施設従事者による虐待を受ける事例は、残念ながら増えてはいません。「虐待」は絶対に許されることはありません。障害の程度や状態に関わらず、一人の人間として尊重されるのは当然の権利です。

そうした権利を守るため、知的障害のある施設利用者が思いを込めて、一人の人間として力強く生きていくことを宣言した『あおぞら宣言』があります。この中で、「障がい者としてではなく、一人の人間としてみてほしい」と宣言するとともに、自らの権利や神奈川県民として、ともに生きる社会を作ること宣言しています。

神奈川県は、障害当事者が差別や虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、誰もが喜びを実現することができる地域共生社会を実現するため、県民、市町村、関係団体などが一体となって取り組んでいきます。



「あおぞら宣言」は一般社団法人神奈川県知的障害施設団体連合会が作成した「あおぞらプランⅢ」に記載されています。



(一社) 神奈川県
知的障害施設団体
連合会のウェブサイト

【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み

▶ 【中柱】Ⅰ. すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 【小柱】(2) 障害を理由とする差別の解消

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 障害を理由とする差別の解消

障害を理由とした差別を無くし、安心して暮らせる社会を目指します

<現状と課題>

県では、2016(平成28)年施行の障害者差別解消法や、同法に基づく基本方針、対応要領及び指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的配慮の提供の徹底など、民間事業者等が適切に対応できるよう取り組んでいます。同法施行の翌年度には、障害を理由とする差別に関する相談窓口を設置し、障害者及びその家族、その他の関係者からの相談に対応し、受け付けた相談は、その内容に応じて、障害を理由とした差別的な取扱いを行ったとされる事業者等への指導権限を有する機関に引き継ぐほか、事業者等へ差別の解消に向けて働きかけを行う等により、障害者差別解消法の適切な運用を図ってきました。

障害者差別解消法の施行から10年近くが経過したところですが、未だ合理的配慮の不提供等、障害者差別に関する相談が数多く寄せられています。障害当事者自らが、差別的取扱いや合理的配慮の不提供について相談される機会等も増えてきましたが、一方で社会全体の認識や理解は十分に進んでいるとは言えず、これにより生じている社会的障壁の更なる除去が必要です。

こうした中、障害者差別解消法附則第7条に基づき、事業者による合理的配慮のあり方や、その他施行状況等について所要の見直しが行われ、2021(令和3)年6月に「改正障害者差別解消法」が公布されました。この改正法において、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化が規定され、2024(令和6)年4月から施行されます。

県では、2023(令和5)年4月に条例を施行しており、差別に関する相談や解決に向けた助言及び情報提供等の相談窓口の体制強化のほか、関係者間の調整等を行う体制の強化等を図っています。

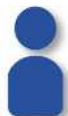
また、障害を有する者が犯罪を行った際の再犯等を防止する取組みについても、例えば、再犯リスクを軽減する観点から、退所や釈放後でも円滑に福祉サービスが受けられ、地域社会への生活移行や自立が図られることが必要であり、今後の課題の一つとなっています。

【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み

▶ 【中柱】Ⅰ. すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 【小柱】(2) 障害を理由とする差別の解消

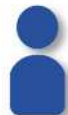
計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

差別的な扱いをされた際、相談したら受け止めてくれる窓口がほしい。

「合理的配慮」や「社会的障壁」の考え方を、もっと浸透させてほしい。



当事者



家族

条例には「過重でない時には合理的配慮を行う」とされているが、
“過重”の基準が難しいため、行政がしっかりと示してほしい。

<取組みの方向性>

1201 障害を理由とする差別の解消 【再掲：7209】 (障害福祉課)

障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針や、対応要領・対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する合理的な配慮の提供を徹底するなど、事業者が適切に対応できるよう取り組みます。

1202 障害者差別解消法の普及啓発 【再掲：7210】 (障害福祉課)

障害者差別解消法の意義や趣旨、求められている取組み等について県民の理解を深めるため、合理的配慮の事例集の活用促進や、研修等により普及啓発を推進します。

1203 相談窓口の設置（民間事業者による差別等）【再掲：7212】 (障害福祉課)

障害者差別に関する相談窓口を設置し、民間事業者から受けた不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談を受け付け、業務所管課等に引き継ぐなど連携して取り組みます。

また、民間事業者からの合理的配慮の提供に関する相談も受け付けるなど、障害当事者と事業者双方の理解が促進されるよう相談窓口の周知に努めます。

【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み

▶ 【中柱】Ⅰ. すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 【小柱】(2) 障害を理由とする差別の解消

1204 相談窓口の設置（教員による差別等） 【再掲：7213】 （行政課）

県教育委員会では、県教育委員会に属する職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族、その他の関係者からの相談を受ける相談窓口を設置し、受け付けた相談については、業務所管課等へ速やかに内容を伝達することで、的確に対応がされるよう連携を図ります。

1205 あっせん等紛争解決のための体制強化 【再掲：7214】 （障害福祉課）

障害者と民間事業者との間で、相談による解決が見込めない場合に、あっせん等の調整を行う委員会（神奈川県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会）の活動促進など、相談体制の強化を図ります。

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
県民ニーズ調査における障がいを理由とする差別や偏見があると思うと回答する方の割合 ※目標値は逆方向に設定	78.7% (2022年度)	50% (2029年度)
障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数	23 市町村 (2022年度)	33 市町村 (2029年度)

コラム

令和6年4月1日から、事業者も 合理的配慮の提供が義務化されます！

令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行され、事業者等（個人事業主やNPO法人等も含む）による障害のある人への合理的配慮の提供について、これまでの努力義務から義務化されます。

合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うよう努めることとしています。

なお、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例では、一步進めて、何らかの対応を求める意思の表明がない場合でも、その意思を推知することができるときは、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

合理的配慮の提供に当たっては、障害当事者と事業者等が話し合い、一緒に対応策を検討すること、つまり、「建設的対話」をすることが重要です。

県では、障害者差別解消法及び県の条例に基づき、障害を理由とする差別の紛争の防止または解決を図るため、「神奈川県障がい者差別相談窓口」（※1）を設置しています。

この窓口では、障害のある方やそのご家族からの民間事業者等による差別的取扱いについての相談や、合理的配慮の提供に関する民間事業者等からの相談を受け付けています。

また、内閣府でも、改正障害者差別解消法について「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト—「合理的配慮」を知っていますか—」（※2）を開設しています。合理的配慮の提供等について、具体的な事例も紹介されていますので、是非ご覧ください。

※1
（県ウェブサイト）
「神奈川県障がい者差別相談窓口」
について



※2
（内閣府ウェブサイト）
障害者の差別解消に
向けた理解促進ポータル
サイト



該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(3) 意思決定支援の推進

誰でも自らの意思が反映された生活が送れる社会を目指します

<現状と課題>

意思決定支援とは、「自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが出来るよう、可能な限り本人が自ら意思決定を行えるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み」と厚生労働省のガイドラインにより枠組みが示されています。県では、津久井やまゆり園事件の後、「利用者一人ひとりにはそれぞれに尊重されるべき意思がある」という前提に立ち、利用者本人の意思が反映された生活が送れるよう、この意思決定支援に取り組んできました。

もとより、障害福祉サービス提供事業者の中心を占める指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者に対しては、2011(平成23)年の障害者基本法の改正により、支援する側の判断のみで支援を進めるのではなく、障害者及びその家族等に対する相談支援や、成年後見制度等のための施策の実施又は制度を利用する際等においては、障害者の意思決定に配慮すること等が明記されており、2012(平成24)年に成立した障害者総合支援法においては、指定障害福祉サービス事業者等に対し、障害者等の意思決定の支援に配慮することが努力義務として盛り込まれています。

条例では、これらの国の動向も踏まえた上で、障害福祉サービスを提供する事業者は、利用者の自己決定を尊重し、本人の願いや望みを尊重する支援の基礎となる意思決定支援に努めなければならないことを定めました。今後、この意思決定支援の取組みが更に広がるよう、意思決定支援の推進に関する情報提供や、相談や助言等を行うための体制整備のほか、障害福祉サービス提供事業者のうち、当事者への支援に当たる従事者など幅広い対象者に対し、研修を行っていくことが必要です。

あわせて、成年後見人に対しても、当事者目線に立ち、意思決定支援を踏まえた後見活動が行えるよう、意思決定支援に係る研修を通じた制度の理解促進を行います。

【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み

▶ 【中柱】Ⅰ. すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 【小柱】(3) 意思決定支援の推進

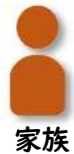
計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

当事者の相談支援専門員を増やすなど、意思決定支援に当事者の力を活用してほしい。

意思決定支援を行うためには、日頃からのコミュニケーションを大切にしてほしい。



家族



支援者

後見制度では、家族や後見人が前に出てきてしまい、本人が中心になっていないことも多いため、研修が必要と感じている。

<取組みの方向性>

1301 意思決定支援の推進 【再掲：4207】（共生推進本部室、障害福祉課、障害サービス課）

当事者目線の障害福祉を推進し、障害者一人ひとりの選択に基づく生活を実現していくため、厚生労働省が示した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や、県が作成した「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」の普及を図るとともに、これらを活用した研修プログラム、事例共有等を通じて、障害福祉サービス従事者等の意思決定支援を実践するために必要な基礎的な知識や技術の向上のための取組みを進めていきます。

1302 意思決定支援の普及・啓発 【再掲：4208】（共生推進本部室）

家族や施設職員など障害者を支える方々の更なる理解を深めるため、当事者目線による意思決定支援の意義や内容について説明する機会を設けるなど、積極的な啓発活動を行います。

1303 成年後見制度の利用促進 【再掲：1104】（地域福祉課）

成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要経費の助成とともに、かながわ成年後見推進センターを設置し、市町村社会福祉協議会の法人後見受任の促進や市町村職員及び法人後見担当者研修の実施等、利用しやすい制度づくりに取り組めます。

また、どの地域においても必要な人が成年後見制度を適切に利用できるよう、市町村に

【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み

▶ 【中柱】Ⅰ. すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 【小柱】(3) 意思決定支援の推進

における権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関の整備等に対して、家庭裁判所、専門職団体等の関係機関と連携して支援します。

さらに、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、本人の自己決定権を尊重するとともに、本人の特性に応じた意思決定支援の浸透を進めるため、成年後見人等を対象に意思決定支援研修を実施し、条例の理念及び意思決定支援を踏まえた後見事務の理解促進を図ります。

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
意思決定支援研修の累計(2020年度から)受講者数(障害福祉サービス事業者の従業者等) ※毎年度650人を見込む	2,012人 (2020~2022年度)	6,570人 (2020~2029年度)

コラム

意思決定支援を推進する取組み

神奈川県は、すべての人にはそれぞれに尊重されるべき意思があるという前提に立ち、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に、意思決定支援を「障害者が自ら意思を決定することが困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援する」と定義し、県と障害福祉サービス提供事業者の責務を規定しました。

そして、障害者支援施設の支援者向けに、国のガイドラインを補完し、意思決定支援の具体的な手法を示した「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」を作成し、まずは、県内障害者支援施設を対象に展開・推進をしています。

県のガイドラインでは、施設利用者本人が人間関係や社会関係を外へ広げる方向で体験を積み重ね、本人を中心としたチームが本人の表情や言葉、行動などから、興味や好き嫌いを丁寧にアセスメントすることで、本人の意思や望む暮らしを探る取組みを示しています。

利用者一人ひとりに応じてアレンジしながらガイドラインを活用していただくことで、意思決定支援の推進を図っていきます。



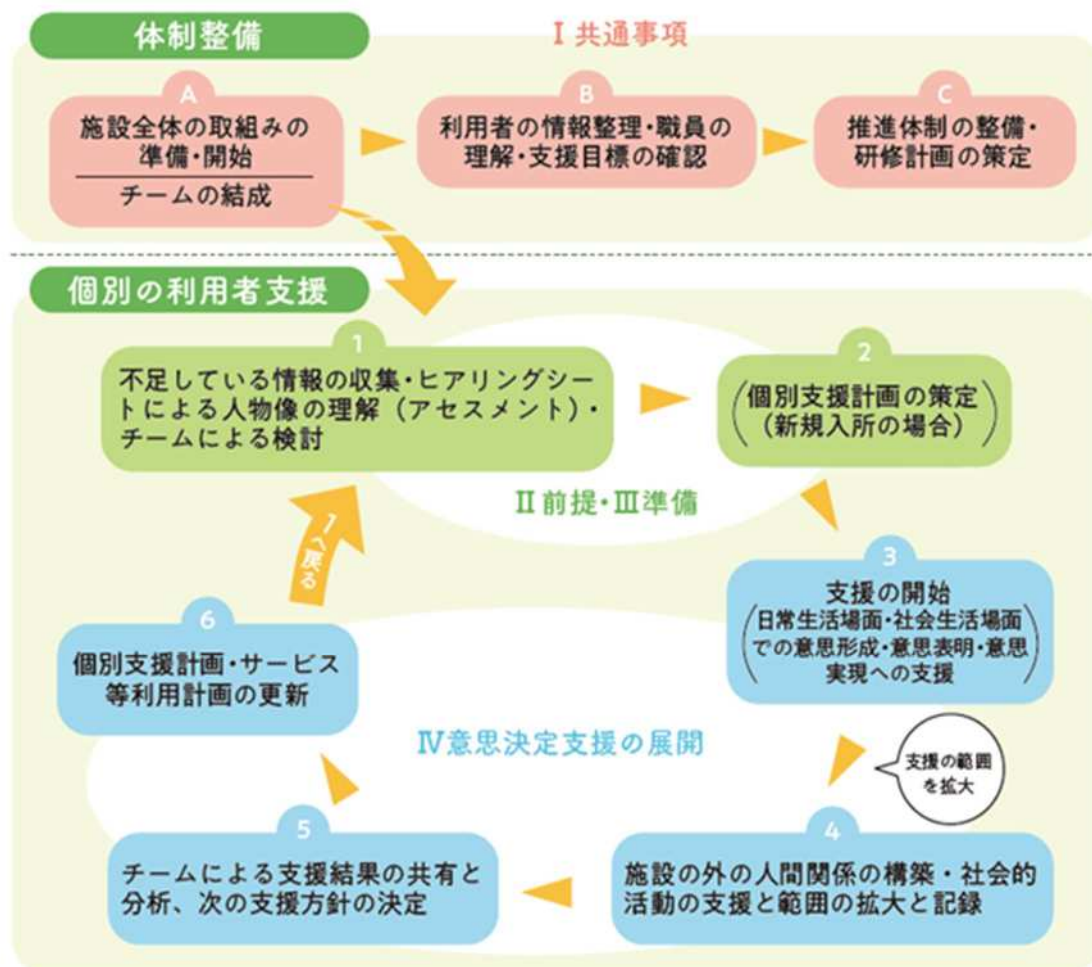
県のガイドラインで示している
「意思決定支援の実践のフローチャート例」は次ページ

【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み

▶ 【中柱】Ⅰ. すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 【小柱】(3) 意思決定支援の推進

神奈川県版意思決定支援ガイドラインで示している 「意思決定支援の実践のフローチャート例」



『神奈川県版意思決定支援ガイドライン』は
県ウェブサイトで公開しています。

(県ウェブサイト)
障がいのある方の
意思決定支援



2. とともに生きる社会を支える人づくり

質の高い福祉サービスが、十分に提供されるためには、継続的に必要な人材を確保・育成する必要があります。

県では「一人ひとりの人生を大切にする」という基本理念の下、地域共生社会の実現に向け、障害者一人ひとりの特性等に配慮し、寄り添いながら支援を提供できる福祉・保健・医療分野の人材の確保と育成を進めるとともに、当事者による相談活動等の推進に取り組めます。

さらに、支援者側にも注目し、福祉・保健・医療分野に従事することについて、一人ひとりが魅力とやりがいを感じてもらえるよう、支援者へのサポート体制の整備に取り組めます。

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 障害福祉を支える人材の確保・育成

誰もが安心して暮らせるよう

地域社会を支える福祉人材を確保、育成します

<現状と課題>

障害の程度や状態に関わらず、すべての人が地域で自らの望む生活を送るためには、障害の特性や程度、その地域の実情など、実態に応じたきめ細やかな支援を行う体制が必要となります。

昨今では、医師や看護師等の医療従事者が不足する中、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要とする医療的ケア児者に対して、一定の研修を修了した介護職員等が医療的ケアを行うことが可能となったり、精神障害者の大幅な増加と、精神障害者の地域移行や地域定着を促進する観点から、個々の障害特性に応じた寄り添い型の対応や、多岐にわたる相談内容に対応できる支援力が必要不可欠とされています。

このような中、障害福祉サービスの利用率が増加していることとあわせて、現場で従事する人材の不足や、現場の福祉専門職の負担増のほか、支援課題の多様化・複雑化等により、これまで以上に高い専門性と広い視野を有した福祉・介護分野の人材の確保や育成、定着、離職防止等の対策が必要となっています。

さらに、障害福祉分野は、仕事のイメージが湧きにくく、仮に就労してもキャリアパスが描きにくいなどの意見や、少子高齢化による労働力人口の減少、他の業種と比較しても有効求人倍率や離職率が高いなど、多くの課題が山積している分野でもあります。

質の高い人材を十分に確保していくためには、職員の福利厚生や処遇改善等のほか、障害福祉サービスに係る仕事の魅力や意義・重要性を、就労世代、特に若年層を中心とした多くの県民に伝える必要があります。

県では、福祉や介護の仕事に関する職業紹介やあっ旋に取り組むほか、全県立高校や中等教育学校を対象として、福祉介護に関する教材の配布等を行い、福祉や介護の仕事の理解や関心を高め、将来の福祉介護分野を支える人材を確保する取組みを進めています。また、既に福祉の現場に従事する職員を対象として、業種や経験、階層別に様々な研修を実施し、福祉人材の育成に取り組んでいます。

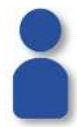
【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み

▶ 【中柱】2. ともに生きる社会を支える人づくり

▶ 【小柱】(1) 障害福祉を支える人材の確保・育成

このほか、インフォーマルサービスとして、ボランティア人材の活用も大変重要であり、現に活躍するボランティアのみならず、子どもから高齢者まで、障害当事者自身も含め、より多くの方が活躍できるしくみづくりが求められています。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

慣れてきた職員、仲良くなった職員がすぐにやめてしまう。職員が働き続けられるようにしてほしい。

福祉の仕事は高い倫理観、人権意識が求められる専門性の高い仕事。それに見合う人件費の増額や処遇改善の強化を図ってほしい。



支援者



その他

福祉の仕事に関するイメージを上げる取組みがあっても良い。
「みんなで支え合おう」というメッセージを、もっと強く発信してほしい。

<取組みの方向性>

2101 障害福祉に携わる人材の確保

(地域福祉課)

大学生等を対象にした障害福祉施設での仕事体験や、障害福祉分野での就労意欲のある者を対象にした研修及び研修受講後の障害サービス事業所とのマッチングまでの一体的な支援を実施するなど、障害福祉に携わる人材の確保に向けた取組みを推進します。

2102 福祉・介護の仕事の理解促進 【再掲：6107】

(地域福祉課)

『かながわ福祉人材センター』において、福祉・介護の仕事に関して無料で職業紹介・あつ旋事業に取り組むほか、全県立高校・中等教育学校を対象として福祉・介護に関する教材の配布等を行い、福祉・介護の仕事の理解や関心を高めるとともに、将来の福祉・介護を支える人材の確保につなげます。

2103 障害福祉サービス事業所に対する就労実態調査

(地域福祉課)

障害福祉サービス事業所における就労実態や人材育成の取組みを調査し、障害福祉分野における人材確保策に取り組めます。

【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み

▶ 【中柱】2. ともに生きる社会を支える人づくり

▶ 【小柱】(1) 障害福祉を支える人材の確保・育成

2104 障害福祉に携わる外国人介護人材の受入支援 (地域福祉課)

障害福祉施設等における外国人介護人材の受入れを支援し、受入環境の整備に係る取組みや人材確保に係る取組を推進します。

2105 専門的知識と技術を有する人材の養成と確保 (医療課)

県立保健福祉大学・大学院において、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の福祉専門職や理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション等に従事する人材を養成するとともに、実践教育センターにおける現任者教育・研修を通じて、障害福祉に携わる専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。

2106 国家資格取得のための修学資金の貸付けと確保・定着 (地域福祉課、医療課)

県や関係団体からの修学資金の貸付けを通して、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士の確保・定着を進めます。

2107 処遇改善への取組み 【再掲：4112】 (障害サービス課)

障害福祉の現場で働く職員の賃金水準は他業種に比べると、まだ十分とは言えないことから、障害福祉サービス報酬に上乗せする「処遇改善加算」を事業所が取得できるよう、加算取得を支援するセミナーや個別相談等を実施し、職員の待遇改善を確実に進めるとともに、地域共生社会を支える人材の確保を促進します。

2108 障害福祉サービス従事者の支援技術の取得・向上 (障害福祉課、障害サービス課)

障害福祉サービス事業所の職員が、地域共生社会の理念を理解し、障害当事者やその家族が望む支援を行うことができるよう、差別解消や虐待防止への理解、障害特性に応じた支援技術の取得・向上のための研修を実施します。

2109 障害福祉サービス管理責任者等の育成 (障害福祉課、障害サービス課)

指定障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者などに対する研修を実施し、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保と資質の向上を図ります。

2110 障害支援区分認定調査員等の育成 (障害福祉課、障害サービス課)

障害支援区分認定事務について客観的かつ公平・公正に行われるよう、障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員等に対し、制度理解の促進を図ります。

【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み

▶ 【中柱】2. ともに生きる社会を支える人づくり

▶ 【小柱】(1) 障害福祉を支える人材の確保・育成

2111 専門性の高い支援を行う人材の育成 (障害福祉課、障害サービス課)

研修を行う民間事業所等の指定を通じ、研修の受講機会を確保するとともに、一定の基準に基づく研修事業指定及び指定事業所への指導を通じ、強度行動障害等への対応等における支援人材の資質向上を図ります。

また、介護職員による喀痰吸引等の医療的ケアに関する研修、精神障害者の特性を理解したホームヘルパーを養成するための研修等の専門性の高い研修を実施し、サービス提供人材の確保と資質の向上を図ります。

2112 地域生活移行の専門人材の養成・配置 【再掲：3202】 (障害サービス課)

障害者の地域生活移行の更なる推進のため、県独自の研修を実施し、「かながわ地域生活移行スペシャリスト」を養成します。あわせて、この人材を配置した障害者支援施設へ配置加算を行います。

また、障害保健福祉圏域毎にスペシャリストの中から選任した「かながわ地域生活移行エキスパート」を配置し、地域全体の地域生活移行を推進します。

2113 福祉に関する科学的な研究の推進 【再掲：3212】 (障害サービス課)

科学的根拠に基づく支援を確立するため、県立施設において、施設をフィールドとして当事者目線の先駆的な支援と重度障害者の地域生活移行をテーマで研究を進め、当事者目線の支援を実践できる専門人材の育成に取り組みます。

また、県立施設がより効果的・持続的に役割を果たしていくために、地方独立行政法人による運営に移行することを目指します。

2114 相談支援体制の強化・充実 (障害福祉課)

「相談支援専門員人材育成ビジョン」に基づき、相談支援専門員の養成確保に向けた相談支援従事者研修に加え、相談支援従事者のスキルアップのための研修や主任相談支援専門員の養成研修等を実施するなど、相談支援体制を充実強化します。

2115 発達障害児者への支援者育成 (障害福祉課)

発達障害児者やその家族に対する支援を強化するため、県発達障害支援センターかながわA(エース)を中心とした関係機関の人材育成等により、地域の支援体制の整備を進めます。

【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み

▶ 【中柱】2. ともに生きる社会を支える人づくり

▶ 【小柱】(1) 障害福祉を支える人材の確保・育成

2116 医療的ケア児等への支援者育成 (障害福祉課、障害サービス課)

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材や、医療的ケア児等コーディネーターなど、支援を総合的に調整する人材を養成します。

2117 神奈川県リハビリテーション支援センターにおける支援 (医療課)

神奈川県リハビリテーション支援センターにおいて、県内の地域リハビリテーションに関する情報の収集及び県民への情報提供等を行うとともに、これらの情報を積極的に活用しながら、障害保健福祉に従事する職員の養成及び、地域リハビリテーションの体制構築と推進に取り組みます。

2118 精神障害者を支援する専門人材の育成 【再掲：3208】 (障害福祉課)

精神障害者の地域生活移行の取組みを担う地域生活支援関係者(精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、自治体の職員等)に向け、研修等を通じた人材育成や連携体制の構築を図ります。

2119 ピアサポート等の拡充 【再掲：3108】 (障害福祉課、がん・疾病対策課)

障害当事者やその家族同士が行うピアサポート活動の推進と質の維持・向上のため、多様な障害種別のピアサポーターを養成するほか、ピアサポーターの活用や連携方法を理解した障害福祉サービス事業所の管理者等の養成を目的とする研修を実施します。

加えて、研修の修了者のうち、事業所等での活動を希望する者とピアサポート人材を求めている事業所とを繋ぐことで、地域社会においてサポートを必要とする障害当事者からの相談に応じる体制を構築します。

さらに、障害当事者を支える上で有効かつ重要な手段であるピアカウンセリングやピアサポート等の相談活動について、周知及び拡充を図ります。

2120 市町村における障害福祉に係る人材の育成 (障害福祉課、障害サービス課、がん・疾病対策課)

市町村において障害福祉分野に従事する職員を対象に、障害者の権利擁護や障害特性の理解、福祉用具に関する情報、精神保健等に関する研修を行い、専門職員としての資質向上を図ります。

【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み

▶ 【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり

▶ 【小柱】 (1)障害福祉を支える人材の確保・育成

2121 ボランティア活動の推進

(地域福祉課、障害福祉課)

「かながわボランティアセンター」において、市町村社会福祉協議会や社会福祉施設等のボランティアコーディネーターの人材育成に取り組みます。

また、ボランティア活動の実態を把握し、表彰を行うことで、活動の意欲向上を図ります。

2122 ボランティアセンターの機能強化

(地域福祉課)

かながわボランティアセンターにおいて、ボランティア活動に関する総合相談や情報提供を行うとともに、市町村ボランティアセンターの機能強化を支援するなどし、地域におけるボランティア活動を支援します。

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
グループホームの職員に対して支援技術や人権意識の向上を図る研修(障害者グループホームサポートセンター事業)の修了者数	234人 (2022年度)	200人 (毎年度)
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業の修了者数	692人 (2022年度)	770人 (毎年度)
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業の修了者数	147人 (2022年度)	150人 (毎年度)
障害保健福祉に従事する職員を対象とした実践教育センターにおける研修回数	2回 (2022年)	2回 (毎年度)
医療的ケア児等コーディネーター養成研修の累計(2018年度から)修了者数 ※毎年度10人を見込む	64人 (2018~2022年度)	134人 (2018~2029年度)
喀痰吸引等研修事業研修の受講者数	261人 (2022年度)	280人 (毎年度)

【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み

▶ 【中柱】 2. ともに生きる社会を支える人づくり

▶ 【小柱】 (1) 障害福祉を支える人材の確保・育成

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
【障害者虐待防止対策事業:2108】 【再掲】 障害者虐待防止・権利擁護研修の累計 (2013年度から)修了者数 ※毎年度120人を見込む	1,130人 (2013~2022 年度)	1,610人 (2013~2026 年度)
【サービス管理責任者研修事業:2109】 サービス管理責任者研修及び児童発達支援 管理責任者基礎研修の累計(2006年度から) 終了者数 ※毎年度1,700人を見込む	9,906人 (2006~2022 年度)	16,706人 (2006~2026 年度)
【障害支援区分認定調査員等研修事業:2110】 障害支援区分認定調査員研修の累計(2014年 度から)修了者数 ※毎年度200人を見込む	2,021人 (2014~2022 年度)	2,821人 (2014~2026 年度)
【強度行動障害支援者養成研修事業:2111】 強度行動障害支援者養成研修における自閉傾 向にある児童への適切な支援に係る研修の累計 (2022年度から)受講者数(人) ※毎年度150人を見込む	135人 (2022年度)	735人 (2022~2026 年度)
【身体障害者・知的障害者相談員活動強化 事業:2114】 障害福祉相談員研修会の開催回数	1回 (2022年度)	1回 (毎年度)
【発達障害者支援センター運営事業:2115】 県発達障害支援センターかながわA(エース) 職員が関係機関の調整・検討会議等に参加し て、地域の支援体制の充実に協力した回数	154回 (2022年度)	180回 (毎年度)
【精神障害者家族相談員養成事業:2118】 精神障害者家族相談員養成研修／家族相談員 講習会開催数	3回 (2022年度)	3回 (毎年度)

【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み

▶ 【中柱】2.ともに生きる社会を支える人づくり

▶ 【小柱】(1)障害福祉を支える人材の確保・育成

コラム

障害福祉を支える人材育成・人材確保

神奈川県では、障害福祉を支える人材育成・人材確保を目的として、「かながわ福祉人材センター」での無料職業紹介・あっ旋事業など様々な取組みを実施しています。ここでは、これから職業を選択する方々に向けた、裾野を広げる取組みの一部を紹介します。

(学校への出前授業)

障害の理解やコミュニケーションの方法、利用者に適した食事形態など、福祉施設の職員が学校に伺い、仕事内容ややりがいについて、ワークショップなどを交えながらお伝えしています。



学校への出前授業

(インターンシップ)

障害福祉業界の魅力ややりがいを実感していただくため、大学生等を対象に、県内の障害福祉サービス事業所での3日間の「しごと体験プログラム」を実施しています。プログラムでは、散歩の同行や、お弁当作りの補助など、事業所ごとに異なるプログラムを体験してもらいました。参加した学生の方からは「福祉に関わる働き方をしたいという思いが強くなった」や、「(福祉系の学部ではないが)今回このようなプログラムを通じて視野を広げることができた」など、前向きな感想が多く寄せられています。



仕事体験事業

(県ウェブサイト)

このような取組みを今後も継続することで、障害福祉を支える人材の育成・確保を図っていきます。



- 【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み
▶ 【中柱】 2. ともに生きる社会を支える人づくり
▶ 【小柱】 (2) 保健・医療を支える人材の確保・育成

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 保健・医療を支える人材の確保・育成

誰もが安心して暮らせるよう

地域社会を支える保健・医療人材を確保、育成します

<現状と課題>

我が国では、急速に少子・高齢化が進展し、医療・介護需要が増大するなど、社会全体を取り巻く環境は大きく変化しており、2020(令和2)年12月末現在の県における就業看護職員数は、86,360人と、近年は増加傾向にあるものの、人口10万人当たりの就業看護職員数は、934.9人と47都道府県中最下位(全国平均1,315.2人)となっています。

また、2019(令和元)年8月に本県から厚生労働省に報告した看護職員の需給推計結果によれば、本県の2025(令和7)年時点での看護職員の需給推計は、需要数109,970人に対して、供給数85,084人、不足数24,886人、充足率77.4%となっており、この結果は、都道府県の中で最低の充足率となっています。

看護職員の需給については、対策を行っているものの決め手がなく、臨床現場において慢性的な労働力不足が続いています。

また、高齢化の進展に伴う介護保険施設や在宅療養のニーズの増大や、医療技術の高度化、専門化など、医療を取り巻く環境が変化している中では、急速に拡大する医療・地域保健福祉ニーズに対応できる、医師や看護師、保健師、理学及び作業療法士等をはじめとする質の高い保健・医療・リハビリテーション人材の確保や、職員の離職防止は喫緊の課題です。

さらに、少子化が加速していることから、看護学校等の養成機関への進学者も減少の傾向にあり、根本的な担い手不足に更に拍車がかかることも懸念されています。

安定的な保健・医療職員体制の確保のためには、キャリアレベルに応じた研修の継続的な開催等を通じて、今も現場で活躍している保健・医療職員の更なる質の向上を図るほか、修学資金の貸付等により保健・医療職を目指す学生を支援していくことが必要です。

- 【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み
- ▶ 【中柱】2.ともに生きる社会を支える人づくり
 - ▶ 【小柱】(2)保健・医療を支える人材の確保・育成

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

地域によって、医療体制には大きな差がある。
どこに住んでいても、安心して医師に相談できる体制は重要。

障害のある子どもを育て生活を送るには、自分たちが暮らす地域の
医師や看護スタッフの存在は大きく、安心感につながっている。



家族



支援者

単に医療従事者の数が充足すれば良いというわけではない。
「障害福祉を理解した医療従事者」の養成が必要。

<取組みの方向性>

2201 医療従事者の養成と人材確保

(医療課、障害福祉課)

医師及び歯科医師に対して、障害者の特性に応じた医療及び在宅医療、在宅歯科医療や総合的なリハビリテーションに関する教育の充実を図り、障害に関する理解を深めるなど、資質の向上に努めます。

また、様々な場面や対象者に対応できる質の高い看護職員等を養成します。

2202 看護人材の養成と育成

(医療課)

様々な場面や対象者に対応できる質の高い看護師等の養成に努めるとともに、卒後の現任教育として、研修等を通じて在宅医療を担う看護人材を育成します。

2203 リハビリテーションに従事する人材の養成

(医療課)

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の障害者のリハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。

2204 発達障害の診療・支援ができる人材の養成

(障害福祉課)

発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成及び地域のかかりつけ医師の発達障害対応力の向上を図るとともに、県内各地域に発達障害者地域支援マネージャーを配置し、関係機関を支援します。

- 【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み
- ▶ 【中柱】2. ともに生きる社会を支える人づくり
- ▶ 【小柱】(2) 保健・医療を支える人材の確保・育成

2205 医療的ケア児等を支援する看護師の育成 (障害サービス課)

障害福祉サービス事業所等における医療的ケアが必要な重度重複障害児・者への支援に当たる看護師に対して、質の高い看護を提供するための専門的な研修を実施するとともに、県内の看護学生や他分野に従事する看護師等へ、障害福祉の現場に従事する看護師に関する普及啓発を実施します。

2206 保健所、保健センター等の職員の育成 (健康増進課)

地域において健康相談等を行う保健所、保健センター等の職員の資質向上を図ります。

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
重症心身障害児者施設等の看護師を対象とした専門的研修の修了者数	21人 (2022年度)	20人 (毎年度)
看護学生や看護師等を対象とした福祉現場における看護に関する普及啓発研修の修了者数	216人 (2022年度)	500人 (毎年度)

コラム

障害者の歯科診療を支える取組み

神奈川県では、障害者の歯科診療を支える取組みとして、障害者歯科診療推進事業を実施しています。この事業は、神奈川県、神奈川県歯科医師会、医療機関が連携し、障害のある方々も安心して歯科診療が受けられるシステムを構築することを目的としています。

また、県内の歯科医師や歯科衛生士を対象に研修を行い、障害者の歯科診療体制の構築を支える人材育成にも取り組んでいます。

ここでは、神奈川県歯科診療システムの概要と、人材育成の取組みの一部をご紹介します。

○神奈川県歯科診療システム

以下のように一次診療施設、二次診療施設、三次診療施設から構成されています。

・一次診療施設

神奈川県歯科医師会が実施する研修を受け、認定された開業医等が診療を行う診療所等の施設のこと。

・二次診療施設

一次診療施設では治療が困難な方の治療を行うために、集約された設備と人員を備えた各歯科診療圏域に設置された施設のこと。

・三次診療施設

一次診療施設、二次診療施設では治療が困難な方の高次な歯科診療（全身麻酔下治療を含む）を行う病院のこと。



(車イスでも移乗しやすい治療台)

○障害者歯科医療担当者研修

障害者の歯科診療に対応できる歯科診療従事者を育成し、障害者歯科診療の推進を目的とした研修を実施しています。

全5日間の学術研修と2回の実技研修を実施し、研修修了者が障害者歯科一次診療担当医と認定されます。



上記の取組みをはじめ、一次診療担当医、二次診療担当医による実践研究発表会等を開催し、障害者の歯科診療を支える人材育成に取り組んでいます。

Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

3. 安心して暮らせる地域づくり

地域で安心して暮らしていくためには、日々の生活の中で抱えている課題にきめ細かく対応し、適切に公的サービスなどに結び付けていくしくみが、地域に用意されている必要があります。

県では、障害者がいつでも身近に相談ができる相談支援体制の充実に努めるとともに、地域の様々な機関や団体の連携のほか、障害当事者が自身の経験を伝えるピア活動等を通じて、相談者を「ひとりにさせない」伴走型の支援体制の構築を推進します。

また、誰もが希望する環境で生活が送れるよう、たとえ自ら意思表示が難しい状態であっても、可能な限り本人の意思決定を尊重し、多様な地域生活の場が選択できるよう、意思決定支援の充実と社会資源の整備に取り組めます。

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 相談支援体制の構築

誰もが身近な地域で、質の高い相談ができる体制を整備します

<現状と課題>

地域で安心して生活するためには、身近な場所で相談できる体制を整えることが必要ですが、2023(令和5)年7月時点で、相談支援専門員の配置についての充足度は、県内33市町村のうち24市町村で「不足している」と回答しており、相談支援専門員の養成・確保や相談支援事業所の設置促進が課題となっています。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う『基幹相談支援センター』については、2023(令和5)年度には県内市町村のうち8割程度で設置されますが、更なる設置と活動の推進が必要です。

あわせて、障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営み、安心して豊かに過ごすことができるよう、質の高い相談支援体制の整備等を促進することを目的として設置されている『障害者自立支援協議会』の活性化を図り、関係機関の連携を深め、地域の実情に応じた相談支援体制を構築する必要があります。

加えて、高い専門性が求められる支援については、当事者やその家族からの相談に適切に対応できる専門相談機関の確保が重要です。例えば、高次脳機能障害や難病、発達障害や医療的ケア児及びその家族等は、医療、保健、福祉、教育、労働など関係する分野が多岐にわたるため、「どこに相談したらよいか分からない」といった声も多く寄せられています。

それぞれの状態に合った、専門性の高い相談に対応できる支援体制を整備し、活動を推進するとともに、ピアカウンセリングなど障害当事者による相談支援活動を促進することも大変重要です。

*** なお、障害に係る相談内容は様々であり、合理的配慮や障害者虐待、障害者差別のほか、発達障害等の児童相談、犯罪被害や消費者トラブル等についての相談に関する取組みは、他の小柱に記載しています。**

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

まずは「気軽に相談をしやすい窓口」が必要であり、充実させてほしい。

相談支援体制の推進を図る自立支援協議会を活性化することが必要。



支援者



その他

障害当事者の相談員やピアカウンセリング、ピアサポートの充実を図ってほしい。

<取組みの方向性>

3101 身近な地域における相談支援体制の整備

(障害福祉課)

相談支援事業所や、相談支援専門員を増やすことで、障害者が身近な地域で相談支援を受けることができる体制を整備します。

また、相談支援専門員が、様々な障害の種別や、個々の状態、年齢、性別等について理解を深め、障害当事者や家族等の意向を踏まえたサービス等利用計画案を作成することができるよう、研修等の人材育成の体制を充実させ、相談支援の質の向上を図ります。

3102 基幹相談支援センターの設置の促進及び活動の推進

(障害福祉課)

相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害者の相談等を総合的に行うとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの必要性を周知すること等により設置を促進します。

3103 県立機関における相談支援体制の整備

(障害福祉課、がん・疾病対策課)

障害のある方が適切なサービスを受け、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、神奈川県立総合療育相談センターにおいて、知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所として、総合的な相談・判定・援助を行います。

また、保健福祉事務所において、精神障害や精神保健に課題を抱える県民に対する相談支援を行い、精神保健福祉センターは、地域精神保健福祉推進の中核機関として、複雑困難な相談事例に対応するとともに、地域関係機関への技術指導、技術援助を行います。

3104 障害者自立支援協議会の設置促進と相談支援活動の推進 (障害福祉課)

障害者自立支援協議会の設置を促進し、その運営の活性化を図ることにより、関係機関の連携を緊密化し、地域の実情に応じた相談支援体制を整備するとともに、障害当事者に寄り添った相談支援につながるよう、障害当事者やその家族の参画を促進します。

3105 高次脳機能障害児者への支援体制の構築 【再掲：4313】 (障害福祉課)

高次脳機能障害児者への支援に関する取組みについて普及・定着させるため、高次脳機能障害支援拠点機関に支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発、支援手法等に関する研修等を行い、相談支援体制の確立を図ります。

3106 難病患者への支援体制の整備 【再掲：4314】 (がん・疾病対策課)

地域における難病患者支援対策を推進するため、かながわ難病・相談支援センターを中心とした様々な関係機関と連携しながら、難病患者のニーズに対応した、きめ細やかな相談・支援を行うための体制整備に取り組むことで、難病患者の療養上及び日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の地域交流活動の促進を図ります。

3107 盲ろう者の社会参加の促進 (障害福祉課)

盲ろう者やその家族等からの相談を受け付ける体制を整備するとともに、コミュニケーション支援及び移動時等の介助を行う通訳・介助員を養成し、必要に応じて派遣することにより、盲ろう者の社会参加を促進します。

3108 ピアサポート等の拡充 【再掲：2119】 (障害福祉課、がん・疾病対策課)

障害当事者やその家族同士が行うピアサポート活動の推進と質の維持・向上のため、多様な障害種別のピアサポーターを養成するほか、ピアサポーターの活用や連携方法を理解した障害福祉サービス事業所の管理者等の養成を目的とする研修を実施します。

加えて、研修の修了者のうち、事業所等での活動を希望する者とピアサポート人材を求めている事業所とを繋ぐことで、地域社会においてサポートを必要とする障害当事者からの相談に応じる体制を構築します。

さらに、障害当事者を支える上で有効かつ重要な手段であるピアカウンセリングやピアサポート等の相談活動について、周知及び拡充を図ります。

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ 【小柱】(1) 相談支援体制の構築

＜数値目標＞

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
相談支援事業所における相談支援専門員の 実人数	1,584人 (2022年度)	2,380人 (2029年度)
サービス等利用計画作成済みの人数(障害者)	64,569人 (2022年度)	86,688人 (2029年度)
サービス等利用計画作成済みの人数(障害児)	37,753人 (2022年度)	81,082人 (2029年度)
相談支援専門員による障害サービス等利用計画 等作成率(障害者)	62.0% (2022年度)	73.4% (2029年度)
相談支援専門員による障害サービス等利用計画 等作成率(障害児)	34.6% (2022年度)	36.0% (2029年度)
相談支援専門員への意思決定支援ガイドライン 等を活用した研修の累計受講者数 ※毎年度 50 人を見込む	160名 (2020～2022 年度)	510名 (2020～2029 年度)
相談支援事業所総数	654事業所 (2022年度)	829事業所 (2029年度)

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標】

把握する状況	現状値	目標値
基幹相談支援センターを設置する市町村数	24市町村 (2022年度)	33市町村 (2026年度)

【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標】

把握する状況	現状値	見込量
協議会における相談支援事業所の参画による 事例検討実施回数	114回 (2022年度)	199回 (2026年度)

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ 【小柱】(1) 相談支援体制の構築

【障害福祉サービスの見込量】(1 か月当たりの見込量)

指定障害福祉 サービス名	2022 年度 (実績値)	2024 年度	2025 年度	2026 年度
指定計画相談支援 (サービス利用支援、 継続サービス利用支援)	24,270人	30,661人	34,808人	39,351人
指定地域相談支援 (地域移行支援)	58人	95人	107人	123人
指定地域相談支援 (地域定着支援)	68人	98人	108人	119人

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
【相談支援従事者研修事業:3101】 相談支援従事者研修(初任者研修、現任研修、 主任研修)の累計(2006年度から)修了者数 ※毎年度840人を見込む	9,945人 (2006~2022 年度)	13,305人 (2006~2026 年度)
【相談支援従事者等養成・確保推進事業:3101】 相談支援従事者等の質の向上や、専門性の強化 のための研修(専門コース別研修)の受講者数	401人 (2022年度)	400人 (毎年度)
【都道府県相談支援体制整備事業:3103】 神奈川県障害者自立支援協議会の開催回数	2回 (2022年度)	2回 (毎年度)
【都道府県相談支援体制整備事業:3103】 圏域自立支援協議会の開催回数	10回 (2022年度)	10回 (毎年度)
【高次脳機能障害及びその関連障害に対する 支援普及事業:3104】 高次脳機能障害支援普及事業における相談者 数(延相談者数)	1,762人 (2022年度)	3,000人 (2026年度)
【高次脳機能障害及びその関連障害に対する 支援普及事業:3104】 高次脳機能障害セミナー参加人数	142人 (2022年度)	330人 (2026年度)

コラム

身近な地域の相談支援体制

地域の身近な相談先として、相談支援事業所（ここでは「特定相談支援事業所」のことを指します。）では、障害当事者や家族等から相談を受け、相談の内容に応じて必要な情報の提供や、助言、関係機関との支援体制の調整等を行います。

相談支援事業所には、障害児者支援に関する専門的な知識を有した相談支援専門員が配置されており、障害当事者や家族からの生活に関する相談に応じ、障害福祉サービスを申請する際に必要となる「サービス等利用計画（支援を必要とする方が、どの福祉サービス等を利用すれば、ニーズを満たすことができるかを計画するもの）」を障害当事者や家族の意向などを十分に反映しながら作成します。

また、サービス利用開始後も、定期的に障害当事者や、家族、関係機関等から、生活の状況を伺う中で、課題等が改善しているのか、新たな困りごとが生じていないか等を確認し、適宜支援の内容を客観的で専門的な視点で見直し、継続的に関わります。



市区町村では、相談を受けた相談支援専門員に加え、教育機関や、障害福祉サービス事業所、行政、病院等がより連携を図れるよう、それぞれ自立支援協議会を設置しています。

神奈川県では、障害保健福祉圏域ごとにナビゲーションセンターを設置し、圏域自立支援協議会を開催する等、市区町村域を超えた広域的なネットワークの形成を行い、相談支援体制の充実を図っています。

（県ウェブサイト）
障害福祉サービスを
利用するには



※ 97ページのコラム「自立支援協議会とは」も、あわせてご覧ください。

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 地域生活移行支援等の充実

地域生活を希望する障害当事者が、
自身の判断の下、安心して地域で暮らせる社会を目指します

<現状と課題>

障害者の地域生活への移行を進める上では、地域生活を希望する障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、生活の場の確保に向けた支援のほか、必要な障害福祉サービスが十分に提供される体制の整備、地域への移行を支える人材の確保・育成など、様々な取組みが必要です。

県では、これまで施設入所者の地域生活への移行を進めるため、自立訓練や地域移行支援等の障害福祉サービスを活用し、グループホームや一般住宅等への移行の推進や、障害福祉サービス等の基盤整備等に取り組んできました。例えば、地域生活への移行後、生活の場の一つとなるグループホームにおいては、「障害者グループホーム等サポートセンター」の設置や、グループホームの開設を検討している法人等への助言、市町村を通じたグループホームの整備・運営に係る費用や重度障害者を受け入れた場合の人件費の補助等の促進に取り組んできました。加えて、強度行動障害のある方や医療的ケアを要する方等に対応できる職員が不足していることから、こうした重度障害者の地域生活への移行を支える人材の育成に取り組んできました。

様々な取組みを推進する一方で、施設入所者の重度化が進み、地域移行が比較的しやすい中軽度の方の割合が低くなっている現状から、本県では中軽度に比べ重度障害者の地域移行が進んでいない状況があります。重度障害者の地域生活移行を促進する取組みが必要であり、重度障害者の受け入れが可能なグループホームを増やすことにあわせ、強度行動障害等、専門的な支援が必要となる方を地域で受け入れることができるよう、専門的知識や技術を有する人材育成など、更なる体制の整備が必要です。

また、施設入所者の中には、生活の場が限られてしまうことで地域生活を上手くイメージが出来なかったり、地域生活と距離が出来てしまうことで不安が生まれ、入所期間が長期化していることも少なくありません。入所中に地域における様々な体験の機会を積極的に増やし、障害当事者同士によるサポート体制など、幅広く支援をしていく必要があります。

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実施する取組み

▶ 【中柱】 3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ 【小柱】 (2) 地域生活移行支援等の充実

あわせて、精神科病院に入院している精神障害者の地域移行についても、取組みを促進していく必要があります。県内の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、2009（平成21）年度に43,384人であったのに対し、2022（令和4）度には107,828人と、12年で2倍以上に増加しており、また、県内の精神科病院における1年以上の長期入院患者数についても、2022（令和4）年度には6,593人となっており、依然として地域移行への積極的な取組みが必要な状況です。

精神科病院入院中の精神障害者の地域移行を促進していくため、県では精神障害の当事者であるピアサポーターの養成や、ピアサポーターによる精神科病院訪問等を通して、入院患者の地域生活移行に向けた働きかけ等を実施していますが、入院をしている精神障害者は、地域生活を送る上で、退院後の医療継続や社会参加など様々な課題やニーズを抱えていることが多く、再入院を繰り返すこともあります。地域生活移行の取組みについてだけでなく、在宅の精神障害者を地域で支える取組みも含め、行政と精神科医療機関、障害福祉サービス事業者等が、精神障害者が退院後に地域で安定した生活を継続するという視点をもって、連携して取り組む必要があります。

（地域生活移行者の移行後の住まいの場）

年度	地域生活移行者数	移 行 先			
		共同生活援助	家庭復帰	公営/一般住宅	その他
2020年 (令和2)	44人	36人 (88%)	6人 (14%)	2人 (4%)	0人 (0%)
2021年 (令和3)	56人	42人 (75%)	7人 (13%)	5人 (9%)	2人 (4%)
2022年 (令和4)	38人	30人 (79%)	6人 (16%)	1人 (3%)	1人 (3%)

（共同生活援助利用者の障害支援区分）

障害支援区分	人数	構成比
区分1	134人	1.1%
区分2	2,554人	20.0%
区分3	3,214人	25.2%
区分4	2,884人	22.6%
区分5	2,007人	15.7%
区分6	1,832人	14.4%
その他	131人	1.0%
計	12,756人	100%

※ 令和5年10月の国保連請求データ

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実施する取組み

▶ 【中柱】3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ 【小柱】(2) 地域生活移行支援等の充実

(施設入所者の障害支援区分)

障害支援区分	人数	構成比
区分1	1人	0.0%
区分2	4人	0.1%
区分3	51人	1.1%
区分4	348人	7.5%
区分5	1,062人	23.0%
区分6	3,143人	68.0%
その他	14人	0.3%
計	4,623人	100%

計 91%

※ 令和5年10月の国保連請求データ

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

グループホームに入りたい気持ちはあるが、何処もいっばいで入れない。一人暮らし、グループホーム、シェアハウス等、たくさん選択肢がほしい。

地域で暮らす不安があるから、「グループホームに行きたくない」や「施設にいたい」という人もいる。どれも本心で、尊重してほしい。



当事者



家族

地域生活への移行は大切だが、一方では、その地域に障害者を支える体制が不足しているのも確か。同時並行で進める必要がある。

体験を通して失敗や成功を重ねていくべき。そういったところに県の支援や制度的なシステムがあればよいと思う。



支援者

<取組みの方向性>

3201 地域生活移行支援の充実

(障害サービス課)

障害当事者が、自らどこで誰と生活するか決定し、地域生活を希望する方が地域で暮らす環境を整備することが重要であることから、重度の障害者であっても、本人の意思を可能な限り反映した生活の場を選択できるよう、必要な方への意思決定支援を行い、入所者が地域生活を体験できる機会を増やし、複数の選択肢を用意し、地域生活への移行を支援します。

3202 地域生活移行の専門人材の養成・配置 【再掲：2112】 (障害サービス課)

障害者の地域生活移行の更なる推進のため、県独自の研修を実施し、「かながわ地域生活移行スペシャリスト」を養成します。あわせて、この人材を配置した障害者支援施設へ配置加算を行います。

また、障害保健福祉圏域毎にスペシャリストの中から選任した「かながわ地域生活移行エキスパート」を配置し、地域全体の地域生活移行を推進します。

3203 グループホームの整備促進等 【再掲：4108、5112】 (障害サービス課)

障害者の地域における居住の場の一つであるグループホームについて、県では運営費補助等の支援を通じ、市町村と協力して、設置・利用の促進とサービスの充実を継続して図るとともに、多様なニーズを持つ障害者の地域生活移行を支援し、特に課題である重度の障害者の受入れ・対応が可能なグループホームの整備支援に取り組みます。

あわせて、障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障害者やその家族が必要とする支援を行うことができるよう、差別解消や虐待防止への理解、障害特性に応じた支援技術などの研修の実施等を進めます。

3204 グループホームへの助言・指導のしくみづくり (障害福祉課、障害サービス課)

強度行動障害などの専門的な支援が必要な障害者を受け入れて支援しているグループホームに対して指導・助言を行うしくみづくりに取り組みます。

3205 重度障害者を受け入れるグループホームへの補助 (障害サービス課)

かながわ地域生活移行エキスパートの支援の下、障害者支援施設から重度障害者等を受け入れたグループホームに対して、人件費の補助を行います。

3206 地域生活を支えるサービス等の充実 (障害福祉課)

地域相談支援(地域生活移行支援・地域定着支援)の提供体制の充実を図るとともに、居宅介護など訪問系サービスの充実や、精神障害者の特性を理解したホームヘルパーの養成及び質の向上を図ります。

3207 民間法人等からの提案事業への補助 (障害サービス課)

地域生活移行をテーマとした民間法人からの提案事業に対し補助を行い、障害当事者本人の望む暮らしを実現するための取組みを推進します。

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実施する取組み

▶ 【中柱】3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ 【小柱】(2) 地域生活移行支援等の充実

3208 精神障害者を支援する専門人材の育成 【再掲：2118】 (障害福祉課)

精神障害者の地域生活移行の取組みを担う地域生活支援関係者(精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、自治体の職員等)に向け、研修等を通じた人材育成や連携体制の構築を図ります。

3209 精神障害者を支援するピア活動の推進と普及啓発 【再掲：7303】

(障害福祉課、がん・疾病対策課)

市町村長同意により医療保護入院した入院患者等に対して、訪問支援員が精神科病院を訪問し、入院患者の不安や気持ちを傾聴する中で、自尊心の向上や孤立感の低減に努めます。さらに、入院患者の地域生活移行を促進するため、ピア(当事者)サポーターによる病院訪問等を通じた退院意欲喚起を行うなど、医療と福祉が連携した切れ目のない支援を提供していきます。

また、精神科医療機関職員をはじめとする地域生活支援関係者や地域住民等に向けて、地域生活移行や障害理解の普及啓発を充実させます。

3210 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(地域生活移行後の生活)

【再掲：4202、4320、5114】(障害福祉課)

精神科病院等からの退院後に安心して地域生活を送れるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労などの社会参加、地域の助け合い、普及啓発、教育等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進します。

3211 措置入院者の退院後支援

(がん・疾病対策課)

精神障害により自分を傷つけたり、他人に害をおよぼすおそれ(自傷他害)がある場合に、都道府県知事の権限により入院措置を行う「措置入院」等の退院後に、地域において自分らしい生活を送ることができるよう、入院中から入院者の希望を踏まえた退院後支援計画を策定し、退院後に安定した生活を送れるよう計画に基づいた支援を行います。

3212 福祉に関する科学的な研究の推進 【再掲：2113】 (障害サービス課)

科学的根拠に基づく当事者目線の支援を確立するため、県立施設において、施設をフィールドとして当事者目線の先駆的な支援と重度障害者の地域生活移行をテーマで研究を進め、当事者目線の支援を実践できる専門人材の育成に取り組みます。

また、県立施設がより効果的・持続的に役割を果たしていくために、地方独立行政法人による運営に移行することを目指します。

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実施する取組み

▶ 【中柱】 3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ 【小柱】 (2) 地域生活移行支援等の充実

＜数値目標＞

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標】

把握する状況	目標値
2022年度末時点の施設入所者(4,617人)のうち 2026年度末までに地域生活に移行する人の数	463人(2022年度末時点の 施設入所者の10%)

(目標設定の考え方)

市町村がそれぞれの障害福祉計画において設定した地域生活への移行者数に係る成果目標の合計277人に、県が「当事者目線の支援」を実践し、県立施設を「通過型施設」とすること等により、独自に地域生活への移行を目指す186人を加えた463人(2022年度末時点の施設入所者の10%)が、2026年度末までに地域生活に移行することを目指します。

把握する状況	目標値
2022年度末時点の施設入所者(4,617人)に対する 2026年度末までの減少数	244人(2026年度末時点の 施設入所者の5.3%)

(目標設定の考え方)

市町村がそれぞれの障害福祉計画において設定した施設入所者の減少数に係る成果目標の合計198人に、県が「当事者目線の支援」を実践し、県立施設を「通過型施設」とすること等により、独自に施設入所者の減少を目指す46人を加えた244人(2022年度末時点の施設入所者の5.3%)が、2026年度末までに減少することを目指します。

コラム

施設と地域をつなげる取組み

神奈川県では、障害のある方が自分らしく暮らしていくため、ご本人の意思を大切にしながら、地域で積極的に活動し、暮らしていけるような取組みを推進しています。

県立中井やまゆり園では、秦野駅近くに地域活動拠点「らっかせい」を設置し、ここを活用しながら、地域の公園の美化・清掃活動や、花壇の植栽活動のほか、近隣から出る牛乳パックを回収し、紙漉き作業等に取り組んでいます。

また、地元の農家の方が所有する農地をお借りし、地域の方や他の施設の利用者と一緒に畑を耕したり、野菜を植え、育てる等の活動を行っています。

さらに、令和5年度からは、日本郵便(株)と共生社会の推進に向け連携・協力する協定を結び、地元の郵便局との活動も始めました。

こうした活動を通じて、地域の方々から声を掛けられることも増え、利用者の皆さんもどこか誇らしげな表情を見せてくれます。

今後も、利用者一人ひとりが生きいきと暮らせるよう、地域とのつながりを大切にしながら、活動を充実させていきます。



▲ 紙漉き作業

左) パルプが入った水(ねた)を、網目が付いた枠に流し込む作業をしています!

右) 地域の方から、段ボールいっぱいの牛乳パックをいただきました!

4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

障害児・者の地域生活を支えていくためには、障害者の高齢化や障害の重度化、医療的ケア児・者への支援の必要性を踏まえ、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加などが包括的に確保されることに加え、ライフステージに応じた切れ目のない地域のしくみづくりが必要です。

県では、年齢や体の状態に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅サービスの充実や、重度障害者も受入れが可能なグループホーム等の整備を図るとともに、医療的ケアを必要とする児童など、障害のある子どもに対する支援体制の充実や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの更なる構築に向けた、福祉、医療、教育等の各分野の連携促進に努めます。

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

障害福祉サービスが充実し、
誰もが質の高い支援が受けられる社会を目指します

<現状と課題>

障害児者が障害の程度や状態に関わらず、地域でその人らしく暮らしていくためには、地域生活を支える質の高い障害福祉サービスが十分に整備されていることが不可欠です。障害者総合支援法及び児童福祉法では、障害者の選択の幅を広げるため、多様なサービス提供の主体が参入することが期待されており、単にサービス供給量が増えるだけでなく、質の高いサービスが利用者ニーズに応じて組み合わせて提供されることが重要です。

国の基本指針では、都道府県及び市町村職員は障害福祉サービスの利用状況を把握し、障害者が必要とするサービスが提供できているか検証を行うことが望ましいとされています。県では神奈川県障害者施策審議会において障害福祉サービスの提供状況等の検証を行うとともに、福祉サービスが「措置」から「利用者の選択による利用制度」へ移行されたことに伴い、利用者が自分に合った質の高いサービスを自ら選択・利用することができ、事業者自身においてもサービスの質の自主的な向上が図られるよう支援を行い、あわせて障害福祉サービス等の情報公表制度を適切に運用しています。

また、事業者のサービスの質向上、利用者のサービス選択支援という点からは、福祉サービス第三者評価の促進が必要とされています。さらに、サービスの質を高める上では、サービスを提供する従事者へのスキルアップに向けた研修等に加えて、職員の待遇を改善していくことが必要です。福祉に係る職種は他の職種に比べると、給与水準等が未だ低い現状があり、課題とされています。このほか、介護サービスや障害サービスなど他分野との間での切れ目のない連携や、事業所同士の連携、県と市町村間におけるサービス情報の共有などもあわせて推進する必要があります。

今後、地域社会への移行促進が加速するなか、例えば医療的ケアや強度行動障害等の専門的なサービスが必要となる方を、地域において如何に速やかに受け入れることができるかといった観点も重要であり、ますます専門的かつ質の高いサービスが提供できる体制づくりが急務となっています。

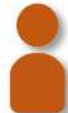
計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

在宅生活を送っている障害者が、より生活を送りやすくなるよう、支援やサービスを、より使いやすくしてほしい。

働く人や職員の人材育成とあわせて、心のケアを同時に進めてほしい。



家族



支援者

地域生活移行を進める今だからこそ、地域に不足しているサービスをしっかりと整理しながら、サービスの提供体制を充実させる必要がある。

<取組みの方向性>

4101 在宅サービス等の充実

(障害福祉課、障害サービス課)

障害者の意思に基づき、家族の高齢化や親が亡くなった後も地域で生活ができるよう、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

4102 医療型短期入所等の整備

(障害福祉課)

常時介護を必要とする障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる医療型短期入所などの整備を進めます。

4103 重症心身障害児者等支援体制の検討 【再掲:4408】

(障害サービス課)

重症心身障害児者や医療的ケアを必要とする方の地域における支援体制について、外部有識者等による検討会を設置し、地域生活を送る上で必要な支援体制を充実させるための検討を進めます。

4104 自立訓練サービスの充実

(障害サービス課)

障害者の身体機能又は生活能力の向上を目的として、利用者の障害特性に応じた専門職員による自立訓練(機能訓練、生活訓練)を、身近な地域の事業所において受けられるよう、障害福祉サービス事業所の量的・質的充実を図ります。

【大柱】Ⅱ.誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶【小柱】(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

4105 日常生活支援の充実 (障害福祉課)

市町村が実施する外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実を図り、障害者の豊かな地域生活を支援します。

また、音声機能を喪失した者やオストメイトへの必要な訓練等を行うほか、地域における社会参加促進施策を実施し、障害者等の社会参加を促進します。

4106 身体障害者補助犬の給付等 (障害福祉課)

身体障害者の自立及び社会参加を促進するため、盲導犬、介助犬及び聴導犬などの「身体障害者補助犬」の給付を行います。

また、身体障害者補助犬法に基づき身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図ります。

4107 補装具の購入等に係る市町村への補助等 (障害福祉課)

補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部や、日常生活用具の給付・貸与に関して市町村へ補助を行うとともに、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要に応じて援助します。

4108 グループホームの整備促進等 【再掲：3202、5112】 (障害サービス課)

障害者の地域における居住の場の一つであるグループホームについて、県では運営費補助等の支援を通じ、市町村と協力して、設置・利用の促進とサービスの充実を継続して図るとともに、多様なニーズを持つ障害者の地域生活移行を支援し、特に課題である重度の障害者の受入れ・対応が可能なグループホームの整備支援に取り組みます。

あわせて、障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障害者やその家族が必要とする支援を行うことができるよう、差別解消や虐待防止への理解、障害特性に応じた支援技術などの研修の実施等を進めます。

4109 介護サービスと障害サービスの連携 (高齢福祉課、障害サービス課)

同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供する「共生型サービス」の普及を図り、高齢者・障害児者とも利用できる事業所の選択肢を増やし、地域共生社会を推進します。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

4110 事業者への指導・監査 (障害サービス課)

当事者目線の障害福祉の実現に向けて、サービス利用者の権利擁護とサービスを行う事業者等の健全な育成を図るため、事業者等に対して、指定基準等に準じた事業運営を行うよう必要な指導や監査を実施します。

4111 情報公表等による障害福祉サービスの質向上の促進 (地域福祉課、障害サービス課)

障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決に向けた対応を行う「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」への運営支援等のほか、評価機関の認証、評価調査者の養成、評価結果の公表等を行う「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」への運営支援等により、事業者に対する第三者評価の受審及び評価結果の公表の促進等に努めます。

また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。

4112 処遇改善への取組み 【再掲：2107】 (障害サービス課)

障害福祉の現場で働く職員の賃金水準は他業種に比べると、まだ十分とは言えないことから、障害福祉サービス報酬に上乘せする「処遇改善加算」を事業所が取得できるよう、加算取得を支援するセミナーや個別相談等を実施し、職員の待遇改善を確実に進めるとともに、共生社会を支える人材の確保を促進します。

4113 事業所間の連携と支援者の資質向上の促進 (障害福祉課)

障害団体が実施する事業所向け研修等に係る経費を補助し、各事業所間の連携と支援者の資質向上を図ります。

4114 生活支援コーディネーターの活躍促進 (高齢福祉課)

生活支援コーディネーターが、高齢者の支援だけでなく、障害福祉と連携し、地域の課題に寄り添った支え合い活動を推進できるよう、研修等による資質向上を図ります。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
障害福祉サービス報酬の「処遇改善加算」の届出をする事業所・施設の割合	86.1% (2023年度)	95% (2029年度)

【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標】

把握する状況	現状値	見込量
県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係自治体と共有する回数	11回 (2022年度)	20回 (2026年度)

【県全体の障害福祉サービスの見込量】(1か月当たりの見込量)

指定障害福祉サービス名	2022年度 (実績値)	2024年度	2025年度	2026年度
訪問系サービス				
居宅介護	262,741時間	276,644時間	285,794時間	295,318時間
	14,263人	15,036人	15,494人	15,952人
重度訪問介護	183,738時間	234,589時間	264,876時間	299,249時間
	974人	1,220人	1,364人	1,526人
同行援護	38,326時間	40,874時間	42,192時間	43,591時間
	1,799人	1,880人	1,941人	2,010人
行動援護	27,227時間	37,110時間	41,496時間	46,633時間
	1,354人	1,855人	2,093人	2,374人
重度障害者等包括支援	0時間	8時間	8時間	18時間
	0人	1人	1人	2人
日中活動系サービス				
生活介護	370,293人日	382,646人日	393,993人日	404,853人日
	20,313人	20,760人	21,281人	21,780人
自立訓練(機能訓練)	1,203人日	1,916人日	1,974人日	2,053人日
	89人	129人	134人	139人
自立訓練(生活訓練)	17,375人日	17,397人日	18,383人日	19,398人日
	1,057人	1,098人	1,184人	1,275人

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

指定障害福祉サービス名	2022 年度 (実績値)	2024 年度	2025 年度	2026 年度
就労選択支援	—	—	346人	404人
就労移行支援	59,672人日	65,922人日	69,223人日	72,710人日
	3,370人	3,695人	3,864人	4,047人
就労継続支援A型	36,049人日	47,027人日	49,688人日	52,484人日
	1,874人	2,431人	2,554人	2,682人
就労継続支援B型	236,449人日	259,260人日	273,101人日	288,238人日
	14,408人	15,677人	16,564人	17,465人
就労定着支援	1,998人	2,934人	3,362人	3,739人
療養介護	862人	906人	931人	960人
福祉型短期入所	17,310人日	20,084人日	21,485人日	23,057人日
	2,954人	3,696人	3,960人	4,250人
医療型短期入所	2,253人日	3,137人日	3,333人日	3,580人日
	505人	626人	655人	691人
居住系サービス				
自立生活援助	96人	176人	181人	185人
共同生活援助	12,271人	13,557人	14,320人	15,124人
施設入所支援	4,636人	4,582人	4,540人	4,482人
指定計画相談支援【再掲】				
指定計画相談支援	24,270人	30,661人	34,808人	39,351人
指定地域相談支援(※年間の実利用者数の見込み)				
地域移行支援	58人	95人	107人	123人
地域定着支援	68人	98人	108人	119人

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
【サービス提供者情報提供等事業:4101、4108】 指定障害福祉サービス等事業所数	9,759事業所 (2022年度)	11,500事業所 (2026年度)
【医療型短期入所事業所開設支援事業:4102】 医療型短期入所事業所の新規指定件数	1件 (2022年度)	2件 (毎年度)

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

把握する状況	現状値	見込量
【オストメイト社会適応訓練事業:4105】 オストメイト社会適応訓練事業の実施箇所数	17箇所 (2022年度)	8箇所 (毎年度)
【音声機能障害者発生訓練事業:4105】 音声機能障害者発生訓練講習会の実施回数	187回 (2022年度)	84回 (毎年度)
【障害者の地域生活の推進に向けた体制強化 支援事業:4105】 基幹相談支援センター連絡会の開催回数	2回 (2022年度)	2回 (毎年度)
【都道府県障害者社会参加推進センター運営 事業:4105】 障害者社会参加推進センターにおける講習会の 実施回数	11回 (2022年度)	6回 (毎年度)
【身体障害者補助犬育成促進事業:4106】 身体障害者補助犬の給付者数	3人 (2022年度)	5人 (毎年度)

コラム

障害福祉サービスの紹介

障害のある方が、ご本人の望む暮らしができるようにするには、住み慣れた場所でホームヘルプや通所サービス、グループホームなど、様々なサービスを組み合わせて利用することが大切です。

神奈川県では、障害のある方やそのご家族が障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所を選んで利用できるよう、障害福祉サービス等の情報を提供するウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」を開設しています。

このウェブサイトでは、障害福祉サービスや障害児通所支援等に係る県内の情報を集約して提供しています。

なお、障害のある方やご家族等が、利用したいサービス事業所を自分で選び、自分で決める時に使いやすいように、サービス内容と地域で探せるようにしています。また、誰にでも利用いただけるよう、「ふりがなをふる」機能を備えています。



(障害福祉情報サービス
かながわウェブサイト)



- ① サービスの種類や支援内容、利用方法
- ② サービスを提供する事業所の情報
- ③ 市町村の相談窓口 等の情報を掲載しています。

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 地域における支援体制の整備

地域の課題を地域で解決できる体制を整備します

<現状と課題>

障害者が地域で安心して生き生きと暮らすためには、障害に起因する生活課題の解決だけではなく、様々な課題を包括して解決に取り組む観点が必要であり、そのためには、地域において中核的な役割を担うしくみがしっかりと機能する必要があります。

このしくみの一つに『自立支援協議会』があります。この協議会は、自治体や相談支援事業所の職員、入所施設の職員、障害当事者の方等、様々な方が委員として参画し、誰でも暮らしやすい地域の実現を目的としており、県内では市町村、障害保健福祉圏域、県の3層構造の体制で設置し、地域課題を県内で共有できるしくみを形成しています。

一方で、本来、この協議会は地域が抱える課題を吸い上げ、改善に向けた活発な協議が行われる場として期待されているものですが、形骸化しているものも多く、十分な成果が上げられていない現状から課題とされています。

加えて、昨今は精神障害者を地域で支援する取組みも注目されています。県では医療や障害福祉・介護、住まい、就労などの社会参加や地域の助け合い、普及啓発や教育などが包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進しており、あわせて、精神障害を有する方の日常生活圏域である市町村においても、地域生活に関する相談支援を行う体制の整備の必要があるという観点から、保健・医療・福祉関係者等による「協議の場」を各市町村に設置する取組みを進めていますが、すべての市町村への設置には至っておらず、今後の課題となっています。

また、障害を有する者が犯罪をし、刑務所等からの退所後や釈放後、円滑に福祉サービスへつなげるなどにより、再犯に至ることなく、地域において自立した生活ができるよう市町村や関係機関等が連携して支援を行う体制が必要です。

さらには、障害者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ、体験の機会や場、専門的人材の確保と養成、地域の体制づくりといった、居宅支援のための主に5つの機能を持つ「地域生活支援拠点等」の十分な整備が必要とされており、すべ

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(2) 地域における支援体制の整備

ての市町村において設置が義務となっていますが、未設置の市町村もあるほか、地域により機能の充実度に格差もあることから、今後はこの5つの機能を充実させる取組みが必要です。

このように地域において、十分な支援体制を整備するには、県行政だけでなく、これまで地域を支えてきた様々な社会資源を、改めて整理し、または新たに発掘し、障害者と地域を繋げるためのしくみとして、再構築する必要があることから、県では引き続き、この地域づくりの取組みを推進します。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

普段から支援者と支援を必要とする人たちが、顔を合わせられる体制づくりが重要。「身近で気軽に」が速やかで必要な支援につながる。

当事者が地域で求める支援は、一人ひとり違う。
当事者の意見をより正確に受け取り、支援体制を組んでほしい。



当事者



支援者

地域により支援体制の差はどうしても出て来ってしまう。
その差を埋める広域的な取組みを県が主体で進めてほしい。

県が進める「当事者目線」の考え方が県内でしっかりと広まり、
この考えに基づいた地域支援が統一的に進んでほしい。



その他

<取組みの方向性>

4201 地域生活支援拠点等の整備 【再掲：4508】

(障害サービス課)

地域で生活する障害当事者及びその家族の支援を推進するため、各市町村の地域生活支援拠点等の整備状況を把握し、整備が進んでいる市町村の情報など、整備に有効な情報提供を行います。

また、単独で地域生活支援拠点等の整備が困難な市町村に対しては、市町村間での必要な調整の支援を行うための協議の場の設置等を支援します。

4202 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（協議の場の設置）

【再掲：3210、4320、5114】（障害福祉課）

精神障害を有する方の日常生活圏域である市町村において、地域生活に関する相談支援が行われる必要があることから、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を県内全市町村に設置するとともに、個別支援における協働等を通じて、医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター等との重層的な連携による支援体制の構築を推進します。

また、保健福祉事務所及び同センターは、市町村との協働により精神障害を有する方々などのニーズや、地域ごとの課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

4203 障害者支援施設における地域生活支援機能の充実強化（障害サービス課）

障害者支援施設においては、医療的ケアや強度行動障害など、専門性の高い入所支援機能に加え、短期入所や相談支援など、専門的支援力を生かして地域生活を支える拠点機能を充実・強化します。

とりわけ、県立施設は、「通過型施設」として、地域生活が困難となった障害者を一時的に受け入れ、様々な経験を通して、本人が望む暮らしを確認しながら、再び地域での暮らしを実現する役割や、地域での暮らしを実現した後も、定期的に生活状況を確認し、一時的に地域生活が難しくなった場合に短期入所で受け入れる等、地域生活が続けられるよう支援する役割を担っていきます。

4204 中核的な役割を担う拠点の整備（各所管課）

障害者の地域生活の支援及び社会参加を促進するため、地域住民や民間事業所等と連携しながら、地域において様々な中核的役割を担う拠点を整備します。

4205 障害者自立支援協議会の設置の促進及び活動の推進（障害福祉課）

障害者自立支援協議会の設置を促進し、その運営の活性化を図ることにより、障害当事者やその家族の参画を促進するとともに、関係機関の連携を緊密化し、地域の実態に応じた相談支援体制を整備します。

4206 地域間の障害福祉サービスにおける格差の均衡（障害福祉課・障害サービス課）

障害福祉サービス等の事業者指定にあたっては、市町村意見の聴取等のしくみを導入し、地域のニーズ等に応じたサービス事業所の指定を促進します。

あわせて、障害福祉サービス費における市町村超過負担に対し補助を行うことで、地域間の障害福祉サービスにおける格差の均衡を図ります。

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(2) 地域における支援体制の整備

4207 意思決定支援の推進【再掲：1301】 (共生推進本部室、障害福祉課、障害サービス課)

当事者目線の障害福祉を推進し、障害者一人ひとりの選択に基づく生活を実現していくため、厚生労働省が示した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や県が作成した「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」の普及を図るとともに、これらを活用した研修プログラム、事例共有等を通して、障害福祉サービス従事者等の意思決定支援を実践するために必要な基礎的な知識や技術の向上のための取組みを進めていきます。

4208 意思決定支援の普及・啓発【再掲：1302】 (共生推進本部室)

家族や施設職員など障害者を支える方々の更なる理解を深めるため、当事者目線による意思決定支援の意義や内容について説明する機会を設けるなど、積極的な啓発活動を行います。

4209 市町村による包括的な支援体制の整備に対する支援 (地域福祉課)

地域住民が生活する中で抱える複雑・多様な課題に対し、属性を問わない相談支援や、障害者も含め地域の様々な人と人がつながる地域づくり等、包括的に支援する体制の整備に取り組む市町村に対して、研修やアドバイザー派遣等を行い、体制整備を支援します。

4210 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援 (地域福祉課)

障害などにより福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設の退所予定者や被疑者・被告人等に対し、退所後や釈放後に、円滑に福祉サービスを受けられるよう、『地域生活定着支援センター』を拠点に、地域生活への移行や自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で行うとともに、市町村や関係機関等とのネットワークを構築し、支援体制を強化します。

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(2) 地域における支援体制の整備

＜数値目標＞

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標】

把握する状況	目標値
地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）し、コーディネーター等の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上運用状況を検証及び検討する市町村数	33市町村 (2026年度)
強度行動障害を有する者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制の整備を進める市町村数	33市町村 (2026年度)

【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標】

把握する状況	見込量
地域生活支援拠点等の整備状況	33市町村 (2026年度)
地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	33人 (2026年度)
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討回数	33回 (2026年度)

コラム

自立支援協議会とは

自立支援協議会は、障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営み、安心して豊かに過ごすことができるよう、また、障害児・者の視点に立った質の高い相談支援体制の整備等を促進することを目的として設置しています。

この協議会は、以下の3層構造で運営しています。

①市区町村自立支援協議会

障害者が日常直面する地域の課題等の解決に向けて、地域の関係者を中心に、身近な地域のサービス基盤の整備に取組む。

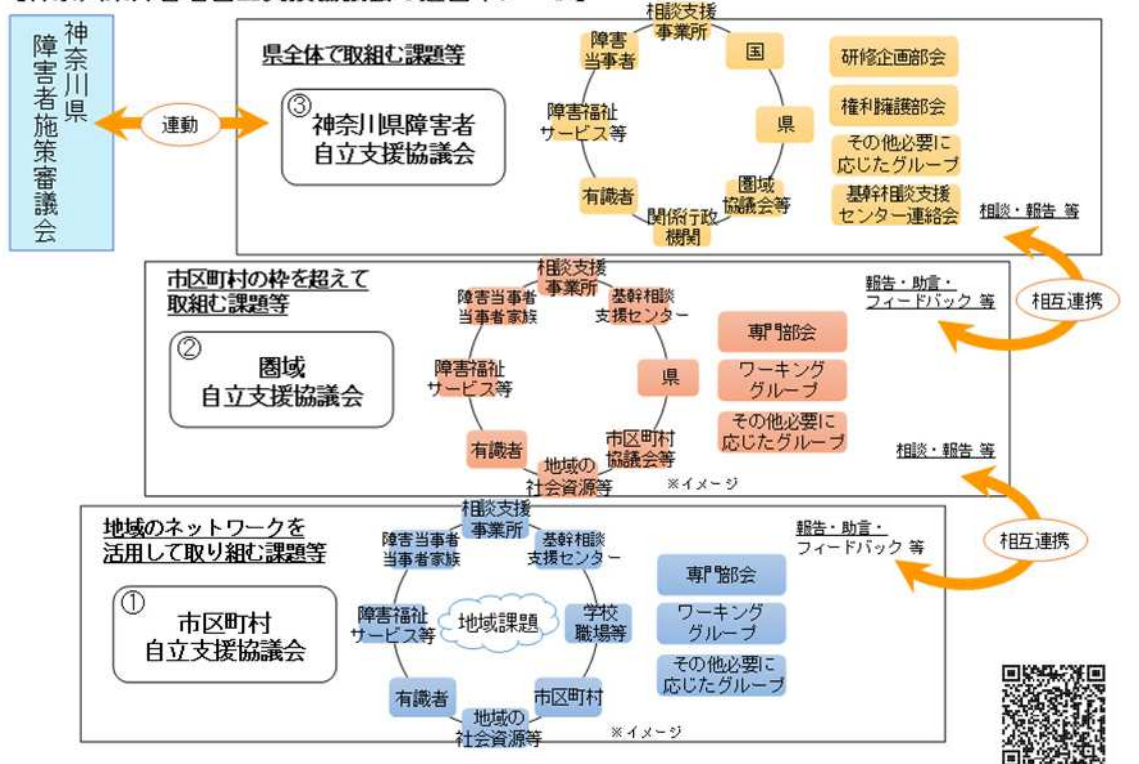
②圏域自立支援協議会

障害保健福祉圏域ごとに設置。より広域的に取組む必要がある課題解決に向けて、市区町村の取組みへ協力・支援・助言等を行う。

③神奈川県障害者自立支援協議会

県全体で取り組む必要がある場合に協議・検討を行う。

【神奈川県障害者自立支援協議会の運営イメージ】



※ 活動の詳細は、県ホームページに掲載中の議事録をご覧ください。

(県ウェブサイト)

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(3) 保健・医療施策の推進

障害当事者が身近な地域で適切に
保健・医療を受けることができる社会を目指します

<現状と課題>

障害の程度や状態に関わらず、誰もが地域で安心して暮らすには、たとえ病気や怪我を負ったとしても、誰もが身近に医療を受けることができる体制が整っていることがとても重要です。県では、障害者が身近な地域で適切に医療を受けることが出来るよう、保健や医療、福祉などが相互に連携し、施策を推進しています。

ここでは、主な①健康の増進、②母子保健、③精神障害、④精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、⑤難病、⑥感染症対策、⑦口腔ケアの7つについて、現状と課題を整理しています。

①健康の増進

障害者を含め、県民の健康増進を図るための計画である「かながわ健康プラン21」では、「平均寿命の延伸の増加分を上回る健康寿命の延伸をはかる」と「県内の各地域の健康格差の縮小をはかる」という2つの目標について目標を立てていましたが、いずれも目標に達することが出来ていない現状があります。それぞれの背景要因を踏まえ、更に効果的な取組みを検討する必要があります。

また、生活習慣に関する指標や、生活習慣病に関連する指標に改善が認められない項目が多く、将来、各疾病の指標が悪化することが懸念されており、取組みを改善させていく必要があり、個々人の背景に応じた取組みや、自然に健康になれる環境づくり等も強化し、県民の生活習慣改善を促していきます。

②母子保健

乳幼児期は身体発育、精神発達の面で大きく変化する時期であり、言語発達、運動機能、視聴覚等の障害、疾病を早期に発見し、早期療養、早期療育を図る必要があります。

生後間もなく実施する先天性代謝異常等検査及び新生児聴覚検査や、乳幼児健康診査での身体発育や精神運動発達の確認、3歳児健康診査の際に実施する屈折検査

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(3) 保健・医療施策の推進

機器を用いた視覚検査等により、障害を早期発見し、早期治療、早期療育へと結びつけることが狙いです。先天性代謝異常等検査は、検査費用を全額公費負担で実施しており、県内で生まれたすべての新生児を対象に検査を受検しています。新生児聴覚検査は、全市町村で公費負担が、実施されているが、公費負担を受けられても受診者の自己負担が生じており、一部の新生児が検査を受検できていないといった課題があります。

また、視覚検査は、家庭での一次検査で弱視の疑いがあった児のみに対して、二次検査を実施している市町村が多く、弱視の見逃しが発生している可能性があり、すべての幼児への屈折検査機器を用いた検査の実施を推進していく必要があります。

その他、医学の進歩により医療的ケア児や小児慢性特定疾病児等の長期療養児が増加しており、長期療養児やその家族は心身の負担が大きいため、関係機関と連携した継続的な支援が重要です。

③精神障害

精神疾患は、近年その患者数が急増しており、2020（令和2）年の患者調査によると、全国の総患者数は623万9千人で、2017（平成29）年の前回調査時の426万1千人から大きく増加しています。本県の総患者数は、2020（令和2）年の患者調査によると45万9千人で、2017（平成29）年の36万5千人から増加しています。県内の患者数の増加傾向を踏まえ、保健、医療、福祉、雇用、教育など多方面から、こころの健康の維持増進や、精神保健福祉の相談体制を強化し、必要に応じて医療や関係機関、地域等へつながるように連携していく必要があります。地域でサポートするためには、精神疾患やメンタルヘルス等の知識について、普及啓発を実施し、精神疾患の予防、重症化予防、再発予防を図ることが重要です。

また、相談体制の整備に当たっては、県民にとって身近な市町村で精神保健福祉相談を受けられ、複雑困難な事例には県が実施している専門相談や訪問支援も活用するなどの、重層的な支援体制を構築する必要があります。

精神疾患の中には、専門的な治療を要する疾患があり、治療を必要とする精神障害者が、どの医療機関に受診すればよいのか明確にし、治療を担える医療機関による精神疾患の普及啓発や、他の医療機関との連携体制の構築を進めていく必要があります。

さらに、県内の精神病床における入院期間1年以上の患者数は、2022（令和4）年6月末時点で6,593人となり、前年同時期から115名減少していますが、このうち65歳以上の割合は増加しており、半数超の3,710人が65歳以上となっていることから、入院患者の地域移行を一層推進するとともに、入院している患者の人権に配慮した治療が行われるような医療体制を確保する必要があります。

④精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

本県では、精神障害の程度や状態に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労などの社会参加、地域の助け合い、普及啓発や教育などが包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進してきました。このシステムは、精神障害者や精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱えた者等や地域住民の地域生活を支えるものです。

また、入院患者の中には、症状が落ち着いても、地域で暮らすための受け皿となる社会資源の不足や、地域生活に必要な条件が整わないことなどから退院することが難しい人がおり、県では、こうした方が地域生活に移行できるように、精神障害に対応した障害福祉サービス等の従事者の養成や、障害福祉サービス等の実施主体である市町村と連携し、精神障害者を対象としたグループホームの充実等に取り組んできました。入院中の精神障害者の地域生活への移行を更に進めるためには、市町村を含めた、保健・医療・福祉の連携支援体制の強化を図り、よりきめ細かい支援の提供に向けて、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を促進していく必要があります。

さらには入院期間1年以上の患者のうち、65歳以上の割合が増加していることから、地域移行や地域生活を考える上では、障害分野と介護分野の連携が重要です。

あわせて、精神障害者が、ライフステージに応じて自ら生活の場を選択し、地域でその人らしく暮らせる社会の実現には、精神症状が悪化した際の急性期医療を含む精神科医療の提供体制の整備等とともに、地域生活を支援するためのしくみが必要です。

⑤難病

原因が不明で、治療方法が確立していない、いわゆる「難病」のうち、原因究明や治療方法の解明等を目的として、厚生労働省が定めた338疾患を対象に、医療費の給付を行っており、県内の受給者は2023（令和5）年3月末現在、6万人を超えています。

難病は、長期の療養を必要としますが、疾病の適切な管理を継続すれば日常生活や学業・職業生活が可能なものもあります。

県では、医療費の給付のほか、在宅の難病患者の受入れ病床を確保し、在宅で療養する患者を介護する家族の負担軽減を図るレスパイト事業や、在宅難病患者及び家族の支援体制の構築と患者の生活の質の向上を図るため、地域における訪問相談事業や医療相談事業等を実施しています。

また、患者を多方面から支援するため、各地域に「難病対策地域協議会」を設置することにより、医療、福祉、教育、労働等の各機関との情報共有や、連携を図っています。

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(3) 保健・医療施策の推進

難病の多様性、希少性のため、患者はもとより医療従事者であっても、どの医療機関を受診すれば早期に正しい判断をつけられるかがわかりづらく、患者の状況や、必要とする支援も多様であるため、関係各機関との連携強化、相談支援体制の充実が必要です。

⑥感染症対策

障害福祉サービス事業所等を利用する障害者等が、感染症の蔓延や非常災害時においても継続してサービスを受けられるよう、事業所ごとに業務継続計画の策定が義務付けられています。

県では、障害福祉サービス事業所等が業務継続計画を策定するための支援として、ホームページ等で情報提供を行うなど、事業所等が適切なサービス提供を行うための取組みを実施しています。

一方で、事業所等が作成した業務継続計画の内容を施設従事者等が理解するための研修や訓練の実施についても義務付けられており、事業所等は計画の習熟や内容の更新等を継続して取り組み、計画の実効性を高める必要があります。

⑦口腔ケア

「口から食べる」ことは、その人の生活の質を高めます。

県では、医療的ケア児等を含む障害児者の健康維持・増進の取組みのひとつとして、市町村と連携して、「障害児等の食べ方の発達支援」や「口腔機能の発育を促す支援」を行うとともに、歯科医療従事者や関係者対象の相談事業等を行い、摂食機能の発達支援体制の推進を図ることで、口腔管理を支援する体制を整備し、口腔ケアに関わる職種の人材育成や、地域における連携体制の構築を進め、口腔管理支援体制の充実に取り組んでいます。

また、口腔ケア及び口腔機能の維持・向上が、誤嚥性肺炎や要介護状態と密接に関係していることが知られており、障害者や要介護者の口腔機能の維持・向上のためには、医療的ケア児や重症心身障害児等を含め、状態等に応じた定期的な歯科検診や口腔ケア等を受けられるような歯科診療の体制整備や要介護者のオーラルフレイル対策が重要です。

なお、障害児者への歯科診療の体制整備には、診療に従事する人材の育成や高度な診療を行う地域の中核的な歯科診療所（二次診療機関）の確保が必要であり、県では県歯科医師会と連携し、歯科医師を対象とした障害の理解を深め、より高度で専門性の高い歯科医師の養成を目的とした研修を実施しています。

あわせて、圏域単位での二次診療機関の運営支援を行っています。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

障害は知的障害だけでも、身体障害だけでも、精神障害だけでもない。
障害の種別を超えてバランスよく医療施策を推進してほしい。



当事者

「難病が主な原因となっている障害」への取組みが少ない。



家族

障害者が通院できる歯科が少ない。
病院自体も歯科医師自体も、まだまだ足りていないのが現状。

<取組みの方向性>

4301 知的障害児者の医療アクセスの向上

(障害サービス課)

知的障害児者の医療課題について、医療と福祉両面からの対策を検討する会議を設置し、当事者目線の障害福祉の実現に向けて、知的障害児者が安心して適切な医療が受けられるよう、検討を進めます。

4302 障害・疾病の早期発見と早期療育

(医療課、健康増進課)

周産期医療・小児医療体制を充実させるとともに乳幼児に対する健康診査、保健指導を適切に実施し、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。また、障害の早期発見と早期療育を図るとともに、療育に知見と経験を有する医療専門職を育成します。

4303 未病の改善

(いのち・未来戦略本部室、健康増進課)

生活習慣病とその合併症の発症や重症化を抑えるため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善並びに、社会環境の質の向上等に取り組むことにより、県民の健康の増進と、未病の改善を図ります。

また、未病指標等を活用し、未病の見える化を進めるとともに、地域の健康課題の解決に寄与する産学公連携プロジェクトを推進します。

さらに、最先端技術・サービス等の介入による未病改善を進めます。

4304 在宅医療の充実

(医療課)

専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療、歯科診療の提供体制の充実と関係機関の連携を促進します。

4305 リハビリテーション医療の充実

(県立病院課、医療課)

神奈川県総合リハビリテーションセンターは、県内のリハビリテーション医療の拠点施設として、医療と福祉との連携のもと早期の社会復帰を目指したリハビリテーション医療の充実を図ります。

4306 歯科保健支援体制の充実

(障害福祉課、健康増進課)

歯科疾患の早期発見・早期治療のための口腔管理や歯科検診を受ける機会の提供の必要性について、障害児者及びその家族へ普及啓発するとともに、保健・医療・福祉関係者の人材育成、連携強化、歯科診療施設の設備等の充実を図り、障害児者への歯科診療、オーラルフレイル対策、歯科保健支援体制の充実を促進します。

4307 精神保健医療体制の整備

(がん・疾病対策課)

多種多様な精神疾患に対応するため、県内の患者の動向、医療資源・連携等の現状把握に努め、県民に分かりやすい精神疾患の医療体制を整備します。

医療体制の整備にあたっては、精神疾患と身体疾患を併発している身体合併症の医療体制の整備や、専門的治療を要する精神疾患治療の拠点となる医療機関の整備を進めます。

4308 精神科救急システムの整備

(がん・疾病対策課)

様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムを整備し、適切な精神医療提供体制や相談機能の向上を図ります。

4309 訪問指導の実施

(がん・疾病対策課)

県民が精神的健康を保持できるよう、精神障害者等を対象とした専門医による相談及び訪問指導、福祉職、保健師による随時の訪問指導を関係機関と連携しながら実施します。

4310 健康づくり対策の推進

(がん・疾病対策課)

学校におけるこころの健康づくり推進体制の強化や職場におけるメンタルヘルス対策の

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(3) 保健・医療施策の推進

推進、地域におけるこころの健康づくり体制の整備等により、県民のこころの健康づくり対策を推進します。

また、うつ病等の精神疾患の予防及び早期発見・早期治療につなぐ体制整備を図り、適切に支援します。

4311 適正な精神医療の確保 (がん・疾病対策課)

精神医療における人権の確保を図るため、国の「精神医療審査会運営マニュアル」に基づき、精神医療審査会の運営を行い、入院届等の届出書類や、入院患者等から請求のあった退院請求及び処遇改善請求を適正かつ迅速に審査します。

また、県及び政令市では、精神科医療機関を訪問し、診療録の検査や病棟内の巡視を通じて、適正な医療が提供されているかを確認する精神科病院実地指導・実地審査を実施します。

4312 在宅難病患者への療養支援 【再掲：4505】 (がん・疾病対策課)

在宅での介護が困難になった難病患者に対し、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。

4313 高次脳機能障害児者への支援体制の構築 【再掲：3105】 (障害福祉課)

高次脳機能障害児者への支援に関する取組みについて普及・定着させるため、高次脳機能障害支援拠点機関に支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発、支援手法等に関する研修等を行い、相談支援体制の確立を図ります。

4314 難病患者への支援体制の整備 【再掲：3106】 (がん・疾病対策課)

地域における難病患者支援対策を推進するため、かながわ難病・相談支援センターを中心とした様々な関係機関と連携しながら、難病患者のニーズに対応した、きめ細やかな相談・支援を行うための体制整備に取り組むことで、難病患者の療養上及び日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の地域交流活動の促進を図ります。

4315 小児慢性特定疾病児童等の自立支援及び相談支援体制等の充実

(子ども家庭課、健康増進課)

幼少期から慢性疾病に罹患しているため、長期にわたり療養が必要な児童やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(3) 保健・医療施策の推進

あわせて、地域の実情に応じた相談支援を充実させるなど、将来に向けた社会生活への自立に向け、関係機関との連携や環境調整促進を図ります。

4316 医療費（自立支援医療費）の支給 (子ども家庭課、障害福祉課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、自立支援医療費を支給します。

4317 医療費（重度障害者医療費）の補助 (障害福祉課)

重度障害者等の福祉の増進を図るため、重度障害者等の医療費の自己負担分を助成する市町村に対し、補助します。

4318 医療費（難病等の医療費）の助成 (がん・疾病対策課)

難病患者等の医療費の負担軽減を図るため、医療受給者証所持患者に対し保険適用の医療費の自己負担額の一部を助成します。

4319 医療費（小児慢性特定疾病医療費）の助成 (子ども家庭課)

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、その疾病に罹患している患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療受給者証を所持する保護者等に対し、保険適用の医療費の自己負担額の一部を助成します。

4320 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（医療等との連携）

【再掲：3210、4202、5114】 (障害福祉課)

精神障害の程度や状態に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労などの社会参加、地域の助け合い、普及啓発、教育等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進します。

4321 感染症対策 (障害サービス課)

感染症が発生した場合に必要な福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、障害福祉サービス事業所等において作成が義務付けられている業務継続計画（BCP）について、計画の実効性を高めるため、引き続きホームページ等で情報提供を行うなど、事業所等が適切なサービス提供を行うための取組みを支援します。

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(3) 保健・医療施策の推進

＜数値目標＞

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
精神病床における入院需要（患者数）	11,670人 （2022年度）	11,051人 （2029年度）
訪問診療を実施している診療所・病院数	1,452箇所 （2021年度）	1,452箇所以上 （2029年度）
訪問歯科診療を実施している診療所・病院数	1,420箇所 （2021年度）	1,420箇所以上 （2029年度）
障害児者入所施設における定期的な歯科検診の実施率	77.5% （2020年度）	前年度比増
難病医療協力病院の設置数	26箇所 （2022年度）	31箇所 （2029年）

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標】

把握する状況	現状値	目標値
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	327.3日 （2022年度）	329.7日 （2026年度）
精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上）	3,710人 （2022年度）	3,362人 （2026年度）
精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳未満）	2,883人 （2022年度）	2,735人 （2026年度）
精神病床への入院後、早期に退院する人の割合（入院後3か月時点の退院率）	60.1% （2022年度）	68.9% （2026年度）
精神病床への入院後、早期に退院する人の割合（6か月時点の退院率）	80.2% （2022年度）	84.5% （2026年度）
精神病床への入院後、早期に退院する人の割合（1年時点の退院率）	89.4% （2022年度）	91.0% （2026年度）

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(3) 保健・医療施策の推進

【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標】

把握する状況	現状値	見込量
市町村における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築にかかる協議の場の設置数	30市町村 (2022年度)	33市町村 (2026年度)
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数	75回 (2022年度)	112回 (2026年度)
協議の場における保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	954人 (2022年度)	1,475人 (2026年度)
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	23回 (2022年度)	36回 (2026年度)
精神障害者の地域移行支援の年間の実利用者数	115人 (2022年度)	187人 (2026年度)
精神障害者の地域定着支援の年間の実利用者数	74人 (2022年度)	140人 (2026年度)
精神障害者の共同生活援助の年間の実利用者数	2,896人 (2022年度)	3,363人 (2026年度)
精神障害者の自立生活援助の年間の実利用者数	61人 (2022年度)	125人 (2026年度)
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の年間の実利用者数	456人 (2022年度)	580人 (2026年度)
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（在宅）	849人 (2022年度)	912人 (2026年度)
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（障害福祉施設）	131人 (2022年度)	133人 (2026年度)
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（介護施設）	144人 (2022年度)	144人 (2026年度)

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(3) 保健・医療施策の推進

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
【障害者歯科診療体制推進事業:4306】 障害者歯科診療における一次・二次医療担当者 研修参加者数	138人 (2022年度)	350人 (毎年度)
【アルコール関連問題に取り組む民間団体支援 事業:4307】 県酒害相談員研修の回数	1回 (2022年度)	1回 (毎年度)
【アルコール関連問題に取り組む民間団体支援 事業:4307】 県酒害相談員地区別一般研修会の回数	20回 (2022年度)	20回 毎年度
【精神科救急医療体制整備事業:4308】 家族等による精神科救急医療への移送件数	414件 (2022年度)	397件 (毎年度)
【精神科救急医療体制整備事業:4308】 精神科救急医療相談窓口受付件数	8,471件 (2022年度)	9,000件 (毎年度)
【精神障害関係従事者養成研修事業:4310】 かかりつけ医うつ病対応力向上研修の受講者数 (政令市含む県全体)	280人 (2022年度)	270人 (2029年度)
【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 構築推進事業:4320】 市町村における精神障害にも対応した地域包括 ケアシステム構築にかかる協議の場の設置数	30市町村 (2022年度)	33市町村 (2026年度)

コラム

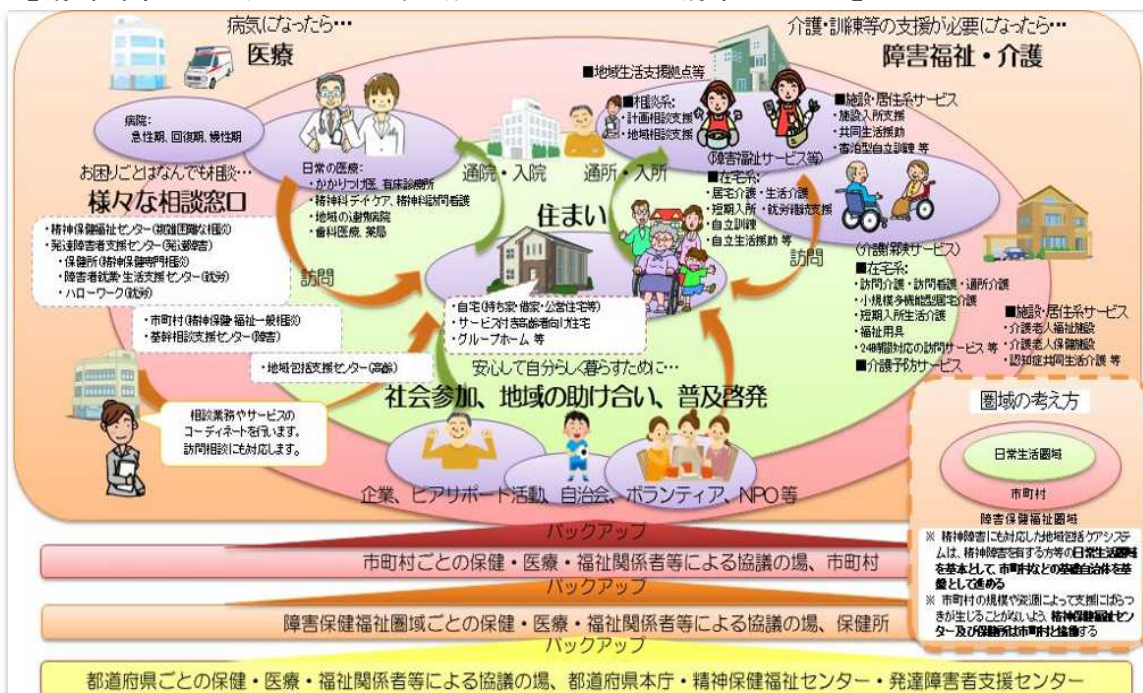
精神障害者が安心して暮らせる地域づくり

県では、精神障害者が自分の住みたい場所で、自分らしく安心して生活していけるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」を実施しています。

この事業では、保健福祉事務所を中心に、医療・福祉・住まい・就労・教育等、地域生活に関わる様々な分野の関係者が集まり、精神障害者が暮らしやすい地域づくりに向けた取組みを推進しています。

また、精神医療に関する相談支援体制の構築や精神科に入院している患者への退院後支援等に加え、精神障害当事者であるピアサポーター等と共に、精神障害についての偏見や差別をなくすための県民向け普及啓発講座のほか、精神障害者が安心して地域で暮らすために欠かせない地域生活支援関係者に向けた研修も実施しています。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築イメージ】



（厚生労働省のウェブサイト）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル「にも包括」の概要



コラム

高次脳機能障害に関する支援

神奈川県では、高次脳機能障害者への支援に関する取組みを推進するため、神奈川総合リハビリテーションセンターを高次脳機能障害支援拠点機関として指定し、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害者の支援手法等に関する研修等を実施しています。

ここでは、神奈川総合リハビリテーションセンターが行っている取組みの一部をご紹介します。

<巡回相談>

県内各市（藤沢・相模原・大和・小田原）で開催される家族会に参加するとともに、「高次脳機能障害専門相談」を同日に開催し、当事者家族との情報共有や個別の相談に応じています。



<事例検討会>

高次脳機能障害支援には、医療・障害福祉・介護保険・就労支援機関等の連携が欠かせません。事例検討を通し、各職種の相互理解や連携を深めるための取り組みを行っています。

<高次脳機能障害セミナー>

高次脳機能障害への普及啓発を目的としたセミナーを年に4回実施しています。各セミナーには、医療・福祉関係者だけでなく、当事者家族の方々にもご参加いただいています。



上記の取組みをはじめ、高次脳機能障害に関する正しい知識の普及・啓発のほか、関係機関との連携体制を構築し、医療、障害福祉、介護保険、就労支援機関等を相互につなぎ、連続性のある支援が構築できるよう、重層的な取組みを行っています。



神奈川県の
ウェブサイト

コラム

障害者の心を支える取組み

神奈川県では、精神障害や精神障害者について広く理解いただくため、メンタルヘルスの問題や精神疾患を抱える方を支える「心のサポーター」の養成研修を実施しています。

心のサポーターとは、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のことを指します。特別な資格は不要で、子どもから大人まで誰でもなることができます。

国では、心のサポーターを2033年度までに全国で100万人養成することを目指しています。

この研修では、講義とペアワークを通じて、メンタルヘルスへの理解を深めるとともに、正しい傾聴の仕方を学びます。

各地域で心のサポーターが養成されていくことで、地域における普及啓発に寄与するとともに、精神疾患の予防や早期介入につなげることを目的としています。



心のサポーターのロゴです。
心という漢字をモチーフに、
誰かにそっと寄り添う姿を
イメージしています



研修時の写真です。
ペアワークの時の様子で、
皆さん楽しそうに受講されて
います。

(国のウェブサイト)



該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(4) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもが、家族と一緒に、
住み慣れた環境で安全に暮らせるよう支援体制を整備します

<現状と課題>

障害のある子どもが、住み慣れた環境で安心して生活を送るためには、身近な地域で相談支援体制のほか、居宅介護、訪問看護等の在宅支援機能、緊急時における短期入所など、様々な福祉サービスの充実が必要です。

障害のある子どもへの支援は、障害種別や状態、年齢等によっても様々であり、障害分類ごとの特性のほか、医療的ケア児や重症心身障害児、発達障害児、障害児入所施設において18歳を迎えてもなお入所を余儀なくされている過齢児などでは、それぞれに専門職による切れ目のない支援が必要とされます。

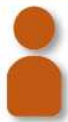
さらに、子を支援する親や兄弟、教育・医療機関、児童相談所や地域も含め、多種多様な社会資源との関係性に留意し、支援が実施される必要があります。このことから、重層的な地域支援体制の構築を目指す児童発達支援センターは、各市町村に1カ所（圏域も可）の設置が基本ですが、未設置の市町村もあります。

県ではこれまで、障害のある子どもの成長や発達を促し、将来、自立した生活が送れるよう実施する発達支援のうち、医学的知見を有する専門性の高い支援については、『県立総合療育相談センター』を中心に実施してきましたが、“身近な地域で支援を受けたい”という当事者等の声を受け、居住地域に関わらず、等しく適切な療育支援を受けられる新たな支援の提供体制を構築しています。

このほか、医療的ケア児やその家族からの相談に応じる『かながわ医療的ケア児支援センター』や、発達障害のある子どもやその家族、関係者への支援、発達障害に関する研修や地域の支援体制づくりに取り組む『県発達障害支援センターかながわ A（エース）』の運営、難聴児の早期の発見・療育のための中核的機能を持つ『県聴覚障害者福祉センター』における、発達支援や日常生活に関する相談、子どもや家族同士の交流の場の提供など、医療、保健、福祉、教育、労働等の多分野にわたる総合的な支援を行っています。

このように、障害のある子どもへの支援に係る取組みは、新たなしくみづくりが必要とされることも多いことから、今後も積極的に取組みを推進します。

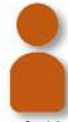
計画策定にあたって寄せられた意見の一部



家族

生まれた時から、「ともに生きる社会」で生活を送ることが出来るよう、
障害があっても子どもが暮らしやすい環境づくりや教育を進めてほしい。

福祉と教育との懸け橋となっている、例えば「放課後等デイサービス」等
に関する施策を充実させてほしい。



家族

＜取組みの方向性＞

4401 児童発達支援等の提供

(障害サービス課)

障害児の発達段階等に応じて、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等、児童の状況に応じた適切な支援を行う体制を構築するほか、居宅介護や短期入所など、障害児が身近な地域で必要な支援を受けることが出来る体制の充実を図ります。

あわせて、児童発達支援センターが未設置の市町村については、市町村が抱える課題を県で把握し、対策を検討します。

4402 発達障害児者への支援体制の構築

(障害福祉課)

発達障害児者とその家族を支援するため、地域の医療・保健・福祉・教育・雇用等、様々な関係者により構成された『神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会』において地域の課題等を協議するとともに、県発達障害支援センターかながわA(エース)等において様々な分野と連携しながら、身近な地域で支援が受けられる体制を整備します。

4403 自閉症児等への支援の強化

(障害福祉課)

自閉症児等に対して幼年期から成人期に至る長期的展望に基づく専門的かつ一貫的な支援を行うとともに、障害の疑いのある児童に関する相談を適切な支援につなげるため、自閉症児等に対応する専門医を県域の児童相談所に月1回配置するとともに、支援者のための専門的な研修に児童相談所等の職員の積極的な参加を促すことで、相談機能の強化を図ります。

4404 子ども施策との連携

(障害福祉課)

児童福祉法に基づき、障害児に対して、日常生活に必要な基本的な生活習慣や他の子どもたちとの関わり方等を教える児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を進めます。

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実

4405 障害児入所施設における障害児等が望む暮らしの実現 (障害サービス課)

障害児入所施設に入所する障害児等が望む生活を実現できるよう、関係機関が早い段階から連携体制を構築するとともに、本人が望む暮らしをイメージできるよう様々な体験や活動の機会を提供するといったしくみを作ります。

4406 医療的ケア児への支援 (次世代育成課、障害福祉課、医療課)

医療的ケア児支援法の施行により、医療的ケア児及びその家族に対する支援施策の実施が地方公共団体の責務とされたことに伴い、同法に基づいて設置した『かながわ医療的ケア児支援センター』の地域相談窓口(ブランチ)において相談支援を実施するほか、支援人材(医療的ケア児等コーディネーター)の養成を行います。

また、在宅レスパイト事業やメディカルショートステイ事業の実施により、医療的ケア児の家族のレスパイト(休息)を図ります。

さらに、市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置やその活動に対する支援者支援に取り組むとともに、センターを中心として保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携し、地域において包括的、継続的な切れ目のない支援が受けられる体制整備を進めていきます。

4407 重症心身障害児の在宅生活支援 (子ども家庭課、障害福祉課)

重症心身障害児者とその介護を担う家族が、地域で安心して生活できるよう、県所管域の中核的な小児医療機関等に協力を求め、短期入院により、対象児者の一時的な生活の場を確保します。

4408 重症心身障害児者等支援体制の検討 【再掲:4103】 (障害サービス課)

重症心身障害児者や医療的ケアを必要とする方の地域における支援体制について、外部有識者等による検討会を設置し、地域生活を送る上で必要な支援体制を充実させるための検討を進めます。

4409 地域における療育支援体制の構築 (障害福祉課)

障害児とその家族の地域生活を支えるため、県立総合療育相談センターにおいてリハビリテーション医療・整形外科医療・小児神経科医療・児童精神科医療や、理学療法・作業療法・言語聴覚療法による機能訓練、療育や発達障害等についての相談に取り組むとともに、地域への巡回支援などを通じて、市町村や支援・療育機関と連携しながら、切れ目なく支援します。

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実

4410 入所児童への支援 (子ども家庭課)

県立子ども自立生活支援センター(きらり)において、乳幼児期、学齢期等子どもの発達に合わせた心理・医療等の専門的ケアを行います。

4411 障害児保育等を担当する人材の確保・育成 (次世代育成課)

保育所における障害児の受入を促進するために、障害児保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修を実施します。

4412 障害児受入れに向けた人材の確保・施設整備 (次世代育成課)

放課後児童クラブにおける障害児の受入を促進するために、障害児の受入れに必要な専門知識等を有する支援員等の確保や、施設・設備の整備、修繕等の支援に取り組みます。

4413 教育機関等との情報共有 (障害福祉課)

障害児が成長過程に応じた切れ目のない支援が受けられるよう、発達障害サポートネットワーク推進協議会等の協議の場を活用し、教育機関との情報共有のあり方等について検討を進めながら障害児の支援体制の充実を図ります。

4414 障害児等への給付 (障害福祉課、次世代育成課、子ども家庭課)

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援給付や、障害児やその家族を含め、支援を必要とする子育て家庭を対象として、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を支給します。

4415 難聴児支援のための体制確保・しくみづくり (障害福祉課、健康増進課、特別支援教育課)

聴覚障害児の早期発見、早期療育を総合的に推進するため、新生児聴覚検査に係る協議会を設置するとともに、受検率向上のために市町村への働きかけや普及啓発を行います。

また、幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備に資するよう、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の充実を図ります。

さらに、聴覚障害児支援の中核的機能を設置し、切れ目のない支援体制と関係機関の顔の見える関係を構築するとともに、聴覚障害児とその家族へ交流の場を提供していきます。

計 画 に
位置付け

聴覚障害児支援の中核機能

これまで、県では聴覚障害児への支援について、

「保健・医療分野」では、新生児聴覚検査体制の整備

「教育分野」では、特別支援学校の乳幼児相談や幼稚園での対応

「福祉分野」では、県聴覚障害者支援センターで相談支援や各療育機関による療育等

を、それぞれの機関が実施してきました。

難聴児への支援は、早期に発見し、適切な支援を受けることにより、言語・コミュニケーション手段の発達・獲得を円滑にし、今後の社会生活をより豊かにすることにつながると考えられることから、速やかに療育や教育につなげることが重要とされています。

加えて、言語・コミュニケーション手段の獲得や家族等の不安軽減の視点から、本人及び家族等を中心とした支援についても必要とされています。

令和4(2022)年2月、厚生労働省と文部科学省の連名で「難聴児の早期発見・早期療育のための基本方針」が発出され、各地域において保健・医療・福祉・教育の各機関が実施している支援について、連携して体制を整備することにより、新生児期から学齢期まで切れ目のない支援を提供できるようにすること等とされています。

これを受け、県では、同年9月に聴覚障害児及びその家族に対し、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関等が連携した支援体制を整備し、早期支援を推進するため、『神奈川県聴覚障害児早期支援体制整備推進協議会』を設置しました。

また、第6期神奈川県障がい福祉計画(※)においては、関係機関と連携し、早期に必要な支援を切れ目なく提供できるよう、聴覚障害児支援のための中核機能を有する体制を2023(令和5)年度末までに確保することとしていました。

こうしたことから、県では、2022(令和4)年12月に藤沢市にある『県聴覚障害者福祉センター』に中核機能を設置し、モデル事業を実施しています。

※ 第6期神奈川県障がい福祉計画：2021(令和3)年度～2023(令和5)年度

さらに、2024(令和6)年度からは、中核機能の実施事業として、以下に記載しているとおり、家族支援として、療育や日常生活に関する相談支援、聴覚障害児や家族同士が交流する場として家族教室等の取組みを行っていきます。

【中核機能の実施事業】

①相談支援

聴覚障害児の保護者を対象とした療育や日常生活の相談に対応します。
また、関係機関と連携し必要な情報提供や支援機関等との調整を行います。

②家族支援

聴覚障害児や家族同士が交流する場として、家族教室を開催します。

③巡回支援

聴覚障害児の通う児童発達支援センターや保育所等の職員を対象に、巡回支援を行います。

④聴覚障害児の支援方法に関わる研修

保育所等の職員を対象に、聴覚障害児の早期発見・療育の必要性や、聴覚障害児との接し方等に関する研修会を開催します。

こうした取組みにより、県は、これまで以上に、聴覚障害児の早期支援ができるよう、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。

なお、2023(令和5)年5月に発出された国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」において、都道府県は、難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定することとされていることから、2024(令和6)年度から2029(令和11)年度までの聴覚障害児支援の中核機能に関する事業については、条例に基づく基本計画に位置づけることとしています。

【本計画に掲載している「聴覚障害児支援」に関する取組み】

No.4415 難聴児支援のための体制確保・しくみづくり

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実

＜数値目標＞

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
ペアレントトレーニングを実施している市町村数	12市町村 (2022年度)	33市町村 (2029年度)
医療的ケア児在宅レスパイト支援事業を実施する市町村数	—	16市町村 (2029年度)
障害児入所施設に入所する障害児等が成人期にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の開催数	3回 (2022年度)	2回 (毎年度)
保育士等キャリアアップ研修に係る障害児保育に関する研修の累計(2017年度から)修了者数	8,717人 (2017～2022年度)	16,470人 (2017～2029年度)
難聴児支援に関する関係機関への巡回支援の件数	—	31件 (2029年度)

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標】

把握する状況	現状値	目標値
児童発達支援センターを設置する市町村数	25市町村 (2022年度)	33市町村 (2026年度)
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する市町村数	6市町村 (2023年度)	33市町村 (2026年度)
児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	「神奈川県聴覚障害児早期支援体制整備推進協議会」を設置したほか、「県聴覚障害者福祉センター」に中核機能を設置し、モデル事業を実施している。	
新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組みの推進		
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保している市町村数	17市町村 (2022年度)	33市町村 (2026年度)
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保している市町村数	26市町村 (2022年度)	33市町村 (2026年度)
医療的ケア児等コーディネーターを配置する市町村数	11市町村 (2022年度)	33市町村 (2026年度)

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実

把握する状況	現状値	目標値
県における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	—	5人 (2026年度)
市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	—	40人 (2026年度)

【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標】

把握する状況	現状値	見込量
神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会の開催回数	2回 (2022年度)	2回 (2026年度)
県発達障害支援センターかながわA(エース)における相談件数	1,816件 (2022年度)	1,916件 (2026年度)
県発達障害支援センターかながわA(エース)及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	206件 (2022年度)	334件 (2026年度)
県発達障害支援センターかながわA(エース)及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修件数	33件 (2022年度)	34件 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	—	737人 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	—	189人 (2026年度)
ペアレントメンターの人数	66人 (2022年度)	83人 (2026年度)
ピアサポートの活動への参加人数	—	212人 (2026年度)

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実

【障害福祉サービスの見込量】(1か月当たりの見込量)

指定障害福祉サービス名	2022年度 (実績値)	2024年度	2025年度	2026年度
障害児通所支援				
児童発達支援	115,755人日 12,285人	130,773人日 14,066人	140,514人日 15,090人	151,116人日 16,192人
放課後等デイサービス	304,681人日 23,171人	361,399人日 28,927人	392,909人日 31,400人	426,934人日 34,051人
居宅訪問型児童発達支援	148人日 30人	272人日 57人	437人日 64人	570人日 67人
保育所等訪問支援	2,440人日 1,624人	3,248人日 2,414人	4,176人日 2,798人	5,416人日 3,279人
障害児入所支援				
福祉型障害児入所支援(※)	488人	552人	559人	567人
医療型障害児入所支援(※)	160人	185人	191人	197人
障害児相談支援				
障害児相談支援	7,227人	8,858人	11,048人	12,039人

(※) 児童福祉法第27条第1項第3号の措置による入所を含む。

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
【自閉症・発達障害支援事業:4403】 自閉症児者に対する専門の医師を各児童相談所に配置し、相談機能を強化した回数	180回 (2022年度)	180回 (毎年度)

コラム

医療的ケア児を支える取組み

医学の進歩を背景として、人工呼吸器の使用や、たんの吸引、経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児は、全国で約2万人、神奈川県内に約1,000人いるとされています。毎日、昼夜を問わずにケアが必要なため、ご家族の心身の負担は計り知れません。

医療的ケア児の支援には、医療、保健、福祉、教育、労働など多分野の協力が必要なため、2021（令和3）年に医療的ケア児支援法が制定され、これに基づいて神奈川県では、支援の中核的組織として12課で構成する『かながわ医療的ケア児支援センター』を立ち上げました。

『かながわ医療的ケア児支援センター』では、圏域ごとに地域相談窓口を設置し、医療的ケア児のご家族や支援者の身近な地域で「どんなサポートが受けられるか知りたい」「保育園や学校に通う時のサポートを知りたい」「医療的ケア児の子育てに不安を感じている」など、様々な相談を受けて、必要な支援につなげるとともに、支援人材の養成研修の実施、市町村など地域の支援機関との連携を行っています。

県は同センターを中心に、相談などを通じて把握した地域課題の解決に向けた施策に取り組むことで、医療的ケア児とご家族が地域で安心して暮らすことが出来る地域共生社会の実現を目指しています。

（センターのウェブサイト）



地域相談窓口に電話で相談する

地域圏	相談窓口	電話番号
横浜圏	横浜医療的ケア児支援センター	045-567-7111
川崎圏	川崎医療的ケア児支援センター	044-252-1111
相模圏	相模医療的ケア児支援センター	042-732-1111
横浜圏	横浜医療的ケア児支援センター	045-567-7111
川崎圏	川崎医療的ケア児支援センター	044-252-1111
相模圏	相模医療的ケア児支援センター	042-732-1111
横浜圏	横浜医療的ケア児支援センター	045-567-7111
川崎圏	川崎医療的ケア児支援センター	044-252-1111
相模圏	相模医療的ケア児支援センター	042-732-1111

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(5) 障害当事者やその家族等への支援の充実

障害当事者を支える家族の負担を減らし、
家族がともに安心して暮らせるための支援を充実させます

<現状と課題>

国の障害者総合支援法や児童福祉法に基づき障害児者自身に対して行われる支援は、本人の生活支援や介護、訓練、発達支援などを主な目的としていますが、家族支援としての意味を持つものともされています。障害当事者とあわせて、その家族の負担をいかに軽減していけるかは大きな課題です。

なかでも、医療的ケア児及び重症心身障害児者を自宅で介護する家族の負担は大きく、医療的ケア児及び重症心身障害児者を短期入所あるいは短期入院として一時的に受け入れる医療型短期入所事業や医療機関などの受け皿の確保が重要であり、あわせて、これら外部の受け皿の確保に加え、自宅に看護師等を派遣して、短時間、家族に代わって介護を担う在宅レスパイト等のしくみの整備も必要とされています。

また、発達障害と診断された子どものいる家族では、育児や子どもとの接し方で悩みを抱えることは少なくありません。家族が子どもの行動をよく理解し、地域や学校等で安心して生活を送ることができるよう、その対応方法を習得するための支援が必要であり、県では県発達障害支援センターかながわA（エース）において、地域の支援機関等に対し、支援者育成を目的としたペアレントトレーニングを普及するための研修等を実施しています。

このほか、こころやからだに不調のある方の介護や看病などを、その方の家族や近親者、友人、知人などが無償で支援する「ケアラー」への支援では、ヤングケアラーの問題など、年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、自らが希望する人生や日々の暮らしを送れるよう、様々な分野が連携して社会全体で支援することも必要となります。

県では、障害児者及びその家族の経済的、精神的な負担への経済的な支援として、各種手当の支給を今後も継続的に行うとともに、障害児者を支える家族を、地域において切れ目なく支える体制づくりを推進します。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



家族

地域で生活を送っていても、自分が死んだ後（親亡き後）を見据えると、暮らしの設計が不透明で不安になる。

親も自己実現ができ、子どもも親もお互いに輝ける条例であってほしい。



支援者

<取組みの方向性>

4501 制度案内の作成

(障害福祉課)

障害当事者やその家族等への支援の充実を図るため、県内の障害福祉サービス、障害児者に係る各種福祉制度等を網羅的に掲載した「障がい児者のための制度案内」を作成するとともに、県ホームページへの掲載や関係機関への共有等、情報周知に取り組みます。

4502 ケアラーへの支援の充実

(高齢福祉課)

年齢層や抱える課題も多様なケアラー（ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人）の実態や課題を把握し、支援するため、関係機関の連携を進めます。

また、介護をしている家族等が介護を理由に離職することのない環境づくりを進めます。

4503 ペアレントトレーニングの推進

(障害福祉課)

障害のある子どもの保護者や身近な養育者等が、子どもへの適切な関わり方を新たに学び、親子のコミュニケーションをよりよくすることを目指す「ペアレントトレーニング」を普及・啓発するとともに、家族支援が地域で根付くよう、地域の支援機関に対して支援者の育成のための取組みを推進します。

4504 医療的ケア児・者の家族等への支援体制の整備

(障害福祉課)

在宅で生活する医療的ケア児の介護を行う家族のレスパイト（休息）のため、居宅を訪問し、家族に代わって介助を行う看護師等の人件費を補助する在宅レスパイト事業を行う市町村に対し、その費用の一部を補助します。

また、常時医学的管理が必要な重症心身障害児者等を在宅生活で支える家族等の介護者が、病気や事故、一時的な休息により介護ができなくなった場合に、県所管域の中核的な小児医療機関の協力を得て、対象児者の一時的な生活の場を確保する、「メディカルショートステイ」の整備を推進します。

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】(5) 障害当事者やその家族等への支援の充実

4505 在宅難病患者への療養支援 【再掲：4312】 (がん・疾病対策課)

在宅での介護が困難になった難病患者に対し、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と患者本人及びその家族の生活の質の向上を図ります。

4506 心身障害者扶養共済制度による年金支給 (障害福祉課)

障害者の経済的自立・生活の安定を支援するため、神奈川県心身障害者扶養共済制度条例に基づき、障害のある方を扶養している保護者が、自ら生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に死亡や重度障害など万一のことが起きた際、扶養されていた障害のある方に終身一定額の年金を支給します。

4507 在宅重度障害者等手当の支給 (障害福祉課)

障害による負担の軽減を図り、福祉を増進するため、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例に基づき、在宅の重度障害者等に対して手当を支給します。

4508 地域生活支援拠点等の整備 【再掲：4201】 (障害サービス課)

地域で生活する障害当事者及びその家族の支援を推進するため、各市町村の地域生活支援拠点等の整備状況を把握し、整備が進んでいる市町村の情報など、整備に有効な情報提供を行います。

また、単独で地域生活支援拠点等の整備が困難な市町村に対しては、市町村間での必要な調整の支援を行うための協議の場の設置等を支援します。

＜数値目標＞

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
障害児等メディカルショートステイの利用件数	—	167件 (2029年度)
重症心身障害児者への1人当たりの平均支援回数	2.3回 (2022年度)	3回 (2029年度)

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
【発達障害者支援センター運営事業：4503】 県発達障害者支援センターかながわA(エース) 主催研修の開催回数	1回 (2022年度)	1回 (毎年度)

コラム

家族を支える「ケアラー」への支援

ケアラー（家族介護者）とは、「介護」、「看病」、「療育」、「世話」、「こころや身体に不調のある家族などへの気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者・友人・知人など無償でケアする人と定義されています。

多くの時間を家族のケアに追われ、なかには孤立を感じている人もいるため、ケアラーの多様な実態に合わせた支援が求められます。

県はホームページに「ケアラー支援ポータルサイト」を設け、相談窓口や利用できるサービス等の情報を提供しています。ぜひご覧ください。

《ケアラーの例》



障害をもつ子どもを育てている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と介護で精一杯で他に何もできない



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている



遠くにひとりで住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている



障害や病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

©一般社団法人日本ケアラー連盟／illustration : Izumi Shiga

（県ケアラー支援ポータルサイト）



（日本ケアラー連盟のウェブサイト）



該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(6) 支援者に向けた取組みの推進

障害当事者を支える支援者の負担を減らし、
支援の質の向上につなげるための支援を充実させます

<現状と課題>

我が国の少子高齢化による生産労働人口の減少や、社会保障サービス受給者の増加等により、障害福祉サービスを担う人材不足はますます深刻化していくと予測されています。

これらの対策としては、支援者（ここでは施設等の入所系または訪問系サービス事業所の従事者及び家族のうち、介助などの直接的な支援を行う者）等、現場の福祉を支える人材の負担を軽減し、健康・安全を守ることが大変重要です。

一方、福祉施設等職員の最大の離職理由である、腰痛など介助による体への負担を始めとする心身の不調とされていますが、支援者を守る対策は、いまだ十分とは言えず、早急な対策が求められています。

支援者の負担を軽減する取組みの一つとして、県ではこれまで「さがみロボット産業特区」の取組みや、介護・医療分野への介護ロボットの普及など、先駆的な施策を推進してきました。県内には、病院、福祉施設、商業施設など、ロボットの導入やICT技術の活用により人手不足の解消や業務の効率化等の負担軽減が期待できる施設がまだまだ数多くあり、社会実装を拡大していくことが課題となっています。

また、ここでは県の取組みとして、施設従事者への取組みを中心に記載していますが、支援者の健康を守るためには負担軽減等のハード面の施策のみならず、キャリアアップのしくみづくりや、支援者の賃上げなど国が実施する、いわゆる「処遇改善」等を通じ、これまで以上に、働く条件や就労環境をより良くする取組みのほか、研修等を通じた研鑽や、管理者等による適切な安全管理の徹底、家族等の支援者に至っては地域による相互支援体制の構築など、ソフト面の施策の充実が重要です。

＊ なお、処遇改善や就労環境の適正化、職員の研鑽等についての取組みは、他の小柱に記載しています。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

支援者が安心して支援を続けることが出来るよう、県が支える取組みを進めてほしい。

ICTや先端技術は、高齢の支援者等にとって、敬遠される恐れがある。
「わかりやすさ」も念頭に情報提供・周知を進めてほしい。



その他

<取組みの方向性>

4601 ロボット技術やICT機器等の導入促進【再掲:5404】 (障害サービス課)

施設・事業所に対してロボットやICT機器等の導入に係る経費を補助し、介護職員の負担軽減等を図ります。

4602 介護ロボットの普及促進 (高齢福祉課)

介護職員の負担軽減対策として期待される介護ロボットについて、介護事業者等に対し、介護ロボットを使用している介護現場を公開し、視察・見学者の受入れを行うとともに、実用段階にある様々な介護ロボットの展示や、活用事例の発表などにより普及促進を図ります。

4603 生活支援ロボット等の研究開発の促進と、介護現場への普及促進 (産業振興課)

生活支援ロボットの実用化を通じた、県民生活の安全・安心の確保のためロボット技術等の研究開発を促進するとともに、生活支援ロボットの導入の検討に必要なマッチング支援等を行うことにより、介護現場への普及を後押しします。

また、質の高いサービスの提供や安全、安心、支援の省力化などのニーズに応えるため、AI(人工知能)やICT、ロボット技術の活用を推進するとともに、障害者の生活や自立を支援する機器の開発を支援します。

4604 リハビリテーションロボットの普及促進 (県立病院課)

リハビリテーションロボットに関する専門的な相談窓口として神奈川リハビリテーション病院内に設置したKRRC(かながわりハビリロボットクリニック)において、筋電義手をはじめ、リハビリテーションロボット全般の相談や実証実験の調整などを行います。

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 【中柱】 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 【小柱】 (6) 支援者に向けた取組みの推進

＜数値目標＞

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
補助事業を活用してロボットを導入した事業所等の数	8事業所 (2022年度)	2事業所 (毎年度)
補助事業を活用してICT機器を導入した事業所等の数	24事業所 (2022年度)	15事業所 (毎年度)

コラム

障害者を支える支援者への支援

神奈川県では、障害者支援施設等においてロボット技術を活用することにより、介護業務の負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等の介護ロボット等の導入を支援しています。

ここでは、その取組みの一例を紹介します。

南足柄市にある、社会福祉法人県西福社会が運営する足柄療護園は、主に身体障害のある方が利用している障害者支援施設です。当施設では、職員に長く働いてもらうことが、利用者の方々を支えるために重要であると考え、神奈川県の「障害福祉サービス事業所等ロボット等導入支援事業費補助金」を利用して「サラフレックス」という機器を導入しました。

導入前は、職員が利用者の体を抱えて移乗介助を行っていましたが、機械の力を借りることで、利用者の体をしっかりとサポートし、より快適かつ安全な移乗介助を行うことができるようになり、職員の腰痛改善にも繋がりました。新たな技術の導入により、これまで以上に職員の身体を守りながら、利用者の方々の安定した生活を支えることができるようになりました。

神奈川県では、こうした施設等への支援を通じて、施設等の利用者が安全・安心に生活できるよう引き続き支援していきます。



←「サラフレックス」(移乗介助ロボット)

利用者の体を安全に支える機器

(県ウェブサイト)

障害福祉分野のロボット等・
ICT導入支援について



Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、 いかなる偏見や差別も排除する取組み

5. 社会参加を促進するための環境づくり

障害者権利条約では、「障害」は、主に、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁によって作られているという捉え方をしています。

障害者が社会参加しやすい環境の整備を進めるためには、この社会的障壁を除去する取組みが必要とされています。

県では、あらゆる社会的障壁（バリア）を除去（フリー）する取組みを推進するとともに、誰もが住みやすい環境の整備とあわせて、障害の特性に応じた利便性の高い意思疎通支援や行政サービスの提供、防災・防犯対策についての施策を、当事者の目線で推進します。

加えて、ICT（情報通信技術）などの新たな情報技術の利活用を積極的に推進することで、障害者の社会参加の一層の推進を図ります。

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

障害当事者の声が反映された、
誰もが安全に、安心して住めるまちづくりを推進します

<現状と課題>

地域で安心して生活を送るためには、安定した住環境のほか、例え医学的に障害を有していたとしても、障壁として生活を制限しないような生活環境が整えられることが理想です。

県では、子どもから高齢者、障害者など様々な方が、安心して快適に利用できるよう、バリアフリートイレの整備や公園内の園路のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインによる公共的施設等の整備を進めると共に、市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機や、歩行者信号の状態を音声で知らせるなどの支援を行うPICS(歩行者等支援情報通信システム)等のバリアフリー対応型信号機の整備のほか、道路標識の高輝度化等、誰もが分かりやすい道路標識等の整備を推進しています。

また、昨今は重度障害者や精神障害者などの住宅確保要配慮者の住宅確保が大きな課題となっています。例えば重度障害者の場合、住宅のバリアフリー化や居室間を移動する際のリフトの設置など、住宅設備の改良が必要になる場合がありますが、こうした改良には高額な費用を要することも多く、その負担の軽減が課題です。

加えて、精神科病院への長期入院患者が、退院後に地域で安心して生活していくためには障害福祉サービスの利用とともに、障害特性の理解が地域で浸透することが重要であり、地域の不動産関係者や地域住民を対象として精神障害の理解促進に関する研修を行う等、普及啓発を実施してきましたが、低額所得者や被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない住宅の登録情報の広い提供を、引き続き行っていきます。

県では、誰もが支え合い、受け入れ合う地域共生社会の実現させるためには、これまでの設備のバリアフリー化に加え、障害当事者の目線に立ち、当事者や支援者が求めているニーズをまちづくりに反映させる取組みを充実させる必要があります。

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

ハード面のバリアフリーが進むのは嬉しいが、そこがゴールではない。
県民全体の障害に関する理解促進と合わせて、取り組んでほしい。

障害を理由に賃貸契約が結べないといった相談は多い。
障害に関する正しい知識や理解が広がってほしい。



支援者



その他

少しずつだが、生活しやすく、移動しやすいまちづくりが進んでいる。
「地域全体で支え合う」という考えを基本に、取組みを進めてほしい。

<取組みの方向性>

【まちづくり】

5101 バリアフリー街づくりに向けた普及啓発等

(地域福祉課)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく実効性のある取組みを推進するため、障害当事者等が参画する神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議を通して、広く県民意見を収集し、バリアフリーの街づくりの提案・発信や協働の取組みを進めます。

また、バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発等を行います。

5102 公共的施設のバリアフリー化の促進

(地域福祉課)

学校、福祉施設、商業施設、運動施設など不特定多数の方が利用する公共的施設について、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、当該施設を設置する者又は管理する者に対し、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則で定める整備基準への適合を求めるなど、バリアフリー化を促進します。

また、規則改正により、新たに基準に位置づけた介助用大型ベッドなどについて、設置の働きかけを行います。

5103 公園施設の整備

(都市公園課)

障害の程度や状況に関わらず、誰もが一緒になって遊べる遊具を備えたインクルーシブな広場の整備を、公園の特性や老朽化した施設の更新の機会を踏まえ、障害当事者等の意見を伺いながら、丁寧に進めます。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】 (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

【道路整備】

5104 歩道等の整備

(道路管理課、道路整備課)

公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や無電柱化等を進め、安全で安心な歩行者空間を形成・確保します。

5105 主要道路の信号機の整備等

(交通規制課)

バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、歩行者等と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者信号の状態を音声で知らせるなどの支援を行うPICS(歩行者等支援情報通信システム)等のバリアフリー対応型信号機の整備のほか、信号灯器のLED(発光ダイオード)化の推進を行います。

あわせて、道路標識の高輝度化等、誰もが分かりやすい道路標識等の整備を進めます。

5106 歩行者等の安全確保

(交通規制課)

市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を設定して、最高速度30km/hの区域規制や道路管理者と係り路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等(ゾーン30プラス)の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図ります。

5107 公共交通機関のバリアフリー化

(交通企画課)

駅における段差解消や、ホームドアの導入の促進とあわせて、接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」により、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

5108 高度自動運転システムの開発等

(交通規制課)

移動手段の確保や、ドライバー不足への対応等が喫緊の課題であることを踏まえ、高齢者、障害者等の安全快適な移動に資するTSPS(信号情報活用運転支援システム)や、DSSS(安全運転支援システム)等のITS(高度道路交通システム)のサービス展開を実施します。

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

【住居確保】

5109 障害者の入居促進支援 (公共住宅課)

県営住宅を建て替える際にはバリアフリー対応を原則とし、一定数の身体障害者向け住宅の整備を進めます。また、優先入居や単身入居に配慮します。

5110 住宅確保要配慮者の居住確保 (住宅計画課)

賃貸住宅の家主等から、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。

5111 住宅確保に係る障害理解の普及・啓発 (住宅計画課)

民間賃貸住宅の関係団体と連携し、障害特性等を貸主等に周知することにより、障害者の入居について、貸主や不動産店及び借主の不安が解消され、理解と協力を得られるよう普及・啓発を図ります。

5112 グループホームの整備促進等 【再掲：3202、4108】 (障害サービス課)

障害者の地域における居住の場の一つであるグループホームについて、県では運営費補助等の支援を通じ、市町村と協力して、設置・利用の促進とサービスの充実を継続して図るとともに、多様なニーズを持つ障害者の地域生活移行を支援し、特に課題である重度の障害者の受入れ・対応が可能なグループホームの整備支援に取り組みます。

あわせて、障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障害者やその家族が必要とする支援を行うことができるよう、差別解消や虐待防止への理解、障害特性に応じた支援技術などの研修の実施等を進めます。

5113 住宅改修等への助成 (障害福祉課)

在宅の重度障害者の生活環境整備を促進するため、障害の状態にあわせて既存の住宅を改装する経費等を助成する市町村に対して、助成を行います。

5114 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム (住まいの確保)

【再掲：3210、4202、4320】 (障害福祉課、障害サービス課)

精神障害の程度や状態に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を、精神障害を有する方等の日常生活圏域である県内全市町村に設置し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

推進します。

また、保健福祉事務所及び同センターは、市町村との協働により精神障害を有する方等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、その一環として、精神障害者の住宅確保支援に関する研修の開催など、居住支援の関係者とも連携を図りながら、精神障害者の住まいの確保に努めます。

【理解促進】

5115 ヘルプマークの普及 【再掲：7208】 (障害福祉課)

外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を受けやすくすることを目的として作られた「ヘルプマーク」の認知度が向上するよう、普及啓発に取り組みます。

5116 精神障害者の社会参加促進 (障害福祉課)

精神障害者に対する県内バス運賃等の割引の導入拡大を図るとともに、公共施設等が利用しやすくなるために情報提供の充実を図り、社会参加しやすい環境整備を推進します。

5117 身体障害者の社会参加促進(介護タクシーの利便性の向上) (いのち・未来戦略本部室)

誰もが希望する時に介護タクシーをスムーズに利用することを目的に実証実験を進めることで、電話によって行われている既存の配車方法をデジタル化するなど、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげます。

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
援助や配慮が必要な方のためのマーク「ヘルプマーク」の認知度	65.6% (2022年度)	80% (2029年度)
視覚障害者用付加装置(バリアフリー対応型信号機)等の整備数	10個 (2022年度)	10個 (毎年度)

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

コラム

バリアフリー街づくりについて

神奈川県では、障害の程度や状態に関わらず、誰もが安心して自由に外出することができる街づくりを進めるため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」を定めています。

この条例では、官公庁や商業施設、公共交通機関など多くの方が利用するものを「公共的施設等」と呼んでおり、これらの施設が誰にとっても使いやすいものとなるように「整備基準」を定めています。建物を新たに建築する方などは、この整備基準に則り整備をしなければなりません。

また、実際に使いやすい施設とするためには、段差の解消などのハード面での整備がされるだけでなく、施設管理者による利用上の配慮や「通常のトイレ利用で支障がない方は車椅子使用者用トイレを使わない」などの県民の皆様の協力が必要です。

県では、障害者等の当事者団体や事業者団体、県民公募委員等と行政が協働し、『神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議』によるイベント「バリアフリーフェスタかながわ」の開催などを通じ、施設管理者や県民に対する普及啓発活動を行っています。



神奈川県
みんなのバリアフリー
街づくり条例
のウェブサイト



(施設のバリアフリー化を支援しています)



(バリアフリーフェスタのチラシ)

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (2) 意思疎通支援の充実

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 意思疎通支援の充実

すべての人が不自由なく意思疎通できるよう、
社会参加を妨げる障壁を除去する取組みを推進します

<現状と課題>

障害者をはじめ、意思疎通が困難な方への支援については、障害者総合支援法において、県や市町村の役割について整理がされ、意思疎通支援者の養成等、意思疎通支援の充実・強化に向けた取組みが推進されています。

県では、それぞれの障害に応じた支援の取組みを進めており、障害者の日常生活のニーズを把握し、適切なコミュニケーション技術などの支援方法を身につけた意思疎通支援者の養成や派遣を行っています。

また、障害者が来庁する県の窓口等においては、来庁された障害者が対応する職員と速やかに意思疎通ができるよう筆談マーク等の掲示や、対応する職員へ障害の理解や対応時の配慮についての研修を行うなど、様々なコミュニケーション支援に取り組んでいます。

このほか、例えば、聴覚障害者と健聴者が電話で双方向につながることができる「電話リレーサービス」では、多くの聴覚障害者の利用につながるよう、聴覚障害者福祉センターや県のホームページを活用し周知に努めていますが、サービスの利用登録をしていない聴覚障害者も多く、いまだ十分な活用につなげられていない現状があります。

加えて、独自の文化を持った言語である手話の更なる普及推進が必要であり、手話への理解の前提となる、ろう者に対する理解も含めて促進することが重要です。

今後も、視覚障害や聴覚障害をはじめとする、日々の意思疎通に困難を抱える障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、誰もが円滑なコミュニケーションを行えるよう施策を推進します。

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】(2) 意思疎通支援の充実

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

ろう者、難聴者だけでなく、すべての障害のある人にとって、
情報がスムーズに提供され、意思疎通しやすい環境が整ってほしい。

障害福祉に関する所属以外にも、電話リレーサービスや手話などの
窓口での意思疎通の手段について理解しておいてほしい。



支援者

<取組みの方向性>

5201 意思疎通支援を行う人材の養成等

(障害福祉課)

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある方に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣や設置等による支援のほか、点訳、代筆、代読、音声訳等によるコミュニケーション支援の充実を図るため、各支援者を対象とした養成研修等の実施することで、人材の育成・確保を図ります。

5202 手話の普及 【再掲：7207】

(地域福祉課、障害福祉課)

神奈川県手話言語条例に基づき策定・改定した神奈川県手話推進計画により、ろう者とろう者以外の者が、相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に向けて、手話の普及等を進めます。

特に、2025年にろう者のオリンピックであるデフリンピックが開催されることを機に、ろう者への理解促進と手話の普及に向けた取組みを展開します。

5203 電話リレーサービスの普及促進

(障害福祉課)

パソコンやスマートフォンなどを通じて、オペレーターが手話や文字で通訳を行うことにより、聴覚障害者と健聴者が、電話で双方向につながることができる「電話リレーサービス」が、コミュニケーション手段のひとつとして普及するよう、聴覚障害者を含めて、広く県民への周知等に取り組みます。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】 (2) 意思疎通支援の充実

5204 県窓口等における障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保

(地域福祉課、障害福祉課)

県の窓口等において、例えば聴覚障害の方に対して、手話や筆談などのコミュニケーション手段を確保するとともに、筆談可能であることを示す統一した筆談マークを掲示します。

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
手話講習会の累計実施事業所数	222箇所 (2022年度)	502箇所 (2029年度)
電話リレーサービスの累計登録件数	1,030件 (2021～2022年度)	1,340件 (2021～2029年度)
ライトセンターの図書増加数(点字図書、録音図書及び拡大図書)(タイトル数)	769冊 (2022年度)	750冊 (毎年度)
県聴覚障害者福祉センターにおける手話通訳者の派遣件数	233件 (2022年度)	240件 (毎年度)
県聴覚障害者福祉センターにおける要約筆記者の派遣件数	227件 (2022年度)	230件 (毎年度)

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
【手話通訳者・要約筆記者養成研修事業:5201】 手話通訳者の養成研修修了者数	14人 (2022年度)	20人 (毎年度)
【手話通訳者・要約筆記者養成研修事業:5201】 要約筆記者の養成研修修了者数	40人 (2022年度)	40人 (毎年度)
【盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業:5201】 盲ろう者通訳・介助員の養成研修修了者数	20人 (2022年度)	30人 (毎年度)
【盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業:5201】 盲ろう者通訳・介助員の派遣件数	2,460件 (2022年度)	2,500件 (毎年度)

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (2) 意思疎通支援の充実

把握する状況	現状値	見込量
【失語症向け意思疎通支援者養成研修事業:5201】 失語症向け意思疎通支援者の養成研修修了者数	16人 (2022年度)	20人 (毎年度)
【失語症向け意思疎通支援者派遣事業:5201】 失語症向け意思疎通支援者の派遣件数	118件 (2022年度)	120件 (毎年度)
【意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互 間の連絡調整事業:5201】 来県者への派遣に関する相談・調整件数	35件 (2022年度)	35件 (毎年度)
【手話通訳者設置事業:5202、5204】 遠隔手話通訳サービス利用件数	18件 (2022年度)	19件 (2026年度)
【聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業:5202】 手話交流会への参加者数 (聴覚障害の乳幼児及び保護者等)	59(人/回) (2022年度)	60(人/回) (毎年度)
【聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業:5202】 手話交流会への参加者数 (聴覚障害の児童及び保護者等)	—	50(人/回) (毎年度)

コラム

手話の普及に関する取り組み

県では、手話の普及に関する様々な取組を実施しています。
ここではその一例を紹介します。

<手話普及推進イベント>

手話の理解や手話の学び、手話を使う環境づくりについて理解を深め、ろう者とうる者以外の者の相互理解を深めるため、手話普及推進イベントを開催しています。

<手話交流会「しゅわまる」>

県では、聴こえない、聴こえにくいお子さんとその保護者の方が、楽しく、少しずつ、手話に触れ、覚えていくことを目的とし、手話に触れる機会として、てあそび、からだあそび、絵本の手話語りなどを通じた手話交流会「しゅわまる」とともに、子育てのことや、きこえのことなどについての情報提供、意見交換などを行う保護者を対象とした「手話サロン」を開催しています。

手話言語条例及び手話推進計画に基づき、ろう者とうる者以外の者が、相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現を目指して、引き続き取り組んでまいります。



<手話普及推進イベントの様子>



<手話交流会「しゅわまる」の様子>



(「しゅわまる」のウェブサイト)

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (2) 意思疎通支援の充実

コラム



電話リレーサービスとは

電話リレーサービスは、耳の聞こえない方や発話困難な方など電話へのアクセスに困難のある方と聞こえる方を電話でつなぐためのサービスです。

通訳オペレーターが聴覚障害者等と聴覚障害者等以外の方の会話を「手話や文字」から「音声」に、「音声」から「手話や文字」に通訳することで、即時双方向に電話をつなぐことができます。

「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が令和2年12月に施行され、総務省から、電話リレーサービス提供機関の指定を受けた「一般財団法人日本財団電話リレーサービス」が、法律に基づいて電話リレーサービスを提供しています。

電話リレーサービスは、一般の電話と同様の公共サービスとして、社会的に認められた制度となり、警察や消防などへの緊急通報にも対応するようになったことから、聴覚障害者の社会参加の促進に大きな役割を果たしています。

利用にあたっては、次の点に注意する必要があります。

(1) 必要な機器

パソコン、スマートフォン、タブレット端末のいずれかが必要

(2) 利用者登録

アプリ又は郵送により利用者登録が必要



電話リレーサービス
ウェブサイト



- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】 (3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

すべての人の情報保障を図り、
社会参加を妨げる障壁を除去する取組みを推進します

<現状と課題>

障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針、対応要領・指針では、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供の徹底など、適切な対応に向けた取組みが求められています。

特に行政機関等は、障害者差別解消法第5条において、「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とされていることや、同法第7条第2項により、「その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」とされており、法的義務を負っていることから、より一層の取組みの徹底が求められています。

この取組みの一例としては、県が発信する情報や広報紙における点字版や録音版(テープ・デージー)の発行や、会見等動画の手話配信、各窓口における手話や筆談などのコミュニケーション手段の確保、ウェブサイト等において障害者を含むすべての人が利用しやすい行政情報の電子的提供の充実などが挙げられます。

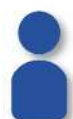
また、「読書バリアフリー法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行を受けて、障害者のより一層の情報保障が図られる環境の整備が求められており、点訳・音訳・拡大写本等のアクセシブルな図書等の製作や、その製作に取組むボランティアの活動支援など幅広い取組みを行っています。

このほか、社会参加の重要な手段の一つである選挙における投票では、障害特性に応じた選挙等の情報提供に加え、市区町村選挙管理委員会に対する投票所のバリアフリー化の促進や代理投票制度の周知等に努めています。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】 (3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

障害者差別解消法の施行から10年近くが経過し、また、2023(令和5)年4月に施行された条例を踏まえ、引き続き県職員に対して同法の意義や趣旨を周知し、障害者を含むすべての人の利用しやすさに配慮した行政情報等の提供により、社会障壁を除去する取組みを推進します。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

県広報テレビ番組については、誰でもいつでも情報が得られるように、手話字幕を付けた放送を増やしてほしい。

選挙会場のバリアフリーは進んでいるが、会場で対応するスタッフにも、障害に関する理解を深めるための取組みを進めてほしい。



当事者

<取組みの方向性>

【行政情報】

5301 県における合理的配慮の徹底【再掲：7211】 (障害福祉課)

県の各所属における事務・事業の実施や、窓口対応においては、障害者差別解消法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即し定めた職員対応要領に基づき、社会的障壁の除去や合理的な配慮を徹底するなど、誰もが利用しやすい行政サービスの提供に向けた環境の整備を推進します。

5302 「県のたより」の点字版・録音版の発行 (知事室)

幅広く県政情報を発信するため、広報紙「県のたより」の点字版・録音版(テープ・デージー)を毎月発行し、視覚障害者への配慮に努めます。

5303 知事定例会見における手話通訳 (知事室)

知事定例会見の動画配信においては、障害の種別や程度・状態に関わらず、誰もが必要な情報を受け取れるとともに、積極的に手話の普及を推進する観点から、手話通訳を行います。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
▶ 【小柱】 (3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

5304 県公式ウェブサイトでの音声読上げ等 (知事室)

県公式ウェブサイト(<https://www.pref.kanagawa.jp/>)において、音声読上げ及び漢字の読み仮名ルビの表示ができる環境を提供し、多様な障害特性に配慮します。

5305 県広報テレビ番組における手話付き放送 (知事室)

県広報テレビ番組において、聾(ろう)などの障害があっても、県政や生活に役立つ情報等が得られるよう、手話付きの放送を行います。

【情報提供体制の整備】

5306 ウェブアクセシビリティの向上 (デジタル戦略本部室)

ウェブアクセシビリティ(ウェブの利便性)の向上等に向けた取組みを促進するとともに、県の各所属において、障害者を含むすべての人が利用しやすい行政情報の電子的提供の充実に取組みます。

また、ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作が可能な仕様の採用や、動画への字幕や音声解説の付与などJIS規格に対応し、総務省が作成した「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に即して対応します。

5307 県における情報通信機器等の調達 (デジタル戦略本部室)

県の情報通信機器等の調達は、情報アクセシビリティの観点から、国際規格や日本産業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。

5308 障害者のICT活用機会の拡大 【再掲：5401】 (障害福祉課)

障害者ITサポートセンターの設置により、ICT機器の利活用を望む障害者やその支援者に対して、障害に対応したIT機器やソフトウェア、スマートフォンアプリ等の情報を提供するとともに、これに係る相談に応じ、障害者のICTの利活用の機会拡大を図ります。

あわせて、IT機器等の情報をインターネット上に掲載することにより、開発者の支援を行います。

また、視覚障害者に対しては、ライトセンターで行われている指導訓練事業により、端末機器の操作方法の支援や便利なアプリ等の情報提供等を行います。

5309 緊急通報システム導入促進 (障害福祉課)

「Net119」などの携帯情報端末を活用した音声によらない緊急通報システムについて、聴覚障害者への周知に取り組みます。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】 (3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

5310 聴覚障害者福祉センターにおける情報提供の充実のための取組み (障害福祉課)

ICTの発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、聴覚障害者に対して、字幕・手話付き映像ライブラリー等の制作・貸出し、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、相談等を行う聴覚障害者福祉センターにおいて、情報提供の充実を図ります。

5311 ライトセンターにおける情報提供の充実の取組み (障害福祉課)

ライトセンターにおいて、点訳・音訳・拡大写本等を活用した利用しやすい図書等を製作するとともに、視覚障害や発達障害、学習障害等により、目で文字を読むことが困難または苦手な方に対して、さまざまな情報を点字や音声データなどで提供するネットワーク「サピエ」を活用・連携することで、生活上の様々な情報の提供や、障害者の生活の質の向上に役立つ機器類に関する使い方の指導等を行い、障害者の日常生活を支援します。

また、点訳・音訳・拡大写本等の製作に取り組むボランティアの活動支援や電子データ作成に携わる人材育成を行います。

5312 盲ろう者支援センターにおける相談窓口の取組み (障害福祉課)

盲ろう者支援センターにおいて、直接コミュニケーションを行うことが難しい盲ろう者に対するサービス等の情報提供の充実を図ります。

5313 障害福祉サービス提供事業者等に関する情報提供の充実 (障害サービス課)

障害福祉サービス等の利用を希望する障害者が、サービスの選択ができるようサービス内容や提供事業者の情報提供の充実を図ります。

5314 観光施設等に関する情報提供 (観光課、障害福祉課)

誰もが観光を楽しめるよう、ホームページなどを通じて、観光施設等のバリアフリー対応状況を情報発信するなど、ユニバーサルツーリズムを促進します。

5315 視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備 (障害福祉課、特別支援教育課、生涯学習課)

県立の図書館やライトセンター、平塚盲学校において、それぞれが管理する書籍等を必要に応じて相互利用する体制を整備するとともに、利用しやすい書籍等の充実や視覚障害者等が円滑に利用できる体制づくりを推進します。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】 (3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

5316 モバイルアプリケーションの開発 (交通総務課)

県警察が管理・運営する運転免許不要モビリティ利用者に向けたモバイルアプリケーションにより、音声読み上げが出来る環境を提供し、多様な障害特性に配慮します。

【司法手続き】

5317 意思疎通等における配慮 (刑事総務課)

被疑者あるいは被害者・参考人となった障害者が、意思疎通等を円滑に行うことができるよう、刑事事件における手続の運用において適切に配慮します。

5318 被疑者の特性に配慮した適正な取調べ (刑事総務課)

知的障害等によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画や、心理・福祉関係者による助言等の取組みを継続するなど、適切な取調べに関する取組みの検討を行います。

【選挙】

5319 政見放送における情報提供の充実 (選挙管理委員会)

政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。

5320 投票所のバリアフリー化等 (選挙管理委員会)

移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害者が障害特性に応じて、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、取組事例の周知等を通じて投票の秘密に配慮した代理投票の適切な実施等の取組みを県内市町村に促します。

また、選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに投票所に入ることにについてやむを得ない事情がある者として、投票管理者が認めた者は投票所に入ることができる旨の周知を県内市町村とともに図ります。

5321 不在者投票の適切な実施 (選挙管理委員会)

指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会を確保します。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】 (3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

計画に 位置付け

読書バリアフリーの推進

2019(令和元)年6月28日、視覚障害者等の方の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障害の程度や状態に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律の第8条では、地方公共団体は国の基本計画(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画)を踏まえて、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画を策定する努力義務が定められています。

そこで、本県の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を、条例に基づく基本計画の中に位置付け、全ての人が等しく読書活動を行うことができる環境を整備することを目指し、県の読書バリアフリー推進に係る施策を総合的に推進するための指針として策定します。

【本計画に掲載している「読書バリアフリー」に関する取組み】

- No.5308 障害者のICT活用機会の拡大 【No.5401に再掲】
- No.5311 ライトセンターにおける情報提供の充実の取組み
- No.5315 視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備
- No.8104 読書バリアフリーに応じた教材、支援機器等の活用
- No.9106 県立の図書館における配慮



常設の企画本棚「共に生きる」

【具体的な取組例】

県立図書館では、視力の弱い方や、高齢で文字が読みづらくなった方にも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組みなおした「大活字本」や、誰もが読書を楽しめるように、むずかしい漢字や、長い文を無くすなどの工夫がされた、やさしく読みやすい本「LLブック」を常時まとめています。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】 (3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

＜数値目標＞

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
ウェブアクセシビリティの一括検証で継続して「非常に悪い」「悪い」と評価されるページ数	1099ページ (2022年度)	0ページ (2029年度)
障害への理解についての県職員に対する研修の受講者数	1,375人 (2022年度)	1,480人 (2029年度)

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
【手話通訳者設置事業:5301】 庁内における手話通訳者の設置箇所	1箇所 (2022年度)	1箇所 (毎年度)

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

コラム

誰もが受け取れる神奈川県の広報

県が発信する情報について、障害者を含むすべての方が受け取れるよう、各広報媒体で次のような取組みを行っています。

- ▶ 県公式YouTubeチャンネル「かなチャンTV」に掲載する広報動画は、障害者等の可読性に配慮し、字幕の付与を必須とすることを全庁所属に周知しています。



かなチャンTV



- ▶ 緊急・災害時等における県民へのメッセージ性が高い知事出演動画は、手話同時通訳を挿入しています。
- ▶ 知事記者会見では手話の同時通訳を配置し、定例会見すべてについて手話付きの動画を配信しています。
- ▶ 県広報テレビ番組「カナフルTV」は、聴覚障害のある方に、県の主要施策や各種お知らせ等の情報提供を行うため、手話付き放送を行っています。
- ▶ 県広報紙「県のたより」は、視覚障害のある方に向けて、点字版・録音版(テープ・CD)を希望者へ送付しています。
- ▶ 県公式ウェブサイトでは、音声読上げや漢字の読み仮名のルビ振りサービスを提供しています。

また、ウェブアクセシビリティ確保の取組みの一環として、不要な記号を使用している場合や、適切に読み上げられない表記をしている場合には、適宜指導するなど、表記や記載レベルを統一し、分かりやすいページとなるよう工夫しています。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】 (4) デジタル等先端技術を活用した支援の充実

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(4) デジタル等先端技術を活用した支援の充実

誰もがデジタル等の先端技術を活用し、
社会参加しやすい社会を目指します

<現状と課題>

デジタル技術やICT技術等の新たな技術を、生活の中で適切に利活用できるかどうかは、障害者のみならず現代を生きるすべての人にとって、生活の質に大きく影響します。

例えば、ICT 機器利用の有無によっては、情報の取得量や取得する情報の内容に大きな差が出てくるとも考えられ、必要な情報を必要なタイミングで、自ら取得できることは大変重要です。

ICTの活用が促進されることで、例えば、学校に無線LANなどの通信環境が整い、PCやタブレット端末、学習用ソフトウェアや電子黒板などのICT機器を使って授業を行う、いわゆる「ICT教育」により、従来型の学習では不十分であった能力や資質を育む取組みが進んだり、障害者の就労の幅も広がります。障害者の自己実現にもつながっていくことから、今後もICTに関する取組みを充実させていくことが求められます。

また、障害者のみならず、すべての人がともに目指す地域共生社会の実現は、人と人がつながり合う社会への参画の機会が十分に提供されていることが重要ですが、障害があり、外出が難しい人にとっては、社会参加のハードルは高いものがあります。

同時に、障害者への理解を深めるためには、普段から障害者と接する機会があることが重要ですが、一部の障害者には、時間や場所の制限があるなど、参加自体がしづらい場合もあります。

このような課題を解決するためには、介護や医療の現場における介護及びリハビリテーションロボット技術等の導入や、メタバース（仮想）空間を利用した社会参加など、これまでは難しいとされていたことが科学技術の進歩により解決され、あわせて、支援者または障害当事者自身の負担も減り、よりよい生活に近づくことが望まれます。

引き続き、これらの様々な技術を誰もが適切に利活用できるよう、更なる技術開発に向けた支援のほか、これらの情報の周知や技術の普及に努めます。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】 (4) デジタル等先端技術を活用した支援の充実

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

デジタルやメタバースが何なのかわかりにくい。楽しいものなのか、何かの役に立つものなのか、わかりやすく広めて欲しい。

生きづらさを抱える人へのツールとして活用するならば、慣れていない人でも使えるように、情報提供やフォローまで考えてほしい。



その他

<取組みの方向性>

5401 障害者のICT活用機会の拡大 【再掲：5308】 (障害福祉課)

障害者ITサポートセンターの設置により、ICT機器の利活用を望む障害者やその支援者に対して、障害に対応したIT機器やソフトウェア、スマートフォンアプリ等の情報を提供するとともに、これに係る相談に応じ、障害者のICTの利活用の機会拡大を図ります。

あわせて、IT機器等の情報をインターネット上に掲載することにより、開発者の支援を行います。

また、視覚障害者に対しては、ライトセンターで行われている指導訓練事業により、端末機器の操作方法の支援や便利なアプリ等の情報提供等を行います。

5402 ICTを始めとする新たな技術の利活用 (デジタル戦略本部室)

県の各所属における行政情報の提供等に当たっては、情報アクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を進めます。

5403 メタバースを活用した繋がり創出 【再掲：9108】 (共生推進本部室)

障害者など生きづらさを抱える当事者や学識経験者、行政等で構成される『ともいきメタバース研究会』において、新たなコミュニケーションツールとしてのメタバース（インターネット上の仮想空間）の活用等を検討しながら、障害などによる生きづらさを抱える人々の社会参加機会を拡充していくための取組みを実施します。

5404 ロボット技術やICT機器等の導入促進 【再掲：4601】 (障害サービス課)

施設・事業所に対してロボットやICT機器等の導入に係る経費を補助し、介護職員の負担軽減等を図ります。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】 (4) デジタル等先端技術を活用した支援の充実

<数値目標>

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
【障害者ICTサポート総合推進事業:5401】 かながわ障害者IT支援ネットワーク(関連SNSも 含む)への投稿記事数	53本 (2022年度)	50本 (毎年度)

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (4) デジタル等先端技術を活用した支援の充実

コラム

メタバースで 生きづらさを改善できるか？

神奈川県では、「メタバース(※1)は生きづらさの改善に活用できるのか？」をテーマに障害当事者や学識経験者、行政をメンバーとして、『ともいきメタバース研究会』を立ち上げました。

メタバースの中では、外出が難しい方がアバター(※2)の姿で他者と自由に空間内を動き回ったり、交流することができるため、新たな社会参加機会の一つとして注目しています。

令和5年度は、障害者がアバターなどデジタルコンテンツをつくる技術を学べる『ともいきメタバース講習会』や、障害者が描いた「ともいきアート」などの作品をメタバース上に展示する展覧会『かながわ“ともいきアート”ワールド』を開催しました。

共生社会の実現に向けてメタバースなど、新たなテクノロジーの活用についても、積極的にチャレンジして行きたいと思っています。

(※1) インターネット上の三次元グラフィック(仮想)空間

(※2) 空間内で自身の分身となるキャラクター



『かながわともいきアートワールド』



『ともいきメタバース講習会』で
タブレットを操作する参加者の様子

ともに生きる社会かながわ
憲章のウェブサイト



【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (5) 防災及び災害発生時の体制整備

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(5) 防災及び災害発生時の体制整備

災害に強く、福祉の観点からも、
障害当事者を含むすべての人を守る体制づくりを推進します

<現状と課題>

障害者のみならず、すべての人が地域で安心して暮らすためには、災害の発生や感染症の流行など、起こりうる非常事態に対して事前に十分な対策を講じておくほか、仮に起きてしまった際には、必要な配慮の下、速やかに安全に向けた対応が行われる必要があります。

昨今は全国的にも、大雨による川の氾濫や浸水等の水害ほか、地震等による大規模な災害の発生が見られ、過去の大規模災害発生時には、避難所等において長期間の避難生活が余儀なくされたことで、災害関連死や生活機能低下等の二次被害が生じたことから、避難生活における福祉ニーズに対応した支援体制の早急な整備とあわせて、障害者や高齢者、子どもなどの災害時要配慮者が避難することができる福祉避難所等の確保や個々の要配慮者の個別避難計画の作成など、多くの課題を有しています。

県では、防災の観点から、防災と福祉の両部局がしっかりと連携し、「地域防災計画」等を作成するとともに、防災訓練の実施等の取組みを促進することで、災害に強い地域づくりを推進しているほか、市町村において災害発生時に配慮が必要な障害者等を支援するための参考資料となるよう「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」を策定しています。既に多くの市町村においては、要配慮者支援に活用されていますが、一部の市町村においては、いまだ要配慮者支援マニュアルを作成していないところもあり、利活用に向けた更なる周知が必要です。

さらには、自力避難の困難な障害者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所等における、急傾斜地の崩壊や土石流等への対策として、土砂災害防止施設の整備に積極的に取り組んでおり、こうしたハード面の対策とともに、住民等への地域の危険度理解のため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある箇所を調査し、土砂災害警戒区域等に指定するなどのソフト面の対策も進めています。

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (5) 防災及び災害発生時の体制整備

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

実際に災害が起きたら、どうすれば良いかわからなくなってしまう。
どこに逃げればよいか。何が必要か。起きる前から知っておきたい。

障害の特性によって、災害時に必要なものは変わってくる。
避難所に何があって、何がないか。災害が起きる前から知っておきたい。



当事者



支援者

「福祉避難所」という言葉は段々と周知されてきたが、それでもまだ足りていないと思う。また、避難所スタッフの理解も広める必要がある。

<取組みの方向性>

5501 地域防災計画等の作成

(危機管理防災課)

障害者や福祉関係者等の参加及び防災部局と福祉部局が連携し、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組みを促進し、災害に強い地域づくりを推進します。

5502 土砂災害対策

(砂防課)

自力避難の困難な障害者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所等において、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業や砂防事業により、土砂災害防止施設の整備に積極的に取り組めます。

また、土砂災害に対する警戒避難体制の整備・強化等のため、土砂災害警戒区域等について、地形や土地利用状況に変化が認められた箇所の調査等を実施し、指定の見直しに取り組む等ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に進めます。

5503 障害特性に応じた避難場所の確保

(地域福祉課)

災害発生時に支援が必要な人の特性に応じた避難場所を確保するため、庁内関係室・課で構成された「福祉避難所市町村サポートチーム」において、市町村における福祉避難所の確保・運営等に関する好事例の共有や課題解決に向けた協議を行うなど、市町村における福祉避難所の指定及び協定締結を促進します。

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (5) 防災及び災害発生時の体制整備

5504 消火設備設置費用等の助成

(障害サービス課)

障害者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、建築基準法及び消防法の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図ります。

5505 災害発生時の支援体制の整備

(地域福祉課)

大規模災害時に備え、福祉関係団体等と連携し、神奈川県災害派遣福祉チーム(神奈川県DWAT)を設置するなど、福祉支援体制を整備します。

5506 災害発生時の要配慮者への支援 (危機管理防災課、地域福祉課、医療危機対策本部室)

災害発生時に配慮が必要な障害者等に対応するため、「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」を活用して、市町村における避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、福祉避難所の指定など、要配慮者への取組みを支援します。

また、個別避難計画の未作成市町村への助言等を行うとともに、計画作成や避難訓練に当事者である要支援者が参加し、主体的に関わることの重要性や事例の共有を図るなど、市町村の要配慮者支援を後押ししていきます。

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
避難行動要支援者の個別避難計画の作成に着手した市町村数	24市町村 (2022年度)	33市町村 (2026年度)

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶【小柱】(5) 防災及び災害発生時の体制整備

コラム

誰一人取り残さない防災を目指して

神奈川県では、近代日本における災害対策の出発点となった未曾有の災害の関東大震災の発生から100年目の節目の年である令和5年9月に、内閣府が横浜市と連携し、日本最大級の防災イベントである『ぼうさいこくたい2023』を横浜国立大学で開催しました。

『ぼうさいこくたい』とは、国民の防災意識の向上や、災害に関する知識・経験等の共有、防災に取り組む方々の連携構築を図ることで、「自助・共助」、「多様な主体の連携」及び「地域における防災力」の向上を促進することを目的として開催される大会です。

そこでは、「誰一人取り残さない防災を目指して」をテーマに、障害当事者の方や自主防災組織の方、防災の専門家の方々と、災害時のトイレ問題や様々な目線からの避難対策、地域防災について、今後の大地震に備え、どう取り組むべきか、ディスカッションが行われました。

引き続き、神奈川県では、「誰一人取り残さない防災」を目指して様々な機会を通して、当事者目線による防災対策の対策強化を図ります。



(様々な目線で行われたディスカッションの様子)

『ぼうさいこくたい』
のウェブサイト



【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

犯罪や消費者トラブルから
障害者を含むすべての人を守れる体制づくりを進めます

<現状と課題>

障害者が何らかの犯罪やDV等の問題に巻き込まれるケースは後を絶ちません。2022（令和4）年度に女性相談所等で一時保護した方のうち、約半数の方が何らかの障害等を有しているといった状況となっています。障害者の犯罪被害を未然に防止するためには、障害者やその支援者等に対し、障害者が巻き込まれやすい犯罪やトラブル等について事前に啓発しておくことのほか、地域社会において犯罪が起きにくい体制や、仮に犯罪に巻き込まれても解決に向けての対応が取り易い体制を作ることが必要です。

県では、障害者が通報しやすい取組みとして、アプリを通じて文字入力によって通報する「110番アプリシステム」や「ファックス110番」、「電話リレーサービス」を利用した受理体制をとり、相談しやすい窓口を設置するとともに、犯罪被害者等に対して、希望に応じて可能な限り、手話や筆談による相談を受ける体制を整備していますが、すべての人が相談しやすい窓口となるよう取組みを進める必要があります。

また、障害者に関わる犯罪被害を考える上では、加害に至った場合の取組みも必要です。県では、知的障害や発達障害、精神障害等を有する被疑者であって、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は取調べ官に対しての被誘導性が高いといった問題が認められるものについては、可能な限り取調べの方法等について、障害の特性を押さえた最大限の配慮を行い、供述の任意性、信用性等に疑念を抱かれないよう供述調書の作成方法を工夫するなど、適切な方法により取調べを行っています。

他方で、県内の消費生活センターに寄せられる苦情相談の内容は複雑・多様化しており、消費者トラブルの未然防止、相談窓口機能の充実、より悪質な事業者による消費者被害への対応が求められています。とりわけ、障害者に関連すると思われる相談のうち、本人以外から寄せられるものはおよそ4割を占めています。

消費者トラブルの未然防止のためには、障害者本人だけでなく、障害者を見守る方を対象とした講座の開催や地域と連携した見守り体制構築の支援など、障害者を身近で

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

サポートする方に向けた施策の実施が重要であるとともに、消費生活相談員への障害者理解のための研修など、相談窓口機能の充実に向けた取組みや、障害の特性に配慮した消費生活相談体制の整備、関係機関と連携した消費者被害への取組みが重要です。引き続き、犯罪や消費者トラブルの未然防止に向けた取組みを推進します。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



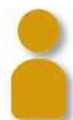
当事者

犯罪に巻き込まれて困った時など、速やかに相談できる方法を知りたい。

本人(障害当事者)だけではなく、施設の職員や支援者等を対象に、
犯罪被害防止に向けた理解を深める取組みをしてほしい。



家族



その他

障害者が加害者に至った場合の取組み・地域へ戻る場合の支援も必要。

<取組みの方向性>

【防犯対策】

5601 警察職員に対する障害等の理解の促進 (教養課、警察学校、地域総務課)

警察職員に対し障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の充実に取り組むとともに、障害者のコミュニケーションを支援するため、手話を行うことのできる警察官等の交番等への配置、コミュニケーション支援ボードの活用等を図ります。

5602 ファックス110番等の利用促進 (通信指令課)

「ファックス110番」や「110番アプリシステム」による110番通報について、その利用促進を図るとともに、事案の内容に応じ、迅速・的確に対応します。

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

【被害者支援】

5603 犯罪被害者等への支援 (くらし安全交通課)

障害の程度や状態に関わらず、すべての犯罪被害者等への総合的な支援体制として、『かながわ犯罪被害者サポートステーション』を運営し、犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、犯罪被害者等の立場から適切できめ細かい支援を一元的に提供します。

5604 配偶者暴力及び性犯罪・性暴力被害者への支援 (共生推進本部室、くらし安全交通課)

障害の程度や状態に関わらず、すべての人に対する配偶者暴力の予防と根絶に向けた啓発を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターにおける相談を実施します。

さらに、性犯罪・性暴力の被害者に適切な支援を提供するため、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター『かならいん』を運営します。

【消費者被害対策】

5605 消費者教育の推進 (消費生活課)

消費者被害を未然に防止するため、啓発リーフレットやホームページなど各種媒体を活用した情報提供を行うとともに、障害者や障害者を見守る方への講座の開催など、分かりやすい内容や手段で、障害者等への消費者教育を推進します。

5606 見守りネットワークの構築等 (消費生活課)

『高齢者、障害者等の消費者被害防止対策連絡協議会』を開催し、障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体の連携した障害者等の消費者被害未然防止を進めるとともに、市町村における消費者被害防止のための見守りネットワークの構築を支援します。

5607 相談支援体制等の整備 (消費生活課)

消費生活センター等におけるファックスや電子メール等での相談の受付、相談員等の障害者理解のための研修の実施等の取組みを促進することにより、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制を整備します。

5608 関係機関と連携した取組みの推進 (消費生活課)

関係機関と連携し、障害者の消費者被害の救済や未然防止、被害拡大の防止のための取組みを推進します。

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
障害者及び障害者を見守る人向けの消費者教育に関する講座等の開催数	11回 (2022年度)	10回 (毎年度)

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】 (6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

コラム

障害者の消費者トラブルを防ぐために

障害者の消費者トラブルの特徴として、本人が被害に遭っていることに気が付きにくいことがあります。例えば、本人にとっては、「いつも相談に乗ってくれるいい人と話しているだけ」との認識で、相手の言葉を信じこんでしまい、事態が深刻になっていく、といった事例が見受けられます。

「メールや SNS ばかり見るようになった」や「見慣れない商品がたくさん置いてある」といった、身近な方が感じる「いつもと違う」は、消費者トラブルのサインかもしれません。

県では、消費者トラブルの未然防止に向けた取組みとして、さまざまな啓発事業を行っています。「こんなとき、あなたならどうします？」と題して、トラブルの事例や対策を紹介した動画を公開しています。以下の QR コードからご覧いただけます。



消費者トラブルは
すぐに相談!

消費者ホットライン

局番なし

☎ 188 (いやや)

身近な消費生活相談窓口
につながります

(消費生活課のウェブサイト)



6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

「働くこと」は誰もが自立した生活を支える基本のひとつであり、一人ひとりの可能性を伸ばし、人生を豊かにするための重要な要素です。

県では、障害者が心身の状態やライフステージに応じて、その人らしい働き方をそれぞれのペースで選択できるよう、福祉的就労と一般就労、それぞれの支援の充実に取り組めます。

あわせて、障害者団体や専門職による職能団体、企業、経済団体等と協力しながら、雇用と福祉の連携を図り、障害者が働きやすい環境づくりを推進します。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】(1) 就労支援の充実

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 就労支援の充実

障害の程度や状態、特性に応じて、
安心して働くことができる社会を目指します

<現状と課題>

障害者基本計画では、「障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要である」との考えの下、働く意欲のある障害者が適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な就業機会の確保や、就労支援の担い手の育成を図るとともに、一般就労が困難な者に対して工賃の水準向上を図る等の総合的な支援を推進することとされています。あわせて「雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害者の経済的自立を支援する」との基本的な考えが示されており、障害のある方の就労に係る支援の充実は重要な課題です。

県では、国の制度に基づき、障害保健福祉圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の一般就労への支援として、就業支援とあわせて、就職や職場への定着に際して必要不可欠となる生活面の相談支援を一体的に行っています。

また、障害保健福祉圏域ごとの広域的な就労支援ネットワークの充実に努めるとともに、特別支援学校とも連携し、一般就労及び就労定着支援の強化に取り組んでおり、障害保健福祉圏域に設置する地域就労援助センターの運営費を助成することにより、障害者の福祉的就労に向けて相談、指導・訓練、就労援助等の支援を行っています。

障害者就業・生活支援センターにおける支援対象登録者数は、8圏域すべてにセンターの設置を完了した2011（平成23）年度と比較し、約10年でおおよそ2.8倍に増加していますが、これは、県内の障害者数が増加の傾向にある点だけでなく、障害者の就労ニーズの高まり、さらには企業からの定着支援ニーズの高まりにも起因しているものと考えられます。

障害者が安心して地域で働き続けられるよう、就労移行から定着までの切れ目のない支援を強化していく必要があり、特に就労支援機関の利用について、精神障害者の割合が増加していること等を踏まえ、精神障害や発達障害など障害特性に応じた支援の充実とともに、地域の実情に応じて、福祉、教育、労働等の関係機関の連携をより一層強化し、障害者が効果的な就労支援を受けられるよう取り組んでいく必要があります。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】(1) 就労支援の充実

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

障害や病気だから働けないというのではなく、障害や病気の人でも社会で働き、生活していけるような環境にしてほしい。

「働くこと」については、早い時期からの教育・体験ができるの良い。



家族



支援者

働き続けるためには、障害特性に応じたケアが必要。
障害当事者が感じた不安をいつでも相談できる体制が必要。

<取組みの方向性>

6101 関係機関との連携による就労支援の推進 (障害福祉課)

福祉、教育、医療等の場からの就労を一層進めるため、福祉部局だけでなく、労働部局や教育・医療等の関係部局との連携の下、取組みを推進します。

6102 就労から職場定着までの一貫した支援の実施 (障害福祉課、雇用労政課)

特別支援学校や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、相談支援事業所等の関係機関が密接に連携し、障害者の就労及び職場定着までの一貫した支援、生活面の相談支援を実施します。

また、障害者雇用促進センターが、地域の就労支援機関に対し、利用者の職業能力評価や研修を実施することで、その支援力の向上を図ります。

6103 一般就労及び定着支援の強化 (障害福祉課)

ニーズの高まる精神障害者や発達障害者等の就労及び定着支援体制の充実を図るため、障害者就業・生活支援センターとともに、障害保健福祉圏域ごとの広域的な就労支援ネットワークを充実させながら、一般就労及び定着支援の強化に取り組みます。

6104 障害の特性に応じた職業訓練等の実施 (産業人材課)

神奈川障害者職業能力開発校における受講については、可能な限り障害者本人の

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】(1) 就労支援の充実

希望を尊重し、障害の特性に応じた職業訓練や、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施します。

また、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の状態に応じた多様な委託訓練を実施します。

さらに、障害者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や県民の理解を高めるための啓発に努めます。

6105 精神面等の不安を抱える訓練生や職業訓練指導員への支援 (産業人材課)

職業技術校(東部校及び西部校)に、訓練生のカウンセリングを行う心理相談員及び職業訓練指導員に対する支援・助言等を行う精神保健福祉士等を週に概ね1回程度配置し、課題や精神面の不安を抱える訓練生や職業訓練指導員からの相談に応じ、助言等を行います。

6106 県立特別支援学校高等部生徒の就労機会等の拡大 (特別支援教育課)

県立特別支援学校高等部生徒の卒業後の就労機会等の拡大を図るため、産業現場等における実習や現場実習理解啓発パンフレットの作成とともに、障害者雇用に精通した企業OB等の人材を社会自立支援員として各地域の拠点となる県立特別支援学校に配置し、企業開拓や面接指導、定着支援等に取り組めます。

6107 福祉・介護の仕事の理解促進 【再掲：2102】 (地域福祉課)

『かながわ福祉人材センター』において、福祉・介護の仕事に関して無料で職業紹介・あつ旋事業に取り組むほか、全県立高校・中等教育学校を対象として福祉・介護に関する教材の配布等を行い、福祉・介護の仕事の理解や関心を高めるとともに、将来の福祉・介護を支える人材の確保につなげます。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】(1) 就労支援の充実

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
障害者の委託訓練修了者における就職率	38.1% (2021年度)	55% (2029年度)
障害者職業能力開発校の修了者における就職率	77.1% (2021年度)	80% (2029年度)

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標】

把握する状況	現状値	目標値
就労移行支援事業等を通じて、2026年度中に一般就労に移行する人の数	2,099人 (2022年度)	2,470人 (2026年度)
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	1,511人 (2022年度)	1,934人 (2026年度)
うち就労継続支援A型事業	148人 (2022年度)	171人 (2026年度)
うち就労継続支援B型事業	310人 (2022年度)	308人 (2026年度)
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所の割合	—	50% (2026年度)
就労定着支援事業の利用者数	1,998人 (2022年度)	3,739人 (2026年度)
地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するための協議会(就労支援部会)等を設定して取組みを推進する。		取組を推進する
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所の割合	—	25% (2026年度)

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】(1) 就労支援の充実

【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標】

把握する状況	現状値	見込量
施設から公共職業安定所に誘導した人数	1,986人 (2022年度)	過去3年の実績 値では増減が あり、必ずしも 増加するとは限ら ないことから、 2022年度実績 と同数を見込む
うち一般就労した人数	849人 (2022年度)	
施設から障害者就業・生活支援センターに誘導 した人数	249人 (2022年度)	
うち一般就労した人数	54人 (2022年度)	
施設利用者の職業訓練の受講者数	119人 (2022年度)	
うち一般就労した人数	19人 (2022年度)	

【障害福祉サービスの見込量】(1か月当たりの見込量)

指定障害福祉 サービス名	2022年度 (実績値)	2024年度	2025年度	2026年度
就労選択支援	—	—	346人	404人
就労移行支援	59,672人日	65,922人日	69,223人日	72,710人日
	3,370人	3,695人	3,864人	4,047人
就労継続支援A型	36,049人日	47,027人日	49,688人日	52,484人日
	1,874人	2,431人	2,554人	2,682人
就労継続支援B型	236,449人日	259,260人日	273,101人日	288,238人日
	14,408人	15,677人	16,564人	17,465人
就労定着支援	1,998人	2,934人	3,362人	3,739人

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
【障害者就業・生活支援センター事業:6102】 障害者就業・生活支援センターの設置数	8 (2022年度)	8 (2026年度)

コラム

障害者の工賃向上を目指して～共同受注窓口の紹介～

神奈川障害者共同受注窓口「はたらき隊かながわ」では、民間企業や行政からの障害者施設への発注をコーディネートし、働く障害者の工賃アップを目指しています。1つの事業所では受けられなかった大口注文も、共同受注窓口が間に入ることで業務を分配し、事業所の販路拡大や安定受注につなげています。

また、共同受注窓口に加盟する事業所が販売する「294×10（ふくし売店）」では、県庁新庁舎1階に障害者がつくったバラエティー豊かなパンやお弁当が並び、多くの県庁職員や県民の方でにぎわっています。曜日ごとに店者が替わり、お気に入りの商品を目当てに足を運んでくださる方もいます。

県では、引き続き働く障害者の工賃向上や社会参加を促進する取組みを支援していきます。

「294×10（ふくし売店）」について・・・

生産活動（仕事）を行った障害者に対して支払われる工賃が10倍になることを願って、「294×10（ふくし売店）」と名付けました。

開店時間は、平日 概ね 11:30～13:30（売り切れ次第終了）です。

県庁にお越しの際は、是非お立ち寄りください。



9.13 WED 11:30 OPEN
294×10
ふくし売店

県庁新庁舎1階（はたらき隊かながわ）に9月13日より「ふくし売店」を開店します。ここで、働く障害者の工賃アップを目指して、大口注文の業務を分配し、事業所の販路拡大や安定受注につなげています。

開店時間は、平日 概ね 11:30～13:30（売り切れ次第終了）となります。

月	9.25～
バスデル	9.19～
ジャンプ	9.13～
パン屋のおやつ	10.12～
エス・クラブ	10.13～

臨時出店 9月 15日 サンメッセしんわ（湘南みかんぱん 他）

売店行こっ！
※写真は商品の一例です



294×10（ふくし売店）の様子↑

【神奈川障害者共同受注窓口】
名称 はたらき隊かながわ
(神奈川セルフセンター事務局)
住所 神奈川県藤沢市湘南台 1-7-8
エスポワール 304
電話 0466-53-7802
FAX 0466-53-7803



- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】(2) 障害者雇用の促進

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 障害者雇用の促進

障害の理解が進み、障害当事者が誰でも活躍できる職場を増やします

<現状と課題>

障害の程度や状態に関わらず、就労を通じて働くことの喜びを感じることや、収入を得ることで自身の自立が促進され、社会に参加する一員としての達成感を感じることは、一人ひとりの人生を豊かにする上で大変重要です。

県では、働く側と雇う側の双方が同じ認識の下で障害を捉え、合理的配慮が当たり前提供される環境等の整備が進むことで、県が目指す地域共生社会の実現に近づくという考えの下、これまでも障害者への就労支援を通じて、障害者を雇用する事業者やそこで共に働く方々の障害理解が促進されるよう普及に取り組んできました。

また、県自らも「障害のある人を対象とした職員採用選考」の実施や、障害者を会計年度任用職員として雇用し、民間企業等の正規就労へとつなげる施策として、チャレンジオフィスを設置するなど、働きやすい職場環境の整備など、障害者雇用に積極的に取り組んでおり、今後も新たな雇用の形や雇用先を、県が率先して開拓していくことが求められています。

さらに、障害者の雇用を考える上で、給与・工賃については課題が山積しています。

例えば、これまでも県では「かながわ工賃アップ推進プラン」を策定し、障害者就労施設等からの物品調達の推進や、農業と福祉の連携、いわゆる「農福連携事業」等により事業所の支援に取り組んできましたが、企業等で働くことが困難な障害者の就労の場の一つである就労継続支援B型事業所等においては、コロナ禍に事業所の生産活動が停滞したこともあり、生産活動等により得られる工賃収入は未だ低い水準に留まっています。工賃向上に当たっては、計画に基づく継続的な取組みを行うことは勿論ですが、行政や事業所、企業、県民等、それぞれの理解と協力が欠かせません。

このほか、就職試験等においては受験者の障害の程度に応じた配慮を個別に検討するなど、受験者が安心して受験できる環境づくりも求められています。

就労・雇用の支援にとって、障害者が同一の職場に長期に定着するだけでなく、障害の

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】(2) 障害者雇用の促進

特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることが重要であるとともに、障害のある人にとって働きやすい職場は、誰にとっても働きやすい職場であるべきであり、多様性を理解、または尊重し、誰もがともに生き生きと働ける社会の実現に向けて、取組みを推進することが必要です。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

以前よりも企業側の障害者理解は進んできたように思うが、
そもそも障害者を雇用している場所がまだまだ少ない。

障害をオープンにすると、不安のためか雇わない会社もまだある。
引き続きの理解促進のための取組みが必要。



当事者



支援者

雇用主側の障害の理解が進んだこともあり、働く先の職種が増えてきた
ように思う。

<取組みの方向性>

6201 障害者を雇用する企業への支援と雇用の質の向上 (雇用労政課)

障害者を雇用するための環境整備等に関する国の各種助成金制度に加え、県独自に実施する補助金を活用し、障害者を雇用する企業に対し支援します。

あわせて、障害者雇用促進センターが従業員や役職員等への出前講座を行うことで、障害者が働く環境における周囲の理解を促進するほか、社会保険労務士による相談の場を活用し、就業規則や労務管理等に関する助言を行う等、障害者雇用に関するノウハウの提供等に努めることで、雇用の質の向上を図ります。

6202 事業主の障害者雇用に対する理解促進 (雇用労政課)

事業主の障害者雇用への不安の解消や、障害についての理解を促進するため、障害者雇用促進センターによる企業個別訪問や出前講座等により、個々の障害特性や期間を定め試行雇用する「トライアル雇用」等の制度説明などを行います。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】(2) 障害者雇用の促進

6203 精神障害者の雇用拡大と定着促進等 (雇用労政課)

精神障害者の雇用に特化した企業支援セミナーや出前講座等により精神・発達障害に関する事業主等の理解を一層促進するとともに、精神障害者職場指導員設置に対し補助し、精神障害者の雇用拡大と定着促進を図ります。

また、就労支援機関を対象とする研修において、医療機関との連携をテーマとするなど、就労支援機関と医療機関との連携を促進します。

6204 法定雇用率の達成に向けた取組み (雇用労政課、各任命権者)

障害者雇用ゼロ企業を始め、法定雇用率を達成していない民間企業については、障害者雇用促進センターが労働局及びハローワークと連携して個別訪問や出前講座により支援するほか、フォーラムや企業交流会を開催するなど、法定雇用率の達成に向けた取組みを進めます。

また、県においては、「障がい者活躍推進計画」を策定しており、民間企業に率先して障害者雇用を進める立場であることを踏まえ、すべての機関において雇用率の達成に向けて取り組むなど、県庁全体で障害者雇用の促進に取り組めます。

6205 チャレンジオフィスの設置 (人事課、教育委員会総務室、警務課)

民間企業等への就職を目指す障害のある人に就労経験の機会を提供するチャレンジ雇用の取組みとして、障害のある人を庁内事務の補助等を行う「チャレンジオフィス」の職員を会計年度任用職員として雇用することで、将来を見据えた切れ目のない就労に向けた取組みを推進します。

(※教育委員会では、「サポートオフィス」において、チャレンジ雇用の取組みなどを進めています。)

6206 県庁内における雇用の取組み (各任命権者)

県職員の募集及び採用並びに採用後の各段階において、平等取扱いの原則及び合理的配慮指針に基づく必要な措置を行います。

6207 新たな就労の形の発信 (共生推進本部室)

障害者を在宅で勤務する県職員(会計年度任用職員)として任用し、分身ロボット「OriHime(オリヒメ)」を活用して、障害者の就労機会の拡大を図るとともに、障害者の新たな就労の形として社会に発信していくことにより、共生社会の実現を推進します。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取り組み
- ▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】(2) 障害者雇用の促進

6208 優先調達推進 (障害福祉課)

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・役務の優先購入・調達を進めます。

6209 農業分野での障害者就労の支援や多様な就労の機会の確保 (共生推進本部室、障害福祉課)

農業に取り組む障害者就労施設や企業等に対する情報提供のほか、6次産業化支援等を通じて農業分野における障害者の就労を支援します。

また、関係団体や市町村等と連携しながら、農家と福祉施設とのマッチングなど、農業と福祉の連携（農福連携）についての取り組みを推進します。

6210 テレワーク・ICT活用による職場環境整備の支援 (雇用労政課)

障害者を含めた誰もがその能力を発揮し、生き生きと働くことができる社会の実現に向け、企業に対してテレワーク・ICT活用による柔軟で多様な働き方ができる職場環境の整備を支援します。

6211 就労継続支援A型事業所への指導・支援 (障害サービス課)

就労継続支援A型事業所における就労の質を向上させるため、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づき、事業所の生産活動の収支を利用者に支払う賃金の総額以上とすることなどとした取扱いを徹底します。

また、市町村等との情報共有など地域との連携により安易な事業参入の抑制を図るとともに、基準を満たさない事業所に経営改善計画の提出を求めることにより、事業所の経営状況を把握した上で必要な指導・支援を行います。

6212 働く障害者の工賃向上の推進 (障害福祉課、経営課)

一般就労が困難な障害者の就労や地域で生き生きと「その人らしく暮らす」ことを支える場のひとつとなっている障害福祉サービス事業所の生産活動の充実や販路拡大のため、共同受注窓口組織の運営や共同販売会などにより、工賃の向上を図る取り組みを進めます。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】 6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ 【小柱】 (2) 障害者雇用の促進

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
県における障害者雇用率（知事部局） ※障害者雇用率は「障がい者活躍推進計画」で 設定しています。次期計画は令和6年度に策定 予定です。	2.81% (2022年度)	3% (2024年度)
県における障害者雇用率（企業庁）	2.98% (2022年度)	3% (2024年度)
県における障害者雇用率（議会局）	3.73% (2022年度)	3% (2024年度)
県における障害者雇用率（教育局）	2.52% (2022年度)	2.7% (2024年度)
県における障害者雇用率（県警本部）	2.91% (2022年度)	3% (2024年度)
障害者就労施設等からの物品等の調達実績額 ※前年度の調達実績額を受けて、翌年度の目標 値を設定しています。	180,304千円 (2022年度)	※
就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額 ※月額平均工賃額はかながわ工賃アップ推進 プランで設定しています。時期プランは令和6 年度に策定予定です。	15,795円 (2022年度)	※

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
【工賃向上計画支援事業:6212】 かながわ工賃アップ検討会の開催数	2回 (2022年度)	2回 (毎年度)
【工賃向上計画支援事業:6209】 農業者と障害福祉サービス事業所等とのマッチ ング件数	16件 (2022年度)	15件 (毎年度)

コラム

分身ロボットを活用し、 新たな就労の形を発信！

神奈川県では、デジタル技術を活用した新たな就労の形を発信しています。

難病により外出が困難な障害者を県職員（会計年度任用職員）として任用し、県内市役所等に設置した分身ロボット「OriHime」（※）を、在宅で遠隔操作することにより、「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発や窓口業務等を行っています。

このように、デジタル技術を活用することにより、障害者の就労機会の拡大を図るとともに、障害者の新たな就労の形を社会に発信し、共生社会の実現を推進しています。

（※） OriHime(オリヒメ)

（株）オリイ研究所が開発した分身ロボットで、カメラ・マイク・スピーカーが搭載されており、インターネットを通して遠隔操作が出来る。

移動の制約があっても「行きたい場所」に「OriHime」を置くことで、その場の風景を見たり、その場の会話に、声や身振りでリアクションをするなど、あたかもその人がその場にいるようなコミュニケーションが可能。



◀ 小田原市役所で窓口業務
を行う「OriHime」

ともに生きる社会かながわ
憲章のウェブサイト



IV 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

7. とともに生きるための意識づくり

2016（平成28）年7月26日、障害者に対する誤った差別的な思想から、県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」において引き起こされた、大変痛ましい事件を契機に、県ではこれまでの障害福祉のあり方を見直し、改めて誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すべく、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を策定しました。

障害の程度や状態に関わらず、支える人も支えられる人も、誰もがお互いの目線に立ちながら、障害及び障害者に対する理解を深め、障害を理由とする差別をなくし、地域でともに暮らせる社会を実現するための取組みを県民総ぐるみで推進します。

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 当事者目線の障害福祉の理念の普及啓発

県民の誰もが

お互いの目線に立ちながら障害福祉を考える社会を目指します

<現状と課題>

2016(平成28)年7月26日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名のいのちが奪われるという大変痛ましい事件が発生しました。

県は、このような事件が二度と繰り返されないよう、同年10月、県と県議会は「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、憲章が目指す、すべての人のいのちを大切に、障害の程度に関わらず誰もがその人らしく暮らすことのできる、差別や偏見のない社会の実現に向け取り組んでいます。

この「ともに生きる社会」の実現に向けては、障害者も含めた県民、事業者、県等が互いに連携し、一体となった取組みを進めていく必要があります。

2023(令和5)年4月に施行した当条例では、当事者目線の障害福祉の推進を図り、これにより障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障害者のみならず誰もが喜びを実感することができる社会の実現を目的としています。

現在、県では、ともに生きる社会の実現に向けて県民総ぐるみで取り組んでいくため、イベントでの周知や県の広報誌による情報発信、市町村、企業、団体、大学などとの連携など、憲章及び条例の理念の普及啓発に取り組んでいます。

2023年(令和5)年度現在、県内の憲章の認知度は39.5%に留まっていますが、当事者目線の障害福祉を推進し、憲章や条例が目指す地域共生社会の実現に向けて、引き続き取組みを進めます。

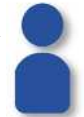
計画策定にあたって寄せられた意見の一部



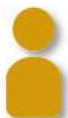
当事者

今はこの「当事者目線」という言葉から、たくさんの人が、「障害」についてそれぞれの立場や状態から考えを深めてほしい。

「当事者目線」という言葉は、自分で伝えることが出来にくい方については、その考えもわかるが、自分で伝えられる今の自分には違和感がある。



当事者



その他

「障害」や「当事者目線」の考えについては、出来るだけ幼いうちから教育の場や、身近で経験できるように取組みを進めてほしい。

<取組みの方向性>

7101 憲章・条例の普及啓発

(共生推進本部室)

憲章及び条例の理念を広く深く浸透させるために、「ともに生きる社会かながわ推進週間」における駅等でのポスター掲示など集中的な広報のほか、市町村、企業、団体等と連携した県内各地域のイベントでの憲章PR活動、大学への出前講座、共生社会に係る学生の自主的活動の発表会「共生社会実践セミナー」を通じた憲章の理念の理解促進などの取組みを推進します。

7102 障害者週間の取組みの推進

(障害福祉課)

「心の輪を広げる障害者理解の促進」を目的として、内閣府と共催で「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」を公募するなどの取組みを実施します。

7103 共生の場の創出

(共生推進本部室)

地域共生社会の実現に向けて、あらゆる世代の方々が気軽に参加し、共生を体感できるイベント等を実施します。

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
ともに生きる社会かながわ憲章の認知度	39.5% (2023年度)	55% (2027年度)
県民ニーズ調査における障害者に配慮した行動をとる人が増えたと思うと回答する方の割合	45.7% (2023年度)	53% (2029年度)

コラム

当事者目線の障害福祉を広げるために

当事者目線の障害福祉を推進し、ともに生きる社会を実現していくためには、県民の皆様が条例の目的や理念を理解することが必要です。憲章や条例の普及啓発に取り組むなか、障害者や有識者の方から「若年層へのアプローチが大変重要」、「障害者と健常者が触れ合う経験が大切」との意見をいただき、若い方たちへの一層の働きかけが必要と考えました。

そこで、県内の小中学校や高校の児童・生徒を対象に、障害当事者が学校に出向き、講師となって自身の障害について話すことで、障害の理解を進める授業を実施しています。授業では、児童・生徒から活発に質問が挙がり、障害者と児童・生徒、教師も交えて、当事者目線の障害福祉について、みんなで考える機会となっています。

授業の後に、児童・生徒から講師の障害者へ手紙や感想が寄せられ「自分も将来〇〇さんのように強くてカッコいい人になりたいと思った」、「今日の学びや交流をこれからの将来に生かしていきたい」など、大切な気づきを得た様子が伝わってきました。

今後も、こうした次の世代を担う若年層と障害者との出会いの機会を提供することなどにより、当事者目線の障害福祉を広げるきっかけに繋がっていきます。



画像は、児童・生徒から講師の障害者に送られたお礼の手紙です。このほかにも、大切な気づきを得たことが伝わってくる多くの手紙、感想が寄せられました。

コラム

インクルーシブビーチクリーン with 鎌倉海藻ポーク

神奈川県は、障害の程度などに関わらず、希望する誰もがともに活動する機会や、共生社会を体感できる場の創出にも取り組んでいます。

令和5年度は、「鎌倉漁業協同組合と海のSDG'sを実行する会」と連携し、鎌倉海藻ポークの取組みである海藻回収にあわせて、海岸清掃活動も行う「インクルーシブビーチクリーン」を開催しました。

あらゆる世代が一緒にビーチクリーン活動を行うことで、心のバリアフリーや共生社会の理念を普及するとともに、鎌倉の海岸をフィールドとした地域のつながりの輪を広げています。

《鎌倉海藻ポーク》

水産・畜産・福祉の連携で生まれた鎌倉初のブランド豚。

2020年1月、農林水産省の6次産業化に認定された。

廃棄されていた鎌倉の海藻を資源として捉え、障害当事者や高齢者、ひきこもり当事者等がその海藻を回収、飼料化している。地元高校も飼料化に協力しており、地域資源の活用と地域の方々の社会参画を創出している。

鎌倉の海岸での海藻拾い ▶

清掃活動の様子
▼



鎌倉市内外から107名が参加(令和5年秋)

ともに生きる社会
かながわ憲章の
ウェブサイト



該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 障害の理解と差別解消の促進

障害への理解が進み、
誰もが差別なく暮らせる社会を県民全体で目指します

<現状と課題>

県が目指す地域共生社会の実現を目指す過程においては、県民全体で障害についての理解を深め、障害を身近に感じる事が重要であることは言うまでもありません。

昨今は、障害福祉の権利意識も向上しており、いわゆる福祉行政だけでなく、関係省庁、民間団体や企業など様々な主体が活躍し、障害当事者やその家族の声を拾い上げながら、それぞれが個々に、または連携をしながら、障害や障害者等についての理解促進に取り組んでいます。

障害を身近に感じる取組みとしては、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方が身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができ「ヘルプマーク」の作成やその普及のほか、2025年にろう者のオリンピックと言われる「東京2025デフリンピック」が開催されることを機に、様々なイベント等を通じて、ろう者の理解促進や手話の普及を一層図っていきます。

また、障害当事者やその家族、地域住民や行政等の幅広い交流が行われ、あわせて、障害者の社会参加や社会福祉の向上を図る「福祉大会」等のイベントも、活発に開催されており、県ではこうした機会を積極的に支援しています。

地域共生社会の実現に向け、障害福祉に係る課題を、それぞれの立場で確認しながら連携を深めていくことが重要であり、引き続き、理解促進に向けた取組みを推進します。

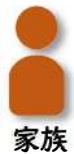
なお、差別解消に向けた現状と課題については、本計画の各論「Ⅰ.すべての人のいのちを大切にする取組み」の「Ⅰ すべての人の権利を守るしくみづくり」の本文と重複することから、ここでは省略しています。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



条例を作っただけにならないようにするには、日常的に障害者と健常者が身近に心を通わせて「こころのバリア」を無くすことが大切。

障害のない人が障害の理解を深めることは大切だが、同時に障害がある人も権利擁護についての正しい知識を身に付けていく必要がある。



障害の原因を「人の体にある」と考えないでほしい。
障害者個人に障害があるとするのではなく、「社会のあり方に障害がある」と理解することが重要。

一人ひとりが、障害を作らないようにするにはどうしたらいいか、社会のあり方を考えることで障害が取り除かれるという理解の普及が必要。



<取組みの方向性>

7201 福祉大会等を通じた障害の理解と差別解消の促進（障害福祉課、がん・疾病対策課）

障害者団体が実施する福祉大会等に対して補助し、障害者、家族、地域住民の相互交流を通じて、障害者の社会参加及び障害の理解と差別解消を促進します。

7202 地域住民への障害の理解促進（障害福祉課）

障害者団体が実施する各障害に関する普及啓発・研修事業等に対して補助を行い、地域住民の障害の理解と地域の支援力向上を図ります。

7203 企業等における障害等の理解の促進（障害福祉課）

企業等において、障害の特性や障害者に対する適切な配慮の方法を相互に理解し共に支え合う「心のバリアフリー」に関する取組みを促進する「心のバリアフリー推進員」の養成研修を実施します。

また、企業等に対して、障害者への理解や障害者の受入れに際して必要な配慮等に関する研修実施を働きかけるとともに、研修を実施する企業に障害当事者（ピア）等を講師として紹介・派遣することにより、障害者への理解促進等の充実を進めます。

【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 【中柱】7.ともに生きるための意識づくり

▶ 【小柱】(2)障害の理解と差別解消の促進

7204 県職員に対する障害等の理解の促進 (人事課)

障害者差別解消法の意義や趣旨について周知するなど、障害及び障害者に関する理解を促進するため、県職員を対象とした研修を実施します。

7205 教員に対する障害等の理解の促進 (総合教育センター)

学校教育においては、障害及び障害者に関する理解を促進するため、教員を対象とした神奈川県の支援教育やインクルーシブ教育の理解の推進を図る研修等を実施します。

7206 バリアフリーに対する県民理解の促進 (地域福祉課)

神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議を通して、広く県民意見を収集し、バリアフリーの街づくりの提案・発信を行うとともに、障害者等の当事者団体、事業者団体、県民公募委員等、行政の協働により、「バリアフリーフェスタかながわ」を開催し、バリアフリーに対する県民理解を深めます。

7207 手話の普及 【再掲：5202】 (地域福祉課)

神奈川県手話言語条例に基づき策定・改定した神奈川県手話推進計画により、ろう者とろう者以外の者が、相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に向けて、ろう者への理解と手話の普及等を進めます。

特に、2025年にろう者のオリンピックであるデフリンピックが開催されることを機に、ろう者への理解促進と手話の普及に向けた取組みを展開します。

7208 ヘルプマークの普及 【再掲：5115】 (障害福祉課)

外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を受けやすくすることを目的として作られた「ヘルプマーク」の認知度が向上するよう、普及啓発に取り組みます。

7209 障害を理由とする差別の解消 【再掲：1201】 (障害福祉課)

障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針や対応要領・対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する合理的な配慮の提供を徹底するなど、事業者が適切に対応できるよう取り組みます。

【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 【中柱】7.ともに生きるための意識づくり

▶ 【小柱】(2)障害の理解と差別解消の促進

7210 障害者差別解消法の普及啓発 【再掲：1202】 (障害福祉課)

障害者差別解消法の意義や趣旨、求められている取組み等について県民の理解を深めるため、合理的配慮の事例集の活用促進や、研修等により普及啓発を推進します。

7211 県における合理的配慮の徹底【再掲：5301】 (障害福祉課)

県の各所属における事務・事業の実施や、窓口対応においては、障害者差別解消法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に則し定めた職員対応要領に基づき、社会的障壁の除去や合理的な配慮を徹底するなど、誰もが利用しやすい行政サービスの提供に向けた環境の整備を推進します。

7212 相談窓口の設置（民間事業者による差別等）【再掲：1203】 (障害福祉課)

障害者差別に関する相談窓口を設置し、民間事業者から受けた不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談を受け付け、業務所管課等に引き継ぐなど連携して取り組みます。

また、民間事業者からの合理的配慮の提供に関する相談も受け付けるなど、障害当事者と事業者双方の理解が促進されるよう相談窓口の周知に努めます。

7213 相談窓口の設置（教員による差別等） 【再掲：1204】 (行政課)

県教育委員会では、県教育委員会に属する職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族、その他の関係者からの相談を受ける相談窓口を設置し、受け付けた相談については、業務所管課等へ速やかに内容を伝達することで、的確に対応がされるよう連携を図ります。

7214 あっせん等紛争解決のための体制強化 【再掲：1205】 (障害福祉課)

障害者と民間事業者との間で、相談による解決が見込めない場合に、あっせん等の調整を行う委員会（神奈川県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会）の活動促進など、相談体制の強化を図ります。

【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 【中柱】 7.ともに生きるための意識づくり

▶ 【小柱】 (2) 障害の理解と差別解消の促進

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
【再掲】県民ニーズ調査における障がいを理由とする差別や偏見があると思うと回答する方の割合 ※目標値は逆方向に設定	78.7% (2022年度)	50% (2029年度)
【再掲】障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数	23市町村 (2022年度)	33市町村 (2029年度)
【再掲】援助や配慮が必要な方のためのマーク「ヘルプマーク」の認知度	65.6% (2022年度)	80% (2029年度)
障害者理解のための企業向け講座の累計 (2011年度から)受講者数	7,427人 (2011～2022年度)	9,060人 (2011～2029年度)

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	目標値
【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業:7201】 地域交流会開催数	1回 (2022年度)	1回 (2026年度)
【障害者理解促進研修コーディネート事業:7203】 心のバリアフリー推進員の累計養成者数	409人 (2017～2022年度)	640人 (2017～2029年度)
【ヘルプマーク推進事業:7208】 ヘルプマークのポスター配布等の普及啓発	普及啓発の実施 (2022年度)	普及啓発の実施 (2026年度)

コラム

差別解消を地域で推進する取組み

『障害者差別解消支援地域協議会』は、自治体の障害福祉担当課のほか、障害当事者団体、障害福祉サービス事業所、人権擁護委員会、社会福祉協議会、労働局、教育機関等、様々な分野の委員から構成され、差別解消に向けた取組みを地域で主体的に検討する場として県及び市町村に設置されています。

令和6年4月1日から改正される障害者差別解消法において事業者による合理的配慮の提供が義務化されますが、例えば鎌倉市では、観光協会が協議会の委員となっており、観光事業所や寺院に対して、合理的配慮の提供やバリアフリー、補助犬を受け入れることなど協議会を通じて広く周知しています。

また、市町村単独ではなく、広域で設置をしている協議会もあります。全国初の地域協議会圏域設置となった湘南西部障害保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会は、平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町（3市2町）で構成されているほか、小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町（1市3町）においては、『地域障害者自立支援協議会』に位置づけるといった工夫を行っています。

こうした広域設置の協議会は、障害者差別の解消に関する地域に共通した事項を共同で取り組むため、具体的な事例が集まりやすく、単独の市町村で取り組むよりも事務の効率化も図られるという利点があります。

これらは神奈川県域の取組みの一部ですが、こうした取組みが、地域の障害者差別の解消と支援を進める力となります。県は協議会未設置の市町村に対して、既に設置されている協議会の事例を提供するなど設置に向けた支援を行っていきます。

（県ウェブサイト）

神奈川県障害者差別解消支援地域協議会



該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(3) 障害者主体の活動等の促進

障害当事者の誰もが
主体的に活動できる社会を県民全体で目指します

<現状と課題>

県が目指す地域共生社会では、障害の程度や状態に関わらず、誰もが主体的に地域社会の一員として活躍することが望まれます。県民全体が憲章の理念を意識し、誰もがこの理念の下でお互いを尊重し、はじめて実現されるものですが、一方で意識の醸成には時間を要します。

県ではこれまで、障害当事者が主体となる活動、いわゆる「本人活動」について、当事者のみならず、家族（親）団体や、同じく本人活動を支援する団体等を支援する取組みを推進しており、少しずつですが、行政を中心に障害当事者が政策立案過程に参画し、当事者としての意見を発信する環境が整い始めています。本人活動は、当初、当事者同士が余暇をともに過ごすなど、レクリエーション活動が多くを占めていましたが、近年は当事者の権利意識が高まり、障害者権利条約をはじめ、様々な福祉サービス制度や成年後見制度、意思決定支援などの学習会なども、盛んに行われている現状があります。

また、昨今は当事者によるサポート活動（ピアサポート）も注目されています。これは、一般に同じ課題や経験を持った方が、その知識や思いを共有することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られる活動のひとつです。県では、主に精神障害の分野で、このピアサポーターを養成する研修を行っており、長期の入院患者の退院支援や、地域生活移行を促進するための支援に繋げるなど、活躍の機会を創出する取組みを進めていますが、活躍の場や範囲など基盤が十分に整っているとは言えません。

現在は主に事業所や団体に所属している方が対象とされていますが、所属のない当事者の方は多くおり、このうち、活動への参加を希望する方も少なくはありません。今後、様々な活躍の場が開拓されることが望まれています。当事者による活動を希望する方が、活動する場を広く選択し、当事者主体の下で活躍できる社会に向けて取組みを推進するとともに、活動している当事者が孤立化しないよう、当事者同士や行政によるフォローアップが必要です。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

障害者である自分が伝えたほうが、伝わることもあると思う。
その機会や場所があったらいいと思う。

「当事者目線」を展開していくためには、当事者目線という言葉の意味を正しく理解することが必要なのは勿論のこと、同時に当事者が実際の検討の場に登場し、当事者目線による気づきを生むことが必要。



支援者

<取組みの方向性>

7301 政策立案過程における障害者参加の推進 (共生推進本部室、障害福祉課)

県は、障害者本人の生活に関係する県の審議会等への障害者本人の参加を進め、様々な政策を立案する過程に障害当事者の視点を取り入れます。

7302 障害当事者による障害等の理解の促進 (障害福祉課)

企業等に対して、障害者への理解や障害者の受入れに際して必要な配慮等に関する研修実施を働きかけるとともに、研修を実施する企業に障害当事者（ピア）等を講師として紹介・派遣することにより、障害者への理解促進等の充実を進めます。

7303 精神障害者を支援するピア活動の推進と普及啓発 【再掲：3209】

(障害福祉課、がん・疾病対策課)

市町村長同意により医療保護入院した入院患者等に対して、訪問支援員が精神科病院を訪問し、入院患者の不安や気持ちを傾聴する中で、自尊心の向上や孤立感の低減に努めます。さらに、入院患者の地域生活移行を促進するため、ピア（当事者）サポーターによる病院訪問等を通じた退院意欲喚起を行うなど、医療と福祉が連携した切れ目のない支援を提供していきます。

また、精神科医療機関職員をはじめとする地域生活支援関係者や地域住民等に向けて、地域生活移行や障害理解の普及啓発を充実させます。

【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 【中柱】 7. ともに生きるための意識づくり

▶ 【小柱】 (3) 障害者主体の活動等の促進

＜数値目標＞

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
障害当事者が参加している自立支援協議会 (県、圏域、市町村の計55協議会)の割合	65.5% (2022年度)	100% (2029年度)
障害者が参加している県の審議会等の会議数	11会議 (2023年度)	—

（目標設定の考え方）

現在、県で開催されている会議のうち、条例第18条（「県は、障害者の福祉に係る政策の立案に関する会議の開催に当たっては、障害者の参加を推進するものとする。」）に記載されている会議（審議会、懇話会、協議会等）の「対象となる会議体」や、「障害当事者委員の参加方法」等については、神奈川県障害者施策審議会の当事者部会等で審議を重ねています。

そのため、上記【県独自の目標】における数値については、

- ①「同部会等の審議において結論がついておらず、引き続きの審議が必要なこと」
- ②「対象となる会議体については、毎年変動することが予測されており、基準値が示しにくいと考えられること」

の2つの理由から、現状値のみを記載しています。

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
【精神障害者地域移行支援事業：7303】 精神障害者地域移行・地域定着支援事業におけるピアサポーター登録者数（実人数）	52人 (2022年度)	50人 (毎年度)

コラム

障害当事者部会の設置

神奈川県では、地域共生社会の実現を目指すための取組みの一環として、これまでも神奈川県障害者施策審議会を設置し、障害当事者の委員の意見を踏まえながら、施策を推進してきました。

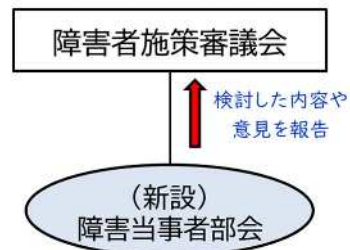
この審議会に、障害当事者のみで構成された「障害当事者部会」を新たに設置し、その第1回目が令和6年1月25日に開催されました。

会議当日は、身体障害・知的障害・精神障害のほか、これらを重複している方、難病を患っている方など、様々な障害当事者15名にお集まりいただきました。

また、会議の冒頭では、元国連の障害者権利委員会副委員長であるヨナス・ラスカス氏から寄せられた応援メッセージが読み上げられたほか、条例や県が推進する障害福祉に係る施策について、当事者の目線から多くの意見が出されました。

今後もこの部会が、障害当事者から様々な意見を伺う場のひとつとして機能し、あわせて県の政策立案過程に障害当事者が主体的に参加する場として運営されるよう取組みを進めます。

(設置のイメージ)



(県ウェブサイト)
神奈川県
障害者施策審議会
障害当事者部会



コラム

障害当事者の経験を生かす取組み

神奈川県では、精神障害のピア（障害の当事者）サポーターを養成し、活動の支援を行う「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っています。

ピアサポーターが精神科病院を訪問し、自身の入院から退院に至る経験や、退院後の地域生活の様子等を当事者目線で伝えることにより、退院について不安を感じていたり、なかなか前向きになれない入院患者に対し、「地域でそんな風に生活できるのなら、退院を考えてみようかな」と思ってもらうきっかけ作りをします。

また、精神障害者への理解を促進するための普及啓発活動や、地域で行われる各種会議への参加等、当事者としての経験を生かして、想いや考えを広く伝える活動を続けています。

県で活躍するピアサポーターは、活動にやりがいと誇りを持って精力的に活動しています。ピアサポーター活動に興味のある方は、県ホームページ（事業の詳細）をご覧ください。

《ピアサポーターによる 普及啓発作品の一例》



(県ウェブサイト)
事業の詳細



毎月の質問テーマに沿って、
ピアサポーター達の回答を
載せたカレンダー

8. とともに育つための教育の振興

地域共生社会を実現するためには、幼少期から障害の程度や状態に関わらず、できる限り同じ環境で共に学び、共に育つことで相互理解を深め、個性を尊重し支え合う力や協働する力を育むことが大変重要です。

県では、すべての子どもたちが共に学び、共に育つインクルーシブ教育の推進に取り組めます。

あわせて、すべての教員が障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組みを推進します。

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 教育環境の整備

すべての子どもの能力や可能性を最大限伸ばせるよう、
質の高い教育環境づくりを目指します

<現状と課題>

すべての子どもが、個々の障害特性や成長・発達の段階に応じて、十分な教育を受けながら、能力や可能性を最大限伸ばすためには、すべての学校教育に関わる教員が障害の理解を深めることは勿論のこと、学校全体で障害の特性に応じた支援や合理的配慮の提供体制、ICTを活用した教育環境等を整備し、教育の質を高めることが重要です。

特に昨今は、重度重複障害児や医療的ケア児など、学校現場において専門的知識や特別な配慮が必要となる場合も少なくないため、指導に当たる教員のスキルアップとともに、教員へのフォロー体制の整備が必要とされています。

県教育委員会では、2022(令和4)年3月に「かながわ特別支援教育推進指針」を策定し、基本的な考え方や目指す方向性等を県内全市町村の教育委員会と共有し、連携・協働による取組みを進めることで、特別支援教育の充実を図るとともに、多様な学びの場における地域の特別支援教育の充実に向け、各地域で専門性を深める研修等に取り組んでいます。

また、県立特別支援学校では、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図るため、教育相談コーディネーターを中心に、自立活動教諭(専門職)など、教員の連携・協働によって校内体制のより一層の強化を図る必要があることから、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、心理職の自立活動教諭を県内5つの地域ブロックに分け、各ブロック内で4職種が揃うよう、各校に1~2名ずつ配置し、地域の学校等への巡回相談や研修会等の実施を通して、専門的な支援や助言を行っています。

さらに、2022(令和4)年度からは医療的ケア児の通学支援を開始しており、福祉車両等を活用する取組みを県内10校で試行し、2023(令和5)年度は通学支援が必要な医療的ケア児が在籍する17校すべてに拡大しています。福祉車両等や看護師の手配が難しい等の課題はありますが、事業者への個別相談や関係会議等で取組みの周知を行う等、理解を広めており、引き続き、地域との連携・協働に取り組みながら、教育環境の整備を進めます。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



家族

障害が有っても無くても、子どもの成長のためには、教育と福祉との連携が必須。一部の連携ではなく、根本的な連携を進める必要がある。

教育は学校だけで行うものではない。地域や家庭が学校とつながることが重要。それぞれの立場からの間違っただ線引きを無くす必要がある。



支援者



その他

今あるものを伝えるだけでなく、教育研究、指導法研究などが必要。発達支援のための教育方法の「研究」を進めてほしい。

<取組みの方向性>

8101 すべての学校における特別支援教育の体制整備

(特別支援教育課、総合教育センター)

障害により特別な支援を必要とする児童・生徒等は、すべての学校、すべての学級に在籍することを前提に、すべての学校における特別支援教育の体制の整備を促すとともに、最新の知見も踏まえながら、管理職を含む、すべての教員が障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組みを進めます。

8102 特別支援学校のセンター的機能の充実

(特別支援教育課)

幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備に資するよう、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の充実を図ります。

8103 特別支援教育支援員の活用

(特別支援教育課)

各市町村の幼稚園、小・中学校における特別支援教育支援員の配置についての理解を図り、幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する障害のある児童・生徒等の特別支援教育の充実を促します。

8104 読書バリアフリーに応じた教材、支援機器等の活用

(総合政策課、障害福祉課、特別支援教育課、生涯学習課)

視覚障害等のある児童・生徒等の学校における読書環境を保障するため、平塚盲学校においては、県立の図書館やライトセンターと連携し、県立の図書館で所蔵している大活字本やLLブックを取り寄せて貸し出す取組みや電子書籍を活用するとともに、ライトセンターで所蔵する障害者サービス用の書籍・録音図書(DAISY)等を取り寄せて貸し出す取組みを推進します。

また、点字図書館(日本点字図書館、二俣川ライトセンター)と連携し、障害者サービス用資料の相互貸借を実施するとともに、バリアフリー関連書籍を所蔵し、障害者が利用しやすい書籍等を充実させる取組みを推進します。

8105 学校教育活動に伴う移動に係る支援の充実 (障害福祉課、特別支援教育課)

障害のある児童・生徒等の学校教育活動に伴う移動に係る支援の充実について、各地域における教育、福祉、医療との連携を促します。

8106 特別支援教育に関する専門性の向上 (特別支援教育課、総合教育センター)

すべての教員が、障害や特別支援教育等に関する理解を深め、適切な指導・支援方法等を身につけられるよう専門性向上のための取組みを推進します。

8107 障害児等の実態把握、調査研究等 (総合教育センター)

学校教育の向上に資するため、障害のある児童・生徒等の障害理解、適切な指導・支援方法等について、調査・研究を進め、研究成果の普及を図ります。

8108 医療的ケア児への理解の促進と体制整備に向けた取組み (特別支援教育課)

医療的ケアを必要とする児童・生徒等が安全に学習できるよう校内体制整備や、教員や看護師への研修講座を実施します。

8109 入試における配慮 (医療課)

県立保健福祉大学・大学院等において、障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試においては、一人ひとりのニーズに応じて、柔軟な対応に努めます。

8110 授業等における配慮等 (医療課)

県立保健福祉大学・大学院等において、障害のある学生も平等に参加できるよう、授業等における配慮及び施設のバリアフリー化を実施します。

8111 支援体制の整備 (医療課)

県立保健福祉大学・大学院等において、障害のある学生一人ひとりの個別のニーズに合理的配慮を提供する建設的対話（情報を何度も伝達しあいながら、双方が歩み寄っていく対話）に基づく支援を促進するため、障害のある学生からの相談窓口の統一等の支援体制を整備します。

8112 支援事例・バリアフリー化状況の情報提供 (私学振興課、医療課)

県立保健福祉大学・大学院等及び県内の専門学校においては、施設のバリアフリー化の状況や県の障害福祉に関する取組み等についての情報提供を積極的に行い、障害のある学生を含め、誰もが学習しやすい環境の整備を推進します。

あわせて、障害のある学生支援の事例等をガイダンスにおいて学生等へ周知します。

また、私立専門学校においては、県の取組みを情報提供し、誰もが学習しやすい環境づくりを推進していきます。

8113 就職支援のための担当者間連携 (医療課)

県立保健福祉大学・大学院において、障害のある学生の就職を支援するため、学内の就職支援担当、障害支援担当等の連携を図ります。

8114 地域で子どもの成長を支える取組みの推進 (特別支援教育課)

地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支えるため、県立特別支援学校において学校運営協議会を活用し、「地域とともにある学校」を目指します。

【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 【中柱】8.ともに育つための教育の振興

▶ 【小柱】(1)教育環境の整備

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている学校の割合（公立の幼・小・中・高等学校等を対象）	99.6% (2022年度)	100% (2029年度)
個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている学校の割合（公立の幼・小・中・高等学校等を対象）	95.5% (2022年度)	100% (2029年度)

コラム

障害児を支える学校教育の取組み

神奈川県立総合教育センターでは、教員が、障害や特別支援教育等に関する理解を深め、適切な指導・支援方法を身につけられるよう様々な研修を行っています。

【担当教員向け】

「特別支援学級新担当教員研修」や、「通級指導教室新担当教員研修」などを設け、より実践的で深い知識が身に付く研修を実施しています。

【管理職向け】

インクルーシブな学校づくりに関する実践報告などを取り入れた校内支援体制の充実を図るための研修です。

【全教員向け】

当センターの指導主事等が学校を直接訪問し、それぞれの学校の実情に応じた研修を実施しています。

また、当センターでは支援教育の更なる充実を目指したリーフレットを作成しています。このリーフレットやその他の関係資料は、当センターのウェブサイトに掲載しています。



(当センターのウェブサイト)



リーフレットはVol.1～3まで。それぞれにワークシートとワークシート解説編があり、どなたでもご覧になることができます。

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) インクルーシブ教育の推進

すべての子どもが平等な環境の下、
ともに考え、学び、育み合える学習環境の整備を目指します

<現状と課題>

障害による差別や偏見を生まない社会を築くためには、幼少期からともに学び、ともに育つ経験を通じて、価値観を相互に理解し合うことが重要です。

これまでのわが国では、障害の程度や状態により、生活・学習環境などが隔たれてきた経過があり、2022年8月におこなわれた国連障害者権利委員会による日本の権利条約の実施状況の審査(対日審査)では、日本政府に対し、分離教育の廃止とインクルーシブ教育の推進について勧告を受けたところです。

県が目指す地域共生社会は、障害の状態や程度によって分け隔てられることなく、誰もが大切にされ、一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる社会であり、この対象には当然、すべての子ども達が含まれています。県では、すべての子ども達が可能な限り同じ環境の下、お互いを理解・尊重しながら成長していくことを目標とした「インクルーシブ教育」を推進しており、多様な教育的ニーズに応じた指導や支援を行うことができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することで、校内の支援体制を構築したり、教育相談コーディネーターを中心とした学校組織の編成のほか、インクルーシブ教育実践推進校を設置するなど、様々な取組みを進めています。今後も引き続き、このインクルーシブ教育を位置づけた新たな教育の環境づくりを広めていくことが求められています。

一方、このような学校教育の現場においては、差別やいじめ、不登校等の未然防止や早期発見・早期対応のための適切な措置を講じていく必要があり、障害のある児童・生徒を含めた特に配慮が必要な児童・生徒が関わるいじめについては、その児童・生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者や児童相談所等を含む関係機関との連携や、周囲の児童・生徒に対する細やかな教育・指導を組織的に実施しています。

このように、教育の現場においては、個々のニーズも多種多様であり、必要な配慮も様々ですが、これらを包括しながらも、すべての子ども達がともに学べる環境を、県民が同じ意識で作り上げることが必要です。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



家族

幼いうちから身近に正しく障害を感じる教育が学校でも家庭でも必要。

現在の教育においては、「障害」を学ぶ機会が少なすぎる。
また、障害を正しく理解し教育できる教員も少なすぎる。



家族



支援者

インクルーシブ教育は、一部の地域、一部の学校で行うものではない。
県全体として、この考えや価値観を、共通認識していくことが必要。

<取組みの方向性>

8201 適切な指導や支援、学習機会の確保に向けた取組み

(私学振興課、特別支援教育課、総合教育センター)

障害のある児童・生徒等の自立と社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用等の基礎的環境の整備を進め、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する障害のある児童・生徒等が合理的配慮の提供を受けながら共に学び、共に育つことができるように、適切な指導や必要な支援を受けられるよう取り組みます。

8202 多様な学び場のしくみづくり

(インクルーシブ教育推進課)

すべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことをめざし、小・中学校から高等学校卒業までの連続性のある「多様な学びの場」を実現するため、市町村立小学校において教育相談コーディネーターの後補充非常勤講師を配置し、業務時間を確保することで、すべての子どもを組織的に支援する体制を整備します。

8203 いじめの未然防止、早期発見・早期対応

(子ども教育支援課、学校支援課)

「神奈川県いじめ防止基本方針」に基づき、障害のある児童・生徒に係るいじめの未然防止や早期発見・早期対応のための適切な措置を講じます。

8204 就学先決定に係る合意形成

(特別支援教育課)

障害のある児童・生徒等の就学先決定に当たっては、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とするとともに、発達の程度や適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者へ周知を進めます。

8205 小・中・高等学校等における校内支援体制の構築

(子ども教育支援課、学校支援課、総合教育センター)

小・中学校及び県立高等学校等においては、校長のリーダーシップの下、教育相談コーディネーターを中心とした学校組織として、障害のある児童・生徒等も含め、すべての子どもの多様な教育的ニーズに応じた指導や支援を行うことができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、校内の支援体制の構築を図ります。

8206 合理的配慮の適切な提供に関する周知

(子ども教育支援課)

障害のある児童・生徒等への合理的配慮について、児童・生徒等一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて学校の設置者・学校と本人・保護者等との間で話し合い、共通理解を図った上で提供されることが望ましいことを関係者に周知します。

8207 医療的ケア児への支援体制の整備

(特別支援教育課)

医療的ケアを必要とする児童・生徒等が、より安全に学習できる環境を整備するため、医療的ケアのための看護師の配置や、これらの児童・生徒等への支援体制の整備に努めます。

8208 高等学校の入学者選抜等における配慮

(高校教育課)

障害等のある志願者の入学者選抜における学力検査及び面接等の実施に当たっては、検査等の方法や時間、会場について、通常の方法では受検が困難と認められる者の障害等の状況及び志願者が在籍する中学校等で特に取扱いをしている事項等を検査問題等の程度を変えない範囲で考慮し、志願先の高等学校及び教育委員会等が連携を図りながら、適切な取扱いを講じます。

8209 高等学校におけるインクルーシブ教育の実践

(インクルーシブ教育推進課)

県立高校3校をインクルーシブ教育の実践推進校(パイロット校)に指定し、2017(平

【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 【中柱】8.ともに育つための教育の振興

▶ 【小柱】(2)インクルーシブ教育の推進

成29)年度から知的障害のある生徒の特別募集を実施し、インクルーシブ教育を実践するために必要な基礎的環境整備を行っています。さらに、2020(令和2)年度には14校、2024(令和6)年度には18校に拡大し、インクルーシブ教育の全県展開を図ります。

8210 高等学校における通級指導の充実 (高校教育課)

高等学校における通級指導については、国の法改正を踏まえ、2018(平成30)年4月から自校通級を行う通級指導導入校を3校指定し、2020(令和2)年4月からは自校通級に加え他校通級を行う学校を1校加えました。また、2024(令和6)年4月からは自校通級を行う学校を1校加え、取組みの周知を図っていきます。

通級担当の人材育成の観点から、今後も研修を行う神奈川県立総合教育センターと連携を密にしながら、更なる通級指導の充実に努めます。

8211 キャリア教育や就労支援の充実 (特別支援教育課)

障害のある児童・生徒等が様々な支援を利用しつつ、自立と社会参加を促進できるよう、福祉、労働等との連携の下、キャリア教育や就労支援の充実を図ります。

8212 早期からの教育相談・支援体制の充実 (特別支援教育課、総合教育センター)

できるだけ早い段階から適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、子ども本人や保護者に対して早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。

8213 各発達段階を通じた関係機関の連携体制の構築 (特別支援教育課、総合教育センター)

障害のある児童・生徒等に関し、各発達段階を通じて円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、就学前段階から就労段階にわたり、各学校等で作成される個別の支援情報に関する「個別の教育支援計画」等について、就学、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる取組みを進めます。

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
高等学校において通級による指導を受けている児童・生徒数 ※「入級の手続き」を行っていない通級指導教室が対応した生徒等も含む	69人 (2022年度)	83人 (2029年度)

コラム

ともに育ち、ともに学ぶための取組み

神奈川県では支援教育の理念の下、共生社会の実現に向け、すべての子どもが同じ場で、共に学び共に育つことをめざして、「インクルーシブ教育」を推進しています。

すべての子どもが共に学ぶためには、学習や行動などに生じる課題を、子どもの問題とする見方から教育環境の問題として捉え、柔軟な発想で現在の枠組みを見直し続けることが求められていると考えます。

例えば「Aさんは立ち歩いて困る」ではなく、「Aさんが落ち着いて学習できる環境が整っていないから立ち歩いてしまうのではないか」と視点を変えていくことも必要ではないでしょうか。

これからも皆で話し合いながら、インクルーシブな社会や学校を作り上げていくことが大切であると考えます。その一つの取組みとして、これからの教育を県民の皆様とともに考えるインクルーシブ教育推進フォーラムを毎年継続して開催してきました。参加者からは、「地域の子どもに合わせた教育を作っていく上で考えるきっかけになった」や「目の前にいる子ども達に自分ができる事は何かを考えたい」などの意見をいただいています。



世界に一人だけのわたし
世界に一人だけのあなた



一人ひとり違うみんなが
安心して共に学び
共に育つことのできる学校
＝ インクルーシブな学校

インクルーシブ教育の推進について、さらに知りたい方は、ウェブサイトをご覧ください。



神奈川県教育委員会
インクルーシブ教育
推進課ウェブサイト



9. とともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興

我が国における障害者の文化芸術活動は、近年、障害分野だけでなく、文化芸術分野からも機運が高まっています。

県では、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ、障害の程度や状態に関わらず、誰もが文化芸術を鑑賞し、イベント等を通じて実際に文化芸術に触れ、体験する機会や、創作・発表する機会を創出し、人生を豊かにするための取組みを推進します。

また、障害者一人ひとりがスポーツを通じて、自身の健康維持や余暇の充実を図ることができるよう、自身の運動機能を生かしながら、身近な地域でスポーツを「する」、「観る」、「支える」ことについての取組みを推進します。

- 【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
- ▶ 【中柱】 9.ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興
- ▶ 【小柱】 (1)文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

障害当事者が身近な地域で文化芸術に触れ、
自らも積極的に文化芸術活動に参加できる社会を目指します

<現状と課題>

近年、障害者の文化芸術活動は、障害福祉分野と文化芸術分野双方からの機運が高まっています。

文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が2018(平成30)年6月に公布・施行され、同法に基づき2019(平成31)年3月には第1期の「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が、2023(令和5)年3月にはその第2期計画が示されています。

これら国の法律や計画を踏まえ、県では、「神奈川県文化芸術振興条例」により、県民の文化芸術に関する活動の充実及び文化資源を活用した地域づくりの推進を図り、真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現及び、個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展を目指しています。

また、障害者が文化芸術を享受して多様な活動を行うことができるよう、2020(令和2)年『神奈川県障がい者芸術文化活動支援センター』を設置し、相談支援や芸術家によるワークショップ事業等を実施し、障害者が身近な地域で文化芸術に触れることができるようサポートをおこなう等、障害者の文化芸術活動を支援する体制づくりを推進しています。

このほか、障害の程度や状態に関わらず、誰もが文化芸術・舞台芸術を体験、創作、発表する機会を創出するため、県立の博物館や美術館、図書館におけるバリアフリー設備や障害者のニーズを踏まえた工夫・配慮を行うとともに、「神奈川県障害者文化・芸術祭」の開催や、「ともいきアートサポート事業」を通じ、障害者の文化的活動を支援する取組みを推進しています。

医療的ケアが必要な子どもとその家族などにとっては、呼吸器や痰の吸引の音がほかの観客の映画鑑賞の迷惑になるのではないかとといった懸念などから、映画を観ることを諦

- 【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
- ▶ 【中柱】 9.ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興
- ▶ 【小柱】 (1)文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

めてしまうことがあり、映画館で映画を観るのが夢という声がありました。そこで、医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等とその家族、友人を対象に、参加者みんなで映画を楽しめる「ともいきシネマ」を県の施設を活用して開催しました。将来的には、こうした取組みがさらに広がっていくよう、県内の映画館や民間団体などと連携した取組みを検討していきます。

このように、県ではこれまでも文化芸術及び余暇活動等に係る取組みを推進してきましたが、地域差があり、全県展開までには至っていないため、県内全域で事業や公演等を実施し、県民が参加、鑑賞しやすい環境を作ることが必要です。今後はこれまで以上に障害者を支援する関係者の人材育成など、市町村を含む関係機関との連携を強化していくとともに、障害者だけでなく、あらゆる人が一緒になって創作活動を行う機会を増やすなど、共生の輪をより一層拡大していくような取組みが重要です。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

文化芸術に携わっていた人だけでなく、だれもが余暇を充実させることができるような施策を展開してほしい。



その他

子どもの頃から、文化芸術やスポーツ等に関わる機会を増やしてほしい。



家族

身近な文化芸術活動の場が少ないと感じる。環境を整えてほしい。

<取組みの方向性>

9101 障害者等の文化芸術活動の普及 (文化課、障害福祉課、共生推進本部室)

障害者施設等において、音楽鑑賞事業や演劇・ダンス等のワークショップを実施し、鑑賞・参加機会の充実を図ります。

あわせて、障害者芸術文化活動支援センターを活用し、障害者の文化芸術活動を支援するとともに、神奈川県障害者文化・芸術祭を開催し、障害者の文化芸術活動の普及を

- 【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
- ▶ 【中柱】 9.ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興
- ▶ 【小柱】 (1)文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

図ります。

また、障害者の描く「ともいきアート」を広く知ってもらうための展覧会や、障害者が創作活動に参加する取組みを推進します。

9102 障害者の創作活動の支援 (文化課)

障害者が行う文化芸術活動の充実を図るため、障害者が出演、運営又は参加する事業の実施団体への補助について特別基準を設けます。

9103 障害者の文化芸術活動をサポートできる人材の育成 (文化課、障害福祉課)

障害者が地域において文化芸術活動に親しむことができる施設・設備の整備等を進めるため、障害者の文化芸術活動をサポートする文化施設従事者・文化芸術団体・福祉施設従事者等を養成します。

9104 障害者等の文化芸術活動の場の提供 (障害福祉課)

障害者が地域において、文化芸術活動に取り組めるよう、県立ライトセンターにおいて手芸や茶道などの文科系クラブ活動のための場を提供するなど、障害者の自主的な活動参加を支援します。

9105 県立文化施設等における配慮 (文化課、生涯学習課)

県立文化施設における展示等においては、音声、文字、手話等による展示解説や筆談対応など、情報保障のための鑑賞サポートを行います。

あわせて、障害の特性に応じて文化・芸術を鑑賞しやすい環境の整備を行い、障害者の意見を踏まえながら、鑑賞機会や利用拡大のための工夫・配慮を提供するための取組みを推進します。

9106 県立の図書館における配慮 (生涯学習課)

県立の図書館において、文字の拡大や音声読み上げ機能が使用できる電子書籍や大活字本、LLブックの収集・提供やスロープ、拡大読書器等の設置により、図書館利用に係る体制の整備を行うとともに、図書館資料の郵送貸出、レファレンス(調べもの)サービスの提供、視覚障害者等による電子書籍等の利用時の司書等による支援等、障害者のニーズを踏まえた工夫・配慮がなされた読書環境の整備に努めます。

また、障害者サービスに関する職員研修等を実施し、司書等の資質の向上を図ります。

- 【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
- ▶ 【中柱】 9.ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興
- ▶ 【小柱】 (1)文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

9107 福祉バスの運行による外出の支援 (障害福祉課)

県が契約・運行する福祉バス(車いすリフト付き大型バス)を、団体での外出を希望する障害者団体に無料で貸し出すことで、障害者の文化・レクリエーション活動等を目的とした外出機会の拡大を図ります。

9108 メタバースを活用した繋がり創出 【再掲：5403】 (共生推進本部室)

障害者など生きづらさを抱える当事者や学識経験者、行政等で構成される「ともいきメタバース研究会」において、新たなコミュニケーションツールとしてのメタバース(インターネット上の仮想空間)の活用等を検討しながら、障害などによる生きづらさを抱える人々の社会参加機会を拡充していくための取組みを実施します。

9109 県施設の利用料等の割引等 (障害福祉課)

県が所管する施設を障害者が利用する際には、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講じます。

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
年齢や障害などに関わらず、すべての人が舞台芸術に参加し楽しめる共生共創事業の参加者、(出演者、観覧者等)満足度	77.8% (2022年度)	83% (2029年度)
障害者団体による音楽・演劇等の発表及び作品展示等を実施する神奈川県障害者文化・芸術祭の参加団体数	12団体 (2022年度)	前年度比増

- 【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
- ▶ 【中柱】 9.ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興
- ▶ 【小柱】 (1)文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

コラム

文化芸術活動のサポート

神奈川県では、障害のある方が身近な地域で文化芸術に親しむことで、人生を豊かにしていくことができるよう、さまざまなサポートをしています。

ここでは、「神奈川県障がい者芸術文化活動支援センター」が行っている取組みの一部を紹介します。

この支援センターでは、障害のある方の文化芸術活動に関する相談を受け付け、適切な情報に繋いでいます。

例えば、障害のある方の「自分が作った作品を発表したい」、「新たに創作活動を始めたい」といった声には、作品公募の情報を紹介したり、活動の機会や場所を一緒に探したりするなどのサポートを行っています。

また、芸術家と一緒にワークショップを開催し、障害のある方が文化芸術活動に触れることが出来る機会を提供しているほか、障害当事者の文化芸術活動を支援する方を支えるため、講座等を開催しています。(詳しい内容は、ウェブサイトからご確認ください。)

つなぐ
障害のある人の芸術文化活動に関する相談を受け付け、適切な情報につなぎます

つくる
芸術家によるワークショップ等を実施し、障害のある人が芸術文化活動を体験・発表できる機会をつくります

支える
講座等を開催し、障害のある人の芸術文化活動を支援する人を支えます

ウェブサイトでの情報発信

福祉施設でのワークショップの様子

福祉、芸術、教育など多分野のゲストを招いたオンライン講座

支援センターのウェブサイト

- 【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
- ▶ 【中柱】 9.ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興
 - ▶ 【小柱】 (1)文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

コラム

ともいきアートサポート事業

神奈川県では「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けて、「ともいきアート」（障害者が描くアート作品）の創作活動を支援し、障害の程度や状態に関わらず誰もが文化芸術を鑑賞、創作、発表する機会を増やし、また、その作品を多くの方に見て・楽しんでいただく機会を増やす「ともいきアートサポート事業」を進めています。

2023年度は、具体には、大型施設での「ともいきアート」の展示のほか、仮想空間(メタバース)上の展覧会などを開催しました。

また、知事執務室に「ともいきアート」のリース作品を常時展示し、知事自ら「ともいきアート」の魅力をPRしています。



【展示風景】



ともに生きる社会
かながわ憲章の
ウェブサイト



該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) スポーツ活動等の取組みの推進

障害の程度や状態に関わらず、
誰もがスポーツ活動を楽しみ、親しめる社会を目指します

<現状と課題>

これまで県では、神奈川県スポーツ推進計画に基づき、県民の誰もが「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指して、障害の程度や状態に関わらず、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害者がスポーツをする機会の拡大や県民の障害者スポーツに対する理解の促進に取り組んできました。

こうした中で開催された東京2020パラリンピックでは、躍動するアスリートの姿が県民に感動と勇気を与え、大きな盛り上がりを見せました。

しかしながら、一方では、障害者がスポーツをするための環境が未だ十分に整っていないことなどから、障害者スポーツは期待したような広がりを見せていないのが現状です。

そのため、障害者が障害の程度や状態に応じて、様々なスポーツに気軽に取り組めるようになるためには、引き続き、障害者スポーツ団体等と連携した障害者スポーツを支える人材の育成やアスリートの育成強化を推進していくことが重要です。

また、「かながわパラスポーツ」の理念を踏まえ、誰もがともにスポーツを楽しめる機会の提供を図っていくことも重要です。

これらの課題に取り組むため、県では2023(令和5)年3月に計画の見直しを行い、「スポーツを通じた共生社会の実現」を施策の柱に掲げ、引き続き、障害者のスポーツ活動等の取組みを推進していきます。

- 【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
▶ 【中柱】 9. ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興
▶ 【小柱】 (2) スポーツ活動等の取組みの推進

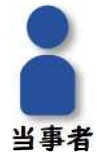
計画策定にあたって寄せられた意見の一部



身近な環境でスポーツができない。できる環境を増やしてほしい。

当事者

スポーツをするため、指導者やボランティアを確保してほしい。



当事者



障害者スポーツの情報をわかりやすく入手できる方法や、
気軽にスポーツができるためのアクセシビリティなどを整備してほしい。

支援者

<取組みの方向性>

9201 障害の特性等に配慮したスポーツのための環境づくり (障害福祉課)

障害者が身近な地域で運動・スポーツ活動を通じ、余暇の充実や健康維持・増進等を図れるよう、県立ライトセンターにおいて、視覚障害の特性に配慮したスポーツ施設を設置するとともに、地域において安心してスポーツ施設を利用できるよう、スポーツ施設への働きかけを行う等、地域におけるスポーツ振興を推進します。

9202 障害者スポーツを支える人材の養成等 (スポーツ課)

公益財団法人日本パラスポーツ協会公認の「初級パラスポーツ指導員」や県独自の「神奈川県障害者スポーツサポーター」など、障害者スポーツを支える人材を養成するとともに、スポーツイベント等との人材マッチングを行い、地域における活躍の場を提供します。

9203 競技大会を通じた障害者スポーツの普及 (スポーツ課)

障害者スポーツの普及推進を図るため、県障害者スポーツ大会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会及び関東ブロック大会への選手団の派遣や、知的障害者を対象としたスポーツ大会である「神奈川県ゆうあいピック大会」の開催支援を行います。

また、精神障害者のスポーツ参加の機会を拡充し、社会参画を推進するため、精神障害者を対象としたスポーツ大会や普及啓発イベントを開催します。

- 【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
 ▶ 【中柱】 9. ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興
 ▶ 【小柱】 (2) スポーツ活動等の取組みの推進

9204 アスリートの育成強化 (スポーツ課)

パラリンピック競技大会やデフリンピック競技大会など、今後の国際大会に向けて神奈川県育ちのアスリートが活躍できるよう、有望なアスリートの育成・強化と指導者の育成を支援します。

9205 誰もがスポーツに親しめる機会の拡大 (スポーツ課)

「かながわパラスポーツ」(誰もがそれぞれの関心、目的、体力、年齢、運動機能及び健康状態に応じて、生涯にわたり楽しみながらスポーツをする、観る、支えることをいう。)の理念を踏まえ、パラスポーツ関係の用具の貸し出しや、誰もが参加できるスポーツイベントの開催などを行い、誰もがともにスポーツに親しめる機会の拡大を図ります。

9206 レクリエーション大会等の開催 (スポーツ課)

レクリエーションスポーツ等を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇活動等に資するため、総合型地域スポーツクラブなどとの連携により、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行います。

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
神奈川県障害者スポーツサポーターの累計養成者数 ※毎年度 80 人を見込む	623人 (2016～2022年度)	1,183人 (2016～2029年度)

【県の地域生活支援事業の見込量(障害福祉計画)】

把握する状況	現状値	目標値
【レクリエーション活動等支援事業:9206】 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の実施箇所数	1箇所 (2022年度)	1箇所 (2026年度)

コラム

かながわパラスポーツの推進

神奈川県では、「誰もがそれぞれの関心、目的、体力、年齢、運動機能、及び健康状態に応じて、生涯にわたり楽しみながらスポーツをする、観る、支えること」を『かながわパラスポーツ』と定め、様々な取組みを推進しています。

例えば、「かながわパラスポーツ」の普及推進のため、市町村や団体と連携し、障害の程度や状態に関わらず、すべての人がともにスポーツを楽しむイベント「かながわパラスポーツフェスタ」を開催しているほか、県立スポーツセンター（藤沢市善行）において、パラスポーツ教室を開催するとともに、パラスポーツ用具を貸し出しています。

こうしたことで、障害の程度や状態に関わらず、すべての人がスポーツに親しむことができる環境づくりを進め、スポーツを通じた共生社会の実現を目指しています。

《かながわパラスポーツフェスタの様子》



◀ 左は「車いすバスケットボール」
回転性能の高い競技用車いすを使用し、競技を行う。



▶ 右は「ボッチャ」▶
障害によりボールを投げられなくても、ランプオペレーターとランプ（勾配具）のサポートで参加ができる。



神奈川県
障がい者スポーツのウェブサイト

おわりに

【今後の課題と展望】

本計画は総論の冒頭に記載したとおり、「障害者が個人として尊重され、一人ひとりが自己決定の下で、自分らしく、自らが希望する生活を送ることができるとともに、障害を越えて様々な可能性が大切にされ、さらには、障害の種別や程度に捉われず、誰もが喜びを感じることのできる地域共生社会を、すべての県民で実現していく」といった、条例が掲げる理念の下、わが県の障害福祉施策の再出発のための指針となることを目的として策定しました。

県が目指す地域共生社会とは、2006（平成18）年に国連により採択された、障害者の人権や基本的自由を守るために定められた障害者権利条約が目指す社会の実現と、目標を同じくするものです。

地域共生社会に係る施策を効果的に推進するためには、これに係るあらゆる主体が、自らを「地域共生社会を築き上げるひとつの要素である」という意識を強く持つことが重要であり、県では特に、2022（令和4）年の条例の公布以降、この地域共生社会の実現に向けた意識を高め、取組みを進めていますが未だ道半ばです。

2022（令和4）年8月に実施された障害者権利委員会による対日審査及び、同年9月に採択・公表された総括所見においても、障害者の脱施設化や自立生活への支援、インクルーシブ教育の推進、精神障害者の非自発的入院や隔離・拘束に関する法制度等の見直しなど、これまで我が国が整備してきた既存のしくみに対しての大きな転換が求められており、障害福祉を取り巻く社会のあり方は新たな局面にあります。

このような情勢のなか、県では「“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」の考えの下、障害者に係る取組みについて、当事者の立場で意見を発信できる場として、神奈川県障害者施策審議会に、障害当事者のみで構成する『障害当事者部会』を設置しました。本計画の策定に当たっての意見は勿論のこと、今後も本計画の進捗の評価などを行っていきます。

また、本計画策定の過程では、県が特に推進する意思決定支援や地域移行支援、すべてのライフステージに応じた切れ目ない支援のほか、医療・保健、地域づくり、教育、様々な余暇活動や生涯学習など、皆様から様々な分野の施策に対して、多くのご意見をいただきました。現時点においても、可能な限り、これらを踏まえ計画を策定していますが、本計画に盛り込めきれないものもあり、今後に向けた早急の課題として対応が求められているものと認識をしています。

いただいた貴重なご意見の一つひとつを真摯に受け止め、誰もが同じ社会を目指せるよう、引き続き県全体で取組みを推進します。

最後に、計画策定の経過で、県に寄せられた意見のうち、各論では掲載しきれなかったものについて、一部ですが紹介します。これらの貴重な声を埋もれさせることなく、引き続き障害福祉に係る施策の更なる推進を図ります。

【計画策定に当たって寄せられた意見の一部】

意見の種類	関連する項目	意見の内容
共生社会の理念の普及	総論	「共生社会」は障害分野だけで進むものではない。全庁的な課題であると思うし、更に言えば全県・全国的な規模で、進めていくべきもの。社会がこれを納得し、理解しなくては、進んでいかない難しい問題で、どう進めるかが課題。
障害当事者の考え方	総論	今は「障害者本人」と「障害者を支える家族」、「支援者」とそれぞれを分けて考えることも重要な時期だが、どちらも「障害と共に歩む当事者」である。いずれは、すべての人が「当事者」になってくるのか。この辺りを深める必要がある。
評価・見直し	総論	条例を具体化したものがこの計画であるならば、計画の見直しとともに条例の見直しについても考えていくべきだと思う。「計画ができたから計画のみで進める」としないしてほしい。
地域生活への移行	3(2)	地域移行先はグループホームだけではない。様々な生活の形態がある。地域移行の進め方、好事例などを整理し、発信してほしい。
福祉の研究(評価・分析)	4(1)	福祉業界も分析・評価が重要。アウトリーチで、生活のしづらさを早い段階でキャッチすることに取り組んでほしい。
福祉の研究(評価・分析)	4(1)	強度行動障害の方への支援は大きな課題。現場の職員は諦めてしまい、自分の感覚で支援している人もいる。支援事例などのデータを共有し、エビデンスに基づいてどう支援するかを研究していくことが必要。
医療の提供	4(3)	医療機関のうち、特にリハビリテーション機能を持つ医療機関については地域間の格差が大きく不便を感じている。どこで生活していても、身近で必要な医療が受けられる体制を整えてほしい。
支援者への支援	4(6)	制度が現場に追いついていないと感じることが多くある。現場では、職員のボランティア精神で乗り越えていることも多く、負担は大きい。国への要望だけではなく、県として対処していくことは出来ないかも考えてほしい。

まちづくり	5(1)	障害の特性ごとに生活しやすいグループホームを作してほしい。(視覚障害者・聴覚障害者専用のグループホームなど)
まちづくり	5(1)	レジやバスの無人化など、社会は「自動化」「効率化」へ進んでいるが、障害者にとって、必ずしも便利になるものばかりではない。社会から取り残される不安が常にあり心配がある。
障害当事者の雇用	6(2)	就労したい気持ちはあるが、障害者雇用に積極的な企業が見つからない。もっと積極的に障害者雇用を掲載してほしい。
障害の理解	7(2)	様々な窓口で障害者手帳の提示することによる利用料の減免は以前に比べ増えており、社会参加がし易くするための取組みは増えてきている。一方で、無人窓口が増えており、この場合は電話申請となるが、聴覚障害等により電話が出来ず、減免が受けられない等といったケースもある。 体制整備と障害の理解はセットで進めてほしい。
障害当事者の主体的な活動	7(3)	ヘルスキーパーなど、障害の経験を生かして、職員の未病や健康維持に関する取組みを、県が率先して進めてほしい。
教育	8(1)	医療的ケアが必要な子どもは保育園や幼稚園、小学校に通いたくても、看護師の確保ができない等の理由で通学の受け入れを断られることも少なくない。当たり前の療育・教育が受けられる環境を整えて欲しい。
教育	8(1)	障害当事者が、自らの権利を自らで主張することも大変重要。自ら合理的配慮等を求める力を養うためには、まずは自身を理解し、自身に納得するための教育も必要となる。
余暇活動	9(1)	障害者は、障害の程度・状態によっては、年間の計画を立て、体調整え、乗り物に乗る練習をしたりと、多くの課題と目標に向けた努力が必要になることが多い。1人で出かけられるサービスや、旅行に行きやすい環境が出来たらいい。
余暇活動	9(1)	障害の種別・状態などによって「気軽に」という表現は変わってくる。障害当事者が、障害のない人・障害の程度が軽い人の「気軽に」と同じような感覚で、街に出て、お洒落をして、気軽に楽しめる環境が出来てほしい。
余暇活動	9(1)	「生涯学習」は、国の障害者基本計画にも、その内容が盛り込まれている。県の施策としても、今後、推進してほしい。
意見聴取の方法	その他	行政は関連団体を通じて、当事者の声を聞くことが多いと思うが、今後、より多くの意見を聞いていくというのなら、団体に属していない障害者の声をどう聞かが重要ではないか。

資料

I. 数値目標、活動指標

(I) 県独自の目標

実施した施策の進捗状況や達成状況の度合いを測るための目標値です。

本計画は、厚生労働省の基本指針で数値目標が定められている障害福祉計画を包含していますが、条例に基づく基本計画であることから、県独自の目標を設定しています。

柱の番号、項目（把握する状況）	2022 実績	2024	2025	2026	2029	担当課 (略)
I-1-(1)						
虐待に関する弁護士による法的な助言件数(件)	5	10	12	14	18	障福
I-1-(2)						
県民ニーズ調査における障がい理由とする差別や偏見があると思うと回答する方の割合(%)	78.7	75	70	65	50	障福
障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数(市町村)	23	—	—	—	33	障福
I-1-(3)						
意思決定支援研修の累計(2020年度から)受講者数(人) (障害福祉サービス事業者の従業者等)	2,012	3,320	3,970	4,620	6,570	共生
I-2-(1)						
グループホームの職員に対して支援技術や人権意識の向上を図る研修(障害者グループホームサポートセンター事業)の修了者数(人)	234	200	200	200	200	障サ
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業の修了者数(人)	692	770	770	770	770	障サ
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業の修了者数(人)	147	150	150	150	150	障サ
障害保健福祉に従事する職員を対象とした実践教育センターにおける研修回数(回)	2	2	2	2	2	医療
医療的ケア児等コーディネーター養成研修の累計(2018年度から)修了者数(人)	64	84	94	104	134	障福
喀痰吸引等研修事業研修の受講者数(人)	261	280	280	280	280	障福
I-2-(2)						
重症心身障害児者施設等の看護師を対象とした専門的研修の修了者数(人)	21	20	20	20	20	障サ
看護学生や看護師等を対象とした福祉現場における看護に関する普及啓発研修の修了者数(人)	216	500	500	500	500	障サ

柱の番号、項目（把握する状況）	2022 実績	2024	2025	2026	2029	担当課 (略)
Ⅱ-3-(1)						
相談支援事業所における相談支援専門員の実人数(人)	1,584	1,785	1,893	2,006	2,380	障福
サービス等利用計画作成済みの人数(障害者)(人)	64,569	70,239	73,258	76,406	86,688	障福
サービス等利用計画作成済みの人数(障害児)(人)	37,753	46,968	52,387	58,432	81,082	障福
相談支援専門員による障害サービス等利用計画等作成率(障害者)(%)	62.0	63.5	65.6	67.6	73.4	障福
相談支援専門員による障害サービス等利用計画等作成率(障害児)(%)	34.6	34.2	34.8	35.2	36.0	障福
相談支援専門員への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の累計受講者数(人)	160	260	310	360	510	障福
相談支援事業所総数(箇所)	654	704	729	754	829	障福
Ⅱ-4-(1)						
障害福祉サービス報酬の「処遇改善加算」の届出をする事業所・施設の割合(%)	86.1 (2023)	87	88	89	95	障サ
Ⅱ-4-(3)						
精神病床における入院需要(患者数)(人)	11,670	11,681	11,555	11,429	11,051	が疾
訪問診療を実施している診療所・病院数(箇所)	1,452 (2021)	1,452 以上	〃	〃	〃	医療
訪問歯科診療を実施している診療所・病院数(箇所)	1,420 (2021)	1,420 以上	〃	〃	〃	医療
障害児者入所施設における定期的な歯科検診の実施率(%)	77.5 (2020)	前年度 比増	〃	〃	〃	健増
難病医療協力病院の設置数(箇所)	26	29	29	29	31	が疾
Ⅱ-4-(4)						
ペアレントトレーニングを実施している市町村数(市町村)	12	—	—	—	33	障福
医療的ケア児在宅レスパイト支援事業を実施する市町村数(市町村)	—	6	8	10	16	障福
障害児入所施設に入所する障害児等が成人期にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の開催数(回)	3	2	2	2	2	障サ
保育士等キャリアアップ研修に係る障害児保育に関する研修の累計(2017年度から)修了者数(人)	8,717	11,220	12,270	13,320	16,470	次世
難聴児支援に関する関係機関への巡回支援の件数(件)	—	26	27	28	31	障福
Ⅱ-4-(5)						
障害児等メディカルショートステイの利用件数(件)	—	121	130	139	167	障福
重症心身障害児者への1人当たりへの平均支援回数(回)	2.3	3	3	3	3	障福

柱の番号、項目（把握する状況）	2022 実績	2024	2025	2026	2029	担当課 (略)
Ⅱ-4-(6)						
補助事業を活用してロボットを導入した事業所等の数(箇所)	8	2	2	2	2	障サ
補助事業を活用して ICT 機器を導入した事業所等の数(箇所)	24	15	15	15	15	障サ
Ⅲ-5-(1)						
援助や配慮が必要な方のためのマーク「ヘルプマーク」の認知度(%)	65.6	70	72	74	80	障福
視覚障害者用付加装置(バリアフリー対応型信号機)等の整備数(箇所)	10	10	10	10	10	県警
Ⅲ-5-(2)						
手話講習会の累計実施事業所数(箇所)	222	302	342	382	502	地福
電話リレーサービスの累計登録件数(件)	1,030	1,210	1,250	1,280	1,340	障福
ライトセンターの図書増加数(点字図書、録音図書及び拡大図書)(タイトル数)(冊)	769	750	750	750	750	障福
県聴覚障害者福祉センターにおける手話通訳者の派遣件数(件)	233	240	240	240	240	障福
県聴覚障害者福祉センターにおける要約筆記者の派遣件数(件)	227	230	230	230	230	障福
Ⅲ-5-(3)						
ウェブアクセシビリティの一括検証で継続して「非常に悪い」、「悪い」と評価されるページ数(ページ)	1099	600	400	200	0	デジ
障害への理解についての県職員に対する研修の受講者数(人)	1,375	1,380	1,400	1,420	1,480	障福
Ⅲ-5-(5)						
避難行動要支援者の個別避難計画の作成に着手した市町村数(市町村)	24	28	32	33	—	地福
Ⅲ-5-(6)						
障害者及び障害者を見守る人向けの消費者教育に関する講座等の開催数(回)	11	10	10	10	10	消費
Ⅲ-6-(1)						
障害者の委託訓練修了者における就職率(%)	38.1	55	55	55	55	産人
障害者職業能力開発校の修了者における就職率(%)	77.1	80	80	80	80	産人
Ⅲ-6-(2)						
県における障害者の雇用率(知事部局)(%)	2.81	3	—	—	—	人事
県における障害者の雇用率(企業局)(%)	2.98	3	—	—	—	企総
県における障害者の雇用率(議会局)(%)	3.73	3	—	—	—	議総
県における障害者の雇用率(教育局)(%)	2.52	2.7	—	—	—	教総
県における障害者の雇用率(県警本部)(%)	2.91	3	—	—	—	県警
障害者就労施設等からの物品等の調達実績額(千円)	180,304	—	—	—	—	障福
就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額(円)	15,795	—	—	—	—	障福

柱の番号、項目（把握する状況）	2022 実績	2024	2025	2026	2029	担当課 (略)
Ⅳ-7-(1)						
ともに生きる社会かながわ憲章の認知度(%)	39.5 (2023)	43	47	51	—	共生
県民ニーズ調査における障害者に配慮した行動をとる人が増えたと思うと回答する方の割合(%)	45.7 (2023)	48	49	50	53	障福
Ⅳ-7-(2)						
【再掲】県民ニーズ調査における障がい者を理由とする差別や偏見があると思うと回答する方の割合(%)	78.7	75	70	65	50	障福
【再掲】障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数(市町村)	23	—	—	—	33	障福
【再掲】援助や配慮が必要な方のためのマーク「ヘルプマーク」の認知度(%)	66	70	72	74	80	障福
障害者理解のための企業向け講座の累計(2011年度から)受講者数(延べ人数)	7,427	7,860	8,100	8,340	9,060	障福
Ⅳ-7-(3)						
障害当事者が参加している自立支援協議会(県、圏域、市町村の計55協議会)の割合(%)	65.5	—	—	—	100	障福
障害者が参加している県の審議会等の会議数(会議)	11	—	—	—	—	共生
Ⅳ-8-(1)						
個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている学校の割合(公立の幼・小・中・高等学校等を対象)(%)	99.6	100	100	100	100	特支
個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている学校の割合(公立の幼・小・中・高等学校等を対象)(%)	95.5	100	100	100	100	特支
Ⅳ-8-(2)						
高等学校において通級による指導を受けている生徒数(人)	69	73	75	77	83	高校
Ⅳ-9-(1)						
年齢や障がいなどにかかわらず、すべての人が舞台芸術に参加し楽しめる「共生共創事業」の参加者(出演者、観覧者等)満足度(%)	77.8	80	81	82	83	文化
障害者団体による音楽・演劇等の発表及び作品展示等を実施する神奈川県障害者文化・芸術祭の参加団体数(団体)	12	前年度 以上	//	//	//	障福
Ⅳ-9-(2)						
神奈川県障害者スポーツサポーターの累計養成数(人)	623	783	863	943	1,183	スポ

(2) 厚生労働省の基本指針に基づく成果目標

基本指針に即して設定する目標です。

柱の番号、項目（把握する状況）	2022 実績	2024	2025	2026	担当課 （略）
Ⅱ-3-（1）					
基幹相談支援センターを設置する市町村数（市町村）	24	—	—	33	障福
Ⅱ-3-（2）					
2022 年度末時点の施設入所者（4,617人）のうち 2026 年度末までに地域生活に移行する人の数（人）	—	—	—	463	障サ
	（2022 年度末時点の施設入所者の 10％）				
2022 年度末時点の施設入所者（4,617人）に対する2026年度末までの減少数（人）	—	—	—	244	
	（2026 年度末時点の施設入所者の5.3％）				
Ⅱ-4-（2）					
地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）し、コーディネーター等の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上運用状況を検証及び検討する市町村数（市町村）	—	—	—	33	障サ
強度行動障害を有する者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制の整備を進める市町村数（市町村）	—	—	—	33	
Ⅱ-4-（3）					
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数（日）	327.3 （2022）	328.5	329.1	329.7	障福 が疾
精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上）（人）	3,710	3,607	3,484	3,362	
精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳未満）（人）	2,883	2,875	2,805	2,735	
精神病床への入院後、早期に退院する人の割合（入院後3か月時点の退院率）（％）	60.1	61.5	65.2	68.9	
精神病床への入院後、早期に退院する人の割合（入院後6か月時点の退院率）（％）	81.6	82.6	83.6	84.5	
精神病床への入院後、早期に退院する人の割合（入院後1年時点の退院率）（％）	89.4	90.4	90.7	91.0	
Ⅱ-4-（4）					
児童発達支援センターを設置する市町村数（市町村）	25	—	—	33	障福 障サ
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築する市町村数（市町村）	6 （2023）	—	—	33	
児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	「神奈川県聴覚障害児早期支援体制整備推進協議会」を設置したほか、「県聴覚障害者福祉センター」に中核機能を設置し、モデル事業を実施している。				障福
新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進					障福

柱の番号、項目（把握する状況）	2022 実績	2024	2025	2026	担当課 (略)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保している市町村数(市町村)	17	—	—	33	障サ
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保している市町村数(市町村)	26	—	—	33	障サ
医療的ケア児等コーディネーターを配置する市町村数(市町村)	11	—	—	33	障福
県における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数(人)	—	5	5	5	障福
市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数(人)	—	—	—	40	障福
Ⅲ-6-(1)					
就労移行支援事業等を通じて2026年度中に一般就労に移行する人の数(人)	2,099	—	—	2,470	障福
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数(人)	1,511	—	—	1,934	障福
うち就労継続支援A型事業(人)	148	—	—	171	障福
うち就労継続支援B型事業(人)	310	—	—	308	障福
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所の割合(%)	—	—	—	50	障福
就労定着支援事業の利用者数(人)	1,998	2,934	3,362	3,648	障福
地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するための協議会(就労支援部会)等を設定して取組みを推進する。	—	—	—	取組の 推進	障福
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所の割合(%)	—	—	—	25	障福

(3) 厚生労働省の基本指針に基づく活動指標

基本指針に即して設定する指標です。

柱の番号、項目（把握する状況）	2022 実績	2024	2025	2026	担当課 （略）
Ⅱ-3-（1）					
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回）	114	178	180	199	障福
Ⅱ-4-（1）					
県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係自治体と共有する回数（回）	11	20	20	20	障サ
Ⅱ-4-（2）					
県内市町村における地域生活支援拠点等の合計（箇所）	—	—	—	33	障サ
県内市町村における地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数の合計（人）	—	—	—	33	
県内市町村における地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討回数の合計（回）	—	—	—	33	
Ⅱ-4-（3）					
市町村における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築にかかる協議の場の設置数（箇所）	30	33	33	33	障福
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数（回）	75	112	112	112	
協議の場における保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数（人）	954	1,475	1,475	1,475	
協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	23	35	35	36	
精神障害者の地域移行支援の年間の実利用者数（人）	115	166	175	187	
精神障害者の地域定着支援の年間の実利用者数（人）	74	123	130	140	
精神障害者の共同生活援助の年間の実利用者数（人）	2,896	2,970	3,163	3,363	
精神障害者の自立生活援助の年間の実利用者数（人）	61	119	121	125	
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の年間の実利用者数（人）	456	514	547	580	
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（在宅）（人）	849	912	912	912	
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（障害福祉施設）（人）	131	113	123	133	
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（介護施設）（人）	144	138	141	144	
Ⅱ-4-（4）					
神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会の開催回数（回）	2	2	2	2	障福
県発達障害支援センターかながわA（エース）における相談件数（件）	1,816	1,866	1,891	1,916	

柱の番号、項目（把握する状況）	2022 実績	2024	2025	2026	担当課 （略）
県発達障害支援センターかながわA（エース）及び発達障害者 地域支援マネジャーの関係機関への助言件数（件）（※）	206	270	302	334	障福
県発達障害支援センターかながわA（エース）及び発達障害者 地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数（件）	33	34	34	34	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラ ム等の受講者数（保護者）（人）	—	711	724	737	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラ ム等の実施者数（支援者）（人）	—	176	180	189	
ペアレントメンターの人数（人）	66	73	74	83	
ピアサポートの活動への参加人数（人）	—	203	207	212	
Ⅲ-6-（1）					
施設から公共職業安定所に誘導した人数（人）	1,986	過去3年の実績値では増減があり、 必ずしも増加するとは限らないこと から、2022 年実績と同数を見込む			障福
うち一般就労した人数（人）	849				
施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した人数（人）	249				
うち一般就労した人数（人）	54				
施設利用者の職業訓練の受講者数（人）	119				
うち一般就労した人数（人）	19				

（※）発達障害関連の助言件数についての設定の考え方

新型コロナウイルス感染症の収束による社会活動の再開にあわせて、今後ゆるやかに元の水準に戻るものと見込みます。

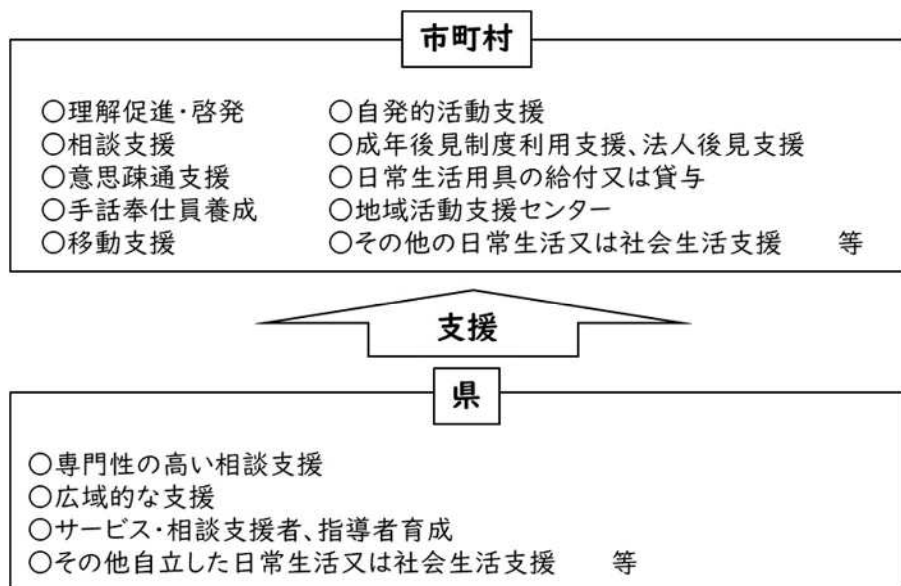
なお、発達障害支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの行う地域支援の機能・役割等については、発達障害支援センターが附置されている中井やまゆり園の独立行政法人化等を踏まえ、2029年度までには見直しを行い、目標値を再設定することとします。

【所属名の略称一覧】

デジタル戦略本部室（デジ）、人事課（人事）、消費生活課（消費）、文化課（文化）、スポーツ課（スポ）、共生推進本部室（共生）、次世代育成課（次世）、地域福祉課（地福）、障害サービス課（障サ）、医療課（医療）、健康増進課（健増）、がん・疾病対策課（が疾）、産業人材課（産人）、企業局総務室（企総）、議会局総務室（議総）、教育局総務室（教総）、高校教育課（高校）、子ども教育支援課（子教）、特別支援教育課（特教）、県警本部（県警）

２．県の地域生活支援事業の見込量

- ・ 地域生活支援事業は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することにより、障害者の福祉の増進を図るとともに、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。
- ・ 県は、地域生活支援事業の目的や「当事者目線の支援」の考え方等を踏まえ、市町村の地域生活支援事業との役割分担を図るとともに、市町村と連携しながら、障害者が直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」という点から、必要な方に必要なサービスを提供していきます。
- ・ 各市町村の地域生活支援事業については、各市町村障害福祉計画で定められているほか、県の地域生活支援事業の内容は、各論の取組の方向性で記載しています。



柱の番号、項目（把握する状況）	2022 実績	2024	2025	2026	担当課 (略)
I-1-(1)					
権利擁護センター実施の障害者虐待防止・権利擁護研修の累計 (2013年度から)修了者数(人)	1,130	1,370	1,490	1,610	障福
入院者訪問支援員の訪問回数(回)	—	60	90	95	が疾
I-2-(1)					
【再掲】権利擁護センター実施の障害者虐待防止・権利擁護研修 の累計(2013年度から)修了者数(人)	1,130	1,370	1,490	1,610	障福
サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者基礎研修 の累計(2006年度から)修了者数(人) ※毎年度1,700人を見込む	9,906	13,306	15,006	16,706	障サ

柱の番号、項目（把握する状況）	2022 実績	2024	2025	2026	担当課 (略)
障害支援区分認定調査員研修の累計（2014年度から）修了者数（人）※毎年度200人を見込む	2,021	2,421	2,621	2,821	障サ
強度行動障害支援者養成研修における自閉傾向にある児童への適切な支援に係る研修の累計（2022年度から）受講者数（人）※毎年度150人を見込む	135	435	585	735	障サ
障害福祉相談員研修会の開催回数（回）	1	1	1	1	障福
県発達障害支援センターかながわA（エース）職員が関係機関の調整・検討会議等に参加して、地域の支援体制の充実に協力した回数（回）	154	180	180	180	障福
精神障害者家族相談員養成研修／家族相談員講習会開催数（回）	3	3	3	3	が疾
Ⅱ-3-(1)					
相談支援従事者研修（初任者研修、現任研修、主任研修）の累計（2006年度から）修了者数（人）	9,945	11,625	12,465	13,305	障福
相談支援従事者等の質の向上や、専門性の強化のための研修（専門コース別研修）の受講者数（人）	401	400	400	400	障福
神奈川県障害者自立支援協議会の開催回数（回）	2	2	2	2	障福
圏域自立支援協議会の開催回数（回）	10	10	10	10	障福
高次脳機能障害支援普及事業における相談者数（延相談者数）（人）	1,762	2,000	2,400	3,000	障福
高次脳機能障害セミナー参加人数（人）	142	230	285	330	障福
Ⅱ-4-(1)					
指定障害福祉サービス等事業所数（事業所）	9,759	10,700	11,100	11,500	障福
医療型短期入所事業所の新規指定件数（件）	1	2	2	2	障福
オストメイト社会適応訓練事業の実施箇所数（箇所）	17	8	8	8	障福
音声機能障害者発生訓練講習会の実施回数（回）	187	84	84	84	障福
基幹相談支援センター連絡会の開催回数（回）	2	2	2	2	障福
障害者社会参加推進センターにおける講習会の実施回数（回）	11	6	6	6	障福
身体障害者補助犬の給付者数（人）	3	5	5	5	障福
Ⅱ-4-(3)					
障害者歯科診療における一次・二次医療担当者研修参加者数（人）	138	350	350	350	障福
県酒害相談員研修の回数（回）	1	1	1	1	が疾
県酒害相談員地区別一般研修会の回数（回）	20	20	20	20	が疾
家族等による精神科救急医療への移送件数（件）	414	397	397	397	が疾
精神科救急医療相談窓口受付件数（件）	8,471	9,000	9,000	9,000	が疾
かかりつけ医うつ病対応力向上研修の受講者数（政令市含む県全体）（人）	280	270	270	270	が疾
市町村における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築にかかる協議の場の設置数（市町村）	30	33	33	33	障福
Ⅱ-4-(4)					
自閉症児者に対する専門の医師を各児童相談所に配置し、相談機能を強化した回数（回）	180	180	180	180	障福

柱の番号、項目（把握する状況）	2022 実績	2024	2025	2026	担当課 （略）
Ⅱ-4-（5）					
県発達障害者支援センターかながわA（エース）主催研修の開催回数（回）	1	1	1	1	障福
Ⅲ-5-（2）					
手話通訳者の養成研修修了者数（人）	14	20	20	20	障福
要約筆記者の養成研修修了者数（人）	40	40	40	40	障福
盲ろう者通訳・介助員の養成研修修了者数（人）	20	30	30	30	障福
盲ろう者通訳・介助員の派遣件数（件）	2,460	2,500	2,500	2,500	障福
失語症向け意思疎通支援者の養成研修修了者数（人）	16	20	20	20	障福
失語症向け意思疎通支援者の派遣件数（件）	118	120	120	120	障福
来県者への派遣に関する相談・調整件数（件）	35	35	35	35	障福
遠隔手話通訳サービス利用件数（件）	18	18	18	19	地福
手話交流会への参加者数（聴覚障害の乳幼児及び保護者等）（人/回）	59	60	60	60	地福
手話交流会への参加者数（聴覚障害の児童及び保護者等）（人/回）	—	50	50	50	地福
Ⅲ-5-（3）					
庁内における手話通訳者の設置箇所（箇所）	1か所	1か所	1か所	1か所	障福
Ⅲ-5-（4）					
かながわ障害者IT支援ネットワーク（関連SNSも含む）への投稿記事数（本）	53	50	50	50	障福
Ⅲ-6-（1）					
障害者就業・生活支援センターの設置数（箇所）	8	8	8	8	障福
Ⅲ-6-（2）					
かながわ工賃アップ検討会の開催数（回）	2	2	2	2	障福
農業者と障害福祉サービス事業所等とのマッチング件数（件）	16	15	15	15	共生
Ⅳ-7-（2）					
地域交流会開催数（回）	1	1	1	1	が疾
心のバリアフリー推進員の累計養成者数（人）	409	520	580	640	障福
ヘルプマークのポスター配布等の普及啓発	普及啓発の実施				障福
Ⅱ-7-（3）					
精神障害者地域移行・地域定着支援事業におけるピアサポーター登録者数（実人数）	52	50	50	50	障福
Ⅳ-9-（2）					
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	スポ

※所属名の略称一覧

デジタル戦略本部室(デジ)、人事課(人事)、消費生活課(消費)、文化課(文化)、スポーツ課(スポ)、
 共生推進本部室(共生)、次世代育成課(次世)、地域福祉課(地福)、障害サービス課(障サ)、医療課(医療)、
 健康増進課(健増)、がん・疾病対策課(が疾)、産業人材課(産人)、企業局総務室(企総)、議会局総務室(議総)
 教育局総務室(教総)、高校教育課(高校)、子ども教育支援課(子教)、特別支援教育課(特教)、県警本部(県警)

3. 障害福祉サービスの見込量

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

【障害福祉サービス等について】

居宅介護	日常生活を営む上で支障のある障害者を対象に、安心して自宅で生活を送ることができるように提供される、生活の基本サービスです。ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害、若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時の介護を必要とする方を対象に、居宅において身体介護・家事援助・相談支援等を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護等、外出時に必要な援助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により、自分一人で行動することが著しく困難であって常時介護を要する障害者が受けることのできる支援です。主に、外出する際、外出時の危険回避、外出の前後の着替えや移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要で、意思疎通が難しい障害者を対象に、サービス利用計画に基づいて、居宅介護その他の複数のサービスを包括的に提供します。
生活介護	常に介護を必要とする障害者に対して、障害者支援施設等において、主に昼間に、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	障害者に対して、自立した日常生活や社会生活が送れるよう、身体機能や生活能力の維持向上のためのリハビリテーション等を提供します。
自立訓練（生活訓練）	障害者に対して、自立した日常生活や社会生活が送れるよう、生活能力の維持・向上のための訓練や助言などの支援を提供します。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する令和7年10月から予定されている新たなサービスです。
就労移行支援	就労を希望する原則として65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に提供されるサービスです。生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練など、就職に必要な支援を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な障害者に対し、雇用契約を結んで働く場を提供します。あわせて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援も提供します。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な障害者に対し、生産活動その他の活動の機会を提供します。あわせて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援も提供します。

就労定着支援	就労移行支援等を利用して通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活、社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
療養介護	病院等に入院している障害者に対して、主として昼間に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護をする人が病気の場合などに、障害者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ食事などの必要な介護を行います。障害者支援施設等で実施する「福祉型」と、病院、診療所等で実施する「医療型」があります。
自立生活援助	居宅で生活する単身等の障害者に対して、定期的な巡回訪問又は随時の対応により、居宅での自立した日常生活を営む上での問題等を把握し、必要な情報提供、助言及び相談並びに関係機関との連絡調整等、自立した生活を営むために必要な支援を行います。
共同生活援助	主として夜間や休日に、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所した障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護や、日常生活上の支援を行います。
指定計画相談支援	①サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ②継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等を退所・退院する障害者に対し、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保して、緊急時には必要な支援を行います。

【障害児支援について】

児童発達支援	児童発達支援事業所や児童発達支援センターにおいて、主として未就学の障害児を通所させて、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の付与等の訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児を通所させて、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な児童等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活へ適応するための訓練及びその他必要な支援を行います。

保育所等訪問 支援	保育所等に通う障害児について、通い先の施設等を訪問し、障害児及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適應するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
福祉型障害児 入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導等を行います。
医療型障害児 入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行います。
障 害 児 相 談 支援	①障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ②継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、事業者等との連絡調整などを行います。

県内市町村の障害福祉計画の数値を集計し、計画期間中の各年度における指定障害福祉サービス、指定計画相談支援及び指定地域相談支援の種類ごとの必要な量の見込み並びに指定障害児通所支援、指定障害児入所支援及び指定障害児相談支援の種類ごとのサービス見込量を示します。

この見込量は、市町村がこれまでのサービス利用実績や、今後の利用予測等を勘案し、見込んだ数値を集計したものです。数値については、原則として県全体における1か月当たりの総量を見込んだものであり、各年度の見込量に対する実績の把握量として設定していますが、計画相談支援等一部のサービスについては、各年度における各月の平均値を見込量として設定しているものもあります。また、障害児入所支援については、児童相談所を所管する神奈川県、政令指定都市、中核市で量を見込んでいます。

「時間分」：月間のサービス提供時間

「人日分」：「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量（たとえば10人が月に平均して20日利用できるサービス量は200人日分となります。）

「人分」：月間の利用者数（ただし、指定地域相談支援は、年間の実利用者数）

また、国の基本指針においては、継続入所者については、地域生活移行に係る成果目標、サービス見込量などの対象から除くこととされています。

しかし、本県においては、すべての福祉型障害児入所施設が「障害児施設として維持」を選択していることから、継続入所者についても、市町村において、障害福祉サービス等のサービス見込量に勘案して数値を設定しています。

【県全体の障害福祉サービス等のサービス見込量】

(1か月当たりの見込量)

サービス種別	2022年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度
ア 訪問系サービス				
居宅介護	262,741時間	276,644時間	285,794時間	295,318時間
	14,263人	15,036人	15,494人	15,952人
重度訪問介護	183,738時間	234,589時間	264,876時間	299,249時間
	974人	1,220人	1,364人	1,526人
同行援護	38,326時間	40,874時間	42,192時間	43,591時間
	1,799人	1,880人	1,941人	2,010人
行動援護	27,227時間	37,110時間	41,496時間	46,633時間
	1,354人	1,855人	2,093人	2,374人
重度障害者等包括 支援	0時間	8時間	8時間	18時間
	0人	1人	1人	2人
イ 日中活動系サービス				
生活介護	370,293人日	382,646人日	393,993人日	404,853人日
	20,313人	20,760人	21,281人	21,780人
自立訓練(機能訓練)	1,203人日	1,916人日	1,974人日	2,053人日
	89人	129人	134人	139人
自立訓練(生活訓練)	17,375人日	17,397人日	18,383人日	19,398人日
	1,057人	1,098人	1,184人	1,275人
就労選択支援	—	—	346人	404人
就労移行支援	59,672人日	65,922人日	69,223人日	72,710人日
	3,370人	3,695人	3,864人	4,047人
就労継続支援A型	36,049人日	47,027人日	49,688人日	52,484人日
	1,874人	2,431人	2,554人	2,682人
就労継続支援B型	236,449人日	259,260人日	273,101人日	288,238人日
	14,408人	15,677人	16,564人	17,465人
就労定着支援	1,998人	2,934人	3,362人	3,739人
療養介護	862人	906人	931人	960人
福祉型短期入所	17,310人日	20,084人日	21,485人日	23,057人日
	2,954人	3,696人	3,960人	4,250人
医療型短期入所	2,253人日	3,137人日	3,333人日	3,580人日
	505人	626人	655人	691人

サービス種別	2022年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度
ウ 居住系サービス				
自立生活援助	96人	176人	181人	185人
共同生活援助	12,271人	13,557人	14,320人	15,124人
施設入所支援	4,636人	4,582人	4,540人	4,482人
エ 指定計画相談支援				
指定計画相談支援	24,270人	30,661人	34,808人	39,351人
オ 指定地域相談支援（※年間の実利用者数の見込み）				
地域移行支援	58人	95人	107人	123人
地域定着支援	68人	98人	108人	119人

【県全体の障害児支援のサービス見込量】

（1か月当たりの見込量）

サービス種別	2022年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度
ア 障害児通所支援				
児童発達支援	115,755人日 12,285人	130,773人日 14,066人	140,514人日 15,090人	151,116人日 16,192人
放課後等デイサービス	304,681人日 23,171人	361,399人日 28,927人	392,909人日 31,400人	426,934人日 34,051人
居宅訪問型児童発達支援	148人日 30人	272人日 57人	437人日 64人	570人日 67人
保育所等訪問支援	2,440人日 1,624人	3,248人日 2,414人	4,176人日 2,798人	5,416人日 3,279人
イ 障害児入所支援				
福祉型障害児入所支援（※）	488人	552人	559人	567人
医療型障害児入所支援（※）	160人	185人	191人	197人
ウ 障害児相談支援				
障害児相談支援	7,227人	8,858人	11,048人	12,039人

（※）児童福祉法第27条第1項第3号の措置による入所を含む。

４．障害保健福祉圏域ごとの目標値等

（１）２０２６年度の成果目標

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

（単位：人）

障害保健 福祉圏域	（基準） 2022年度末 現在の施設 入所者数（A）	【目標値】 2026年度末 までの地域生活 移行者数（B）	2026年度末の施設 入所者数の見込 （C）	【目標値】 施設入所者の 減少見込 （A）－（C）
横 浜	1,364	82	1,295	69
川 崎	524	32	524	0
相 模 原	348	21	330	18
横 須 賀 ・ 三 浦	483	12	468	15
湘 南 東 部	407	21	392	15
湘 南 西 部	581	45	547	34
県 央	568	36	542	26
県 西	342	28	321	21
合 計	4,617	277	4,419	198
比 率	100%	6%	96%	4%

注：県が「当事者目線の支援」を実施し、県立施設を「通過型施設」とすること等により、
地域生活移行者数は、独自に地域生活への意向を目指す186人を除き、施設入所者
の減少見込は、独自に施設入所者の減少を目指す46人を除きます。

イ 福祉施設の利用者の一般就労への移行

障害保健 福祉圏域	（基準） 2021年度に福祉施設から 一般就労へ移行した人数	【目標値】 2026年度に福祉施設から 一般就労へ移行する人数
横 浜	883	1,131
川 崎	303	366
相 模 原	128	164
横 須 賀 ・ 三 浦	116	152
湘 南 東 部	152	187
湘 南 西 部	108	148
県 央	197	263
県 西	55	59
合 計	1,942	2,470
比 率	100%	127%

(2) 指定障害福祉サービス等の見込量

ア 訪問系サービス

(ア) 居宅介護のサービス見込量

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量			
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
横 浜	時間	136,113	141,612	144,444	147,333	
	人数	8,048	8,521	8,768	9,023	
川 崎	時間	30,205	32,953	34,326	35,700	
	人数	1,410	1,471	1,501	1,531	
相 模 原	時間	30,672	35,755	38,604	41,680	
	人数	1,121	1,300	1,399	1,507	
横 須 賀・三 浦	時間	18,419	17,188	17,413	17,648	
	人数	915	904	908	912	
湘 南 東 部	時間	14,880	15,336	15,708	16,093	
	人数	949	1,006	1,040	1,074	
湘 南 西 部	時間	7,412	8,571	9,257	10,057	
	人数	545	566	580	595	
県 央	時間	16,743	16,609	17,183	17,743	
	人数	863	815	829	842	
県 西	時間	8,297	8,620	8,859	9,064	
	人数	412	453	469	468	
合 計	時間	262,741	276,644	285,794	295,318	
	人数	14,263	15,036	15,494	15,952	

(イ) 重度訪問介護のサービス見込量

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量			
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
横 浜	時間	121,680	160,642	184,577	212,079	
	人数	665	858	974	1,107	
川 崎	時間	20,648	24,574	26,537	28,501	
	人数	139	150	155	160	
相 模 原	時間	14,928	19,078	21,569	24,384	
	人数	33	42	48	54	
横 須 賀・三 浦	時間	3,843	4,614	4,955	5,311	
	人数	36	43	47	51	
湘 南 東 部	時間	7,658	8,080	8,484	8,961	
	人数	39	43	45	47	
湘 南 西 部	時間	4,026	4,763	5,214	5,767	
	人数	15	18	21	25	
県 央	時間	8,472	10,338	10,998	11,659	
	人数	36	54	61	67	
県 西	時間	2,486	2,500	2,542	2,587	
	人数	11	12	13	15	
合 計	時間	183,738	234,589	264,876	299,249	
	人数	974	1,220	1,364	1,526	

(ウ) 同行援護のサービス見込量

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	時間	15,020	15,626	15,939	16,258
	人数	793	851	881	913
川 崎	時間	7,920	8,704	8,847	8,991
	人数	279	289	293	298
相 模 原	時間	3,634	4,358	4,773	5,227
	人数	130	147	156	165
横 須 賀・三 浦	時間	2,206	2,363	2,468	2,577
	人数	121	121	124	128
湘 南 東 部	時間	2,745	2,902	2,986	3,074
	人数	139	150	154	158
湘 南 西 部	時間	2,325	2,594	2,742	2,894
	人数	133	140	144	149
県 央	時間	3,181	3,116	3,216	3,329
	人数	133	112	118	126
県 西	時間	1,297	1,211	1,221	1,241
	人数	71	70	71	73
合 計	時間	38,326	40,874	42,192	43,591
	人数	1,799	1,880	1,941	2,010

(エ) 行動援護のサービス見込量

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	時間	13,249	18,447	21,767	25,686
	人数	681	976	1,170	1,401
川 崎	時間	7,214	8,994	9,186	9,378
	人数	384	490	501	511
相 模 原	時間	1,636	3,805	4,185	4,603
	人数	51	102	112	123
横 須 賀・三 浦	時間	750	832	913	1,010
	人数	42	48	51	54
湘 南 東 部	時間	952	951	978	1,006
	人数	69	76	78	80
湘 南 西 部	時間	1,018	1,336	1,539	1,766
	人数	40	52	59	67
県 央	時間	2,358	2,679	2,837	3,073
	人数	82	104	110	120
県 西	時間	51	66	91	111
	人数	5	7	12	18
合 計	時間	27,227	37,110	41,496	46,633
	人数	1,354	1,855	2,093	2,374

(イ) 重度障害者等包括支援のサービス見込量

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	時間	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
川 崎	時間	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
相 模 原	時間	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
横 須 賀・三 浦	時間	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
湘 南 東 部	時間	0	8	8	8
	人数	0	1	1	1
湘 南 西 部	時間	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
県 央	時間	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
県 西	時間	0	0	0	10
	人数	0	0	0	1
合 計	時間	0	8	8	18
	人数	0	1	1	2

イ 日中活動系サービス

(ア) 生活介護のサービス見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	人日	140,753	141,361	145,531	149,700
	人数	8,526	8,482	8,732	8,982
川 崎	人日	56,538	58,859	60,813	62,767
	人数	2,780	2,935	2,979	3,023
相 模 原	人日	34,830	37,855	39,464	41,142
	人数	1,742	1,828	1,873	1,919
横 須 賀・三 浦	人日	33,954	36,581	38,382	39,641
	人数	1,806	1,913	1,981	2,020
湘 南 東 部	人日	28,066	29,618	30,186	30,754
	人数	1,537	1,591	1,621	1,653
湘 南 西 部	人日	27,179	28,557	28,890	29,226
	人数	1,418	1,453	1,485	1,520
県 央	人日	32,540	32,917	33,454	33,955
	人数	1,669	1,695	1,725	1,754
県 西	人日	16,433	16,898	17,273	17,668
	人数	835	863	885	909
合 計	人日	370,293	382,646	393,993	404,853
	人数	20,313	20,760	21,281	21,780

(イ) 自立訓練（機能訓練）のサービス見込量

(単位：人日分＝1か月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	人日	456	826	826	826
	人数	30	42	42	42
川 崎	人日	88	151	151	151
	人数	4	9	9	9
相 模 原	人日	69	102	102	102
	人数	5	16	16	16
横 須 賀・三 浦	人日	154	181	193	193
	人数	11	12	13	13
湘 南 東 部	人日	82	91	91	91
	人数	5	6	6	6
湘 南 西 部	人日	99	198	204	210
	人数	6	14	14	14
県 央	人日	197	269	289	323
	人数	21	19	21	23
県 西	人日	58	98	118	157
	人数	7	11	13	16
合 計	人日	1,203	1,916	1,974	2,053
	人数	89	129	134	139

(ウ) 自立訓練（生活訓練）のサービス見込量

(単位：人日分＝1か月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	人日	8,011	6,638	6,913	7,189
	人数	488	410	427	444
川 崎	人日	3,219	3,689	3,943	4,197
	人数	196	231	251	271
相 模 原	人日	2,138	2,221	2,263	2,307
	人数	121	161	186	215
横 須 賀・三 浦	人日	1,055	1,443	1,654	1,896
	人数	70	84	91	98
湘 南 東 部	人日	892	915	949	984
	人数	52	56	58	60
湘 南 西 部	人日	620	854	954	1,053
	人数	33	45	50	55
県 央	人日	1,245	1,373	1,418	1,479
	人数	86	94	102	113
県 西	人日	195	264	289	293
	人数	11	17	19	19
合 計	人日	17,375	17,397	18,383	19,398
	人数	1,057	1,098	1,184	1,275

(イ) 就労移行支援のサービス見込量

(単位：人日分＝1か月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	人日	27,339	28,711	29,915	31,119
	人数	1,561	1,688	1,759	1,830
川 崎	人日	10,113	11,556	12,278	12,999
	人数	522	572	596	621
相 模 原	人日	4,587	5,341	5,764	6,219
	人数	262	317	348	383
横 須 賀・三 浦	人日	4,288	4,818	5,098	5,400
	人数	231	251	263	275
湘 南 東 部	人日	4,634	5,527	5,670	5,814
	人数	269	315	322	330
湘 南 西 部	人日	3,052	3,345	3,607	3,879
	人数	162	171	177	184
県 央	人日	4,435	5,105	5,217	5,433
	人数	284	286	295	311
県 西	人日	1,224	1,519	1,674	1,847
	人数	79	95	104	113
合 計	人日	59,672	65,922	69,223	72,710
	人数	3,370	3,695	3,864	4,047

(ロ) 就労継続支援A型のサービス見込量

(単位：人日分＝1か月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	人日	12,156	19,480	20,239	20,999
	人数	654	997	1,035	1,074
川 崎	人日	6,818	6,968	7,125	7,281
	人数	341	390	398	406
相 模 原	人日	4,712	6,231	7,165	8,240
	人数	243	310	350	395
横 須 賀・三 浦	人日	2,618	3,335	3,690	4,049
	人数	130	163	179	194
湘 南 東 部	人日	1,887	2,342	2,353	2,365
	人数	106	126	127	127
湘 南 西 部	人日	2,605	2,819	2,927	3,034
	人数	132	139	144	149
県 央	人日	3,959	4,294	4,499	4,716
	人数	201	225	233	243
県 西	人日	1,294	1,558	1,690	1,800
	人数	67	81	88	94
合 計	人日	36,049	47,027	49,688	52,484
	人数	1,874	2,431	2,554	2,682

(カ) 就労継続支援B型のサービス見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	人日	83,354	91,993	96,320	100,647
	人数	5,145	5,361	5,613	5,866
川 崎	人日	25,071	27,144	28,630	30,116
	人数	1,432	1,606	1,717	1,827
相 模 原	人日	23,357	29,195	32,641	36,493
	人数	1,408	1,779	2,000	2,249
横 須 賀・三 浦	人日	17,023	17,558	18,013	18,475
	人数	1,043	1,097	1,128	1,159
湘 南 東 部	人日	18,952	20,663	21,753	22,876
	人数	1,201	1,308	1,377	1,447
湘 南 西 部	人日	24,121	25,130	26,107	28,092
	人数	1,451	1,527	1,589	1,651
県 央	人日	29,042	31,499	32,770	34,099
	人数	1,788	1,987	2,090	2,190
県 西	人日	15,529	16,078	16,867	17,440
	人数	940	1,012	1,050	1,076
合 計	人日	236,449	259,260	273,101	288,238
	人数	14,408	15,677	16,564	17,465

(キ) 就労定着支援のサービス見込量

(単位:人分=利用人数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	人	939	1,728	2,028	2,272
川 崎	人	298	323	349	374
相 模 原	人	144	198	232	272
横 須 賀・三 浦	人	130	123	133	143
湘 南 東 部	人	158	192	205	219
湘 南 西 部	人	107	121	135	149
県 央	人	178	192	216	239
県 西	人	44	57	64	71
合 計	人	1998	2,934	3,362	3,739

(ク) 療養介護のサービス見込量

(単位:人分=利用人数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	人	308	308	308	308
川 崎	人	111	111	111	111
相 模 原	人	87	95	98	103
横 須 賀・三 浦	人	99	104	110	113
湘 南 東 部	人	58	61	61	62
湘 南 西 部	人	64	86	98	115
県 央	人	77	81	84	87
県 西	人	58	60	61	61
合 計	人	862	906	931	960

(ケ) 短期入所のサービス見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	人日	6,358	7,950	8,100	8,250
	人数	1,122	1,590	1,620	1,650
川 崎	人日	3,416	3,348	3,438	3,531
	人数	524	654	699	748
相 模 原	人日	2,222	3,185	3,813	4,566
	人数	324	471	568	686
横 須 賀・三 浦	人日	1,818	1,952	1,975	1,996
	人数	394	424	429	434
湘 南 東 部	人日	1,215	1,567	1,835	2,112
	人数	306	311	362	415
湘 南 西 部	人日	1,839	1,986	2,145	2,368
	人数	305	310	326	343
県 央	人日	2,119	2,451	2,613	2,804
	人数	369	415	443	476
県 西	人日	576	782	899	1,010
	人数	115	147	168	189
合 計	人日	19,563	23,221	24,818	26,637
	人数	3,459	4,322	4,615	4,941

障害保健 福祉圏域	単位	福祉型短期入所サービス見込量			医療型短期入所サービス見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	人日	5,800	5,900	6,000	2,150	2,200	2,250
	人数	1,160	1,180	1,200	430	440	450
川 崎	人日	3,098	3,181	3,267	250	257	264
	人数	589	630	673	65	69	75
相 模 原	人日	2,967	3,552	4,254	218	261	312
	人数	436	526	635	35	42	51
横 須 賀・三 浦	人日	1,908	1,930	1,950	44	45	46
	人数	413	418	422	11	11	12
湘 南 東 部	人日	1,436	1,674	1,916	131	161	196
	人数	286	333	381	25	29	34
湘 南 西 部	人日	1,841	1,950	2,094	145	195	274
	人数	296	312	330	14	14	13
県 央	人日	2,302	2,454	2,628	149	159	176
	人数	382	407	436	33	36	40
県 西	人日	732	844	948	50	55	62
	人数	134	154	173	13	14	16
合 計	人日	20,084	21,485	23,057	3,137	3,333	3,580
	人数	3,696	3,960	4,250	626	655	691

ウ 居住系サービス

(ア) 自立生活援助のサービス見込量

(単位:人分=利用人数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	人	82	120	120	120
川 崎	人	1	7	7	7
相 模 原	人	5	9	9	9
横 須 賀・三 浦	人	3	6	6	6
湘 南 東 部	人	0	17	17	17
湘 南 西 部	人	3	5	6	5
県 央	人	2	9	13	17
県 西	人	0	3	3	4
合 計	人	96	176	181	185

(イ) 共同生活援助（グループホーム）のサービス見込量

(単位:人分=利用人数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	人	5,452	5,800	6,000	6,200
川 崎	人	1,636	1,746	1,846	1,946
相 模 原	人	1,125	1,457	1,658	1,887
横 須 賀・三 浦	人	879	992	1,052	1,116
湘 南 東 部	人	844	921	966	1,009
湘 南 西 部	人	805	941	1,016	1,092
県 央	人	1,048	1,184	1,244	1,315
県 西	人	482	516	538	559
合 計	人	12,271	13,557	14,320	15,124

(ウ) 施設入所支援（障害者支援施設における入所サービス）のサービス見込量

(単位:人分=利用人数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	人	1,364	1,330	1,313	1,295
川 崎	人	524	553	553	553
相 模 原	人	348	340	336	330
横 須 賀・三 浦	人	483	478	477	473
湘 南 東 部	人	407	395	391	386
湘 南 西 部	人	595	590	579	570
県 央	人	573	560	557	547
県 西	人	342	336	334	328
合 計	人	4,636	4,582	4,540	4,482

エ 指定計画相談支援

指定計画相談支援の見込量

(単位:人分=利用人数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量			
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
横 浜	人	15,086	19,860	22,485	25,279	
川 崎	人	2,512	2,939	3,077	3,229	
相 模 原	人	711	1,180	1,298	1,427	
横須賀・三浦	人	776	895	950	1,008	
湘 南 東 部	人	2,701	3,171	4,301	5,626	
湘 南 西 部	人	1,155	1,176	1,195	1,212	
県 央	人	806	882	912	948	
県 西	人	523	558	590	622	
合 計	人	24,270	30,661	34,808	39,351	

オ 指定地域相談支援

(7) 地域移行支援の見込量

(単位:人分=年間の利用人数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量			
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
横 浜	人	25	25	25	25	
川 崎	人	11	8	8	8	
相 模 原	人	0	5	5	5	
横須賀・三浦	人	10	17	20	23	
湘 南 東 部	人	1	3	3	3	
湘 南 西 部	人	2	7	9	9	
県 央	人	6	20	26	36	
県 西	人	3	10	11	14	
合 計	人	58	95	107	123	

(1) 地域定着支援の見込量

(単位:人分=年間の利用人数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量			
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
横 浜	人	58	58	58	58	
川 崎	人	4	8	8	8	
相 模 原	人	1	2	2	2	
横 須 賀・三 浦	人	1	5	6	6	
湘 南 東 部	人	0	2	3	4	
湘 南 西 部	人	0	4	6	7	
県 央	人	1	10	15	21	
県 西	人	3	9	10	13	
合 計	人	68	98	108	119	

(3) 指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の見込量

ア 障害児通所支援

(7) 児童発達支援の見込量

(単位：人日分＝1か月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	人日	58,588	61,300	63,600	65,900
	人数	4,959	5,385	5,585	5,785
川 崎	人日	21,217	25,691	27,928	30,165
	人数	2,452	2,867	3,074	3,281
相 模 原	人日	7,474	11,640	14,527	18,129
	人数	1,011	1,445	1,727	2,064
横 須 賀・三 浦	人日	4,209	4,865	5,256	5,680
	人数	545	631	678	730
湘 南 東 部	人日	7,163	8,207	8,752	9,301
	人数	846	973	1,040	1,106
湘 南 西 部	人日	5,489	5,836	6,076	6,326
	人数	747	781	810	840
県 央	人日	8,800	10,279	11,248	12,332
	人数	1,277	1,530	1,697	1,884
県 西	人日	2,815	2,955	3,127	3,283
	人数	448	454	479	502
合 計	人日	115,755	130,773	140,514	151,116
	人数	12,285	14,066	15,090	16,192

(1) 放課後等デイサービスの見込量

(単位：人日分＝1か月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	人日	156,252	191,180	210,140	230,680
	人数	9,886	12,100	13,300	14,600
川 崎	人日	42,758	51,578	55,988	60,398
	人数	3,337	3,988	4,313	4,638
相 模 原	人日	26,201	30,799	33,392	36,203
	人数	2,180	2,635	2,897	3,185
横 須 賀・三 浦	人日	16,018	18,817	20,256	21,795
	人数	1,579	1,851	2,000	2,161
湘 南 東 部	人日	17,711	19,591	20,681	21,815
	人数	1,524	1,788	1,940	2,110
湘 南 西 部	人日	14,629	15,872	16,837	17,801
	人数	1,528	1,659	1,745	1,831
県 央	人日	23,570	25,127	26,848	29,155
	人数	2,528	4,204	4,471	4,761
県 西	人日	7,542	8,435	8,767	9,087
	人数	609	702	734	765
合 計	人日	304,681	361,399	392,909	426,934
	人数	23,171	28,927	31,400	34,051

(ウ) 居宅訪問型児童発達支援の見込量

(単位：人日分＝1か月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	人日	126	188	277	388
	人数	21	30	35	35
川 崎	人日	6	20	20	20
	人数	4	10	10	10
相 模 原	人日	6	20	20	20
	人数	2	2	2	2
横 須 賀・三 浦	人日	0	5	5	5
	人数	0	2	2	2
湘 南 東 部	人日	0	16	20	25
	人数	0	4	5	6
湘 南 西 部	人日	0	13	85	85
	人数	0	4	5	5
県 央	人日	10	10	10	11
	人数	3	5	5	5
県 西	人日	0	0	0	16
	人数	0	0	0	2
合 計	人日	148	272	437	570
	人数	30	57	64	67

(エ) 保育所等訪問支援の見込量

(単位：人日分＝1か月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横 浜	人日	1,698	2,083	2,633	3,333
	人数	1,132	1,650	1,800	1,950
川 崎	人日	246	299	345	391
	人数	172	205	236	268
相 模 原	人日	217	469	746	1,187
	人数	108	273	435	693
横 須 賀・三 浦	人日	56	72	81	90
	人数	28	36	42	47
湘 南 東 部	人日	70	106	116	125
	人数	54	74	80	86
湘 南 西 部	人日	56	86	102	118
	人数	51	65	77	89
県 央	人日	86	103	120	136
	人数	71	91	107	123
県 西	人日	11	30	33	36
	人数	10	20	21	23
合 計	人日	2,440	3,248	4,176	5,416
	人数	1,624	2,414	2,798	3,279

イ 障害児入所支援

(7) 福祉型障害児入所支援の見込量

(単位：人分＝利用人数)

措置及び支給 決定権者	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横浜市	人	158	190	190	190
川崎市	人	51	53	53	53
相模原市	人	48	45	45	45
横須賀市	人	25	27	27	27
県	人	206	237	244	252
合計	人	488	552	559	567

(1) 医療型障害児入所支援の見込量

(単位：人分＝利用人数)

措置及び支給 決定権者	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横浜市	人	83	98	98	98
川崎市	人	23	25	25	25
相模原市	人	8	6	6	6
横須賀市	人	8	9	9	9
県	人	38	47	53	59
合計	人	160	185	191	197

ウ 障害児相談支援

障害児相談支援の見込量

(単位：人分＝利用人数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
横浜	人	3,579	5,090	6,925	7,560
川崎	人	576	200	200	200
相模原	人	334	505	621	763
横須賀・三浦	人	433	412	452	495
湘南東部	人	555	641	688	737
湘南西部	人	1,337	1,511	1,573	1,631
県央	人	322	353	414	450
県西	人	91	146	175	203
合計	人	7,227	8,858	11,048	12,039

5. 神奈川県内における障害者支援施設等の一覧

総論(30ページ)で必要入所定員総数を定めている「障害者支援施設」と「障害児入所施設等」の2024(令和6)年3月1日現在の一覧です。各事業所の情報は、コラム(91ページ)に記載しているとおり「障害福祉情報サービスかながわ」で確認することができます。

NO	障害者支援施設	主たる対象者			定員	事業所所在地
		身体	知的	精神		
1	障害者支援施設 希望		知		60	横浜市鶴見区
2	シーダ日野学園		知		50	横浜市港南区
3	芹が谷やまゆり園		知		60	横浜市港南区
4	のばら園		知		50	横浜市保土ヶ谷区
5	恵和青年寮		知		80	横浜市保土ヶ谷区
6	たちほどがや	身			40	横浜市保土ヶ谷区
7	てらん広場		知		70	横浜市保土ヶ谷区
8	偕恵		知		40	横浜市旭区
9	しらねの里		知		40	横浜市旭区
10	光の丘		知		40	横浜市旭区
11	ホルツハウゼ		知		30	横浜市旭区
12	くるみ学園		知		20	横浜市旭区
13	航		知		50	横浜市金沢区
14	横浜市総合リハビリテーションセンター障害者支援施設	身			30	横浜市港北区
15	横浜らいず	身			60	横浜市港北区
16	花みずき		知		50	横浜市港北区
17	青葉メゾン		知		60	横浜市青葉区
18	東やまたレジデンス		知		40	横浜市都筑区
19	朝日塾		知		50	横浜市戸塚区
20	リエゾン笠間	身			50	横浜市栄区
21	ソイル栄		知		50	横浜市栄区
22	よこはまりバーサイド泉	身			60	横浜市泉区
23	横浜市松風学園		知		51	横浜市泉区
24	泉の郷まつかぜ		知		36	横浜市泉区
25	障害者支援施設 川崎ラシクル	身	知	精	47	川崎市川崎区
26	桜の風	身	知		50	川崎市中原区
27	障がい者支援施設 みずさわ		知		80	川崎市宮前区

NO	障害者支援施設	主たる対象者			定員	事業所所在地
		身体	知的	精神		
28	れいんぼう川崎	身			60	川崎市宮前区
29	川崎市柿生学園		知		60	川崎市麻生区
30	社会福祉法人セイワ障害者支援施設(入所)つばき寮		知		50	川崎市麻生区
31	藤野薫風		知		60	相模原市緑区
32	津久井やまゆり園		知		60	相模原市緑区
33	藤野さつき学園		知		40	相模原市緑区
34	くりのみ学園		知		30	相模原市緑区
35	リベルテ		知		60	相模原市緑区
36	社会福祉法人 相模福祉村 たんぽぽの家	身	知	精	100	相模原市中央区
37	虹の家	身	知	精	60	相模原市南区
38	さがみ緑風園	身			72	相模原市南区
39	重度神奈川後保護施設	身			60	横須賀市
40	神奈川後保護施設	身			40	横須賀市
41	いちばん星		知		56	横須賀市
42	清光ホーム		知		50	横須賀市
43	横須賀ホーム		知		40	横須賀市
44	シャローム浦上台	身			52	横須賀市
45	三浦しらとり園		知		88	横須賀市
46	貴峯荘	身			40	平塚市
47	進和やましろホーム		知		60	平塚市
48	進和あさひホーム		知		60	平塚市
49	はばたき進和		知		40	平塚市
50	ソーレ平塚	身			50	平塚市
51	貴峯荘湘南の丘	身			52	平塚市
52	鎌倉清和園		知		50	鎌倉市
53	湘南希望の郷	身			56	藤沢市
54	湘南セシリア		知		40	藤沢市
55	湘南あおぞら		知		40	藤沢市
56	ほうあんふじみのさと		知		30	小田原市
57	永耕園		知		75	小田原市
58	竹の子学園		知		56	小田原市
59	よるべ沼代	身	知	精	40	小田原市
60	水平線	身			50	茅ヶ崎市

NO	障害者支援施設	主たる対象者			定員	事業所所在地
		身体	知的	精神		
61	入道雲		知		50	茅ヶ崎市
62	やまばと学園		知		60	秦野市
63	くず葉学園		知		60	秦野市
64	秦野精華園		知		60	秦野市
65	ライフステージ・悠トピア		知		60	秦野市
66	松下園		知		40	秦野市
67	丹沢レジデンシャルホーム	身			56	秦野市
68	希望の丘はだの		知		40	秦野市
69	愛名やまゆり園		知		100	厚木市
70	七沢自立支援ホーム	身			50	厚木市
71	すぎな会愛育寮		知		60	厚木市
72	すぎなの郷		知		80	厚木市
73	厚木精華園		知		110	厚木市
74	野百合園		知		50	厚木市
75	紅梅学園		知		80	厚木市
76	七沢学園		知		30	厚木市
77	愛の森学園		知		40	厚木市
78	福田の里		知		50	大和市
79	みどり園		知		65	伊勢原市
80	アガベ壺番館	身			60	座間市
81	星谷学園		知		40	海老名市
82	足柄療護園	身			60	南足柄市
83	さがみ野ホーム		知		50	綾瀬市
84	綾瀬ホーム		知		60	綾瀬市
85	カビーナ貴志園		知		30	綾瀬市
86	素心学院		知		75	中郡大磯町
87	神奈川県立中井やまゆり園		知		122	足柄上郡中井町
88	清川ホーム		知		50	愛甲郡清川村
計					4809	

NO	福祉型障害児入所施設	主たる障害種別	定員	事業所所在地
1	横浜訓盲院	盲	50	横浜市中区
2	すみれ園	知的	30	横浜市保土ヶ谷区
3	ぶどうの実	知的	30	横浜市旭区
4	くるみ学園	知的	20	横浜市旭区
5	ぼらいと・えき	知的	50	横浜市泉区
6	川崎市中央療育センター	知的	50	川崎市中原区
7	相模はやぶさ学園	知的	40	相模原市南区
8	三浦しらとり園	知的	36	横須賀市
9	神奈川県立子ども自立生活支援センター	知的	36	平塚市
10	精陽学園	肢体	50	平塚市
11	わらべの杜	知的	40	小田原市
12	光海学園	知的	30	小田原市
13	弘済学園	知的	80	秦野市
14	弘済学園第二児童寮	知的	30	秦野市
15	七沢学園	知的	30	厚木市
計			602	

NO	医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関	定員	事業所所在地
1	こども医療センター重症心身障害児施設	40	横浜市南区
2	こども医療センター肢体不自由児施設	50	横浜市南区
3	横浜療育医療センター	95	横浜市旭区
4	横浜医療福祉センター港南	160	横浜市港南区
5	重症心身障害児(者)施設サルビア	40	横浜市鶴見区
6	重症児・者福祉医療施設ソレイユ川崎	100	川崎市麻生区
7	相模原療育園	60	相模原市南区
8	ワゲン療育病院長竹	40	相模原市緑区
9	ライフゆう	55	横須賀市
10	鎌倉療育医療センター小さき花の園	72	鎌倉市
11	箱根病院	114	小田原市
12	太陽の門重症心身障害児(者)施設	50	小田原市
13	神奈川病院	96	秦野市
14	七沢療育園	40	厚木市
計		1,012	

6. 計画策定の主な経過

【県民意見等の反映】

▶ 条例及び条例に基づく基本計画策定に向けた意見交換

◎ 障害者団体等へのヒアリング（第1弾）

2023年2月21日～4月27日

▶ 条例に基づく基本計画素案に関する意見の募集

◎ 県民意見募集（パブリック・コメント）

2023年10月19日～11月24日

◎ 障害者団体等へのヒアリング（第2弾）※パブリック・コメントの意見として聴取

2023年11月20日～11月24日

意見の内訳	件数
総論に関するもの	37
大柱Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組みに関するもの	54
大柱Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組みに関するもの	61
大柱Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組みに関するもの	52
大柱Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組みに関するもの	50
資料（各数値）に関するもの	7
その他	32
計	293

意見の反映状況	件数
計画案に反映したもの （意見の趣旨を既に計画案に記載していた場合を含む）	72
計画案には反映していないが、意見のあった施策等は既に取り組んでいるもの	6
意見の趣旨を今後の取組の参考とするもの	178
計画に反映できないもの	0
その他（感想・質問等）	37
計	293

【神奈川県障害者施策審議会による計画策定の審議】

▶ 神奈川県障害者施策審議会

県では、障害者計画や障害福祉計画等の策定や改定、計画の進行管理、障害者施策の監視等について調査・審議するため、障害者基本法第36条に基づき都道府県及び指定都市が設置する執行機関の附属機関『神奈川県障害者施策審議会』を設置しています。



神奈川県障害者施策審議会の様子

開催日	開催回	計画策定に係る審議内容
2022年11月28日	第35回	条例に基づく基本計画の策定について
2023年3月14日	第36回	条例に基づく基本計画の骨子案について
2023年6月2日	第37回	条例に基づく基本計画の骨子案について
2023年9月5日	第38回	条例に基づく基本計画の素案について
2023年11月28日	第39回	条例に基づく基本計画の素案について
2023年2月13日	第40回	条例に基づく基本計画案について

▶ 神奈川県障害者施策審議会障害当事者部会

県では、当事者目線の障害福祉の実現に向け、障害当事者らが主体的に参画するとともに、障害者に係る施策等について、広く意見を聴取するため、神奈川県障害者施策審議会の部会として、『障害当事者部会』を設置しています。



神奈川県障害者施策審議会障害当事者部会の様子

開催日	開催回	計画策定に係る審議内容
2024年1月25日	第1回	条例に基づく基本計画の指標等について

【神奈川県議会（厚生常任委員会及び共生社会推進特別委員会）への報告】

会期	内容
2023年第2回定例会	厚生常任委員会及び共生社会推進特別委員会に条例に基づく基本計画骨子案を報告
2023年第3回定例会（前半）	厚生常任委員会及び共生社会推進特別委員会に条例に基づく基本計画素案を報告
2023年第3回定例会（後半）	厚生常任委員会及び共生社会推進特別委員会に条例に基づく基本計画素案を報告
2024年第1回定例会	厚生常任委員会及び共生社会推進特別委員会に条例に基づく基本計画案を報告

【市町村との連携】

実施日	内容
2023年4月26日	障害福祉計画等の策定に係る市町村担当者会議において基本指針等の概要や条例に基づく基本計画について説明
2023年10月19日	県内市町村障害福祉主管課長あて条例に基づく基本計画素案について意見照会
2023年12月25日	障害福祉計画等の策定に係る圏域調整会議（政令市）において成果目標、活動指標、サービス見込量の調整等を実施
2023年12月26日	障害福祉計画等の策定に係る圏域調整会議（横須賀・三浦圏域）において成果目標、活動指標、サービス見込量の調整等を実施
2023年12月27日	障害福祉計画等の策定に係る圏域調整会議（県央圏域）において成果目標、活動指標、サービス見込量の調整等を実施
2023年12月27日	障害福祉計画等の策定に係る圏域調整会議（県西圏域）において成果目標、活動指標、サービス見込量の調整等を実施
2024年1月9日	障害福祉計画等の策定に係る圏域調整会議（湘南西部圏域）において成果目標、活動指標、サービス見込量の調整等を実施
2024年1月10日	障害福祉計画等の策定に係る圏域調整会議（湘南東部圏域）において成果目標、活動指標、サービス見込量の調整等を実施
2024年2月15日	市町村障がい福祉主管課長会議において条例に基づく基本計画案を報告

【その他、県が主催する協議会等】

実施日	内容
2023年8月25日	第34回神奈川県自立支援協議会において条例に基づく基本計画骨子案を報告
2023年11月10日	令和5年度第1回神奈川県社会福祉審議会において条例に基づく基本計画素案を報告
2023年12月22日	第35回神奈川県自立支援協議会において条例に基づく基本計画素案を報告
2024年3月8日	令和5年度障がい者施策説明会（書面開催）において条例に基づく基本計画案を報告
2024年3月19日	第36回神奈川県自立支援協議会において条例に基づく基本計画案を報告
2024年3月22日	令和5年度第1回神奈川県児童福祉審議会障害福祉部会において条例に基づく基本計画案を報告
2024年3月27日	令和5年度第2回神奈川県社会福祉審議会において条例に基づく基本計画案を報告

【庁内における会議等】

実施日	内容
2023年6月9日	令和5年度第1回神奈川県共生推進本部において条例に基づく基本計画骨子案を報告
2023年9月6日	令和5年度第2回神奈川県共生推進本部において条例に基づく基本計画素案を報告
2024年2月1日	令和5年度第5回神奈川県共生推進本部において条例に基づく基本計画案を報告

7. 障害福祉に係る法整備等の歴史

《障害福祉施策に関する主な法律等》

▶ 1970(昭和45)年:「心身障害者対策基本法」の施行

国の各省庁が所管する障害者関連の個別法律を指導する障害者施策に関する基本的な法律。のちに、1993(平成5)年には「障害者基本法」に改正されている。

▶ 2005(平成17)年:「発達障害者支援法」の施行

発達障害の定義の明確化、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えて、一体的な支援を行う体制の整備など。

▶ 2006(平成18)年:「障害者自立支援法」の施行

身体障害、知的障害、精神障害の一元化、地域生活移行の推進、就労支援、障害福祉サービス体系の再編など。

▶ 2006(平成18)年:「バリアフリー法」の施行

公共交通機関、道路、建築物、都市公園、路外駐車場を含め、障害者等が利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進など。

▶ 2006(平成18)年:「教育基本法」の全部改正

「教育の機会均等」に関する規定に、障害のある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを新たに明記など。

▶ 2007(平成19)年:「障害者権利条約」(障害者の権利に関する条約)に署名

障害者の人権、基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置など。(2014(平成26)年1月批准)

▶ 2011(平成23)年:「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行

障害者権利条約の理念に沿った所要の改正。社会モデルに基づく障害者の概念や、合理的配慮の理念、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障害者保護の追加など。

▶ 2012(平成24)年:「障害者虐待防止法」の施行

障害者虐待とその類型等を定義。虐待を受けた障害者の保護、養護者に対する支援の措置など。

▶ 2012(平成24)年:「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行

従来の障害種別で分かれていた体系(給付)について、通所・入所の利用形態の別による一元化や、障害児相談支援の創設など。

▶ 2013(平成25)年:「障害者自立支援法」の一部改正、障害者総合支援法の施行

(※「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」に改正)

障害者の範囲に「難病患者等」を追加。この他、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など。なお、一部、2014(平成26)年4月に施行。

▶ 2013(平成25)年:「障害者優先調達推進法」の施行

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることなど。

▶ 2014(平成26)年:「障害者権利条約」(障害者の権利に関する条約)を批准

障害者の人権、基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置など。

▶ 2015(平成27)年:「精神保健福祉法の一部を改正する法律」の施行

(※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)

精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院の見直し、精神医療審査会に関する見直しなど。

▶ 2015(平成27)年:「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行

難病の患者に対する医療費助成に関して、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置など。

▶ 2016(平成28)年:「障害者差別解消法」の施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関、事業者等における措置等を定め、障害を理由とする差別の解消を推進することなど。

▶ 2016(平成28)年:「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行

障害児のサービスに係る提供体制の計画的な推進(障害児福祉計画)の追加など。

▶ 2016(平成28)年:「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行

雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障となる事情を改善するために事業主が講ずべき合理的配慮など。

▶ 2018(平成30)年:「障害者文化芸術推進法」の施行

(※障害者による文化芸術活動の推進に関する法律)

障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化すること、障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することなど。

▶ 2018(平成30)年:「バリアフリー法の一部を改正する法律」の施行

「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」の明確化、「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援の明記の追加など。

▶ 2019(令和元)年:「読書バリアフリー法」の施行

アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること、視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされることなど。

▶ 2020(令和2)年:「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の施行

電話リレーサービスの提供の業務を行う者の指定に関する制度及び当該指定を受けた者の当該業務に要する費用に充てるための交付金に関する制度を創設する措置など。

▶ 2020(令和2)年:「バリアフリー法の一部を改正する法律」の施行

国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針の記載事項に「心のバリアフリー」に関する事項を追加、市町村が作成する基本構想に記載する事業メニューの一つとして、心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を追加など。

▶ 2021(令和3)年:「医療的ケア児支援法」の施行

(※医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律)

医療的ケア児等に関する相談支援や情報提供のほか、支援に関わる人材養成の必要性の規定など。

▶ 2022(令和4)年:「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行

障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにすること、障害者でない者と同じ内容の情報を同一時点において取得できるようにすることの規定など。

▶ **2023(令和5)年:「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行**

事業主の責務として障害者の職業能力の開発等が含まれることの明確化や、週所定労働時間が短時間の重度障害者や精神障害者の実雇用率への算定による、障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進等の追加など。

▶ **2024(令和6)年:「障害者総合支援法の一部を改正する法律」の施行**

障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備など。

▶ **2024(令和6)年:「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行**

児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型(福祉型、医療型)の一元化、障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体の明確化、22歳までの入所継続を可能とすることなど。

▶ **2024(令和6)年:「精神保健福祉法の一部を改正する法律」の施行**

医療機関における虐待防止の措置の義務化、虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化、自治体の相談支援の対象の見直しなど。

▶ **2024(令和6)年:「障害者差別解消法の一部を改正する法律」の施行**

国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供の義務化、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化など。

《県における障害福祉施策に関する条例等》

▶ 2009(平成21)年:「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」施行

障害者等が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるバリアフリーのまちづくりに向け、障害者等に対する県、事業者、県民の責務、障害者等の意見の反映、障害者等の利用に配慮した整備基準の規定など。

▶ 2015(平成27)年:「神奈川県手話言語条例」施行

ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行いながら共生することのできる地域社会を実現するため、手話の普及等に関する基本理念、県の責務や県民、事業者の役割、手話等の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進など。

▶ 2016(平成28)年:「ともに生きる社会かながわ憲章」策定

県立障害者支援施設である「津久井やまゆり園」で発生した事件を受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、ともに生きる社会の実現を目指し策定。

▶ 2021(令和3)年:「当事者目線の障害福祉実現宣言」宣誓

新たな「津久井やまゆり園」と「芹が谷やまゆり園」の2つの施設の開所を新しい障害福祉のスタートと位置付け、知事から発信した宣言。

「あなた(障害当事者)の心の声に耳を傾け、お互い(障害当事者とともに歩む人々)の心が輝くことを目指します」といった思いが込められている。

▶ 2023(令和5)年:「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例

～ともに生きる社会を目指して～」施行

障害当事者や支援者をはじめとした県民と、行政(県や市町村)、関係団体等が一体となり、神奈川県全体で、「当事者目線の障害福祉」に取り組むために策定された条例。

▶ 2023(令和5)年:「神奈川県手話言語条例」改正

2015(平成27)年に施行となった同条例を改正。「手話を使用する者」に関する整理や、手話の取得等について追記された。

また、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～」の趣旨の反映、明確化が図られた。

8. とともに生きる社会かながわ憲章

この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します

平成28年7月26日、県立の障害者支援施設である「津久井やまゆり園」において19人が死亡し、27人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

私たちは、これまでも「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきました。

そうした中でこのような事件が発生したことは、大きな悲しみであり、強い怒りを感じています。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

- ー 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- ー 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- ー 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- ー 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日 神奈川県

県ウェブサイト「ともに生きる社会かながわ憲章ポータルサイト」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/cnt/f535463/index.html>



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

ともに生きる



9. 当事者目線の障がい福祉実現宣言

～あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指します～

私たちは、津久井やまゆり園事件のような悲惨な事件を二度と起こさないために、これまでの障がい福祉のあり方を根本的に見直し、「当事者目線の障がい福祉」に大転換することを誓います。それは「あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指す障がい福祉」です。

私たちは「虐待」は絶対に認めません。強度の行動障がいの方に対して、周りの人や自分を傷つけるから、音や光などに過敏に反応し過ぎるから、長時間、部屋に閉じ込めておく、車いすに縛り付けておく、安全安心のためにはやむをえないということで、これまではそんな支援が当たり前のように行なわれていました。

しかし、それは明らかに「虐待」です。時代は大きく変わり、法律も変わりました。「虐待」の定義も変わりました。それにも関わらず、現場では同じような支援、すなわち「虐待」が続いていたのです。

それは県立施設においても例外ではありませんでした。県として、障がい者のみなさんに対して、心からお詫びいたします。そんな支援を続けていた事業者は、みんな反省し、支援のあり方を変えなければならないと私たちは思います。

「虐待」は絶対に許されることではありません。あなたは障がい者であるまえに、人間です。人間だからこそ、一人の人間として尊重されるのは当然の権利です。

私たちは部屋に閉じ込められている当事者ご本人の目線に立って考えます。なぜ、あなたは周りの人や自分を傷つけるような行動をしてしまうのでしょうか。もしかしたら、あなたは自分の気持ちをうまく表せないだけかもしれません。自分の気持ちを聞いて欲しいと訴えているに違いないと考えて接すれば、全然違ったサポートができるはず です。

私たちはそんなあなたの心の声に一生懸命、耳を傾けます。あなたの思いを受け止め、工夫をしながらサポートします。そうすればきっとあなたは安心してくれるに違いない。それが私たちにとっても大きな喜びにつながるはずです。それがお互いの心が輝く障がい福祉です。

施設はあなたが地域の仲間たちとのつながりの中で暮らしていけるよう、一緒に考え、みんなで支え、準備をする場です。一生そこで過ごしていただく場ではありません。あなたは自分の住む場所を自分で決めることができます。

かつて、周りの人を傷つけるからという理由で、ずっと部屋に閉じ込められていた人が、「当事者目線の支援」を受けることになったことで、生き生きと働けるようになっていました。

支援のあり方によって、こんなに変わるんだ。それは希望の光でした。こういう支援が広がっていけば、必ずや、「当事者目線の障がい福祉」は実現できるに違いないと、私たちは確信しました。

どんな障がいがあっても、支えあい、愛と思いやりにあふれ、みんなのいのちが輝く、「ともに生きる社会」を実現するべく全力を尽くすことを障がい当事者、福祉関係者、そしてすべての県民の皆様に誓います。

令和3年11月16日 神奈川県知事 黒岩祐治

県ウェブサイト「当事者目線の障がい福祉実現宣言」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/tijisengen.html>



10. 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例

～ともに生きる社会を目指して～（全文）

平成28年7月26日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生した。この事件は、障害者やその家族のみならず、多くの県民に言いようもない衝撃と不安を与えた。

県は、このような事件が二度と繰り返されないよう、平成28年10月、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、これを、ともに生きる社会の実現を目指す県政の基本的な理念とした。

県は、津久井やまゆり園の再生を進める過程において、利用者に対するより良い支援のあり方を模索してきた。そうしたところ、これまでは利用者の安全を優先するという理由で管理的な支援が行われてきたが、本人の意思を尊重し、本人が望む支援を行うためには、当事者本人の目線に立たなくてはならないことに改めて気付いた。

そして、障害者との対話を重ね、その思いに寄り添うために全力を注いだ。その結果、障害者一人一人の心の声に耳を傾け、支援者や周りの人が工夫しながら支援することが、障害者のみならず障害者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが、お互いの心が輝く当事者目線の障害福祉であるとの考えに至った。

そこで、令和3年11月、「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信し、これまでの障害福祉のあり方を見直し、当事者目線の障害福祉に転換することを誓った。

顧みると、我が国においては、昭和56年の国際障害者年を転機として、ノーマライゼーションの理念の下、全ての障害者が自立と社会参加をすることができるよう環境の整備が進められてきた。また、障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等の国内法の整備が行われ、平成26年には、障害者の権利に関する条約が批准された。しかしながら、全ての障害者が自分らしく暮らしていくことができる社会環境の整備は、いまだ道半ばである。

私たちは、この現状に真摯に向き合い、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指して、障害者も含めた県民、事業者、県等が互いに連携し、一体となった取組を進めるべく、普遍的な仕組みを構築していかなければならない。

このような認識の下、当事者目線の障害福祉の推進が、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現につながるものと確信し、その基本となる理念や原則を明らかにした、当事者目線の障害福祉を進めていくための基本的な規範として、ここに、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、当事者目線の障害福祉の推進について、基本理念を定め、及び県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、当事者目線の障害福祉を推進するための基本となる事項を定めることにより、当事者目線の障害福祉の推進を図り、もって障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障害者のみならず誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいい、「障害者」とは同号に規定する障害者をいう。

2 この条例において「当事者目線の障害福祉」とは、障害者に関わる誰もが障害者一人一人の立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される障害者の福祉をいう。

3 この条例において「意思決定支援」とは、障害者が自ら意思を決定すること（以下「自己決定」という。）が困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。

4 この条例において「障害福祉サービス提供事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者、同条第11項に規定する障害者支援施設を経営する事業を行う者、同条第18項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、同条第26項に規定する移動支援事業を行う者、同条第27項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者及び同条第28項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う者、同条第7項に規定する障害児相談支援事業を行う者及び同法第7条第1項に規定する障害児入所施設又は児童発達支援センターを経営する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第3条 当事者目線の障害福祉の推進は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全ての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができ、かつ、その個人としての尊厳が重んぜられること。
- (2) 障害者一人一人の自己決定が尊重されること。
- (3) 障害者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること。

- (4) 障害者の性別、年齢、障害の特性及び生活の実態に応じて関係者が連携し、障害者一人一人の持つ可能性が尊重されること。
- (5) 障害者のみならず、障害者に関わる人々も喜びを実感することができること。
- (6) 多様な人々により地域社会が構成されているという認識の下に、全ての県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村、事業者等と連携し、障害及び当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるための普及啓発を行うものとする。
- 3 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策に、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「県民等」という。)の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(市町村との連携)

第5条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村が当事者目線の障害福祉に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民及び事業者の責務)

第6条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるとともに、県が実施する当事者目線の障害福祉に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害者が社会、経済、文化その他多様な分野の活動に参加することができるよう機会の確保に努めなければならない。

(障害福祉サービス提供事業者の責務)

第7条 障害福祉サービス提供事業者は、基本理念にのっとり、地域住民、関係団体等と連携し、地域の社会資源の活用、創出等を図りながら、当事者目線の障害福祉の推進に努めなければならない。

(基本計画の策定)

第8条 知事は、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当事者目線の障害福祉の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 知事は、毎年度、基本計画の実施状況について、インターネットの利用その他の方法によ

り公表するものとする。

（基本計画に定める施策）

第9条 基本計画には、次に掲げる施策について定めるものとする。

- (1) 障害者が、障害の特性及び生活の実態に応じ、自立のための適切な支援を受けることができ、かつ、多様な地域生活の場を選択することができるようにするための医療、介護、福祉等に関する施策
- (2) 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応じることができるようにするための施策
- (3) 障害者である子どもの教育を保障し、及び障害者が生涯にわたり学習を継続することができるようにするための施策
- (4) 障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けることができるようにするための施策
- (5) 障害者の多様な就業機会の確保、個々の障害者の特性に配慮した就労の支援及び障害者の雇用促進に関する施策
- (6) 障害者のための住宅の確保及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備の促進に関する施策
- (7) 障害者が円滑に利用できるような公共的施設の構造及び設備の整備並びに障害者が移動しやすい環境の整備に関する施策
- (8) 障害者が十分に情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるようにするための情報提供その他の支援に関する施策
- (9) 障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立を促進するための施策
- (10) 障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策
- (11) 障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするための防災及び防犯並びに障害者の消費者被害の防止及び救済に関する施策
- (12) 障害者が行政機関等における手続を円滑に行うことができるようにするための環境の整備に関する施策

（意思決定支援の推進）

第10条 障害福祉サービス提供事業者は、意思決定支援の実施に努めなければならない。

2 県は、意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供、相談及び助言等を行うための体制を整備するものとする。

3 県は、障害福祉サービス提供事業者に対し、意思決定支援に関する研修を行うものとする。

(障害者の権利擁護)

第11条 障害福祉サービス提供事業者、障害者の家族その他の関係者(次項においてこれらを「関係者」という。)は、施設への入所その他の障害者の福祉サービスの利用に際しては、障害者の意思が反映されるよう配慮しなければならない。

2 関係者は、障害者が意思決定支援を受けることを希望する場合には、その希望を十分に尊重し、円滑に意思決定支援を受けることができるよう努めなければならない。

(障害を理由とする差別、虐待等の禁止)

第12条 何人も、障害者に対し、障害を理由とする差別、虐待その他の個人としての尊厳を害する行為をしてはならない。

(障害を理由とする差別に関する相談、助言等)

第13条 県は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、相談体制その他必要な体制を整備するものとする。

2 県は、障害を理由とする差別に関する相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 相談者に対し、助言、情報の提供等を行うこと。
- (2) 関係者との必要な情報の共有又はあっせんを行うこと。
- (3) 他の地方公共団体への通知その他の連絡調整を行うこと。

(社会的障壁の除去)

第14条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。)の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、その意思を推知することができるときで、社会的障壁の除去についてその実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、その意思を推知することができるときで、社会的障壁の除去についてその実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(虐待等の防止)

第15条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待等の防止に関し、障害福祉サービス提供事業者への啓発及び研修を行うものとする。

2 障害福祉サービス提供事業者は、その従業者に対し、障害者に対する虐待等の防止に関する研修及び啓発を行うよう努めなければならない。

(虐待の早期発見等)

第16条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待の早期発見のため、障害者に対する虐待に係る通報に関する普及啓発を行うものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待の早期発見及び早期対応のための体制を整備するものとする。

(障害者の家族等に対する支援)

第17条 県は、障害者の家族その他の関係者(以下この条において「障害者の家族等」という。)の日常生活における不安の軽減を図るため、障害者の家族等に対し、情報の提供、相談の実施、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(障害福祉に係る政策立案過程への障害者の参加の推進)

第18条 県は、障害者の福祉に係る政策の立案に関する会議の開催に当たっては、障害者の参加を推進するものとする。

(障害者主体の活動の促進)

第19条 県は、障害者の自立及び社会参加の促進のために障害者が主体となって企画し、及び実施する活動(以下この条において「障害者主体の活動」という。)に関する県民等の理解を深め、その活性化を図るため、障害者主体の活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県内において障害者主体の活動に取り組む団体又は個人が、相互に連携し、必要な情報を共有し、及び協働することができるよう支援に努めるものとする。

3 県は、障害者主体の活動の促進に資するよう、国内外の障害者主体の活動に関する情報の収集、整理及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生涯にわたる障害者への支援体制の整備)

第20条 県は、障害者が生涯にわたり必要な支援を切れ目なく受けることができる体制の整備に努めるものとする。

(高齢者施策等との連携)

第21条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の実施に当たっては、高齢者及び子どもの福祉に関する施策との連携を図るものとする。

(支援手法に関する調査研究)

第22条 県は、障害の特性に応じた支援手法の確立を図るため、国内外の先進的な取組に関する情報の収集その他の調査研究に努めるものとする。

(中核的な役割を担う拠点の整備)

第23条 県は、当事者目線の障害福祉の推進に資するよう、障害者の地域生活の支援及び社会参加の促進に関して中核的な役割を担う拠点の整備に努めるものとする。

(地域間の均衡)

第24条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の実施に当たっては、障害者に対する福祉サービスの地域間の均衡が図られるよう努めるものとする。

(自立支援協議会の活動の推進等)

第25条 県は、障害者への支援体制の整備を図るため、障害保健福祉圏域(保健及び医療と福祉との連携を図る観点から県内を区分した区域のことをいう。)ごとに協議会(障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。次項において同じ。)を置くとともに、その活動を推進するものとする。

2 県は、地域の実情に応じた障害者への支援体制の整備を促進するため、市町村が置く協議会との連携を図るものとする。

(人材の確保、育成等)

第26条 県は、障害者の福祉に係る事業に従事する人材(次項において「従事者」という。)の確保、育成及び技術の向上を図るため、情報の提供、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、従事者の職場への定着を促進するため、就労実態の把握、情報の提供、助言その他の従事者の心身の健康の維持及び増進並びに処遇の改善に資するための措置を講ずるものとする。

3 県は、障害者の福祉に係る活動及び事業並びに当該事業に従事することに対する県民等の関心を深めるため、広報活動の充実、当該事業の活動に接する機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第27条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

11. 障害者等の支援マーク

障害の中には、難聴や中途失聴、ろう等の聴覚障害や身体内部の機能障害など、外見からはわかりにくい障害があります。

このような障害のある方や難病患者のなかには、見た目には障害が分からないことで、周囲から誤解をされたり、不利益を被ったり、危険にさらされたりするなど、社会生活を送る上で多くの不便がある場合があります。

また、会話による意思の疎通が難しかったり、長時間立っていることがつらいなど、日常生活に大きな支障がある方もおり、電車やバスといった公共交通機関等では「優先席」を利用したり、特別な配慮が必要となる場合があります。

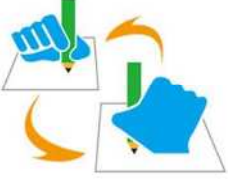
神奈川県が目指す「地域共生社会」「ともに生きる社会」は、障害の程度や状態に関わらず、あらゆる人が、ともに暮らしやすい社会を目指すことで実現します。まずは、私たち一人ひとりが障害のことを知り、「障害のある方が、どんな環境で、どんな支援を必要としているのか」や「障害のある方が感じる不便や悩みに気付く」ことが重要です。

障害のある方が支援を必要としていることや、障害に配慮された施設・設備があること等を分かりやすく伝えるため、国際的に定められたものや、自治体や障害者団体等が独自に提唱しているものなど、様々なマークや標示が作られていますので、これらのマークをご理解いただき、必要に応じて配慮へのご協力をお願いいたします。

マークの名称	概要等
障害者のための 国際シンボルマーク 	<u>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマーク</u>です。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見掛けた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。 特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。
盲人のための 国際シンボルマーク 	<u>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマーク</u>です。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見掛けるマークです。 このマークを見掛けた場合には、視覚障害者の利用への配慮についてご理解、ご協力をお願いします。
身体障害者標識 (身体障害者マーク) 	<u>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク</u>で、マークの表示については努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク) 	<u>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク</u>で、マークの表示については義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

ほじょ犬マーク 	<u>身体障害者補助犬法の啓発のためのマーク</u>です。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。 「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声掛けをお願いします。
耳マーク 	<u>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク</u>です。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益を被ったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮についてご理解、ご協力をお願いします。
ヒアリングループマーク 	「ヒアリングループマーク」は、<u>補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマーク</u>です。 このマークを施設に提示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らせ、利用を促すものです。
オストメイトマーク 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を増設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 「オストメイトマーク」は<u>オストメイトの為の設備（オストメイト対応トイレ）があること及びオストメイトであることを表すマーク</u>です。 このマークを見掛けた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。

ハート・プラスマーク 	<u>「身体内部に障害のある人」を表すマークです。</u> 身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害者の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見掛けた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いします。
「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク 	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示しており、<u>視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマーク</u>です。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声を掛け、困っていることを聞くなど、サポートをお願いします。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけるなど、サポートをお願いします。
ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、<u>外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク</u>です（JIS 規格）。 ヘルプマークを身に着けた方を見掛けた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声を掛ける等、思いやりのある行動をお願いします。
手話マーク 	<u>耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときや、役所・公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができることを表すマーク</u>です。 また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することができます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。

筆談マーク 	<u>耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所・公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができることを表すマークです。</u> また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することができます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。
障害者雇用支援マーク 	公益財団法人ソーシャルサービス協会が<u>障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する 認証マーク</u>です。 障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。 そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。
サポートマーク 	<u>『困っている人を助けたい!』その気持ちを表すマーク</u>です。 このマークを身に着けることで、周囲で配慮を必要としている方々が誰に声をかけてよいのか伝わり、寄り添うことが可能な社会になることを目的としています。

12. 用語の説明

本計画に記載されている専門用語とその解説を、50音順に掲載しています。

なお、障害福祉サービス等の内容については、234ページの「3. サービス見込量」に、また、障害福祉に係る様々な法律の内容については、260ページの「7. 障害福祉に係る法整備の歴史」に、それぞれ記載していますので、あわせてご確認ください。

(50音順)

用語	説明
ITS (高度道路交通システム)	最先端の情報通信技術等により、人と道路と車両とを一体として構築することで、交通管理の最適化を図り、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の飛躍的向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通し環境保全に寄与する道路システムのこと。 高速道路等では、このシステムが設置された通信アンテナ「ITSスポット」とETC2.0対応車載器、カーナビが双方向通信することで、料金収受だけでなく道路交通情報の提供などのドライバー支援が行われる。
一般就労	障害者の就労の形態で、民間企業などで雇用関係に基づき働くこと。 一方で、就労継続支援事業所などで就労することを「福祉的就労」という。
医療的ケア	家族等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。
インクルーシブ教育 (inclusive education)	支援教育の理念の下、共生社会の実現に向け、障害のある者と障害のない者が共に学ぶしくみであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと。 また、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること。
ウェブアクセシビリティ	誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

(50音順)

用語	説明
NPO (Non Profit Organization)	非営利団体や特定非営利活動促進法により法人格を得た団体(特定非営利活動法人)のこと。 また、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体を指すこともある。
オーラルフレイル	ささいな口腔機能の低下から始まる、心身機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態のこと。 「わずかなむせ」、「食べこぼし」、「発音がはっきりしない」、「噛めないものの増加」などが一例。
基幹相談支援センター	市町村が設置する、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・定着、地域の相談支援体制の強化の取組といった役割が求められている。
強度行動障害	他害(噛みつき、頭つきなど)や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形で出現している状態のこと。
筋電義手	筋肉を収縮する時に発生する微弱な電流をスイッチ信号として利用して、電動ハンド(手先具)を開閉することができる義手のこと。
ケアラー	高齢、身体上又は精神上的の障害や疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者のこと。
高次脳機能障害	交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会行動などの認知機能(高次脳機能)に障害が起きた状態のこと。
更生相談所	18歳以上の障害者の福祉について、相談や医学的、心理学的、及び職能的判定を行うとともに、必要な助言、援助を行う機関。 「身体障害者更生相談所」と「知的障害者更生相談所」がある。
工賃	就労継続支援B型事業所等が利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うもの。
合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。

(50音順)

用語	説明
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。
心のバリアフリー推進員	障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、企業等において、障害者への理解促進や受入れの取組みを支援するなど、障害者の社会参加を推進する取組みの中心的な役割を担う人のこと。
サピエ図書館	正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。視覚障害者等に対して、全国の点字図書館が作成した点字図書やデージー図書のデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。
サービス管理責任者	障害者総合支援法において、サービスの質の向上を図る観点から、個々のサービス利用者の初期状態の把握や個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担い、他のサービス提供者に対する指導的役割を持つ指定障害福祉サービス事業所等への配置が義務付けられている者。
差別解消支援地域協議会	障害者差別解消法第17条の規定に基づき、医療、介護、教育等の関係機関が、地域における障害者差別に関する相談等について情報共有するとともに、障害者差別を解消するための取組みを行うためのネットワークとして組織する協議会。
視覚障害者用付加装置 (音響式信号機)	交通信号機において歩行者用灯器が青であることを視覚障害者に知らせるため、外部に接続したスピーカーより誘導音を鳴動させる装置のこと。
児童発達支援センター	障害児に日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能を付与させるとともに家族への相談や助言等を行う地域の中核的な療育支援を行う通所施設のこと。
重症心身障害児	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童のこと。

(50音順)

用語	説明
住宅確保要配慮者	障害者、高齢者、低所得者、外国人など住宅を確保することが困難な人及びその世帯を指す。 配慮者の範囲は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、省令に定められている。
障害児通所支援事業	児童福祉法に基づき提供されるサービス。 障害児に通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練等のサービスを提供する事業をいう。児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援がある。
障害者芸術文化活動支援センター	国の障害者芸術文化活動普及支援事業に基づき設置し、地域における障害者の芸術文化活動を支援する拠点のこと。 障害者や事業所に対する相談支援、支援人材の育成、権利保護の推進、支援者のネットワーク構築などを行っている。
障害者権利条約	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。 平成18年12月13日に国連総会において採択され、平成20年5月3日に発効した。 日本は平成19年9月28日に署名し、その後、障害者基本法の改正、障害者総合支援法や障害者差別解消法の成立など様々な法制度等の整備が行われた。 また、平成26年1月20日には批准書を寄託。同年2月19日に同条約は日本について、効力を発生した。
障害者権利擁護センター	障害者虐待に関する通報及び相談窓口のこと。本県では、「神奈川県障害者権利擁護センター」という名称で、事業委託により運営されている。
障害者雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主に義務付けられている労働者の総数に占める障害者雇用の割合を指す。

(50音順)

用語	説明
障害者歯科診療所	多種多様な全身疾患を有するなど、一般の歯科診療所では対応が困難な障害者(寝たきりの高齢者を含む)に歯科治療を行う診療所。障害者の全身管理や行動管理、全身麻酔での歯科治療など専門的な知識・技術を持った歯科医療従事者が対応している。また、一般の歯科診療所よりも広いスペースを有し、移動ベッドのまま治療を行うことができるなど、様々な配慮がなされている。
障害者就業・生活支援センター (※通称:ナカボツ)	就職や職場への定着が困難な障害者を対象に、福祉、保健、雇用、教育などの関係機関との連携の拠点として連絡調整などを積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。県内には10か所設置されている。
障害者自立支援協議会	障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、障害者や障害者の福祉、医療、教育又は雇用に係る関係者が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ることを目的として設置する協議会のこと。
消費生活センター	県や市町村が設置する消費生活に関する相談や苦情処理などを行う施設のこと。消費者安全法により消費生活相談員の配置や週4日以上相談実施などが要件となっている。
職業能力開発センター	職業能力開発促進法に基づき設置される、在職者を対象に行う技能向上訓練(技能講習)、民間教育訓練機関等に委託して行う委託訓練等の職業訓練を実施する施設のこと。
自立支援医療	障害者総合支援法に基づく医療給付のこと。 原則として90%の医療費を医療保険と公費で負担し、10%を自己負担する。
自立生活援助	障害福祉サービスのひとつ。 自宅や関係機関を訪問して、一人暮らし等を始める障害者を支援する。

(50音順)

用語	説明
新生児聴覚検査	生後1、2日目頃の入院中の新生児を対象に、音が聞こえたときに出る脳波の一種を検査する方法のこと。検査は自動聴性脳幹反応(自動ABR)で行う。 「聞こえ」の障害を早期に発見し、適切な指導を受けることで、新生児の能力を十分に発揮させ、言語の発達を促すことができる。
身体障害者手帳	身体障害児・者に対して一貫した相談・支援を行うとともに、各種の援助を受けやすくするために、一定の障害のある者に対し申請に基づく障害程度を判定し、身体障害者であることの証票として都道府県知事(又は政令市長、中核市長)が交付する手帳のこと。各種福祉サービスを利用する際に活用できる。 また、各免除、割引制度についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。
身体障害者補助犬	目や耳、手足が不自由な方をサポートする盲導犬や聴導犬、介助犬のこと。 法律に基づき認定され、特別な訓練を受けている。ハーネスや胴衣などに補助犬を示す表示を付け、電車やバスなどの交通機関、スーパーや飲食店、ホテルなどに同伴する。
ストーマ用装具	人工膀胱や人工肛門を造設した際、腹部に作られたストーマから排泄される「尿」若しくは「便」を貯留するための装具のこと。 原則としてビニールで作られ、用途別に人工膀胱用と人工肛門用に分けられる。
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のために長期に渡り日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。各種福祉サービスを利用する際に活用できる。また、各免除、割引制度についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。
精神保健福祉センター	県民のメンタルヘルスの保持及び向上、並びに精神障害者の社会復帰の支援を図る総合的な施設のこと。 メンタルヘルスに関する相談、啓発普及事業等を行う。

(50音順)

用語	説明
成年後見制度	財産の管理や契約の締結などの法律行為等を行う際に、障害等により自分で判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が身の回りに配慮しながら財産管理や福祉サービスの契約などを行い、本人の権利を守り生活を支援する制度。 なお、弁護士や司法書士等の資格は持たないが、各市町村等が実施する市民後見人養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識や技術、社会規範、倫理性を身に付けた一般市民の第三者後見人を「市民後見人」という。
総合療育相談センター	子どもたちや障害のある方が、地域や家庭でいきいきと暮らせるように、医療と福祉の一体的な相談、判定を行うとともに、他職種間の専門的なチームアプローチによる質の高い療育・医療の提供を行う施設。
相談支援事業	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談を受けたり、必要な助言や関係機関との連絡調整などの支援を行うもの。 基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援がある。
相談支援専門員	障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う者として厚生労働大臣が定めるもの。
地域生活支援拠点等	障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備する障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制（面的な体制を含む。）。
地域生活支援事業	障害児者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて地方自治体が柔軟な形態で実施する事業のこと。 日常生活用具給付等事業や、外出のための移動支援事業などがある。

(50音順)

用語	説明
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供されるしくみのこと。 地域包括ケアシステムは、介護保険の保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされる。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム (※通称:にも包括)	上段の「地域包括ケアシステム」の考え方が基本であるが、現在の法律や制度では、精神保健や精神医療の施策が必ずしも地域保健法や社会福祉法、医療法などに規定される各種施策と一体となっていないという現状がある。 この状況を改善し、地域の各種施策で精神障害等を抱えた方を特別扱いすることなく、精神障害「にも」対応していくことが重要であるという考えから生まれたしくみのこと。
通級指導	発達障害がある生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、学習・生活上の困難を改善・克服するために受ける特別な指導（県立高校の場合）のこと。
TSPS (信号情報活用運転支援システム)	一般道路上にある高度化光ビーコンからの情報を用いて、信号交差点での減速や発進など、円滑に通行するための運転を支援するシステムのこと。
DSSS (安全運転支援システム)	ドライバーが視認困難な位置にある自動車を、感知機が検出し、その情報を車載装置などを通して提供し、注意を促すシステムのこと。
デイジー (DAISY) 図書	Digital Accessible Information System の略で、視覚障害や発達障害、肢体不自由その他の障害により視覚による表現の認識が困難な方のために制作されるデジタル図書の国際標準規格で製作された電子書籍の総称。 読みたい章やページに移動したり、再生スピードを変えたりすることができ、音声デイジー、テキストデイジー、マルチメディアデイジー等がある。
テレワーク	情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

(5 0 音順)

用語	説明
点字図書館	身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設のひとつ。 点字図書やデージー図書の製作・貸出、図書の紹介、点訳ボランティア・録音ボランティアの養成などを実施している。
電話リレーサービス	聴覚障害者と聴者を電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレーターがテレビ電話や文字チャットを使って、“手話や文字”と“音声”を通訳することにより、電話で即時双方向につなぐサービス。
特別支援学級	小・中学校において、障害のある児童生徒（知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症・情緒障害者）に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級のこと。
特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校のこと。
難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。
Net119	音声による119番通報が困難な聴覚障害のある方、言語障害のある方が、スマートフォン等の携帯情報端末から、円滑に消防への通報を行えるようにするシステムのこと。
ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、誰もがその人らしく暮らすことのできる社会の実現のため、条件が整えられ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとした思想。
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するもの。

(5 0 音順)

用語	説明
発達障害者地域支援マネージャー	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に位置付けられ、各地域における発達障害児者の支援体制の整備に係る市町村や事業所等への支援・助言や、医療機関との連携等を図る役割を持つ者のこと。
バリアフリー	障害者や高齢者などの社会的弱者にとって、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態を指す用語。
ピア ピアサポート ピアサポーター ピアカウンセリング	「ピア」とは「仲間」という意味。 「ピアサポート」とは「仲間同士の支え合い」を指す。 「ピアサポーター」とは、自分の精神障害や精神疾患の体験を生かし、ピア(仲間)として支え合う活動をする方たちのことを指す。 「ピアカウンセリング」とは、同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として行うカウンセリングを指す。
ファックス110番	聴覚又は音声・言語機能障害者が、ファックスによって110番通報が行えるように、ファックス受信機を警察本部通信指令課に設置して運用し、事件・事故の早期対応を図るもの。 ファックスには「事件か事故か」、「発生場所」、「発生時間」、「被害状況や犯人の情報」、「通報者の住所、氏名、年齢、性別」を書き込む必要がある。
福祉的就労	障害者の就労の形態で、就労継続支援事業所などで就労すること。 一方で、民間企業などで雇用関係に基づき働くことを「一般就労」という。
福祉避難所	障害者や高齢者など、一般の避難所では生活することが難しい要配慮者のために、一定の配慮がなされている避難所。
メール110番	聴覚又は音声・言語機能障害者が、携帯電話の電子メールやパソコンのインターネット機能を利用して緊急通報が行えるように、専用のパソコンを警察本部通信指令課に設置して、事件・事故の早期対応を図るもの。 メールには「事件か事故か」、「発生場所」、「発生時間」、「被害状況や犯人の情報」、「通報者の氏名、年齢」などの項目がある。

(5 0 音順)

用語	説明
盲ろう者	視覚障害と聴覚障害が重複している者のこと。
ヤングケアラー	ケアラーのうち、18歳未満の者のこと。
優先調達	障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、障害者優先調達推進法に基づき、県が行う物品等の調達を指す。
ユニバーサルツーリズム	年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、すべての人が気兼ねなく参加し楽しめる旅行のこと。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方のこと。
要約筆記	聴覚障害者のためのコミュニケーションの1つで、話し手の内容を筆記して聴覚障害者に伝達するもののこと。 一般的にはOHP（オーバーヘッドプロジェクター）などを使用し、話し手の話の内容をTP（トランス・ペアレンシー）に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられる。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。
要約筆記者	所定の講習を受けて要約筆記を行うために必要な専門性の高い知識と技術を習得し、聴覚に障害のある方とない方とのコミュニケーションを支援する者のこと。
リハビリテーション	障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的プログラムにとどまらず、障害者のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す考え方。 障害者施策の重要な理念の一つ。また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。

(5 0 音順)

用語	説明
療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された方に交付される手帳のこと。 所持する者については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができる。 療育手帳制度は、各自治体において、判定基準等の運用方法が定められている。



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 (045) 285-0528 (直通)

FAX (045) 201-2051